

第 45 回

自由法曹団東京支部総会

特別報告集



憲法・平和

●改憲阻止をめぐる情勢と課題	今村幸次郎	1
●あすわか2016	早田由布子	5
●オスプレイの横田配備に関しての東京支部の取り組み	石島 淳	6
●安保法制違憲訴訟の現状	黒岩哲彦	8
●日米同盟・安保条約から目を背けてはならない	松島 暁	12
●憲法改悪をめぐる情勢とたたかい方について考える	須藤正樹	14
●始動した憲法審査会の危険	山添 拓	21
●「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」 の活動について	長尾詩子	24
●城北法律事務所の取り組み	船尾 遼	27
●改憲を許さない三多摩法律事務所の取り組み	吉田健一	28
●2016年 地域の憲法運動の取り組みについて	高橋伸子	30
●すみだ九条の会の活動ほか	坂本隆浩	33
●足立地域の憲法運動	黒岩哲彦	34
●東京法律事務所の憲法委員会活動	今泉義竜	35
●憲法に関する事務所の取り組みについて	千葉恵子	37
●戦争法廃止をめざす代々木総合法律事務所のとらぐみ	田中和幸	39
●「沖縄・高江への警視庁機動隊派遣に反対する住民訴訟について」	高木一彦	40
●8月8日「天皇メッセージ」の意味と課題	松島 暁	44

教育

●都立学校「日の君」強制事件訴訟・最近の動き 特に、定年退職後の再雇用拒否事案について	柿沼真利	48
●「指導力不足等教員」認定制度の問題と 職場復帰をめざす闘い	富永由紀子	50
●「子どもの貧困問題」	木村真実	52
●「18歳選挙権と主権者教育についてー自身の体験を通して」	白神優理子	54
●18歳選挙権と教育の「政治的中立性」 ～教育現場に憲法の風を吹かせよう～	加藤健次	56
●武蔵村山五中「ミニブートキャンプ」問題について	植木則和	58

労働・貧困

●安倍政権の労働法制改悪を許さない	並木陽介	60
●成長戦略を推進し、多様な社員を生み出す安倍「働き方改革」	鷺見賢一郎	62
●「不当解雇をはねかえしパティシエ復職」	平井哲史	69
●ブラック企業被害対策弁護団の取り組み		

(2016.11.4 実施・真夜中の労働ホットライン)	大久保修一	72
●出向中の社員の過労自殺について、		
出向元の安全配慮義務違反を認めた東京地裁判決	蟹江鬼太郎	74
●立川市就労指導違反保護廃止自殺事件に関する取り組み	田所良平	75
●首都圏建設アスベスト訴訟のたたかい	小川杏子	78
●首都圏青年ユニオン顧問弁護団の現在の活動	笹山尚人	81
●日本IBMロックアウト解雇事件などについて	並木陽介	84
●社会保険庁職員不当解雇撤回闘争の現在	中川勝之	87
●いすゞ自動車「非正規切り」事件の解決の報告	酒井健雄	92
●特別報告・公務員賃下げ違憲訴訟の控訴審判決	佐久間大輔	94
●「専修大学労災患者解雇事件」再び最高裁へ	萩尾健太	97
●2月に出る中労委命令で明治乳業争議の解決を	金井克仁	102
●江戸川動物園で有期契約の飼育職員、		
無期雇用契約転換を勝ち取る！	青龍美和子	103
●メトロコマース労働契約法20条裁判、いよいよ判決へ！		
～安倍「働き方改革」（「同一労働同一賃金」		
ガイドライン案）との関係は？～	青龍美和子	104
●ベローチェ争議 和解成立の報告	三浦佑哉	107
●「都立職業能力開発センター非常勤講師解雇事件」	山添健之	110
●NHK地域スタッフ不当労働行為事件	三浦佑哉	113
●裁判したら雇止め！？～国際自動車事件 仮処分勝利決定～	江夏大樹	115
●事件報告・日本商業新聞社マタニティ・ハラスメント事件	長谷川悠美	118
●一方的な退職手当の減額は無効		
都留文科大学事件判決の意義	田所良平	120
●サクラ印ハチミツ争議物語	平井哲史	122
●郵政65歳解雇訴訟、上告審へ	萩尾健太	126
●大学の一方的措置に待ったをかける（尚美学園事件）	平井哲史	128
●日本ヒューレット・パカード事件	鹿島裕輔	130
●マタニティハラスメントと労働組合の力		
ー日本航空マタニティハラスメント訴訟から	竹村和也	131

都政・市民・環境

●リニア新幹線計画を中止に迫り込む訴訟提起と課題	関島保雄	135
●築地市場移転問題の現在	中川勝之	138
●補助26号事件の取り組み	船尾 遼	139
●マイナンバー違憲訴訟について	瀬川宏貴	141
●「外環の2」道路都市計画訴訟	久保田明人	143
●ノーモア・ミナマタ訴訟、判決へ	齊藤園生	145

●国の救済制度を求める東京大気のだたかい・・・・・・・・・・	原希世巳	147
●HPVワクチン薬害訴訟・・・・・・・・・・	水口真寿美	149
●第2次新横田基地公害訴訟 ～静かな空を求めて～・・・・・・・・	佐藤 宙	150
●上原元国立市長に対する求償請求事件・・・・・・・・・・	窪田之喜	153

刑事・弾圧

●「一般人」と「犯罪集団」のレッテルを貼り分けて監視密告社会 をつくるツール～共謀罪（テロ等準備罪） 創設の改正法案を阻止します・・・・・・・・・・	三澤麻衣子	156
●刑訴法等「改悪」一括法案反対の闘いを振り返って・・・・・・・・	弓仲忠昭	164
●倉敷民商弾圧事件について・・・・・・・・・・	鶴見祐策	168
●今市事件について・・・・・・・・・・	横山 雅	169
●築地公務執行妨害でっち上げ国賠事件、高裁でも勝訴し確定・・	今泉義竜	171
●給費制運動の到達点と今後の課題・・・・・・・・・・	緒方 蘭	172

原発・震災

●福島原発避難者訴訟のご報告・・・・・・・・・・	高橋右京	175
●「生業を返せ、地域を返せ！」 福島原発事故被害弁護団の取り組み・・・・・・・・・・	馬奈木巖太郎	177
●生業を返せ、地域を返せ！福島原発被害訴訟 における検証と本人尋問・・・・・・・・・・	大住広太	179
●福島原発被害首都圏弁護団の活動・・・・・・・・・・	吉田悌一郎	184
●「原発と人権」ネットワーク活動報告 特に福島原発事故被害 の回復に関する政策提言・・・・・・・・・・	柿沼真利	186

◇憲法・平和

改憲阻止をめぐる情勢と課題

旬報法律事務所 今村 幸次郎

1 はじめに

2017年は日本国憲法施行70年です。憲法の人権尊重主義、民主主義、平和主義の価値や意味を再確認して、広げていくことで、安倍政権による改憲策動を許さない取り組みを強める、このことが、今年の課題になると思います。

2 安倍首相の年頭の発言

安倍首相は、本年1月5日の自民党の仕事始めで、今年が憲法施行70年の節目になることに触れ、「新しい時代にふさわしい憲法はどんな憲法か。今年はいよいよ議論を深め、だんだん姿形をあらわしていく、形づくっていく年にしたい」と発言しました。今、自民、公明、維新などの改憲派は、衆参両院で3分の2超の議席を占めています。1月20日から始まる通常国会では、憲法審査会で、改憲項目の絞り込みが進められる可能性もあります。こうした動向を注視しつつ、明文改憲に向けた雰囲気づくりを許さず、「今必要なのは、憲法を変えるのではなく、むしろ、これを守り生かすことである」と訴えていくことが求められています。

3 トランプ大統領

アメリカでは、1月20日にトランプ大統領が就任します。その外交、安全保障政策がどのようなものになるのかは、まだよくわかりませんが、トランプ氏は、「核能力の強化・拡大」を明言し、また、「IS 掃討作戦を優先課題にする」とも発言しています。さらに、中国との対立姿勢も鮮明にしています。

トランプ政権の国防長官には、イラク戦争などで指揮をとり、「狂犬」の異名をとるジェームズ・マティス元中央軍司令官（元海兵隊大将）が起用されました。外交・安全保障政策を統括する国家安全保障担当大統領補佐官には、元国防情報局長のマイケル・フリン氏（元陸軍中將）が充てられました。これほど元将軍を重用するのは南北戦争後の1869年に発足したグラント政権以来のことだそうです。

こうした布陣を整えたトランプ氏は、IS 掃討作戦など戦争をしたがっているようにしか思えません。そうなった場合に、戦争法が施行された日本は、どう対応するのか。このことが鋭く問われることになります。戦争法の発動を許さないたたかいがいよいよ重要となってきます。

4 中国、北朝鮮

トランプ氏が「一つの中国」政策の見直しを示唆する発言などをする一方、中国海軍の艦船が、南シナ海のフィリピン沖で米海軍の海洋調査船の無人潜水機を奪うという事態が発生しました。中国側は、米軍が無人潜水機を使って、南沙諸島における中国側の建設状況を偵察したり、南シナ海での中国の潜水艦の航路を探ったりしていたと主張し、米軍の動きを偵察行為とみなして批判しています。その後、中国国防省は、「適切な方法を通じて潜水機を米側に引き渡す」と発表しましたが、南シナ海をめぐる米中の軍事的な行動や応酬が強まるのは必至です。

北朝鮮は、昨年5月に36年ぶりの朝鮮労働党大会を開催し、核・ミサイル開発を継続する方針を確認しました。実際、核実験や弾道ミサイル発射を繰り返しています。最近では、今年に入って、金正恩氏が、「新年の辞」で、ICBM（大陸間弾道ミサイル）の発射実験の準備が最終段階にあると述べました。1月8日には、北朝鮮外務省報道官が、ICBMについて、「最高首脳部が決心する任意の時刻に任意の場所から発射されるだろう」と表明するなど脅威が高まっています。

こうした情勢を踏まえて、日本では、軍事的対応や日米同盟の強化、戦争法発動、9条改憲を押し進めようとする動きもありますが、事態を冷静にとらえて、韓国を含む近隣諸国との協力や外交的努力により平和を確保する取り組みこそが重要と思われます。

5 南スーダン PKO と武器等防護

昨年11月20日、駆け付け警護や宿营地共同防護という戦争法による新任務を帯びた陸上自衛隊の部隊が南スーダン PKO に派兵されました。内戦状態となっている南スーダンにおいて、これまでとは全く違う拡充された武器使用を伴う任務が命じられることで、自衛隊員が戦闘に巻き込まれ、殺し殺されるという事態が現実のものになるおそれがあります。新任務を発動せず、自衛隊の撤退を求める運動を強めていかなければなりません。

息子さんが陸上自衛隊に所属する平和子さん（仮名）が、安倍政権を相手取り、南スーダン PKO 派遣の差し止めを求める訴訟に立ち上がりました。東京からも大きく支援していきたいと思います。

他方で、昨年12月22日、政府は、戦争法に基づき、平時から自衛隊が米軍などの艦船を守る「武器等防護」の運用を開始しました。同日、日本版 NSC が、武器等防護の運用指針を決定しています。「武器等防護」は、平時と武力攻撃に至らない「グレーゾーン」に対応するもので、想定される場面としては、日米共同訓練、米イージス艦による北朝鮮の弾道ミサイル警戒、「重要影響事態」における米軍等への後方支援活動などがあります。戦争法の中でも、「最も米軍が必要とし、実施機会がありうるもの」（防衛省幹部）とされています。

昨年の参院選終了後、しゃにむに戦争法を発動しようとしている安倍政権の姿勢は強く批判しなければなりません。憲法違反の戦争法を発動せず、速やかにこれを廃止させるための運動を強めていく必要があります。「安保法制違憲訴訟」は弁護団1000名、原告団3000名という規模になっています。法廷の内外でのたたかいを大きく広げていくことが求められています。

6 沖縄

昨年12月20日、辺野古新基地建設のための埋立承認の取消をめぐる違法確認訴訟で、最高裁は、翁長知事の承認取消は違法とする原審（福岡高裁那覇支部）判決の結論を維持する不当判決を下しました。しかし、最高裁は、「米軍新基地は必要」、「辺野古が唯一の解決策」という国の主張を丸のみにした原審判決の理由を全面的に書き換え、前知事の承認の適法性のみをその理由としています。国地方係争処理委員会が、承認取消に対する国の是正指示について適法との判断を示さなかったこととあわせて、この間の県、弁護士、県民などのたたかひの成果といえると思います。

今後、「辺野古に米軍新基地を造らせない」たたかひは新たな段階を迎えますが、「沖縄に米軍基地はいらない」、とりわけ「海兵隊はいらない」との世論を確固たるものにし、翁長知事が、改めて、前知事のなした承認を「撤回」できるような環境を作ることが課題になるものと思います。

昨年12月13日には、米軍オスプレイが名護市沿岸に墜落しました。在沖米軍のトップは、「住宅や住民に被害がなかったことに感謝すべきだ」とか、「パイロットは表彰ものだ」などと暴言を吐きました。しかし、日本政府からこの発言への抗議はなく、事故のわずか6日後には、オスプレイの訓練が再開され、政府はこれを認めています。

高江では、住民らの反対を暴力で押さえつけて、米軍のオスプレイ発着基地建設が強行され、昨年12月下旬には完成させられました。

沖縄における米軍、日米両政府の横暴は極まっています。「オスプレイは県民にとって、日米安保体制が沖縄に強いている『理不尽』の象徴。本土の人も米軍も、それがわかっていない」（翁長氏を支持する県議）、「このような事故を受けてオスプレイが飛ぶ状況は看過できない」（翁長知事）。これが沖縄の声です。

全国から、そして東京から、辺野古新基地建設反対、普天間基地の即時無条件撤去、米海兵隊の沖縄からの全面撤退、オスプレイの撤去を求める声を上げていくことが強く求められています。

7 今後の取り組み

（1）改憲阻止対策本部に結集しよう

改憲対策本部では、辺野古新基地建設阻止のたたかひをどう進めるか（1月11日）、日米安保条約を批判的に検討し、非戦、非軍事の平和主義をどう広げていくか（1月25日）などについて議論し、改憲阻止に向けて取り組んでいます。最近はメンバーが少し固定化し、また、少数化しつつあります。東京からの参加、とりわけ、若手の参加が期待されます。

会議日程は、2月13日、3月10日、4月5日、5月10日、6月12日、7月4日、9月5日、10月11日で、時間・場所はいずれも18時30分～・団本部です。

（２） 憲法施行 70 年にふさわしい運動を成功させよう

今年は、憲法施行 70 年。5・3 集会をはじめとして、それに合わせた様々な取り組みが展開されることになると思います。これらを多数の参加で大成功させる必要があります。

今年の 5・3 集会は、5・3 憲法集会実行委員会の主催で、5 月 3 日 11 時～16 時（予定）、有明防災公園（東京臨海広域防災公園）において、「施行 70 年 いいね！日本国憲法—平和といのちと人権を！5・3 集会」として開催されることになっています。

それ以外にも、総がかり行動実行委員会では、毎月 19 日の行動を継続しています。1 月 19 日には、18 時 30 分から、国会議員会館前～国会図書館前で、「安倍政権の暴走止めよう！自衛隊は南スーダンからただちに撤退を！1・19 国会議員会館前行動」が行われます。毎回の行動を大きく盛り上げることが求められています。

（３） 沖縄、辺野古新基地建設阻止の運動に取り組もう

東京では、警視庁が高江の警備に人員を派遣し、財政支出したことについての住民監査請求、そして、それに続く住民訴訟が行われています。辺野古新基地建設を許さず、沖縄から海兵隊やオスプレイを撤去するためには、全国、そして東京から、このような様々なたたかいを巻き起こす必要があります。東京では、若手の取り組み（NBF）や高江への参加等も行われています。今後も東京からの取り組みを強めていくことが求められます。

（４） 衆議選で野党共闘の躍進を！

今年は、衆院解散総選挙が行われる見通しにあります。当初は、「年明け早々、通常国会冒頭」での解散もささやかれましたが、現在では、「秋以降で検討」と報じられています（1 月 5 日付朝日）。

いずれにしても、次の解散総選挙は、昨年の参院選で実現した野党共闘をさらに大きく豊かに発展させて、「立憲野党」の大躍進を勝ち取らなければなりません。政権与党及び改憲勢力を後退させ、少なくとも、3 分の 2 をとらせないという結果を実現させることが、改憲阻止の上で重要となります。

そのためには、地域での共同の運動を強め、市民の力で政党間の共同を前進させることが求められます。

9 条改憲反対、戦争法発動阻止、廃止、辺野古新基地建設反対等の運動とともに、格差と貧困、アベノミクスによる弱者・国民の疲弊を解消するたたかいを強め、それが、野党共闘の共通政策として結実し、「野党統一候補が国民から選択される」という状況を作り出す必要があると思います。

すでに立候補を決意されている団員もおられます。その支援に全力を上げることはもちろんです。

あすわか 2016

旬報法律事務所 早田 由布子

1 4年目に入りました

2016年、あすわか設立4年目に入りました。会員数も2016年末時点で550名を超え、新たに大阪支部が設立されるなど、全国で活発に活動しています。

2 憲法カフェの経験交流

あすわかの活動とほぼ同期間行っている憲法カフェの活動は、全国で地道に続けています。7月の参議院選挙に向けて、その前に憲法の話聞いておきたいという方が多く、あすわかにもたくさんの憲法カフェ依頼が寄せられました。立正佼成会から2か月間で100件をはるかに超える依頼があり、全国で会員が奔走しました。政権批判を前面に出されるとびっくりするという層が確実にいて（むしろ大多数）、その方たちに届くような話をしてほしいという依頼をいただけるのは、あすわかの存在意義であると考えています。

一方で、安保法制が2015年9月に成立した後、一般の方の憲法への関心は、それほど高まっていないと言わざるを得ません。特に、憲法の話聞いたことがない、初めて聞きたいという方向けの憲法カフェの依頼はずいぶん減りました。

そんな中、あすわかでは、これまでの憲法カフェの経験を広げ、講師の担い手を増やすために、憲法カフェ交流会を行いました。全国から約20名が集まり、多数の憲法カフェを行った会員からのデモンストレーションや広げる工夫、悩みなどを共有しました。2016年秋の自由法曹団総会でこの経験について発言し、全国の団支部で憲法カフェ講師養成学習会を開催してほしいと提起したところ、東京支部が12月末に新人企画を兼ねて開催してくださいました。大変有意義だったと思いますので、引き続き定期的に行っていただきたいと思います。

3 新たな課題への対応

7月の参議院選挙後に憲法改正手続が現実の政治日程に上がると予想される中、中心的な話題は緊急事態条項、憲法24条、教育現場の「政治的中立」の3つでした。これらはいずれも、安倍政権のバックグラウンドにある日本会議が特に力を入れている分野です。あすわかでは、これらをテーマとしたイベント「緊急事態条項がヤバすぎるのでフェスで叫ぶことにしました」

（通称・緊急事態条項フェス。3月12日開催）及び「憲法カフェまつり2016」（9月24日開催）を開きました。

また、参議院選挙における合区解消のための憲法改正という話題も出てきました。合区解消は市民の理解を得られやすく、第1回の改憲テーマに上がってくる可能性はそれなりに高い話題であると思われます。私としては、議員定数を変に減らすから合区などという話になるのだと思っているのですが、私たちが改憲に対してどのような態度を示すか問われるテーマです。

4 あすわか2017

2017年、あすわかは、元日からフルスピードで稼働しています。日付にちなんだ憲法の条文解説を毎日公開していく「やや日めくり憲法」を、ブログと Facebook で始めています。有名企業の役員による公然たるヘイトスピーチや、小田原市職員の生活保護バッシングジャンパーなど、年明け早々から憲法的価値に反する話題であふれています。しかし、だからこそ憲法的価値を地道に伝えていく必要があります。

2017年も、あすわか活動にご注目ください。51期以下の方でまだあすわかに入っていない方は、ぜひともご入会下さい。

オスプレイの横田配備に関しての 東京支部の取組み

支部事務局次長 石島 淳

1 首都東京へのCV22オスプレイ配備計画

米軍横田基地は、東京多摩地域にある米軍基地であり、福生市・立川市・昭島市・武蔵村山市・羽村市・瑞穂町の5市1町にまたがり所在しています。この首都・東京の横田基地にオスプレイを配備する計画が進められています。

2015年5月、外務省・防衛省からのお知らせとして、米国政府から2017年の後半にCV22オスプレイ3機の配備をするという通告があったことが周辺自治体に知らされました。通告では、2021年までに計10機の配備をするとしています。

2 オスプレイ横田配備の危険性 ― 攻撃的性格と高い事故率

沖縄普天間基地に配備されているMV22オスプレイが米軍海兵隊の輸送機として使用されるのとは比べ、CV22オスプレイは、特殊作戦機 ― 敵地への強襲作戦や要人の暗殺、拉致、対テロ作戦などの特殊作戦を任務とする機体です。このような特殊作戦機を横田基地に配備することは、東京を日米共同の特殊作戦や海外侵略の最前線基地にすることにほかなりません。

オスプレイが事故を引き起こす危険性はくり返し指摘されており、近年では2015年ハワイ・オアフ島ペローズ空軍基地での死傷事故に加え、2016年12月には沖縄・名護市の集落に程近い海岸で「墜落」事故を発生させたことは記憶に新しいところです。事故率についてみると、飛行時間の増加に伴い事故率が低減するとの日本政府などの説明に反し、実際には、先に運用の進められたMV22オスプレイの重大（クラスA）事故率は2011年以降上

昇傾向にある（１０万飛行時間あたり、２０１２年５月１．９３件、２０１５年１２月３．６９件）との報道もなされています（２０１６年１月６日琉球新報）。

特殊作戦部隊を配備して夜間訓練や低空飛行訓練などを行なうことになれば、安全性に問題のあるオスプレイが飛び回ることになります。周辺の５市１町だけでも５１万人以上が生活しており、基地３キロ圏内だけでも３０校の小中学校がある地域が安全と平穏を脅かされることになるのです。現在でも関東上空に広がる米軍の訓練空域に、さらに危険なオスプレイが飛び回ることが懸念されます。また、東京を特殊作戦・海外侵略の最前線基地にすることは、日本を「戦争をする国」としてアメリカの戦争に加担させ、さらなる日米の軍事的一体化をもたらすことになります。

３ オスプレイ反対東京連絡会

こうした情勢の下で、オスプレイ横田配備に反対する運動を「オール東京」の枠組みで進めようと、２０１５年８月に立ち上げられたのが「オスプレイ反対東京連絡会」でした。この会は、安保破棄東京実行委員会・東京地方労働組合評議会・東京平和委員会に自由法曹団東京支部も事務局団体として加わり、１０を超える世話人団体の会議を月１回程度開催して取組みを進めてきました。

２０１５年１１月には、福生市・多摩川緑地福生南公園で“**STOP！「戦争する国」 いのち脅かすオスプレイは東京・横田基地に来るな！ １１・２１大集会**”を開催し、約５０００人が集まり、オスプレイはいらない！の声をあげました。このときのリレートークでは、若手団員が辺野古の新基地建設反対と連携して行っている活動を紹介し、沖縄のたたかいとの連携もアピールすることができました。

４ 連絡会の２０１６年の活動

２０１６年春以降は、オスプレイの横田基地配備問題についての連続学習会を企画・実施してきました。基地が多摩地域に立地しているという地理的条件から、とくに２３区において認知度を広め課題を共有していく必要があるという問題意識のもとでの学習会で、新宿、品川、練馬などで行ないました。

２０１６年１１月には、“オスプレイを東京・横田基地に配備させない**１１・２３大集会**”を福生市・多摩川中央公園で開催しました。当日は曇天の寒空で、翌日には初雪の予報がなされるという天候のなかでしたが、５０００人が詰めかけそのうちの約半数が２３区からの参加となりました。参加者の感想には、集会前に頭上を低空で飛び回る飛行機（Ｃ１３０輸送機）が何度も見えて騒音や基地問題を実感した、という声が多くあり、「現場」に足を運ぶことで得られるリアルな問題点を多数の参加者に伝えることができました。また、リレートークでは、低空飛行訓練による爆音被害が続く長野県佐久市からの参加者のうったえや、オスプレイの整備拠点化を進められている千葉県木更津からの参加者のうったえもあり、近県との運動の連携にも手ごたえを感じました。それとともに、沖縄選出の伊波洋一参院議員、稲嶺進名護市長か

らも集会へのメッセージが寄せられ、前回に引き続き沖縄との連携を確認できました。

そして、11月の大集会では、「オスプレイ配備阻止を目指すオール東京での共同行動をつくり、広げていくことを呼びかけます。広く市民、労働者が手をたずさえれば、配備阻止は実現できます。戦争する国へと暴走する安倍政権を止める大きなうねりを作ることができます。いのちと平和を守る決意を、共同した闘いの力にしていこうではありませんか。」と力強く締めくくるアピール提案を採択しました。団支部では、「横田基地へのオスプレイ配備計画の撤回とすべての米軍基地の撤去を強く求める」幹事会決議を採択し、11月28日には決議文を防衛省へ持参して執行して、「共同の闘い」に力を尽くしました。

今後、連絡会では、「CV22の横田飛行場配備に関する環境レビュー」（審査報告書）の問題点の学習会の開催や「オール東京」の枠組みで取り組む署名など、配備阻止を目指した活動を続けていく構えです。東京支部としてもさらに力を入れていきたいと考えています。

安保法制違憲訴訟の現状

北千住法律事務所 黒岩 哲彦

全国で5000人を超える裁判闘争に発展

2016年4月26日の東京国賠・差止訴訟の提訴を皮切りに2017年1月17日現在で、15地域、17訴訟、原告総数は5195人となっています。

群馬、宮崎、鹿児島 の3県で提訴が確定し、さらに、仙台、山梨、茨城、新潟、岐阜、和歌山、愛媛、熊本、沖縄などで提訴が模索されています。

【提訴済】

		提訴日	原告	代理人	第1回期日	第2回期日	第3回期日
1	東京 国賠	2016/4/26	456	621	2016/9/2	2016/12/2	2017/3/3
2	東京 差止		51		2016/9/29	2016/12/21	2017/4/14
	東京第2 次	2016/11/22	865				
3	福島	2016/4/26	225	7	2016/11/16	2017/4/26	
4	高知	2016/5/6	32	11	2016/9/30	2017/1/31	
5	大阪 差止	2016/6/8	702 34	25	2016/11/15	2017/2/22	

		2016/10/28					
	大阪第2次	2016/11/21	298				
6	長崎	2016/6/8	118	48	2016/11/8	2017/2/27	
7	岡山	2016/6/17	402	45	2016/11/24	2017/3/22 14:30	
	岡山第2次	2016/9/21	158				
8	埼玉	2016/6/20	318	104	2016/10/26	2017/1/25 11:00	2017/3/8 11:00
	埼玉第2次	2016/10/21	131				
9	長野	2016/7/26	292	38	2017/2/3 10:30		
10	女の会 (東京)	2016/8/15	106	9	2017/2/10 15:00		
11	神奈川 (横浜)	2016/9/16	254	80	2017/1/26		
12	広島	2016/9/16	165	47	2016/12/21 15:00		
13	福岡	2016/11/16	41	197			
			13	196			
14	京都	2016/12/19	97	49			
15	山口	2016/12/26	116	19			
16	大分	2017/1/10	42	28			
17	札幌	2017/1/16	268	98			

5195

1622

東京訴訟の状況

国賠訴訟

担当は民事第1部です。 国の指定代理人は、法務省、内閣官房国家安全保障局、防衛省大

臣官房訴訟管理官付、同省防衛政策局から来ています。被告答弁書は安保法制の違憲性については「争点とも関連しないので認否の要を認めない。」として、安保法制の合憲性を主張していません。

差止訴訟

担当は民事第2部です。 国の指定代理人は、国賠訴訟の官庁で同じで、被告答弁書は、「行政処分」性と争い、安保法制の違憲性については「争点とも関連しないので認否の要を認めない。」として、安保法制の合憲性を主張していません

黒岩の意見陳述—平和的生存権の権利性・被侵害利益性—

私は、国賠と差止めの第2回口頭弁論で次の意見陳述を行いました。

1 原告らは、新安保法制法によって侵害される原告らの権利・法的利益として、第1に平和的生存権を主張するものであるが、これに対し、被告は、答弁書において、原告ら主張の被侵害利益は、いずれも具体的な法的利益ではなく、国家賠償法上保護された権利ないし法的利益の侵害をいうものでもないから、主張自体失当であると主張している。そこで、本準備書面では、平和的生存権の権利性・被侵害利益性について主張を補充するものである。

平和的生存権は、平和のための世界的な努力(平和的生存権の根拠1)、憲法前文、9条、13条をはじめとする第3章の諸条項の憲法の規定(平和的生存権の根拠2)、憲法学説の研究の成果と裁判例(平和的生存権の根拠3)、平和を守るための動き(平和的生存権の根拠4)により、平和的生存権の具体的権利性・裁判規範性は認められる。

2 被告は答弁書で平和的生存権の具体的権利性・裁判規範性を否定する根拠として札幌高裁昭和51年8月5日判決から最高裁判所平成元年6月20日第三小法廷判決まであれこれの14の判決を引用している。しかしこれらの判決は時代遅れのものである。平成元年最高裁判所判決後に①自衛隊イラク派遣差止等請求事件の名古屋地裁判決(平成19年3月23日・いわゆる「田近判決」)②自衛隊イラク派遣差止等請求事件の名古屋高裁判決(平成20年4月17日)③自衛隊イラク派遣違憲確認等請求事件の岡山地裁判決(平成21年2月24日いわゆる「近下判決」)が出されている。

名古屋高裁判決・青山判決は確定判決であることは重要である。青山判決は「この平和的生存権は、局面に応じて自由権的、社会権的又は参政権的な態様をもって表れる複合的な権利ということができ、裁判所に対して保護・救済を求め法的強制措置の発動を請求し得るという意味における具体的権利性が肯定される場合がある」としている。本件差止請求は、平和的生存権に基づき裁判所に対して保護・救済を求め法的強制措置の発動を請求しているのである。

「市民平和訴訟」平成8年5月10日東京地裁判決が、「政府は、憲法九条の命ずるところに従い、平和を維持するよう努め、国民の基本的人権を侵害抑圧する事態を生じさせることのないように努めるべき憲法上の責務を負うものということができ、この責務に反した結果、基本的人権について違法な侵害抑圧が具体的に生じるときは、この基本的人権の侵害を理由として裁判所に対して権利救済を求めることは可能といえよう。」と判示した点は軽視すべきでない。

3 平和的生存権は、憲法前文と9条及び第3章の人権規定から基本的人権の基底的権利として具体的権利性があり、裁判規範であること認められ、原告ら主張の平和的生存権は不法行為法上の被侵害利益性があることも明らかである。新安保法制法の制定によって、前文及び憲法9条とこれらに依拠する平和的生存権は、平和主義そのものと一緒に破壊され、葬られようとしている。今般のように内閣と国会が暴走する場合、立憲民主主義の観点からこれを合法的に牽制するのは、司法の責務である。

原告らは、違憲の新安保法制法による被侵害利益の第1に平和的生存権を主張するものである。裁判所は、憲法の要請と国民・市民の声に真摯に向き合い、平和的生存権を正面から認め、新安保法制法の違憲判断と原告らの被害の回復を宣言されることを強く要請するものである。

勝利のための今後の課題

「早期結審、直ちに棄却判決」を阻止する

国は「早期結審、直ちに棄却判決」を求めているますが、東京2訴訟は第4回口頭弁論の6・7月までの期日が事実上決まっています。原告は、答弁書への反論、平和的生存権、被害総論の準備書面を提出した。今後、「安保法制の違憲性」「憲法制定権」「立法行為の違法性」「人格権」「南スーダンを含めてPKO問題」の主張を予定しています。

憲法学者を結集する

志田陽子教授、飯島滋明教授は原告に参加しているが、両教授の努力で憲法学者の意見書を数多く提出する予定です。

総がかり行動実行委員会との連帯

総がかり行動実行委員会は全面的な支援体制をとっています。このような国民運動との連帯を深めたいと思います。

原告団の深い連帯

原告団は5000人を越え、今度も提訴でさらに大きな原告団に発展する展望がでてきた。全国の原告団の連帯を深めることが重要になっています。

マスコミへの働きかけ

この間、マスコミOB・司法記者クラブとの懇談を持ってきました。それぞれの記者が深い問題意識をもっていることを知ることができました。

若手団員の参加を

弁護団には東弁期成会の若い会員も積極的に参加して、陳述書、行政訴訟法理論研究などに参加をしています。若手団員の参加をお願いします。

日米同盟・安保条約から目を背けてはならない

東京合同法律事務所 松島 暁

1 はじめに

今はたぶん行われてはいないと思うけれど、私たちの時代（４０期）には司法研修所への入所の直前に青年法律家協会（青法協）の入所前合宿があった。入所式の前日か、もう少し前かの記憶が定かではないのだが、入所前に青法協準備会に参加しているメンバーや入所後には青法協活動の加わってもらいたいと思う修習生に呼びかけて集まったように思う。

その入所前合宿の席上、「ミスター青法協」とも呼ばれたある著名なリーダーが、「青法協というのは、自衛隊を憲法９条に違反し違憲だと考える人だけでなく、合憲だと思う人々も入れる組織です」と発言された（善意に解すれば、青法協の幅広さをアピールする趣旨ではなかったかと思う）。これに対し、ある参加者（現団員）がすくっと立ち上がり、「自分はこの（青法協の）集まりに重大な決意をもって参加を決めた。青法協が（９条を含む）憲法を護るために結成された団体だったのではないか。その団体が自衛隊が違憲でも合憲でもかまわないというのは（何たることだ！といった趣旨ではなかったかと思う。だいたい記憶が曖昧になっているので）」と、厳しく批判した。

最近の憲法、安保条約をめぐる議論をきくに付け、３０年以上前の青法協合宿でのこのやり取りを思い出す。

2 安保条約の廃棄や日米同盟の解消から目を背けてはいないか

国民世論の動向からは、安保条約が日本に役立っていると考える人が８３％、日本の安全を安保条約と自衛隊の組み合わせで守とするものが８５％にのぼる。この世論状況からは、安保条約や日米同盟についてあえて異を唱えることをせず、自明の前提と扱うのが無難なのかもしれない。リベラルの人々は、この世論状況を前提に論を構築する（リベラルがなぜ日米安保に異を唱えないかは後述）。

現に昨年５月集会でメイン講演を行った遠藤乾北大教授は、日本の安全が「日米安保＋９条」によっていると、日米安保が自明の前提であるかのような肯定的な評価をされた。遠藤教授自身は、自由法曹団がリベラルとは一線を画しており、自らの講演が批判的視線に曝されていることを充分認識されていたと思われるが、聞き手の方は一部を除いてあまり意識していなかったのではないと思われる。

しかし、リベラルと私たちの立場には明確な違いがある。

3 リベラルの安全保障論

リベラルの安全保障論は、個々人の安全保障観から出発する。国家の安全保障に対置して「人間」の安全保障という。個々人が何を危険と思うかによって安全観が異なってくる。そこでは自らにとっての危険が問題である以上、戦争だろうがテロだろうが、場合によっては地震や洪水等の自然災害も個人が危険だと思えば、そこへ安全保障（security）と安全（safety）—には本質的差異は認められない。その結果、戦争・テロ・自然災害が一括して保障の対象とされる。

人間や組織、国家によって引き起こされる戦争・テロ、それ故に人の力により回避可能な戦争・テロと、人間の力ではどうしても統御できない自然災害とを安全・安全保障でひとくくりにするリベラルの主張それ自体受け入れ難いのであるが、問題はその先にある。安全観における「神々の争い」である。安全・危険の判断を個々人の判断に委ねる結果、ある人にとって安全（危険）と思える事柄であっても他の人々にとっては安全（危険）とは思われない事態が生まれてしまう。安全（危険）観の統合手続、要は、大多数の個々人が安全（危険）だと思えば、それが安全（危険）だとなるのである。

リベラルそのものは固有の安全観や安全保障観をもっているわけではないため、多数意見がどうかによらざるを得ない。その結果、8割以上の国民が支持する日米同盟・安保条約を必然的に受け入れることとなってしまう。

4 リベラルではなぜ闘えないか

「安保＋9条」を基礎とする人間の安全保障論は、口当たりが良く国民世論にも受け入れられやすいであろう。しかし、それでは闘えないのである。

まず、憲法9条が改憲圧力に常にさらされ続けてきた第1の要因は、日米安保（日米同盟）の存在に他ならない。朝鮮戦争やベトナム戦争時には日本は出撃基地や補給基地としてアメリカの軍事作戦に組み込まれていたが、それは安保条約が存在したが故である。冷戦終結後もアメリカの要求は、アメリカが世界的に展開する諸作戦への日本の自衛隊の協力と組み入れであり、その基礎には日米同盟の存在があった。安保条約や日米同盟の存在こそが、日本（自衛隊）の活動を拘束する憲法9条に対する改憲圧力として作用してきた。憲法「改正」と闘うことと安保破棄・同盟解消の闘いとは表裏の関係である。日米安保に言及しない護憲の言説は一面的である。

次に、安保破棄・同盟解消なくして沖縄基地の撤去もなしえないからである。長年沖縄は基地によって苦しめられ続けてきた。沖縄からなぜ基地が無くならないか。わが国は、アメリカの必要とする施設・区域を提供する旨を約束している。安保条約6条及びそれに基づく地位協定2条である。安保条約6条は、「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される」とし地位協定2条は、「合衆国は、相互協力及び安全保障条約第6条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される」され、基地の提供が日本の義務とされている（全土基地方式）。この条約（約束）に手を付けずに基地の返還や解消はありえない。一方で沖縄の基地の実体と不当性を訴えながら、他方で安保条約を肯定することは欺瞞であり、沖縄の基地撤去の必要性を訴えながら、安保条約に触れない講師・講演活動などナンセンスである。

5 リベラルとの共闘のために

冒頭の著名な青法協のリーダーの言説は明らかにリベラルのそれである。遠藤北大教授以外にも、孫崎享、寺島実郎、柳澤協二、伊勢崎賢司の各氏らがあり「あすわか」の一部にもその傾向が見られる。

安保条約についてのスタンスの違いはあっても、戦争法阻止・廃止、改憲阻止の運動においてリベラルとの共闘は不可欠である。そうであるが故に、彼らとの違いを認識したうえでの意識的共同が必要なのである。自らの依って立つ基軸の認識なしの共同は野合に他ならない。

リベラルについての詳細な分析と評価・批判は、『日米安保と戦争法に代わる選択肢―憲法を実現する平和の構想』（大月書店、2016年）の渡辺治、梶原渉両氏の論文を参照されたい。

憲法改悪をめぐる情勢とたたかい方 について考える

代々木総合法律事務所 須藤 正樹

- 1 安倍政権が一致点を見つけて憲法明文改正案を発議すれば衆参両院で各3分の2以上の賛成を得ることが十分に可能になった2016年7月の参議院選挙から半年が経過した。日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案などを審議する目的で設置された憲法審査会は、参院では同年11月16日開催され、自民党が「自衛隊の位置付けが明確でない」などと9条改正に言及し日本維新の会などとともに改憲の必要性を主張して、前文・選挙制度・地方自治・緊急事態条項・環境権など新しい人権の新設などを議論すべきテーマに挙げたのに対し、民進党が「現行憲法の役割は今後ますます重要度が高まる」と述べるなど護憲野党は立憲主義の議論の優先を主張した。11月24日には衆院憲法審査会が開かれ、「立憲主義」を主なテーマに各会派の自由討議が行われ、民進・共産などは「40年にわたって積み重ねてきた解釈を、権力側が一方的に覆すことは立憲主義に反する」「日本国憲法を超える日米安保体制が存在し、米国の圧力によって9条違反の再軍備が進められ、自衛隊の海外派兵、日米ガイドラインの再改定などが強行されている」など現に違憲状態にある実情を批判し、これに対し自民・中谷元氏は、「立憲主義に反すると言うが、単なる政権に対する好き嫌いの批判ではないか」などと反論した。その後、衆院では、自民党が改憲項目の絞り込みに向けた議論を進めるべきだと提案したが、民進党などが難色を示したため、通常国会では「参政権の保障をめぐる諸問題」を最初のテーマで議論することが合意された。衆院憲法審査会の会長で自民党改憲推進本部長である森英介氏は、年末のNHKの取材に対し、「党によっていろいろあるが、（現行憲法を）評価しつつも、このままでよいと思っていない人が結構いる」と指摘し、「これからの協議で方向性を見出し、だんだん議論が収斂していくように努めていかなければならない」と述べつつ、「国民の合意形成が重要だ」と拙速な議論は慎むべきという考えを示した。こうして2017年通常国会へ憲法改正案に関する審議は持ち越しとなっ

たが、安倍首相が参院選終了直後に述べたように「憲法審査会で議論しながら国民的な理解がたかまるなかで、どういう条文が収斂していくことが期待される」という現行憲法にとっての非常事態であることには変わりがない。

- 2 他方で、「美しい日本の再建をめざし誇りある国づくりを目指す」右翼改憲団体「日本会議」は、参議院選挙を受けての会の見解で、(改憲派が)「3分の2議席を確保したことは憲法改正に関する国民の見識が表明されたもの」とし、「今後の活動」として、①具体的改正内容について、国民的理解の増進にむけた広報・啓発活動を全国展開する、②憲法改正の1000万賛同者の拡大達成を目指して引き続き活動を継続するなどとしている。さらに衆参両院の憲法審査会の再開後には、改めて自らの「新憲法の大綱」を提示するとともに、同会議国会議員懇談会の憲法改正プロジェクトの勉強会で、2016年11月9日には「自衛隊を憲法に位置付ける発議を」との講演・意見交換をし、同月16日には、「大災害から国民を守る緊急事態条項を憲法に一福島の实地調査で明らかになった課題」との報告・意見交換を行っている。ちなみに、1000万賛同署名で具体的に指摘する改正点は、①「前文」…美しい日本の文化伝統を明記すること、②「元首」…国の代表は誰かを明記すること、③「9条」…平和条項とともに自衛隊の規定を明記すること、④「環境」…世界的規模の環境問題に対応する規定を明記すること、⑤「家族」…国家・社会の基礎となる家族保護の規定を、⑥「緊急事態」…大規模災害などに対応できる緊急事態対処の規定を、⑦「96条」…憲法改正へ国民参加のための条件緩和を、の7項である。
- 3 日程的に見ると、憲法審査会での憲法改正にかかわる議論の上に、国会議員が衆議院では100人以上の賛成、参議院では50人以上の賛成により、どちらかの議院に憲法改正原案を発議し、憲法審査会で審査されたのちに本会議に付され、3分の2以上の賛成で可決されたとき、可決案が後議の議院に送られ、その議院の憲法審査会と本会議で同様に可決された時点で、国会が憲法改正の発議を行い国民に提案したものとされる。なお、憲法の改正箇所が複数ある場合は、内容において関連する事項ごとに区分して発議しなければならない。そのうえで国民投票は、憲法改正の発議がされた日から起算して60日以後180日以内において、国会の議決した期日に行われる。従って、国会の発議と国民投票の2段階の手続きをする十分な日程が確保される必要があり、仮にその間は、憲法改正が争点の参議院選挙などが行われることを避けて改正案を議論・決議する衆院議員と参院議員の各任期をその間は安定させたいとするなら、2018年9月から2021年9月まで安倍首相の自民党総裁任期が伸びたとしても、2019年7月任期の参議院議員選挙より相当前に衆議院議員の4年の任期を確保して、その間に2段階全手続きを終えたいと考えるのが自然と思われる。その意味で、2017年中の解散・総選挙が、与党公明党が嫌う夏の都議会議員選挙時期を外して、春か秋に行われる可能性が高いのである。実際にも、2017年元旦の安倍首相の年頭所感では、昭和62年の歌会始における昭和天皇の御製歌をわざわざ引き合いに出し、「戦後の我が国の見事な復興の歩みに昭和天皇が思いを馳せたこの年、日本は、そして世界は、既に大きな転換期に差し掛かっていました」と転換の必然性を正当化し、次に「本年は、日本国

憲法施行70年の節目の年にあたります」と憲法から事をはじめ、さらに「未来を生きる世代に『希望の光』を与えなければならない」と転換の決意表明をしている。加えて、そのための「改革」として、第1に「一億総活躍社会を創り上げ、日本経済の新たな成長軌道を描く」と社会経済改革を言い、第2に「激変する国際情勢の荒波の中であって、積極的平和主義の旗をさらに高く掲げ、日本を、世界の真ん中で輝かせる」と政治改革の目標を掲げ、最終的に2017年を安倍内閣は、「国民の皆様と共に、新たな国づくりを本格的に始動します。この国の未来を拓く一年とする」と宣言している。1月5日の自民党本部の仕事始め式の総裁挨拶ではより具体的に、「憲法施行から70年の節目の年でもあり、新しい時代にふさわしい憲法はどんな憲法か今年は議論を深め、形づくっていく年にしていきたい」と述べ、今年を憲法明文改悪の出発の年にすることを明示している。つづいて翌6日テレビで、二階自民党幹事長も「憲法改正の問題が今年中の最大の課題の一つ」とこれを肯定した。

- 4 従って、9条をはじめとする明文改憲を阻止する大きな闘いが、今年どうしても必要となる。そのためには、もちろん、2015年来の市民と野党の共闘が戦争法強行採決後も継続発展し、総がかり行動実行委員会が打ち出した戦争法廃止をめざす2000万署名が1580万筆にまで伸びたこと、2016年7月の参議院選挙で「安保法制廃止」「立憲主義回復」という目標で一致して全国32の1人区すべてで野党統一候補が実現し激戦の中で11の選挙区で統一候補が勝利したこと、同年10月の新潟県知事選では「柏崎刈羽原発の再稼働は認めない」の要求を掲げた米山候補が推薦は3野党で民進は自主投票の中で6万票の大差で勝利したこと等に確信を持ち、予想される総選挙の野党共闘の実現と勝利に向けて各地域で尽力することになる。同時に、憲法改悪阻止を訴える学習会・街宣などの重点的な活動として、第1に、安保法制の最初の実施である南スーダンへの自衛隊派遣が、PKO5原則から見ても憲法の武力行使禁止規定から見ても、違法違憲な派兵であり、新任務である「駆けつけ警護」や「宿営地共同防衛」の実施により戦後初めて「殺し殺される戦争行為」に突入する危険が大で民族浄化に手を貸す恐れさえあること、第2に、米軍のアジア太平洋戦略に組み込まれる形で、横田・高江・辺野古・佐賀・岩国・木更津などへオスプレイやステルス戦闘機などの配備を強化し環境破壊のオスプレイパットや耐用年数200年の巨大新基地を建設することが憲法の平和主義原則にも地域住民の自治や安全にも反する暴挙であること、第3に、最終目標である憲法明文改正は、自民党2012年草案のような個人の人權を否定し、国家利益や軍事公共性を優先し、思想言論の監視統制と教育規制強化などを伴って全体主義的な社会をもたらすものであること、などを強く訴えることになる。

- 5 この運動において、この間の若干の経過などから見て、次の点はぜひ重視しておかなければならないものと考える。

- (1) 2016年7月10日の都知事選は、舛添都知事の「政治と金の公私混同」辞任を受けて行われたが、野党共闘が押した鳥越候補は野党合計票（直前参院比例で248万）の半分ちょっと（134万）しかとれず、自民・公明・こころ推薦の増田候補も伸びず（179万）、反都議会自民党、都民ファーストを掲げた小池百合子候補が45%近い得票（291万）で

圧勝した。この都知事選の教訓は、種々のところで行われているが、東京全体の選挙としては最新のものであり、現に小池都知事がその後も高い人気を維持して活動し、同年10月の衆院東京10区補選で同都知事を支えた若狭勝氏が勝利したことからも、改憲反対運動の観点からも無視できない。ちなみに、小池候補の得票は、無党派層で過半を得、年代別でも万遍なく、鳥越候補が高齢層に偏っていたことと対称的である。また選挙戦の序盤では、鳥越候補は、人気が高かったが、テレビ討論の議論や反共週刊誌からの攻撃が始まる中で評価が急落し、宇都宮氏の応援拒否で勝負ありとなった。候補者個人の評価や候補者選考過程は別において、直前の参院選で議席の3分の2を改憲勢力が占めたことに危機感を抱いて急きょ立候補表明した鳥越候補が落ちた客観的な経過は、今後の運動に次の点で参考になる。

① 平和の争点だけでは多数派獲得は容易ではないこと

鳥越候補も、平和非核都市だけでなく、「4つのよし（住んでよし、働いてよし、学んでよし、環境によし）」「3つのゼロ（保育園待機児ゼロ、特養ホーム待機者ゼロ、原発ゼロ）」などの政策に掲げたが、十分練れた対決点にするには程遠かった。勉強不足、国政の課題と首都の課題の関連を明らかにすること、地方自治優先の打ち出しが弱いことも目立った。従って、今後、都議選や総選挙を反「改憲勢力」でたたかう場合、平和問題以外の、その選挙固有の争点から目を離さず、対決軸と対案を明示する努力が不可欠となる。よく言われるのは、暮らしの問題がもう一つの焦点であるということで、この点に異論はないが、何を、誰に、どのように訴えるのか、ということまで具体化しなければならない。保育園の対策を若い母や家族に、特養ホームなど高齢者施設・医療介護の対策を高年齢層や家族に、労働諸問題と対策を現役労働世代に、就学援助や給付型奨学金などの政策を学生とその親に、工夫してわかりやすく宣伝し強く支持してもらう必要が高いのである。都議選の場合は、豊洲移転やオリンピックや都市開発など都政固有の争点も看過できない。

② 反都議会自民党、都民ファーストなど相手の提示する争点も軽視しないこと

この点で小池劇場による争点化が、いかに有効であったかは、その後の都政の経過からも明らかである。反「安倍勢力」としてたたかう場合は、安倍の言う「戦後政治の大転換」というスローガンは、憲法的価値秩序の逆転を狙う点で極めて危険な発想であるが、戦後政治が行き詰まり、先が見えない今日の状況を打開するという点では真理を示しており、これを正面から切り返して行く必要がある。のちに触れるアメリカ大統領選挙のサンダース候補の場合、戦中から戦後のアメリカ政治が厚い中間層を育成したのに対し、その後のレーガノミックス以来進められた金融政策などにより中間層が没落させられたのであり、人為的結果が今の現状だ、それ故、諦めずにみんなで政治を変えようと訴えて、若者たちなどの支持を得ている。日本の戦後社会の行き詰まりも、同様に人為的に進められた規制緩和政策や小選挙区制導入などの最終の到達点であり、これは人の力で変えられる、という具体的でわかりやすい展望を示さなければ対抗できない争点である。「アベノミックスの破たん」だけでは、視点が短期間すぎムード的にやられてしまう危険がある。また、いわゆる「既成政党壊し」戦略は、維新の会やその亜流が参加する選挙では必ず行われる争点と見て、従来の「既成政党」

側の反省を含め、今日の苦境の真の要因を分析・明示して、今度は「役に立つ既成政党」であることを示すことも看過すべきではない。日本国憲法と現在の我が国の行き詰まりをめぐる構図も同様であろうか。

③ ネガティブキャンペーンは必ず行われることを見通しておくこと

女性問題などを素材に行われるこの種のネガティブキャンペーンは、都知事選でも、参議院選挙でも、アメリカ大統領選挙でも、大量にふりまかれた。現代社会のマスコミ状況と大衆化した政治社会では避けては通れない争点である。あらかじめ予想して回避する戦略などが十分に練られなければならないし、選挙戦の最中でも同様である。ネガティブキャンペーンとまではいかなくとも一般的に、民進党の口先体質、共産党の唯我独尊的態度、社会民主党の労組依存、自由党の権力的性格などは、絶えず狙われる論点として運動でも特に留意すべきであろう。

(2) アメリカ大統領選から窺い知るべきこと

アメリカ大統領選は、不動産王の異名を持つ政治素人の共和党ドナルド・トランプ氏が党内主流派を抑えて候補になり、マスコミの大多数の予測を覆し、初の女性大統領を目指した民主党ヒラリー・クリントン氏を破って当選し、本年1月20日にはトランプ政権が、差別主義者やタカ派、財界人や富豪、元軍人、身内などで固めて共和党主流派と右翼の連合政権として発足する。格差と貧困の拡大が世界中で止まらず、一握りの超富裕層が生まれ、貧困層が増大し中間層が疲弊する、この世界中で広がる世紀的な事態がその背景にあり、このため多くの共和党主流派が反対し、マスコミが挙げて批判したのにトランプが勝利し、民主党の候補者選びでは、多様な人種・労働者・若者などの弱者の支持を得たバーニー・サンダーズの善戦が生まれた。トランプの場合、グローバリズムと金融資本主義を背景とした新自由主義や緊縮政策などによって生まれた悲惨な事態の解決を口にして支持を得、その原因となり周りで利益を得ている者が逆に勝利するという歴史的な皮肉は、トランプ現象という一種のポピュリズム（大衆迎合主義）の結果である、とあると言われている。

① ポピュリズムとのたたかいは今後も極めて重視されること

橋下徹氏とおおさか維新の会、小池劇場と言われる小池都知事の人気や勢力拡大は、我が国でも著しい。そこには、過激な発言や嘘とデマが散りばめられながら、マスコミやSNSなどの手段を利用し、一方的で感情的で表面的な宣伝を行って、それまでの政治に失望した人々の期待をかき集め、既成政治の外から人々の不満や要求をすくい上げて政治に届ける回路であるかのように見える詐欺的技術の発達がある。日本人になお残る嫌中・嫌韓の感情・意識、不安定職業や低収入に苦しむ人々のエリート・公務員・知識人などへの反感、生活保護受給者に対する悪感情などに十分に留意し、その根拠のなさを明らかにし、本来の怒りの対象となるべき事実の提示を広く丁寧にしなければ、やられてしまう危険が少なくない。ヘイトスピーチはその典型であり、これに対する反対行動は、人権の擁護という観点からはもちろん、政治の右傾化への対抗という観点からも重要である。何が真実で、対抗すべき相手が誰で、それが自らの今の利害といかに関わっているかを歴史的に丁寧にかつ説得的に示さ

なければならない。当然のことと理解して終わるのではなく、その克服のための特段の工夫が必要な社会に、私たちは今いる。求められているのは、力のない弱いものには、権力的な手段を使う能力はなく、連帯と共同以外に道はなく、分断は悪であることを、感情的にも受容してもらう工夫が不可欠と思う。平和の問題でも、中国の軍事膨張主義や北朝鮮の核開発への批判を現実的で履行可能な対案の提示にまで掘り下げると同時に、民衆の次元での連帯・共同の可能性を指摘しないと、感情的な反発には容易に反論できないであろう。加えてポピュリストが口先で言うことに付き従って行くと、実際には全く違う結果をもたらす必然性を、理論的にわかりやすく解明して宣伝することも不可欠である。

② 直接民主主義的行動の展開は不可避であること

トランプは金融街などから豊富な資金提供を受けるのではなく自前の資金でたたかうことを標榜して勝ち、サンダースは少額のネット献金を集めて若者を中心に支持を広げて大健闘した。そこには、資金力で左右される選挙への嫌悪と代表民主制劣化に対抗するアウトサイダーの政治への批判と行動がある。我が国でも、べからず選挙規制と小選挙区制と政党助成金などが重要な原因となって政治と政治家が劣化したとされて久しい。戦争法反対のたたかいが街頭や小集会やネットなどで進展したのも、その克服の行動とも理解できる。時間と根気のいるこのような活動にできるだけ多数がそれぞれの条件下で参加することが迂遠でも勝利の鍵になるように思う。同時に、そのような政治システムの劣化自体の原因や対案などについても、感覚的に理解してもらえ世代は今多くないと考え、訴えの中でも工夫して入れ込んでいくことが大切であろう。

③ 若者の決起と SNS の活用は現代的な課題であること

世界中の多くの国での人口の老齢化と若者の減少は今日の世界的な現象であり、SNS の広範な普及は著しいが、若者の決起と SNS の活用の点では、立ち遅れたほうが負ける危険が高い。安倍内閣の内閣支持率は一定の若者層では他に比べて高く、トランプがツイッターなどを徹底的に利用して勝利したことは顕著な事実である。運動を担う若手活動家はまだまだ少なく、ネット社会では悪が勝つとも言われており、意識的で集中的な取り組み特に必要な分野であるが、私には解決不能な課題である。

(3) 根本に存在する暮らしの問題解決の展望を示す重要性

格差と貧困の拡大は今日の世界的な大問題であるが、我が国では、10年近く前、30台の働き盛りの労働者層が、「安定した収入を得られず、家庭や子供を持たない労働条件下にいる」、他方で今後は、「税金や消費が落ち込む一方で福祉コストがかさむ超コスト負担社会になる」という経済危機が叫ばれた。しかし、その後も、雇用状態は一層悪化し、現在は、年収200万円未満のワーキングプアが1000万人を超え、年収300万円未満の結婚条件困難層は全体の約55%で10年前に比べ23%も増加し、大部分の非正規、若者や高齢者の多数がその中にある。これは、国規模の危機であり、放置すれば一種の賃金奴隷的な社会が待つだけであろう。そのような社会では「経済的徴兵制」などもまさに現実味を強く帯びてくるのである。この事態に対処する処方箋や希望ある未来を提起できるのかどうか、

今後の安倍政治との戦いを左右する最重要課題のひとつと考える。労働組合の組織率が全体平均で17%程度に落ちこみ、安倍内閣の支持率が5~60%もあること、トランプ相場で高い株価が続いていることなど不利な条件はある。しかし、現実から出発するかぎり結論は必然である。今日の格差と貧困拡大の苦難の原因のひとつに、その出発点となった日経連が1995年に提起した「新時代の『日本的経営』」戦略にあるが、このとき行われた財界内部の論争では、「株主重視」のオリックス宮内義彦社長が「雇用・国重視」の新日鉄今井敬社長に勝ち、アメリカ型経営に舵を切ったとされている。こうして財界でも、「人間尊重の経営」「長期的展望を持った経営」などの経営施策は死語となり、短期的な利益追求、不正経理や処理、大リストラなどが幅を利かせ、労働者には「自己責任」を押し付け、巨大な非正規雇用層を前提に「代わりはいくらでもいる」という無責任経営がはびこることになった。このような大企業でのリストラと働かせすぎ、中小職場などのブラック企業化にメスを入れ、労働時間規制や最賃や有休や各種社会保障の存続などで対案と展望を示すことを、大多数の国民に実際に地道でも具体的に働きかけることができれば、勝利への道は開けるのではないだろうか。

- 6 だらだらと私的意見を述べてきたが、今、実感として感じるのは、この社会の底が多くの人に見えてきたように思えることである。数十年以上前は、様々な豊かで余裕ある人々や階層が相当数社会に存在し、この国もまだまだ努力次第では希望があると思う人が多数いても不思議ではなかった。しかし今では、一部の特別な富裕層を除けば、多数の人は、また恵まれている人でもその家族の中では、徐々に進行する格差と貧困に不安を持っており、何らかの不幸の発生により苦境に陥る危険があることを、肌身で感じるように変わってきたように思う。私自身の個人的経験でも、戦争法のビラまき・街宣を2015年以来ずっと都内各所でしてきたが、昨年12月の宣伝では、世の中が少し変わったように感じている。今まで見向きもされない冷ややかな雰囲気だったのが、水道橋の後樂園で20%、銀座でも5%程度のビラの受け取りの状況が生まれた。これが一時的・局地的な現象でなければ、安倍暴政は、言葉だけのニセ改善策「働き方改革」や外交的なショーづくりでいかにカモフラージュしようとも、自ら自身の行う政治で墓穴を掘りつつあるのである。このような点に確信を持ちつつ、憲法改悪を阻止し、真に憲法を生かす立場にたつことが、この社会の底から抜け出す道であることを今年は訴えたいと思う。

始動した憲法審査会の危険

山添拓法律事務所 山添 拓

1 憲法と平和をめぐる3つの事態

2016年後半から2017年はじめにかけては、憲法と平和をめぐる重大な事態が同時並行的にいくつも進展し、それらはいずれも決して看過することのできないものであるといえる。大きくいえば次の3点に収れんされる。すなわち、①南スーダン PKO に派兵する自衛隊への駆けつけ警護など新任務の付与をはじめとする、実施段階に入った安保法制＝戦争法の問題、②衆参両院で改憲勢力が3分の2を占めるなか憲法審査会が開かれるなど憲法改悪に向けた具体的足がかりを探る動き、③辺野古、高江の米軍新基地建設をめぐる一連の経過とオスプレイ墜落など現在の米軍「運用」が沖縄県民と国民の命とくらしを脅かしているという問題。以上の3点は、現象としては独立に生じつつ、相互に密接に関連して日本を「戦争する国」に導く安倍政権の大方針を支えている。

本稿では、私も出席した参院憲法審査会の様子をお伝えしつつ、憲法改悪にかかわる安倍政権と国会の様子を報告したい。

2 憲法審査会の開催

2016年秋の臨時国会は、TPP 協定の承認をめぐって安倍政権の側から国会審議を愚弄する強行採決発言が繰り返され飛び出し、たびたび国会日程が不透明となった。TPP の衆院通過が安倍首相の目論見より遅れ、アメリカで予想外のトランプ大統領誕生が決まった翌11月10日に本会議採決となったのは記憶に新しい。この影響で同日に予定されていた衆院の憲法審査会は開催が延期され、結果として翌週16日、衆院に先行して参院の審査会が開かれることになった。衆院は翌17日と24日に開催。参院では2015年2月、自民党丸山和也議員が黒人奴隷大統領発言をして以来1年9か月ぶり、衆院は同年6月、3人の憲法学者が安保法制をそろって憲法違反と指摘して以来1年5か月ぶりの開催である。安倍首相が参院選直後に「いかにわが党の案をベースに3分の2を構築していくか、それがまさに政治の技術」と述べた後の開催でもあり、メディアはことさら大きく報じた。

参院憲法審査会は、45人の委員からなる。会長は自民党の柳本卓治氏（新憲法制定議員連盟の事務局長でもある。）、会派構成は、自民23人、民進9人、公明5人、共産3人、維新2人、希望（自由・社民の参院会派）1人、無所属クラブ1人、こころ1人（今年に入り自民党と会派統合）となっている。

11月16日は自由討議で、テーマを決めずに各会派から意見を表明し（1会派8分）、続いて委員の自由討論（1人3分）となった。私も日本共産党を代表して意見を述べた。

参院審議の特徴は、2つあった。

一つは、自民党の改憲前のめりの姿勢である。中川雅治氏（東京選挙区）は、「押しつけ憲

法」論を盾に憲法改正の必要性を強調し、前文、9条、緊急事態条項、環境保全など新しい人権、財政の健全性、選挙制度、地方自治、私学助成など、9条を含むあらゆる論点で現行憲法の「内容自体に多くの問題がある」と述べた。同氏は、2012年の自民党改憲草案について、「党の公式文書」としつつ、選挙で議院の構成が変わり、「党内で今後とも議論を重ねて憲法改正の考え方を更に整理する必要がある」「この草案をバージョンアップしていく」「そのまま当審査会に提案するつもりはなくて、より広範な合意が得られる案を目指す」などと述べているが、草案を撤回すると述べたものではなく、また草案のどこを「整理する」のかについても語っていない。同氏は党の憲法改正推進本部長代理の役職に就いており、先の発言を聞いても、12年草案を簡単に諦めるつもりなどないことは明らかである。

もう一つの特徴は、野党側に一定の共同が見られたことである。私は、①集団的自衛権の行使を容認した2014年7月の閣議決定と、これに基づいて2015年に強行された安保法制＝戦争法の問題、②自民党の2012年改憲草案を挙げて、憲法破壊を進める安倍政権の重大な問題だと指摘した。そしてこの2点の指摘は、「立憲野党」の各会派（民進、共産、希望）で共通するものであった。民進党の白真勲氏は、集団的自衛権の憲法解釈変更が「不正の手口による」として、「安保法制を放置して、憲法審査会が改憲の議論を行うことは絶対に許されません」とした。自民党改憲草案についても、基本的人権を制約するものであり立憲主義や憲法の基本原理そのものを否定する内容となっている、「基本原理をも含めた憲法の全部改正の発議を国会が行う権限は憲法のどこにも見いだすことができない」と指摘があった。希望の福島みずほ氏は、集団的自衛権についての歴代政府答弁などを挙げて、「憲法がいかようにも時の政権によってねじ曲げられ違憲を合憲としうるのであれば、憲法は憲法の意味をなさない」などとし、自民党改憲草案についても、「憲法は国家権力を縛るものなのに、国民を縛るものになっている」として「絶対にベースにすべきでない」と強調した。

3 「足並みそろわず」の改憲勢力と、立憲野党の共同歩調

その後の衆院審査会での議論も踏まえて、新聞報道などは、「改憲勢力足並みそろわず」と報じた。参院では、自民党が「押しつけ憲法」を強調したのに対し、公明党は「押しつけではない」とし、日本維新の会も押しつけかどうかにかかわる姿勢は示していない。公明党は参議院の選挙制度については言及したが、具体的に何をどう変えるのかを語ることはできなかった。対して維新は、同党が目玉と考えている教育無償化、統治機構改革、憲法裁判所の設置を掲げたが、いずれも説得力に乏しい。さらに、衆参での温度差もある。安保国会で名を馳せた自民党中谷元氏は、「どのようなテーマについて議論をしていくかにつきましては、現段階におきましては白紙」とまで述べた（11月17日衆院憲法審査会）。「白紙」であれば、改憲の議論などする必要はないのであり、改憲ありきの自民党の本性を露骨に示した発言であったと思う。

しかし、同時に私が感じたことは、立脚点がどうであれ改憲勢力は改憲すべきという一点で一致していること、したがってその気になれば、改憲に向けて一気にすりあわせを進める可能

性があることである。公明党は、「加憲」だというのが改憲を決して否定しない。維新の会は、安倍首相をして「教育無償化」を自民党の改憲項目リストに加えさせた推進勢力である。「不磨の大典」と彼らが呼ぶ憲法に、どこでもよいから手をつける道をさぐっている様子がありありとかがえる。

対する「立憲野党」の側はどうか。この間の野党共闘を背景に、戦争法廃止、立憲主義の回復が大きな共通項となっていることを感じる。同時にまた各党からは、現行憲法の価値や理念をいかしていくことの重要性も口々に語られた。共産党の吉良よし子氏は、高市総務大臣の電波停止発言や参院選で学校教育における政治的中立性についての実態調査が行われたことを挙げ、安倍政権の独自の価値観を一方的に国民に押しつける行為が現行憲法と相容れないものであることを指摘し、いま必要なことは、「現行憲法の自由と権利、平和と民主主義、全ての条項を守り生かし実現することだ」とした。民進党の白真勲氏は、「現行憲法を正しく評価し、その上で憲法を守ることが今求められている」とし、社民党福島みずほ氏は、「護憲と改憲は対等ではない。改憲に必要性があるとなって初めて改憲の議論が出るべきだ。私たちは憲法を生かすことから始まるべきだ」と述べている。

こうした各会派の発言からは、安倍政権による憲法改悪に反対する市民と野党の共同において、憲法をいかした政治への転換が一致点となる、十分な可能性をもっていると感じる。来たるべき総選挙での野党共闘における共通政策、政権合意を探るうえでも、憲法に基づく政治を軸にした共闘ができれば、それはきわめて画期的である。

4 安倍政権による改憲をさせないために

私は参院の憲法審査会において、審査会の開催そのものに反対する旨を述べた。2007年に設置され2011年から活動を始めた衆参の憲法審査会は、単に憲法問題の調査を行う組織ではない。調査権限に加えて、「日本国憲法の改正案の原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査する」という位置づけを与えられており（衆参の審査会設置規程）、審査会の開催は改憲案のすり合わせにつながりかねない。

参院では、民進党や社民党から憲法違反の安保法制＝戦争法の問題などを審査会で取り上げるべきだとの意見も出された。しかし私は、自民党改憲草案を決して撤回しない安倍首相の下で、同時に改憲勢力が3分の2を占める下では、憲法審査会そのものを軽々に開かせるべきではないと考える。「予告済み強行採決」を常套手段とする安倍政権にとっては、改憲勢力をまとめて突破口を開こうと暴走する危険は十分に考えられるからである。

年頭、安倍首相は早速改憲への意欲を示している。「憲法施行から70年の節目の年でもあり、新しい時代にふさわしい憲法はどんな憲法か。今年は議論を深め、形づくっていく年にしていきたい」（1月5日、自民党本部仕事始め）など、その姿勢を繰り返し強調している。

しかし、「新しい時代」というのであれば、日本政治は市民と野党の共同による「新しい時代」に入っている。それは憲法を踏みにじり、立憲政治を否定するアベ政治ではなく、市民の声で政党を動かし政治を変える民主主義であり、憲法に根ざして平和と人権を保障させようと

するものである。「新しい時代」に復古的な改憲案を掲げる安倍政権は不似合いである。政治の舞台から退場させることが必要であり、そのためには市民の声をいっそう可視化する運動が必要である。新しい政治の時代をきり拓くために、私も団支部の一員として引き続き力を尽くしたい。

「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」の活動について

東京南部法律事務所 長尾 詩子

第1 市民連合のこれまで

1 市民連合の役割

「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」（以下、「市民連合」 詳細は、<http://shiminrengo.com/>）は、2015年12月20日に結成されました。

2015年秋に、民主党（当時、現民進党）枝野前幹事長が、安保法制廃止にむけて、安保法案廃案にむけて運動してきた市民団体と野党との意見交換をよびかけました。ここでつながった市民団体が、より野党共闘を進めることを目的に、市民連合を結成しました。

以降、安保法制の廃止、立憲主義の回復、そして個人の尊厳確保を一致点として、市民のみなさんからのお力をいただき、精力的に活動してきました。

活動としては、大きく分けると2点です。

1点目は安保法制の成立で運動を終わらせないために、野党共闘を後押しするために、市民運動を盛り上げていく活動、2点目は野党間の「潤滑油」として野党共闘を進めるとともに、上記一致点に合致する野党（「立憲4野党」と呼んでいます）が一議席でも多くの議席をとるための種々の活動です。

以下、もう少し詳細に、市民連合の活動をご報告します。

2 活動概要

2016年1月5日、新宿駅西口での街頭宣伝から始まり、各野党との懇談を重ねました（以下、本項はすべて2016年の出来事です）。

同年2月19日までは、政策協定について懇談を重ねました。

そして、2月19日の野党間合意を踏まえて、大きく取り組んだことが北海道5区補

選でした。下支えとしての市民団体との協議を始め、宣伝にも協力しました。結果は当選ならずでしたが、その後を見ても、この補選を通じて「市民参加型選挙」についての教訓は非常に多く、参議院選挙に活かすことができました。

7月の参議院選挙。32の一人区での野党統一候補一本化にむけて、各地方の市民団体と連絡を取りあい、相談にのるなどできる協力を行いました。

また、それと並行して、野党共闘の成熟と「野合」批判への対抗もあり、政策協定の実現にむけて務めました。しかしながら、各野党間の協議がまだ十分に進まず、4野党が政策協定に調印するということは難しく、6月7日に市民連合から各政党に要望を出し、たくさんの市民が見守るなか、各政党の代表がそれにサインをするという形のセレモニーをしました。この要望書が、その後も各地で野党共闘の政策的な一致として使われたと聞いています。

また、より多くの市民に安保法制廃止・立憲主義回復のために今選挙に関わることの意義を理解し選挙に関わってもらうことを目的に、何度かシンポジウムを行いました。合計3回全国の市民団体との意見交換会を行い、特に参議院選挙後に行われた3回目の会議では参議院選挙の教訓を共有しています。

東京都知事選挙については、市民連合は地方選挙には関わらないということが一致点でしたので、参議院選挙ほど表立っては関わらず、下支えに徹しました。

9月末の民進党代表選挙終了後、参議院選挙の総括を行い、衆議院選挙にむけた体制づくりを開始しました。

10月20日には、32の一人区当選議員との意見交換会を行いました。ここに出席された議員のみなさんが口々に、野党共闘の重要性を語ったことが印象的でした。余談ですが、日本会議のメンバーだった三重の芝議員が「今の安倍政権を倒すには野党共闘しかない。市民のみなさんの力をもっと寄せてほしい。」と力強く発言されたことはとても印象的でした。

11月17日には民進党新体制の下での立憲野党4党と市民連合との意見交換会が行われ、きたるべき衆議院選挙にむけての話し合いが再開されました。

そして、12月9日、市民連合が、野党4党にむけて、市民の立場からの政策要望をとりまとめて、要望書として提出しました（この要望書は、諸事情により、まだ公開していません）。

第2 市民連合のこれから及び団員のみなさんへのお願い

2017年は、1月7日の街頭宣伝から始まりました。解散総選挙がいつあるかわからないなか、市民運動を盛り下げないことが目的でした。

2016年12月9日に提出した要望書は、年末年始にかけて4党が持ち帰り検討しています。その検討後、まずは4党が協議し、その協議を踏まえて、市民連合と協議することになっています。この協議過程を経て、政策協定書がつくることが、まずは当面

の目標です。

解散総選挙がいつあるのかわかりませんが、いつあったとしても、この選挙が、安保法制の廃止・立憲主義の回復・個人の尊厳の擁護の観点から、ひいては憲法改悪阻止の観点から、きわめて重要な選挙であることには変わりません。市民連合は、この来たるべき総選挙にむけて全力で立ち向かっていくことを確認しています。

第3 雑感

2015年7月、何人かの女性弁護士が「それは弁護士の仕事ではない」と断った後に私のところに回ってきたのが、安保関連法案に反対するママの会でした。当時、とにかく安保関連法案を廃案にしたい、できることはすべてやろうと思っていたので、正直に言って「弁護士の仕事」かどうかを考えずに飛び込みました。それがきっかけで、予想していなかった経緯で、2015年12月に市民連合の呼びかけ人の一人となり、怒濤の2016年を過ごしました。

野党との意見交換会は、あのような場に参加させていただけることを有難いと思いつつも、かなりシビアな議論になることが多く、野党議員同士がかなり厳しく言い合う様子を見て、愕然とすることもありました。

北海道5区補選の応援に行き、3000人を超える市民の前に、他の著名人の方と並んで、自分の名前がでかでかと書かれた弁士幕が掲げられているのを見た時には、本当にクラクラする思いでした。

そして、北海道5区補選を始め、野党統一候補擁立にむけて悩み苦しむ各地の市民団体の方からご相談を受けた時には、他の呼びかけ人の方に相談してアドバイスするものの、自分がこのような立場にあっているのか、役不足ではないかと迷い、精神的にもしんどいことがありました。

しかし、そんな中でもSEALDsや学者のみなさん、総がかりのみなさんといった今まであまり接点のなかった方々が、同じ思いで、文字通り献身的に活動をしているのを見て、励まされています。特に、華やかにマスコミに取り上げられることの多いSEALDsのメンバーが、裏で、どんなに苦勞をして、どんなに地道な作業をしているのかは語り尽くせないものがあります。

北海道5区補選から始まり、参議院選挙では、熊本、和歌山、宮城、富山、、、と全国の団員が、長年築いてきた地域での信頼をバックに、表に裏に、市民団体の要として、野党、市民団体間を調整して野党共闘で闘っている姿には、いつも励まされています。

参議院選挙は、東京は複数区だったため、統一候補擁立ということに直面しませんでした。衆議院選挙の小選挙区ではまさに統一候補擁立に直面していきます。東京においても、団員には、市民団体の要としての役割が求められています。ぜひ今までつながりのなかった人たちとも積極的につながっていきましょう。話し合ってください。一緒に運動してみてください。それは「弁護士の仕事」ではないかもしれませんが、「自由法曹団

員の仕事」ではないかと思っています。

本稿が、各団員が、これまでの活動の経験を豊かに発展させて、そういった市民団体の要としての現在の情勢が求めている役割を果たす一助になればと心からと思っています。

城北法律事務所の取り組み

城北法律事務所 船尾 遼

1 戦争法案廃止から続く城北法律事務所の様々な取り組み

城北法律事務所では、戦争法案が強行採決された2015年、事務所設立50周年であったことから、憲法集会を開催し、700名余りの参加者を集め、これを成功させた。戦争法成立後も継続して企画をおこない、2016年2月には、沖縄の風代表の糸数慶子氏をとSALDs琉球の元山仁四朗氏を招いて企画を行った。

その後も、横須賀海軍基地バスツアーを開催して空母ロナルドレーガンを間近に見たり、イラクのドキュメント映画を観賞する集会を開催し、2016年末には、南スーダンPKO自衛隊派遣の危険性を問う～現地からの報告～と題して、日本ボランティアセンター(JVC)スーダン事務所現地代表の今井高樹氏を招いて南スーダン現地の状況を伺う企画を行った。

また、2000万人署名を集める為に月に1度池袋駅西口で街頭宣伝を行うなどしている。

城北法律事務所では、戦争法廃止の為に取り組みを今なお積極的に行っている。2017年度4月にも、城北法律事務所の弁護士4名が講師となって、大きな憲法カフェを開催する予定である。

2 選挙に対する取り組み

2016年度の参議院選挙では、城北法律事務所の所員らも街頭宣伝や勝手連に参加をして積極的に活動した。また、小池百合子都知事の補選のための東京10区では、TEN16という勝手連を立ち上げ、野党統一候補の鈴木氏を応援したが、ここでも、野口恵子団員が大きな役割を担い、地域運動をけん引した。

現在も来たる衆議院選に向けて、練馬の「ねりせん」板橋の「チェンジ国政！板橋の会」などで、積極的に所員が活動をしている。

3 今後に向けて

城北法律事務所では今後も多くの運動に取り組み、地域事務所として、地域の住民に寄り添った活動を続けていくと共に安倍政権の暴走を止めるべく、運動していく予定である。

改憲を許さない三多摩法律事務所の取り組み

三多摩法律事務所 吉田 健一

1 学習会活動の展開

三多摩法律事務所では、毎年、出前学習講座のチラシを作成し、地域の諸団体や労働組合などに対して、学習会の開催を呼びかけている。また、事務所の弁護士一人ひとりが学習会の講師要請に応えられるよう所内で学習会を行っているが、昨年は、2月の事務所総会で、改憲をめぐる情勢と課題について所内学習会を行い、地域に学習会を呼びかけた。

また、関係資料やレジュメを共有し、所内のメンバーがインターネットを通じて活用できるようにしている。そして、入所1年目の弁護士にも講師を担当してもらい経験を積んでもらうようにしている。

この1年、担当した学習会は、情勢を反映して、改憲問題、とりわけ自民党改憲草案をテーマにしたものが多かったが、憲法カフェなども含めて、数十回の講師要請に応えている。講師については、女性限定とか若手限定などという要請も見受けられるが、他方、地域で継続的に学習会に取り組んでいるグループもある。高齢者が多いグループでは「ジジカフェ」などと称して学習会を続けている。なお、昨年末から今年にかけては、共謀罪等をテーマとする学習会の要請が急増している。

他方、事務所としては、直接選挙運動に関わることはないが、昨年6月には、立憲主義を守る観点から参院選での投票を呼びかける大判ハガキを作成し、約7500通を依頼者を中心に発送した。

なお、事務所では、憲法プロジェクトチームを設け、事務所で展開している様々な活動を集約して、調整し、事務所としての課題を日常的に検討し、事務所に提起している。

2 改憲阻止・戦争法廃止に向けた地域での取り組み

(1) 共同の取り組み

安倍・自公政権によって強行された戦争法の発動阻止・廃止に向けた運動が継続しており、昨年は総がかり行動実行委員会の2000万署名も取り組まれた。事務所でも各弁護士50筆を目標に、事務所受付には記入表も設置して署名活動に取り組み、1877筆の署名が集まった。

「平和憲法を守りいかす立川連絡会」では、9の日宣伝など街頭宣伝活動を継続しているが、昨年4月には立川駅の北口と南口で三多摩平和運動センターとの同時開催が実現した。

また、市民連合づくりをめざすづくりみも各地で進められているが、立川でも、昨年12月8日、無言館の窪島さんの話を聞く、「アベ政治を許さない！平和を求める立川市民のつどい」が企画され、250人の参加し、「市民連合をつくり上げていく努力をしよう」とアピールを

採択した。

他方、横田基地撤去等を求める共同の取り組みも進められている。昨年10月8日にも「横田基地もいらない市民交流集会」が取り組まれたほか、11月23日には、オスプレイ移駐に反対する5000人集会も開かれている。

(2) 三多摩憲法のつどい

三多摩憲法のつどいは、昨年5月、琉球新報の新垣毅氏を講師に迎え、「現役記者がみた沖縄のいま」と題して開催し、約120名の参加を得て大成功をおさめた。沖縄県うるま市での米軍属による女性殺害事件の影響を受け、講師が仲村良太氏から急遽変更になったが、講演内容は「自己決定権」をキーワードに沖縄の歴史を振り返りつつ今を語るものとなり、たいへん好評であった。

(3) 三多摩憲法ネットワーク・九条の会

三多摩憲法ネットワークでは、ニュース発行やホームページの更新を継続する等、地域の憲法運動を伝える重要な役割を果たしている。

昨年4月の例会では横田基地の撤去を求める西多摩の会の霍田一忠氏、吉田を講師に「深化する日米同盟」と題して学習会を開催した。同8月の例会では吉田を講師に自民党改憲草案の学習会を開催した。同10月には中野晃一上智大学国際教養学部教授を講師に招き、「安倍改憲は許さないー市民の結集と野党共闘の今後」と題する講演会を開催し、市民の共同のとりくみの意義と参議院選挙後の情勢について話され、好評であった。今年3月には渡辺治氏を講師に「安倍改憲は許さないー情勢と私たちの課題」と題した学習会を開催する予定である。

立川九条の会では、学習会や宣伝活動などに地道に取り組んでいる。

(4) 埼玉×三多摩ミュージカル

今年5月に埼玉と三多摩地域の共同で憲法ミュージカル「キジムナー」を開催する。埼玉公演2回、立川公演2回の計4回公演する予定である。昨年12月にオーディションを実施し、二次募集を経て、約90名の出演者が今年1月から練習を開始している。

(5) 弁護士会多摩支部での取り組み

多摩支部に憲法プロジェクトチームがつくられている。昨年は、砂川事件をテーマにして、映画、フィールドワークなどを含む連続企画が開催され、成功を収めている。今年1月21日は、半田滋氏(東京新聞)を招いて「米軍立川基地後の立川とその後の日本」をテーマにした企画も行われる。

3 教育をめぐる取り組み

事務所では、教育PTを設けるとともに、三多摩地域と立川地域、武蔵村山市について担当弁護士を決めて取り組みを続けており、特に主権者教育や道徳の教科化の問題について議論を進めている。

昨年6月、選挙権年齢を満18歳以上とする公職選挙法改正が行われ、昨年7月の参議院選挙から実施されたことに伴い自由法曹団で作成した高校生の政治活動・選挙運動Q&Aリーフ

レット「わたしたちの政治活動は自由だ。」を立川高校前、国立高校前で配布し、高校生の政治活動の自由を訴える取り組みを行った。

「子どもの権利と教育を守る三多摩の会」では、昨年2月に「戦争をするために生まれてきたわけじゃない!」と題する集会、昨年6月に「教育が戦争に向かっていないか」と題する学習会を開催した。

武蔵村山子どもの教育と文化を育てる会では孫崎亨氏を講師に迎え、「武力で紛争・テロはなくせるか?」と題し、2016年の平和の夕べを開催した。

昨年、武蔵村山五中において5年前から米軍横田基地の兵士がミニ・ブートキャンプと称して訓練指導を実施し、その様子を生徒の顔と名前が分かる状態で横田基地ホームページに掲載するという問題が発覚した。武蔵村山子どもの教育と文化を育てる会、日本共産党市議団、尾崎都議らが中心になって申し入れをし、学校側から本年以降は同様の名称は用いず、内容も純粋なスポーツ交流に改めるとの確約を得た。

本年は道徳の教科化に伴い、その問題点について3月に学習会を開催する予定である。

2016年 地域の憲法運動の取り組みについて

八王子合同法律事務所 高橋 伸子

2016年も、戦争する国にさせない、憲法を変えさせない思いで、事務所全体として地域の行動や、各弁護士の講師活動に力を注いで活動してきました。

1 NO! WAR! 八王子アクション（主催 戦争をさせない八王子市民集会実行委員会）

2015年9月の戦争法強行採決直前より、毎月、八王子駅前で、集会が行われています。2017年1月には第18回をむかえました。共産党、民新党、社民党、生活者ネットワーク、無所属の各議員、候補者が毎回マイクをにぎります。事務所からも毎回弁士要請があるので、代わる代わる弁護士が出向いて話しています。集会後は、パレードを行い、軽やかなコールで練り歩いています。（事務所としてパレードは毎回参加という訳ではありませんが）毎回華やかなチラシがつくれ、必ず毎回200人以上は参加するこの取組はすっかり定着して、今では八王子の恒例行事になっています。これからも戦争法廃止、戦争に反対し平和を求める「八王子アクション」を続けていきます。

2 戦争する国づくり反対！憲法を守り・生かす共同センター八王子

八王子労連並びに傘下の労組、新婦人八王子支部、八王子民商などの団体が参加し、当事務所も団体加盟しています。

戦争法強行採決された19日前後に、八王子各駅頭一斉宣伝行動を取組、事務所としても京王八王子駅を任されるので、ハンドマイク、事務所の桃色ののぼり旗をひっさげて、地域の方々と宣伝行動をしています。

昨年5月20日は、共同センター主催で、「夏の選挙と日本の未来」と題して、慶應義塾大学名誉教授の小林節氏と、法政大学大原社会問題研究所名誉教授五十嵐仁氏の対談が行われました。コーディネーターを、当事務所の白神優理子弁護士がつとめました。日本共産党衆議院東京24区予定候補者の当事務所の飯田美弥子弁護士は会場発言をしました。

3 戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会呼びかけの「戦争法の廃止を求める統一署名」（2000万人署名）の取組

昨年(2016年)の新春ニュースに署名を同封して、依頼者、相談者、各団体関係の皆さまにご依頼しました。

昨年4月25日には、事務所独自で、署名の取組の宣伝行動をJR八王子駅にて行いました。

現在、事務所として取り組んだ累計は1565筆となっています。

4 八王子革新懇話会

現在、当事務所の飯田美弥子弁護士が事務局長をつとめています。

3ヶ月に一度、ニュースを発行しています。編集は、当事務所の飯田美弥子弁護士、石島淳弁護士が担当しています。毎回のニュースには、当事務所の齊藤展夫弁護士は必ずさまざまな課題で寄稿しています。

今年2017年2月12日に、「占領が続く国土～沖縄と横田」と題して、八王子労政会館ホールにて、つどいを予定しています。(2017年1月18日現在)「今、沖縄で起こっていること」と題して、写真家の森住卓さんの講演を企画しています。また、「横田基地の撤去を求める西多摩の会代表」高橋美枝子さんにお話をさせていただきます。

5 わかはち（若者～憲法～八王子）

主に当事務所からは、白根心平弁護士、白神優理子弁護士が、地域の青年のみなさんとの結びつきに尽力しています。通称「わかち」という名称で、映画「標的の村」上映会や、懇親会などを行ってきました。

毎年秋に、「八王子平和を愛する文化祭」として、さまざまな平和行事・企画を行ってい

ますが、今回はその中で、わかはち企画として、昨年１０月９日に「平和の若手シンポジウム～歴史に学び未来をひらく～」を行いました。パネラーは、白神弁護士、白根弁護士、大学生、高校生、中学生のみなさんでした。参加者の方も、大学生や高校生などがたくさん参加しました。テーマは「運動を通じて感じた日本国憲法」。活発に交流して大いに盛り上がりました。

6 八王子地域以外の取組

・ジャック・ザ・多摩セン！

政党では共産党、民新党、社民党などが参加し、多摩センター駅での定期的な駅頭宣伝、懇親会、集会などを行っています。当事務所からも、見守り隊として、当事務所の石島淳弁護士、白根心平弁護士が参加しています。昨年８月２１日は、各政党の国会議員や、予定候補者などが参加した集会が行われました。ゲストスピーカーのひとりとして、当事務所の白神優理子弁護士がスピーチしました。

・野党共闘で政治を変えよう。いなぎ市民の会

昨年９月２２日に結成総会が行われ、当事務所の與那嶺慧理弁護士が参加してあいさつしました。

・横田市民交流集会実行委員会

定期的な実行委員会や、当日の集会スタッフとして、当事務所から継続的に参加しています。

7 各弁護士の講師活動

昨年は、一部憲法関連以外のテーマもありますが、トータル１５２回の講師活動を行いました。今年に入ってからすでに１３回の講演依頼を受けて、年明け早々から各弁護士が活躍しています。八法亭みややっここと飯田弁護士や、白神弁護士への講演依頼は全国の各団体より要請がきており、弁護士活動の合間に（さらに飯田弁護士は候補者活動の合間に）講演活動を行っています。その他の弁護士へも、新婦人、土建、教組、９条の会、民青、市職などあらゆる団体からの要請に対して積極的に受けて、活発に講演活動をしています。

以上、当事務所が関わっている活動をご紹介します。これからも事務所創立以来のモットーである「地域に根ざした法律事務所」を目指して、地域の方たちとともに憲法をまもり発展させていく活動を、所員一丸となってすすめていきたいと思ひます。

すみだ九条の会の活動ほか

東京東部法律事務所 坂本 隆浩

「すみだ九条の会」は2度と戦争をしてはならない、そのためにも憲法9条を守らなければならないという思いを持った、墨田区に居住・勤務する人々により、戦後60年目に当たる2005年に発足し、今年で12年目に突入しました。東京東部法律事務所は、会の事務局を担っています。

毎月、9日あるいは19日に錦糸町駅前にて宣伝行動を行い、事務所のメンバーも可能な限り参加しています。毎回20人から30人が参加し、宣伝ビラを入れたポケットティッシュを配布しながらの宣伝です。ハンドマイクを使つての訴えには、毎回事務所の弁護士がマイクを握ることになっています。今年も、計画を立てて宣伝行動を行うことになっています。

会としては、設立された10月に周年行事を行い、憲法9条を守ることの意義や現在の憲法を取り巻く情勢についての講演会等を行っています。結成11周年の昨年は、会の呼びかけ人の一人である小竹伊津子さんの所属する青年劇場の皆さんによる朗読劇(群読)「平和へのメッセージ」をメインにした集会を開催しました。この内容は、支部ニュースにてお知らせしたとおりです。詩の朗読と悔るなかれ、というのが集会の率直な感想です。毎年有識者の先生を招いての憲法情勢に関する講演会が多いのですが、参加者の方からの反響は大きく「心を揺さぶられ涙が出た。」「講演会で勉強をするものも良いが、目と耳と感情に訴えてくる企画も良かった。」と多くの感想が寄せられました。

今年も10月には周年行事を行うことになります。まだ具体化は先ですが、多くの皆さんが参加してよかったといえるものを企画するつもりです。

すみだ九条の会以外にも、学習会の行使等も担当していることは他の事務所と同様ですが、他にも「特定秘密保護法廃止を求める江戸川の会」を結成し、当事務所の弁護士が共同代表に就任しています。この会も、江戸川での駅頭宣伝を行うなど、活発に活動しています。特に活動家と言われる人だけでなく、元校長先生など幅広く参加しているのが特筆されるところです。戦争法が問題になった時には「戦争をさせない江戸川の会」を結成して多くの宣伝行動を行いました。現在でも駅前宣伝を行って戦争法廃止に向けて行動しています。

今後当事務所は地域の人と共同して憲法を擁護する運動を続けていきます。

足立地域の憲法運動

北千住法律事務所 黒岩 哲彦

足立区では、「区民と野党の共同」の運動が前進をしています。

【足立憲法学習会】

発足のいきさつ

2014年7月、「解釈改憲で集団的自衛権が行使できるのか」とか「憲法9条はどうなるの？」など多くの方々の心配や疑問にこたえられる学習会を開こうと、足立区内の10名ほどの有志が呼びかけ人となり、第1回学習会を9月25日に開催することを決めました。7月11日にはその呼びかけにこたえ、思想・信条や党派の違いをこえた人々が集まり準備会が開かれました。そして、8月7日には輪はさらに広がって、およそ40名で「戦争いやだ！足立憲法学習会実行委員会」が発足しました。政党としては足立区議会に議席がある日本共産党・民進党・無党派区議と議席がない新社会党・緑の党・社民党、市民団体、労働組合、医療法人など幅広い団体と個人が参加をしています。

2017年の活動

1月23日には、「区民と野党の共同—憲法守れの声を国会へ—」とのテーマで、講演：高田 健氏（戦争させない・九条壊すな！総がかり行動実行委員会 共同代表）の講演会を行います。民進党小川達夫参議院議員、日本共産党池内さおり衆議院議員、社民党福島みずほ参議院議員、自由党国会議員の挨拶を予定しています。

【足立九条の会連絡会】

2016・12・8 足立不戦のつどい

足立九条の会連絡会や北千住法律事務所などの共催で、「あの日を忘れない、再び戦争への道を歩ませない！」のテーマで足立区在住の早乙女勝元さん（作家、児童文学者）の講演会を行いました。準備期間は短期間でしたが150人が参加をしました。

千住9条の会

2017年4月に発足した若い9条の会です。千住地域の牧師さん、教員、商社マン、医師など幅広い方が参加をしています。2017年2月9日(木)には 講演会 「沖縄から日本が見えてくる 日本国憲法を考える」というテーマで、福島みずほ氏と元SEALDs琉球の元山仁士郎氏のトークセッションを開催いたします。

私は千住九条の会ニュース（2017・1・11発行）に年頭の挨拶をしました。

.....

戦後憲法学の原点を学ぶ

反立憲主義・反知性主義の暴走

安倍首相は戦争法を強行し南スーダンに自衛隊を派遣するなど「戦争する国」に向かう暴走を

続けています。さらに、「個人の尊厳」を踏みにじる自民党憲法改憲草案に基づく日本国憲法の明文改憲への前のめりの姿勢を明らかにしています。

戦後憲法学の名著に学ぶ

日本国憲法の制定にも携わった憲法学者の名著の復刻が続いています。これらの名著を学ぶことは、「反立憲主義」・「反知性主義」に立ち向かうための理論的確信を得ることができ、また安保法制違憲訴訟担当裁判官を説得するための基礎作業になります。

宮澤俊義さん（1899年～1976年）は、「天皇機関説」を唱えた美濃部達吉さんの直弟子、幣原内閣の憲法調査会のメンバー、東大第一憲法講座担当であり、近代日本憲法学の大権威のひとりです。『あたらしい憲法のはなし』は日本国憲法が施行されて間もない1947年6月15日に朝日新聞社から出版されました。「本当に世界に平和をうちたてるには、世界中の国々がみんなで軍隊をやめ、みんなで戦争を放棄するほかに道がない」と力強く語りかけます。

佐藤功さん（1915年～2006年）は内閣法制局参事官として日本国憲法制定作業を支え、憲法制定後も政府関係者の強い要望でしばらく役所に勤務し、その後、上智大などの教授を務めました。『憲法と君たち』は改憲を党是とした自由民主党が結党した1955年に出版されました。「憲法が君たちを守る。君たちが憲法を守る。」と分かりやすく子どもたちに語りかけています。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

東京法律事務所の憲法委員会活動

東京法律事務所 今泉 義竜

東京法律事務所憲法委員会での昨年1年の取り組みを以下に紹介する。なお、以下はほぼ当事務所のスーパー事務局である金田健太郎さんがまとめてくれたものである。

1 事務所としてのとりくみ

（1）街頭宣伝（9の日宣伝含む）

○15年1月～16年12月

→1/19、2/9、3/9、3/29、4/11、4/19、5/19、6/9、7/19、9/29、10/19、11/9の合計12回

（2）「安保関連法（戦争法）廃止を求める2000万人統一署名」のとりくみ

事務所として5733筆（全国は1318万筆）集めた。

（3）「高校生の政治活動は自由だ」のとりくみ

16年6月16日早朝、麹町の雙葉学園前にて、生徒に団支部作成「わたしたちの政治活動は自由だ」リーフ約100部を配布した。

2 東京法律事務所9条の会としてのとりくみ

(1) 9条の会ニュース

16年11月に会員向けにニュースを発行した。記事は、「南スーダンでのPKO活動の新任務付与について」「沖縄高江レポート」「安保違憲訴訟はじまる」「9.19国会正門前行動の報告」「シン・ゴジラ鑑賞報告」。

(2) シネマカフェ

東京法律事務所1階フロアにて、16年4月2日(土)にチャップリンの「独裁者」、10月1日(土)に毎日放送のドキュメンタリー「なぜペンをとるのか〜沖縄の新聞記者たち〜」の上映会&青龍弁護士による高江現地報告を行った。

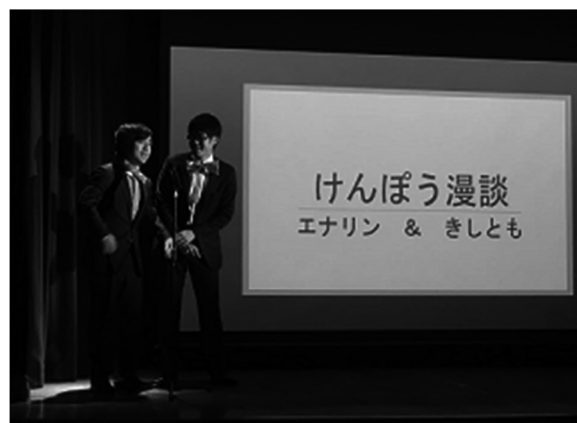
(3) 総会

16年12月3日に日比谷図書館ホールにて東京法律事務所9条の会総会を開催した。

第一部は、講談師の神田香織さんによる「はだしのゲン」の上演。戦時下の不条理な弾圧のもとでも支え合う家族の愛、それを打ち砕く広島原爆投下直後のすさまじい描写、生まれたばかりの妹を抱きながら、「もう二度とこんなことはさせん」というゲンの叫び…迫真の講談であった。

第二部は、「エナリン&きしとのけんぼう漫談」。68期新人の江夏弁護士と岸朋弘弁護士が、憲法とは何か、自民党改憲草案により何が変えられるようとしているのか、今の憲法の価値をどうやって広げていくかを、ボケとツッコミで分かりやすく演じた。

会場からは笑いと感嘆の声が上がり、初公演ながら上々の評判であった。



3 新宿区内の団体との共同行動

戦後かつてなく憲法・平和・民主主義をめぐる情勢が危機的状況のなか、新宿区内で活動する様々な団体・個人が横に手をつなぎ、一致点で共同行動をするため14年7月に「みんなの新宿をつくる会」が立ち上げられ、事務所もそこに結集している。

(1) 新宿駅西口大宣伝、高田馬場街宣

2月19日→新宿西口 90名参加、署名102筆

3月19日→新宿西口 73名参加(うち所員7名参加)、署名175筆

6月4日→新宿西口 50名参加、署名100筆

7月21日→高田馬場駅前宣伝

7月30日→区内9ヶ所練り歩き

10月30日→高田馬場駅前 30名参加

(2) NO WAR 新宿アクション

・15年12月20日(土)@新宿柏木公園 参加者:300名

呼びかけ人あいさつ:岸松江弁護士

スピーチ:海江田万里(民主党顧問)、山添拓(当時参議院東京選挙区予定候補)、かわの達男(社民党・新宿区議)、大久保佐和子弁護士(あかしあ法律)

・16年4月23日(土)@新宿柏木公園 参加者:200名

スピーチ:山添拓(当時参議院東京選挙区予定候補)、海江田万里(前衆院議員・民進党東京1区総支部長)、かわの達男(社民党・新宿区議)、のぞわ哲夫(生活の党東京1総支部長)、宇都宮けんじ(弁護士・元日弁連会長)、藤原家康(弁護士)

いずれも後柏木公園で集会をした後で新宿西口をアピールウォーク。

事務所は、事前準備としてプラカード作成と、ツイッターとフェイスブックでの宣伝を担当した。当日は、アピールウォークではドラム隊やコーラーを担当した。

(3) 新宿・平和のための戦争展

16年3月19日～3月21日に「第4回新宿・平和のための戦争展」を新宿文化センターで開催。展示、講演を行い、のべ750名の参加があった。

憲法に関する事務所の取り組みについて

渋谷共同法律事務所 千葉 恵子

1 「戦争法を施行させない10.27世田谷のつどい」

当事務所の憲法に関する取り組みとしては、年1回は憲法集会を開催するということがまず、あげられます。

2016年は10月27日に「戦争法を施行させない10.27世田谷のつどい」を行いました。当事務所も一員として関わる「生かそう憲法!今こそ9条を!世田谷の会」と、渋谷共同法律事務所がほぼ毎年共催で行う憲法集会で、今年は「学習会&リレートーク」という形で行い、80名の参加者を集めました。

学習会では当事務所の森孝博弁護士から、「戦争法と憲法改悪を巡る状況」という内容で、自衛隊への南スーダンPKOにおける新任務付与に向けた動きについて詳しく話がありました。また、今後の政府の明文改憲に向けた動き、国民投票の問題点、アベノミクスの本質・問題点など、来たるべき解散・総選挙に向けての話もあり、参加者も熱心に聞き入っていました。

した。

リレートークでは、高校生、保育士の方、市民連合めぐろ・せたがやの方々に、活動報告と、それぞれの立場で今感じている思いを話してもらいました。

市民連合めぐろ・せたがやの方は野党共闘についての話があり、今後の活動にいかしていきたいと思いました。

現役高校生からは「戦争法は法律自体もイヤだけど、それを決める課程もイヤだ。色々あやふやなまま通（とお）ってしまった。小学生の時、友だちが「将来自衛隊に入りたい」と言っていた。当時は震災直後で自衛隊が活躍する姿を見てそう思ったのかもしれない。でも戦争法が通って、もしかしたら友だちが死んでしまうかもしれないと思った、これじゃあ戦争と同じだと思う。」「戦争法案に反対する声は二次三次と広がっていった。だから今度も戦争法を実行させないように、輪をもっと大きくさせましょう。私も戦争法が通ったあとに立ち上がった一人。頑張りましょう。」と話していました。全ての子どもたちが将来に不安なく、平和に暮らせる日本にするために、大人たちがやらないでどうするんだと大人として親として頑張らねばと思いました。平和憲法を守る「輪」を広げるためには、様々な集会や宣伝に参加するだけでなく、憲法を守ろうと思う人たちがその最初の「輪」になるような活動を自ら行うことが重要だと、高校生の発言から思い、元気が出ました。

2 会議の前の渋谷駅での宣伝

また、当事務所では、月に1回事務所会議などの前に3、40分ほど団などのチラシを配り、マイクを使って話をするなどして宣伝をしています。

所員の取り組みとして重要な取り組みです。

引き続き続けていきたいと考えています。

3 各弁護士の学習会活動

そして、各弁護士も様々な場で学習会活動を行っています。

私は、学習会の講師はそれほど多くはないのですが、自民党憲法改正草案24条についての話を昨年から今年にかけて2度しました。憲法24条の表題は「家族生活における個人の尊厳と両性の平等」です。自民党憲法改正草案では、それが「家族、婚姻等に関する基本原則」とされています。そして、24条 ①家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として尊重される。家族は互いに助け合わなければならないとの規定が新設の条項としてあり、②婚姻は、両性の合意に基づいて成立し…と「両性の合意のみに」という憲法の規定から「のみ」が削られています。

「家族」「家族」の「助け」合いが草案では強制されています。学習会では両性の平等の歴史、憲法の歴史などから話しました。そして、憲法のすばらしさを話しました。

4 自民党が憲法「改正」を進めようとしている状況で、当事務所はそれぞれの個性をいかし

て、また事務所としても出来る限りの活動をしていきたいと考えています。ともにがんばりましょう。

戦争法廃止をめざす 代々木綜合法律事務所のとりくみ

代々木綜合法律事務所 田中 和幸

代々木綜合法律事務所は、主に渋谷、中野、杉並の各地域で運動に関わって活動している。

渋谷では、2015年6月、「戦争やだね渋谷実行委員会」を結成、区議会への請願行動や街頭宣伝をすすめてきた。渋谷区内でも野党共闘の動きが出てきて、同年8月に笹塚駅頭で民主、共産、無所属の区議会議員の共同街頭宣伝、9月には「戦争やだね渋谷集会」を宮下公園で開催し、民主党からは区議2名、共産党からは宮本徹衆院議員が参加。集会後は250名の参加でパレードを行った。同年12月には「12・11戦争法廃止をめざして一私たちはあきらめない」渋谷集会を開催し（120名参加）、伊藤真氏の講演をメインに、学者・弁護士・文化人・宗教界・市民運動・労組などの幅広い層からの参加・発言を得た。政党では、民主党の区議、共産党の田村智子参院議員からの挨拶と、社民党、生活の党・山本太郎と仲間たちからはメッセージが届けられ、連合・自治労を上部団体とする渋谷区職員労組の委員長が参加して連帯の挨拶を行い、集会は大きく成功した。

この運動は、2015年12月20日には「戦争法の廃止と立憲主義の回復を求める渋谷市民連合」と改称し、3月16日には200名が参加して、渋谷・宮下公園で集会&パレードを開催した。2016年3月にはミドルズの渋谷ハチ公前街宣にも参加した。11月18日には、元自衛官の泥憲和氏を講師に招き、区外を含め200名を超える規模の講演会を成功させ、伊藤真氏からは戦争法違憲訴訟などの特別発言もなされた。

中野では、「九条の会・中野」のとりくみとして憲法連続学習会を開催しており、2016年4月には早稲田大学大学院教授長谷部恭男氏を招き、『緊急事態条項は必要か』（第25回）を参加者80名で開催し、9月には、東大大学院教授小森陽一氏を招き、『自民党の改憲戦略を読む』（第26回）を参加者90名で開催した。また、中野の各地域の九条の会でも、毎月のように継続的に様々な場所で憲法学習会の講師を担っており、今年の春には水谷陽子団員が地元公園で『お花見で9条落語』を開催するなど、創意工夫したとりくみを行っている。

市民共同のとりくみとしては、中野区在住の学者・文化人等の連名による特定機密保護法廃止と集団的自衛権容認反対の声明・署名活動等をおこない、土建中野支部を中心に、九条の会、原発反対関係者、革新懇、新婦人等の団体が結集し、新たな組織「中野共同行動」を結成した。

加えて、安保法制廃案めざす実行委員会が組織され「戦争やだね！中野アピール」パレードで民主・共産・無所属の区議も参加し、毎月２回、中野駅頭での宣伝行動が昨年から継続的に実施されるなど、運動は広がりを見せている。

なお、渋谷及び中野では、ともに衆議院小選挙区７区であるため、その野党統一候補擁立のため、２０１６年１２月から、各地域の運動に関わる個人や幅広い市民で、区をまたいで合同会議を重ねている。

杉並では、民進党系を中心に多党派で組織された「NO WAR 杉並」、杉並の若者で組織された平和団体である「jubelee 杉並」など、多彩な運動体に弁護士、事務局が参加し、戦争法廃止等を訴え、毎月定例の駅頭宣伝や学習会の開催を精力的に行っており、三浦佑哉団員は、その学習会の講師をつとめる等中心的な役割を果たしている。

さらに、戦争法廃止と安倍政権の暴走を止めることを一致点とし、多党派の議員１７名と市民が参加して「自由と平和のために行動する議員と市民の会@杉並」が組織され、所員が参画している。

また、地域９条の会でも継続的に活発な学習会が開催され、講師活動を行っている。地域９条の会が集まった杉並９条の会連絡会では、毎年「杉並憲法の夕べ」を開催しており、２０１６年１１月２９日には、東京新聞の半田滋氏とコメディアン松本ヒロ氏を招いて、５００名を超える規模の集会を大きく成功させた。

なお、杉並でも、衆議院小選挙区の野党統一候補擁立のために、幅広い市民活動家と野党各会派の議員個人が集まってネットワークを作り、２０１５年秋頃より円卓会議を重ねている。

「沖縄・高江への警視庁機動隊派遣に 反対する住民訴訟について」

高木法律事務所 高木 一彦

〈何故沖縄なのか〉

一昨年１１月、那覇で行われた日弁連集会で、記念講演に立った新崎盛暉沖縄大学名誉教授は、「『平和国家日本』は、沖縄を軍事要塞として差し出すことによって始めて成り立っている虚構・欺瞞だ」と喝破された。気鋭の理論家である白井聡氏は、「『永続敗戦レジーム』は沖縄において可視化されており、その闘いを全体で行って始めて日本の未来を開くことができる」とされた。

私たち武蔵野市民が、１９９５年と９９年の２度にわたって市長候補に担ぎ上げ、敗北を喫した結果、師匠である宇井純さんによって沖縄に連れ去られた環境学者・桜井国俊さんは、沖

縄大学学長を務めた後、翁長県知事が委嘱した辺野古の公用水面埋立承認を検証する第三者委員会のメンバーとして奮闘され、一昨年1月に、東京で行われたシンポジウムで、辺野古新基地建設をめぐる環境アセスがどんなにデタラメなものであるかを指摘し、「沖縄の問題を小指の痛みとし、こんなやり方を放置しておいたら日本に未来はない」と訴えられた。

「近々国民年金も支給されるから、そろそろハッピーリタイアメント」と考えていた私ではあったが、桜井さんへの負い目もあり、自分のホームグラウンドである武蔵野市でやれるだけのことはやってみようと考えた。

〈「辺野古アクションむさしの」の立ち上げ〉

そこで、「憲法9条改正を問う国民投票が行われても、武蔵野市では絶対に改正反対で過半数を取る」ことを目標に2005年以来旺盛な活動を続けている武蔵野憲法市民フォーラムに、この話しを持ち込み、同年5月にそのランチとして「辺野古アクションむさしの」を立ち上げた。

まず、何よりも現地を自分たちの目で見てこよう。そして、その結果を回りに伝え、それを何度も繰り返すことで、沖縄の闘いを武蔵野に広げようというのがその時の活動方針だった。

直ちに、憲法フォーラムのニュース購読者800人に熱い呼びかけ文を送って、100万円を超すカンパを集め、7月には桜井さんに案内頂いて、私を含む10人の代表団で辺野古・高江を訪問した。

前に東弁で見た三上智恵監督の映画「標的の村」は、「こうやって高江で自分たちがテントを張って頑張っていれば、きっと日本中から応援が来てくれる」と考えて必死に頑張っていたのに、結局応援は来ず、オスプレイの配備が強行されたという、震えるような悔しさを伝えていた。武蔵野の派遣団が訪れた高江のテントは、「私たちは、コトバの暴力を含め誰もキズつけないたくありません」をモットーとして掲げる、優しく素敵な人たちの闘いだった。

それにしても、こんなペースで書いていたら、いつまで経っても終わらないので、その後の「辺野古アクションむさしの」の活動経過は項目だけにします。

2015年7月20日 辺野古派遣団報告会

8月12日 沖縄環境ネットワーク真喜志好一さん講演会

9月16日 武蔵野市議会で、辺野古新基地建設強行に反対する陳情採択（賛成18：反対7）

9月27日 稲嶺護名護市長にもご出席頂き「辺野古に新基地はいらない」大集会（450名参加）

11月6日 映画「戦場ぬ止め」上映会（200名）

11月15日から17日 第2次派遣団10名、辺野古支援カンパ100万円

11月26日 我那覇真子なる人物による「武蔵野市議会意見書撤回を求める集会」開催と撤回を要請する請願提出

12月10日 上記請願不採択
12月16日 第2次辺野古派遣団報告会
2016年3月12日 佐藤学沖縄国際大学教授講演会「中国脅威論の中で米海
兵隊の役割を考える」
8月7日から9日 第3次緊急派遣団7名、高江支援カンパ80万円
8月23日 第3次緊急派遣団報告会
9月30日 武蔵野市議会高江ヘリパッド建設強行反対意見書採択
(賛成15：反対10)

〈そんな中での住民監査請求、住民訴訟〉

武蔵野モンロー主義を標榜し、他の町には出向かないことにしている私だが、こんな形で活動をしていると、どうしても横のつながりができ、辺野古新基地建設に反対するさまざまな方々とおつきあいをするようになっていった。そんな中で、「辺野古リレー」という若い人たちの運動体のリーダーである田中さんとか「沖縄一坪反戦地主会関東ブロック」の大仲さんなどから、「高木さんも弁護士なんだから、高江での警視庁を含む他県から派遣されている機動隊の暴圧を押さえるために何か考えてくれ」という、無茶振りとも言える相談が寄せられた。とても、私の任ではないので、自由法曹団本部や労働弁護団の宮里先生と一緒に話を聞いてもらったりもしたが、高江現地の闘いに東京から応援できることは、誰かを常駐派遣でもしない限り考えにくいし、沖縄の団員に問い合わせても、「ご心配なく」ということだった。そこで、「何故都民の税金で警視庁の機動隊が沖縄の人たちを弾圧するんだ」、「自分たちは、そんなことを了解した覚えはない」との声が、出されていたことを踏まえ、住民監査請求だけでもやろうとなったというのが正直なところである。

〈こんな風に広がったのは、ひとえに自由法曹団東京支部のおかげ〉

総がかり委員会などに取り上げてもらえるようになって、街頭行動などでは、何千人というような参加も得られるようになっていくが、日頃、辺野古基地建設反対をめざす運動体に、大きな組織や団体の組織的な支援はなく、個人と個人がつながって運動を進めている。住民監査請求の請求人を集めるために、昼間連絡を受けられる場所がないということで、私の法律事務所が（個人事務所なのに！）連絡先になった。

住民監査請求の要件は「違法・不当な公金の支出」であり、ともかくも法律に基づく手続で派遣がされていることは間違いないし、財務上の手続に違反があるわけではないから、どうせ申し立てても良い結論が出るはずはないが（常勤の監査委員の前職は警視庁の生活安全局長）、本土でも高江の問題に異議を唱え闘っている人がいることを申し立ての機会にマスコミに報道してもらい、闘う沖縄の人たちに連帯のメッセージが届けられればいい。私は、そんな程度の認識で、棄却されても住民訴訟を起こすことなど全く考えていなかった。

話が大きくなったのは、自由法曹団東京支部の幹事会に訴えに行ったためだ。それまでの行

きがかりから、「住民監査請求をすることにしたからよろしく」と長尾支部幹事長に伝えたところ、「幹事会に来て訴えて下さい」と言われた。確かに、頼み事をするのにちゃんとあいさつをしないなどという不作法があつてはならない。そこで、幹事会で「日程上、受任して頂く代理人の募集期間は3日間くらいしかないのでよろしく」とお願いしたところ、直ちに青龍先生がファックスニュースを出して下さり、どういう仕組みかは今でも分からないが、北は北海道から南は福岡まで、あつという間に、67人もの団員から受任の連絡が私のところに届いた。こうなると、請求人も当初考えていたような100人くらいでいいということにはならない。運動体にも火がつき、これまた1週間程度の間で口から口へと伝えられ、何と314人から、何枚も代理人名簿が続く面倒くさい委任状に、慣れない契印を押した委任状が届けられた。締め切りに間に合わないといわさざ私事務所まで委任状を持ってこられ、「いつも沖縄のことが心から離れません。こういうことをして下さってありがとうございます」と丁寧にお礼を言っ行かれた方が何人もあつた。

10月17日の私たちの申し立てと同じ日、沖縄でも、「他県から派遣される機動隊員の（給与以外）の経費を沖縄県が負担しているのは、違法な公金支出だ」とする監査請求が申し立てられた。さらに、同じく機動隊員を派遣している千葉でも神奈川でも、団員の弁護士が中心となって監査請求の準備が進み、福岡でも、大阪でも、愛知でも、機動隊を派遣している1都1府4県の全てで住民監査請求が申し立てられることになった。

〈全くお恥ずかしいことながら〉

私は、これまで住民監査請求などやつたこともなかつたため、請求の棄却はやむを得ないとしても、意見陳述（証拠調べ）は当然にも行われるであろうから、そこで華々しく警視庁を糾弾しようと高をくくつていた。ところが、申し立てから約1か月後の11月21日に東京都監査委員から届いた通知は、「要件を欠いているので監査を実施しない」という却下決定であつた。

その後、調べてみると、東京都監査委員への住民監査請求は、平成21年度からの8年間で125件も申し立てられているにもかかわらず、そのうち監査を実施したのは11件だけ。これは何らかの勧告をした数ではなく、棄却も含め監査を実施した数であり、実に申立ての91.2%は門前払い却下となっていることが分かつた。

沖縄での人権弾圧を、「平和」な東京で闘うどころか、知らない間に（闘わない間に）私たち自身の地方自治のための権利が形骸化し、奪われていたのである。

運動体とも速やかに意思統一を行い、住民訴訟の提起を決めた。61名の代理人に引き続き就任いただいた。団支部執行部から3名、さらに住民訴訟の嚇々たる実績を誇る八坂団員にも就任して頂き、筆頭代理人である宮里邦雄先生と私を含め6名の常任弁護団が編成できた。締め切りまでに委任状が間に合つた原告は183名となつた（監査請求人でない方からも沢山委任状が来たが、これは駄目）。

第1回口頭弁論期日は、3月8日（水）午前11時半から103号法廷で行われる。100

名を超える傍聴席をいっぱいにし、「原因行為が違法であっても、支出行為の直接の原因でない限り、支出は違法とはならない」とする東京都監査委員の判断の誤りを裁判所に認めさせる闘いを意気高く始めていきたい。

判例の大勢は、原因行為が違法性がと重大であれば、それに基づく支出を違法としている。高江の住民弾圧の違法性は重大であり、そのための機動隊員の給与支払いは違法であると、裁判所に認めさせるために、どれほどリアルに、かつ理論的にも明確に、派遣の違法性を主張・立証できるかが問われている。

福岡の住民監査請求では、当初意見陳述の日程も決められていたにもかかわらず、東京の結果を知るや、それを取り消して却下決定をしたと聞いている。東京のサボりが全国での権利侵害を引き起こしたなどということを許すわけにはいかない。

沖縄のために、日本の地方自治のために、さらなるご支援を自由法曹団のみなさまにお願いする所以である。

8月8日「天皇メッセージ」の意味と課題

東京合同法律事務所 松島 暁

1 はじめに

マスコミ報道によれば、天皇の退位について、①2019(平成31)年1月1日をもって退位し、それに伴う②新しい元号を制定する、③退位後は「上皇」とは呼ばず「前天皇」「元天皇」とする、④秋篠宮を皇太子待遇とする、⑤皇室典範の改正ではなく一代限りの特別法による、等々とあたかも既定路線であるかのように報道されている。

生前退位問題が改憲戦略の阻害要因となることを極力回避しようという安倍政権の乗り切り策への無批判的追従である。

本稿は、団通信に既に掲載したものに手を加えたものであるが、団通信がその性格上字数の制限があること、配布対象が全国的でかなりオフィシャルな媒体でもあることから表現を抑制したこともあって、あらためて問題の所在と私見について明らかにしたい。

2 天皇メッセージの政治的意味の確認

昨年8月8日、天皇は生前退位を強く示唆するビデオメッセージを発表した。これは現行憲法を前提に、その第1条に定める象徴天皇制を存続させることを明確に意図した「政治的」メッセージである。

前の天皇＝昭和天皇は、戦前＝大日本帝国憲法のもとにおいては「元首」であり「大元帥」で、帝国日本の政治軍事のトップ、権力の頂点に位置していた。戦後、現憲法が制定され、その地位に革命的变化が起きたにもかかわらず、例えば、米軍占領下の沖縄について「日本の主権を残したままで25年ないし50年あるいはそれ以上の長期」駐留を希望する旨のメッセー

ジを米国に伝えたり、内閣の組閣人事に対してまでも口を出すなど、象徴天皇制下において政治的行動をあまり抑制せず、戦後政治に積極的に関与した。その意味で、政治的にとても生臭い存在であった。

反面、アジア太平洋戦争の影を終生引きずらざるをえなかったことも事実である。1975年の日本記者クラブにおいて、戦争責任と原爆投下について問われた昭和天皇は、「そういう言葉のアヤについては、私はそういう文学方面はあまり研究していないのでよく分かりませんから、そういう問題にはお答えできかねます」と応じた。この記者会見に如実に現れているように、昭和天皇は戦争責任を引き受けることなく一生を終えた。

それに対し、平成天皇は、一見「非政治的」で「抑制的」に振る舞っているように見えるが、平成天皇が、日本国憲法とりわけ象徴天皇制（1条）の意味と天皇制存続の条件を誰よりも真剣に考え抜き、それを実践した人物であったことは間違いない。8月8日のメッセージはそのことを示す。その意味で同メッセージは昭和天皇とはその方向性は異なるものの、きわめて「政治性」の強いものである。

3 戦前の教訓と日本国憲法の特殊性

かつて、天皇家は一部の政治家や軍人に同調・追従し、天皇自身が政治化・軍事化してしまったことによって、神武天皇以来連綿と続いた天皇制を滅亡の淵に立たせてしまった。（神武天皇が神話の世界の人物だとしても、天武天皇あるいは継体天皇以来の家系であることは歴史的事実である。）その天皇家をいただく国家体制を消滅させかねなかったのである。

戦後の象徴天皇制が、この戦前の反省と教訓のうえに立って成立していることに平成天皇は自覚的である。また、一部の歴史学も、天皇の「不親政」ことが伝統であり、中国をまねた律令政治やプロシヤ皇帝を模した明治以降こそが伝統からの逸脱だとして、現憲法の定める象徴天皇制を理論的に擁護した。

確かに、日本国憲法の条文配置を構造的に見た場合、冒頭が天皇であり、次に戦争の放棄、基本的人権はそれらに劣後する三番目に配置されている。

憲法の教科書的理解によれば、自然権思想ないし天賦人権説に支えられた基本的人権の擁護を核心に、国家の統治制度を憲法によって定め、この憲法により国家機関を統制・拘束する（立憲主義）とされる。この理解からは、基本的人権の保障を第1章すなわち第1条以下に定め、天皇や戦争放棄（軍備）は統治機構の一部ないし部分問題として位置付け規定するのが自然なのであるが、日本国憲法は、そのようにはしていない。

このことは憲法制定時の国際環境に由来する。日本国憲法は、天皇を戦犯として訴追すべきだとの国際的圧力に抗して制定された。その第一の眼目は、戦犯として訴追される危険のあった天皇を免責したうえで、「天皇制は残す」ことを内外に宣言することであり、当時のマッカーサー及び日本支配層の焦眉の課題は「天皇制の存続」にあった。そのためにこそ、それとの引き換えで武装解除＝戦争法規を約束したのである。その意味で、戦争放棄の国際公約なくしては天皇制の存続などなかった。（君島東彦「六面体としての憲法9条―越境する民衆はどのように軍事力を抑制するか」）極論すれば、9条改憲によってわが国が再軍備することを求め

るならば、同時に、昭和天皇を改めて戦争法廷に引きずり出したうえで戦争責任の追及が為されることを受け容れなければならないのである。

しかし、現天皇は、1条と9条とが不即不離の関係にあること、戦争の放棄があつてはじめて天皇制の存続が許された歴史的経緯も十分理解したうえでメッセージを発している。

4 積極的象徴行動を通じた国民的支持の獲得

ケネス・J・ルオフは、現天皇について、次のように評している。「皇位を継承するずっと前から現天皇と皇后とは実践的目標を念頭に置いていたことは間違いなく、夫妻の目指すものは、しばしば重なり合う2つの柱、日本の地方の周辺に追いやられている人々の支えになることと戦後を終結させる」ことだと（『国民の天皇―戦後日本の民主主義と天皇制』共同通信社）。

広島、長崎、沖縄の訪問、硫黄島、パラオ、フィリピンへの慰霊の訪問は後者の実践であり、昭和天皇によっては決してなしえなかった行動である。また、被災者の前に膝をつき話しかけるその行為は前者のそれであり、「皇太子の時代も含め、これまで私が皇后と共にやって来たほぼ全国に及ぶ旅は、国内のどこにおいても、その地域を愛し、その共同体を地道に支える市井の人々のあることを私に認識させ、私がこの認識をもって、天皇として大切な、国民を思い、国民のために祈るという務めを、人々への深い信頼と敬愛をもってなし得た」という一節がとりわけ象徴的である。これらの実践的行動によって象徴天皇制は実質的に支えられているとの自負と確信がメッセージには込められている。これらの実践的行動は単に「積極的」というにとどまらず私には「戦闘的」とすら感じられる。

「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」（憲法12条）との規定を身をもって実践している。憲法の定めによってのみ象徴としての天皇の地位が維持されているわけではない。「積極的」ないし「戦闘的」な象徴行動を通じた獲得してきた国民的支持によって支えられていること、ないし、この国民的支持によってこそ天皇制は支えられるとの確信が、天皇メッセージの基本となっていると思う。

この国民的支持を調達するための「積極的」ないし「戦闘的」象徴行為を実践するには、80歳を超えた老体ではできないし摂政でも担えないのである。気力・体力ともに充実した壮年の天皇本人でなければならぬ。これが生前退位を求める天皇メッセージの核心的要求である。

また平成天皇の求めるものは、改憲勢力のいう戦前の「元首」への復帰・復古などではない。現行平和憲法下での「象徴」天皇制こそが希望であり、その為には壮年天皇でなければならず、かつ、天皇制を安定的に存続のためには男子男系天皇制の見直しが必要だと考えているように思われる。

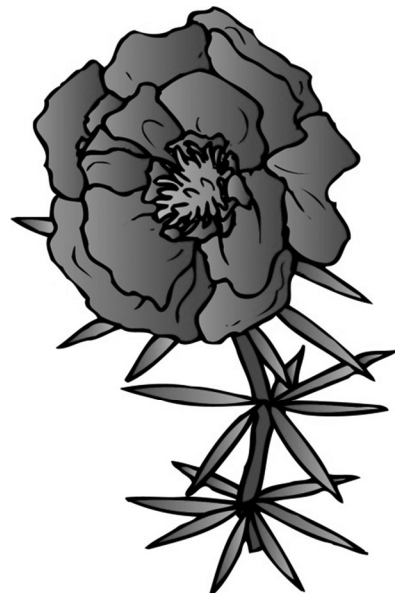
5 立憲主義と思考停止

天皇復権論者ないし復古主義者にとってこの天皇メッセージは混迷と反発の要因となっている。彼らにとってこの国の優越性や誇りの源泉は、1000年以上にわたる男子男系の血統を有する天皇を国の頂点にいただいていたことにある。しかし、彼らのトップであるべきその人が、西洋近代の価値と感性を内面化してしまっている。他方、平成天皇のこの挑戦を、「立

憲主義」を掲げる人々は護憲の対象として擁護していくのであろうか。たぶんそうなのであろう。

この事態を片山杜秀は、「ねじれた時代」として以下のように評している。「天皇の言葉や意思を尊重して絶対にゆるがせにできない。昔風にいえば『承諾必謹』……伝統回帰で天皇絶対といっているはずの右派は猛烈に天皇の意向に反発し、一方、日本が天皇のいない共和国になることを夢見ていたはずの左派リベラル層が、今上天皇の『お言葉』を熱烈に支持したと言いますか、心のよりどころにさえしているように見受けられる」と（片山杜秀・島藺進『近代天皇論―「神聖」か「象徴」か』集英社新書）。私流にいえば、象徴天皇制の支持世論8割以上という現実には安住、ないし、「触らぬ神にたたりなし」としてきた長年の憲法・天皇制に対する思考停止の帰結であると思う。

8割以上の国民が支持しているもう1つのテーマが「日米安保」であるが、これについては別稿で論ずる。



◇教育問題

都立学校「日の君」強制事件訴訟・最近の動き 特に、定年退職後の再雇用拒否事案について

北千住法律事務所 柿沼 真利

はじめに

都立学校の卒業式等の式典における生徒に対する「日の丸」・「君が代」の指導に関し、あの石原都政下の2003年10月23日に一つの「通達」が、都教育委員会から出され、以後、卒業式等で、「君が代」斉唱時に、「日の丸」に向かって起立しなかった教師の方々が、「職務命令違反」として、懲戒処分、さらに、定年退職後の「再雇用職員」等への採用の一律拒否、等の不利益を課された。

この件に関しては、既に、2011年以降、複数の最高裁判決が出されたが、「全て終わった」、のでは無く、現在も、複数の訴訟活動が行われている。なお、本件の全体の概要については、「被処分者の会」のHPをご参照いただきたい。

<http://www7a.biglobe.ne.jp/~hishobunshanokai/>

そして、ここ1～2年間で、特に、再雇用職員等への採用拒否事案に関し、注目すべき「動き」があったので、以下、主に、当職が弁護団に参加している、「第2次再雇用拒否訴訟」に関し、報告する。

事件の概要と第1審判決の内容

同事件は、2007年～09年に、定年を迎えた都立学校の教師であった方々22名が、「再雇用職員」、「非常勤教員（2008年導入）」への採用を希望したところ、過去に、上記の「不起立」があったこと「のみ」を理由に、それが職務命令違反の重大な非違行為であるとして、一律にその採用を拒否されたので、その違憲・違法を主張し、損害賠償請求を行ったものである。

第1審では、一昨年2015年5月25日に、原告「勝訴」判決が言い渡された。その内容は、端的に言うと、被告都による「不起立のみ」を理由とした採用拒否は、その裁量権を逸脱・濫用する違法なものであり、原告らに対し、一人当たり、再雇用された場合の1年分の給与に相当する金額の賠償を、都に命じた、ものである。

この判決が、「画期的」なのは、既に、この「日の君不起立」による「再雇用拒否」に関しては、複数の訴訟が先行しており（本件も「第2次」と銘打っている）、それらはいずれも、最高裁まで手続きが進んだ上で、全面敗訴判決が確定している（本件でも都はそのことを主張していた）中、これを覆して、原告勝訴とした点である。

本件で弁護団は、公務員の定年退職後の採用制度に関する政策の流れ（原則採用の方向）、

この流れに沿った新たな裁判例の存在、行政機関の裁量権行使の適法性判断に関する近時の最高裁判例の傾向（具体的で緻密な総合考慮）を示しつつ、本件の判決を、単なる先行の敗訴判決のコピペにしないよう、弁護活動を行った。

また、「再雇用拒否」の事案での裁量権逸脱の論点については、未だ、最高裁の判例としては実体的に判断されていないことも幸いしたといえる（先行訴訟の上告審では、「憲法論」のみ判断されていた。なお、「懲戒処分」の事案では、最高裁で、裁量権逸脱論が判断されていることに注意、最判平成24年1月16日参照）。

第1審判決の注目点

同判決の注目点は、

- ①本件の再雇用制度等は、教師らの定年退職後の雇用の確保・生活の安定等の趣旨があり、これに対する教師らの期待は法律上保護されるものであり、都の採用選考に関する裁量権も一定制限を受けること、
 - ②同制度等は、退職前の地位に密接に関連し、全く新規に採用する場合と同列に考えるべきではないこと、
 - ③教師らに「君が代」斉唱時に起立を命じるのは、「思想・良心の自由」に対する間接的制約になり得るものであり、これに対する不利益は慎重に行わなければならないこと、
 - ④都が、教師らに「君が代」斉唱時の起立を命じる根拠としている、学習指導要領のいわゆる「国旗国歌指導条項」について、「他の特別行事の実施や配慮すべき事項の内容と対比して特段区別した位置付けが与えられているとまでは認められない」とし、このことをのみを採用拒否の理由とはできないこと、
- などを認めた点である。

なお、本件で、原告らは、先行訴訟と同様、「思想・良心の自由」侵害、「教育の自由」侵害、教育基本法違反なども主張したが、これらの点について、同判決は、そもそも判断自体していない。

ただし、上記の裁量権逸脱濫用論の中で、憲法的価値観や、教育法的価値観を盛り込んでいる点もあり、よく「練られた」判決であると言える。

そして、控訴審、さらに最高裁へ

その後、都側のみが控訴したが、控訴審は1回結審となり、2015年12月10日、判決言渡しとなった。控訴審判決は、基本的には、上記第1審判決の内容を、ほぼそのまま踏襲し、かつ、都が控訴審で行った主張を、ことごとく排斥した上で、都の控訴を全面的に棄却した。特に注目すべきは、同判決は、都の再雇用拒否について、「現状の運用自体も憲法上の自由との関係で問題があるものである」と、実質上憲法違反と評価したとも読める判断を行っている点である。

とはいえ、都側は、上告受理申立てを行ってきた。さらに、本件の後発の第3次再雇用拒

否訴訟では、残念ながら、昨2016年の4月に、「先祖返り」とも言える、原告全面敗訴判決が言い渡されてしまった。なお、その判決の内容は、先行していた第1次訴訟などの全面敗訴であった高裁判例を引用して、安易に原告らの請求を否定したものであった。

・・・と、ここまでは、基本的に、以前、団で報告したことである。

その後、後発の第3次訴訟については、控訴審で審理され、昨年12月結審を迎え、本年3月22日に判決言い渡しが予定されている。控訴審では、裁判所が、定年退職後の非常勤教員の採用実態などに関し、関心を示し、具体的に審理するような態度を示していた点、単に第1審の「コピペ」とはならないことを期待するが、予断は許さない状況である。

さらに、私が担当している、第2次訴訟は、一昨年12月の控訴審での勝訴判決以降、前述の都による上告受理申立てに対して、最高裁は現段階で未だ動きを見せていない・・・それにしても、まさか、昨2016年以内に決着がつかないとは・・・

本件は、今後、都に限らず、公立学校の教育現場における日の君強制への一定の歯止めとなり、また、この日の君強制事案以外についても、公務員の定年退職後の再任用拒否事案にも影響を与えうるものでもあり、気を引き締めて望むことが必要である。

「指導力不足等教員」認定制度の問題 と職場復帰をめざす闘い

三多摩法律事務所 富永 由紀子

1 「指導力不足等教員」とは

教育公務員特例法第25条の2第1項は、「公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修（以下「指導改善研修」という。）を実施しなければならない。」と定めている。

指導力不足等教員として認定され、指導改善研修を命ぜられることにより、教員は長期にわたって学校の現場を離れることを余儀なくされるなど、大きな不利益を受けることとなる。加えて、指導改善研修の期間を経過してもなお指導を適切に行うことができないと認定されれば分限免職となる仕組みになっているのであり、指導力不足等教員として認定されることによる心理的負荷は、計り知れない。

2 「指導力不足等教員」認定制度を乱用する東京都

指導力不足等教員の認定制度については、かねてから重大な問題点が指摘されている。すでにILOも、この指導力不足認定制度において、国際基準であるILO・ユネスコの「教員の地位に関する勧告」（1966年制定）が遵守されていないことを明確に指摘し、2003年及び2005年の2度にわたって是正を求める勧告を行ったほか、2008年4月に

は共同専門家委員会（CEART）調査団が来日して、詳細な調査が行われた。

もはや、この指導力不足教員認定制度が抜本的に見直されるべきことは、当然と言わなければならない。

しかしながら、この「指導力不足教員」認定制度を全国に先駆けていち早く導入した東京都教育委員会は、これを見直すどころか、さらに積極的に推進しようとしている。ここ5年ほどをみても、毎年5～7名程度の教員が新たに認定され、しかも、最終的に認定を解除される者はほとんどいない。多くが退職を余儀なくされているのである。

3 府中第5小学校のT教諭の場合

このような中、2015年3月にも、府中市立第5小学校に所属していたT教諭が、指導力不足等教員として認定された。

T教諭は、小学校教員になって8年目の、男性中堅教師である。府中5小に異動して2年目の2013年度、6年生の担任となったが、運動会にむけて組体操の練習をしていた際に児童の一人が転倒して腕を骨折するという出来事がおきた。以後、当該児童の保護者から頻繁に校長らに連絡が入り、T教諭を学校から排除するよう要求が繰り返される。翌2014年度、T教諭は担任をはずされて家庭科専科の担当となり、その間に指導力不足教員として申請がなされ、上記のとおり2015年3月に改善研修が命じられたのである。

かかる経過からも明らかなとおり、T教諭が指導力不足等教員として認定された背景には、T教諭の排除を執拗に求める保護者の動きがあった。その対応に苦慮した校長ら管理職が、T教諭を現場から排除して事態の沈静化をはかろうと申請に及んだものであることは、明白である。

4 T教諭の職場復帰を勝ち取るために

T教諭に対する指導力不足教員の認定には、職場の同僚らからも疑問の声があがっている。「T先生は、何事にも熱心に取り組んでいた。当時の6年生は学年全体として指導が困難な状況だったのであり、T教諭の問題ではない。」「組体操での事故のときも、T先生の指導に不備があったなどと学校内で問題にされたことはない。」「T先生は若手にも親切にアドバイスをしてくれて、とても助かった。」職場で聞き取りをすると、このような声が多く聞かれ、複数の教員たちが陳述書作成に協力してくれた。

このような職場の支援を背景に、現在、東京都人事委員会に、認定解除と研修停止をもとめて措置要求の申立をしている。また、T教諭に対する指導力不足教員の認定・研修命令が、その裁量を逸脱・濫用した違法なものであることは明らかであることから、近く、東京都と府中市を被告とした損害賠償請求訴訟も提起する予定である。

こうした取り組みを通じて、T教諭の職場復帰を勝ち取るとともに、指導力不足等教員認定制度の問題点を、あらためて明らかにしていきたい。

「子どもの貧困問題」

日野市民法律事務所 木村 真実

1 はじめに

「子どもの貧困」が話題にされるようになって数年がたちます。関心を持ち、活動をされている団員の先生方も多いと思います。ですので、以下の文章は「もう知ってるよ」ということの羅列かもしれませんが、今、団支部としても取り組んでいただきたい課題ですので、改めて確認していただければ、と思います。

2 子どもの貧困の何が問題か

格差が広がっている今日の日本で、貧困は高齢者でも子どものいない家庭でも深刻な問題です。働き方（働かせ方）、年金のあり方、生活保護のあり方などが見直されるべきことはいうをまちません。

しかし、子どもの貧困を特に取り上げるのは、貧困になったのは子どものせいではなく、子どもの貧困は生まれながらの不平等の問題であり、帰責されえないことによって尊厳が損なわれ、子どもから自信・安心・自由が奪われている状態だからです。まさに憲法違反の人権侵害です。

そして、子どもの貧困は、子どもの「今」を奪うだけでなく、教育の機会喪失や仕事の選択肢を狭めることなどを通じて子どもの「未来」も奪います。

さらに、子どもの貧困は、放置すれば将来の社会の支え手をなくすという意味でも社会問題です。

3 統計に表れる子どもの貧困

我が国における子どもの貧困は、年々拡大しています。子どもの相対的貧困率（17歳以下の子どもの占める等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合）で見ると、1985年に10.9%だったものが2000年には14.5%、2012年には16.3%にのぼっています。貧困線は、相対的貧困は、世帯別の等価可処分所得（世帯の**可処分所得**（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値（低い順に並べた真ん中）の半分ですが、この世帯別の等価可処分所得自体が1997年の250万円弱から2012年には200万円を切るくらいになっていますので、貧困線が下がっている中で貧困線以下の世帯で暮らす子どもたちが増えているということです。

また、子どもの貧困率は、もっとも低い福井で5.5%、富山で6.0%なのに対し、大阪で21.8%、沖縄では37.5%と地域差が大きいのも特徴です（東京は10.3%ですが、都内でも大きな地域差があります）。

そして、子どもがいる現役世帯の貧困率は、大人が2人以上の家庭で12.4%なのに対して、1人の家庭（ほとんどがシングルマザーとシングルファーザー）では54.6%です。日本の貧困率は、OECD諸国の平均を上回りますが、特に大人が1人の家庭の貧困率はOECD諸国中

で最悪です。さらに、日本は OECD 諸国で唯一、再分配後の子どもの貧困率が再分配前に比べて悪化する国です。貧しい世帯からも健康保険料や年金の掛金などを納めさせ、他方で子どもに金を使っていないからです。OECD 諸国と比べてみると、日本の子どもの貧困が政策的な失敗故に生み出されているといえそうです。

4 子どもの貧困はどのような影響を与えるのか

食事がまったくとれない、着るものがない、住む家がないという子どもは多くありません。教室では貧困な感じがする子どもが目につかないかもしれません。しかし、子どもが折々で格差を感じ人生に希望が持てないことこそが問題です。

経済的に余裕がなくなれば、外食や映画、本を買うなど生活に潤いを与える部分の支出がカットされます。経済的理由で塾に行けない子どもも少なくありません。収入確保のために親が長時間働かざるを得ず、時間的にも精神的にも余裕がなくなっている家庭も多くあります。その結果、家庭内でも社会との関係でも関係性が乏しくなる、関係性の貧困も生じています。

子どもの貧困は、教育や心理の分野に大きく影響を与え、低学力・低学歴、低い自己評価、不安、孤立などにつながっていきます。そしてその子どもたちが親になった時の子どもの貧困に連鎖していくのです。小学 6 年生の調査では、世帯年収が 200 万円以下の家庭の子どもと 1200～1500 万円の家庭の子どもでは、国語や算数のテストの点数が 20 点近くも違うという結果が出ていますし、2012 年の東大の学生の 60%以上が 950 万円以上の収入の世帯の出身だという調査結果もありました。

繰り返しになりますが、子どもの貧困は生まれながらの不平等の問題であり、人権の問題なのです。

5 子どもの貧困をなくしていくために

子どもの貧困対策法ができ、貧困対策に関する大綱もできましたが、国の経済・労働政策が格差の拡大をもたらしているなかで、十分な政策が展開されているとは思われません。沖縄県など自治体の積極的な取り組みも注目されています。私の暮らす多摩地域でも多くの子ども食堂が開催されており、無料の学習支援も展開されています。民間の力がもっと活きるような政策も考えられるべきだと感じています。

困難度に応じた支援、個別の事情に応じた支援、関係性を豊かにしていく支援、子どもたちにレッテル貼りとならないような支援が求められています。子どもの貧困を防止し、貧困からの脱却を図る子どもたちを支援するために、私たちができることはもっとあるはずです。条例化を含む立法、自治体等の審議会への参加、地域での NPO 等の活動から、担当する離婚事件での子どもの支援まで弁護士としてできることも多くあると思います。

もっともっと子どもからの声から学び、人権保障の観点から子どもの貧困を考えていきたいと思っています。

「18歳選挙権と主権者教育について －自身の体験を通して－」

八王子合同法律事務所 白神 優理子

1. 「いかに主権者を育てるか？」の問い

18歳選挙権導入が決まってからは、講演の度にこの問いを受けます。教育関係の集まりでは、この問いが講演テーマそのものであることも多いです。その際に、私は必ず「自分自身がどのように主権者としての生き方を見つけてきたのか」という角度から自身の体験を話すようにしています。

2. 「どうせ変わらない」と諦めていた中学時代

私は今でこそ、弁護士になってからの3年間で160回近くの講演を行い、社会問題に対して積極的に発言をし、団体を作ったり、選挙活動もしたりしていますが、中学までは「自分を押し殺すことに必死」でした。

成績順でクラス分けされていた小中学の進学塾では、競争の階段から落ちないように。学校では、発言をすると「先生に媚びを売っている」と陰口を言われたため、目立たないように・嫌われないように、空気を読むことに必死な毎日。

大人や世間が決めた評価に合わせるように生きるしかない、それすらうまくできないという劣等感でいっぱいでした。歴史の年表を見ても人間は差別や戦争を繰り返している。「どうせ自分には何もできない」「人間は醜く、歴史は過ちを繰り返すもの。」という諦めが私を支配していました。

3. 私を変えた「3つの出会い」

しかし高校生になってから、そんな私の生き方を180度変えてくれる出会いがいくつもありました。

私は高校生平和ゼミナールという全国サークルに入り、サークルの仲間や世話人をして下さっている高校の先生方と共に戦跡地を巡り戦争体験者の方々のお話を聞きました。

1つ目の出会いは戦争体験者の方々との出会いです。思い出したくない記憶を、後悔を私たち高校生に証言してくださり、励ましてくれました。「もう二度と、国に騙されて戦争で多くの命を失いたくない」「あなたたちが次の社会をつくる主人公だよ」と。その「生き方」や「命の言葉」に触れて、歴史はどうせ変わらないなんて、諦めていてはいけないと強く思いました。絶対にこんな戦争を繰り返させては行けない、という主体的な強い感情が初めて生まれました。

二つ目は「日本国憲法」と出会いです。戦争で生み出した犠牲の上に、二度と国家権力に騙

されないという決意を持ち、国家権力を暴走させず国民を主人公にするため、「立憲主義」を徹底させ戦争を放棄したのが「日本国憲法」だということを知り、私はとても感動しました。

人間は決して醜くなんかないということ、「歴史は前に進んでいる」ことがわかったからです。私にとって日本国憲法は、「人間の歴史が前に進むことを教えてくれる希望の存在」です。

最後が、「一緒に社会を変えるために行動する仲間との出会い」です。

実際に、高校生の仲間と共に平和について語り合い、発言し、演劇や歌で表現する活動の中で自分が一人の人間として認められ、仲間と一緒に力を発揮し社会を少しずつ前に進めることができるという自信を掴むことができました。組合で活動し、声を上げる大人たちに出会い、目の前の人権侵害に対して一つ一つ立ち向かっていくことが「歴史を前に進めること」だし、そのような生き方は「カッコイイ」と感じるようになりました。

このような出会いの中で、弁護士という夢も、主権者としての生き方も見つけることができました。

4. 私たちに求められること

私の体験を通して「主権者を育てるために」求められることは、学校の先生や私たち自身が声を上げて、主権者として生き生きと社会を変える姿を若い人に示すことが何より重要ではないかと強調したいです。

そして「歴史は前に進んでいる」「あなた達はその主人公なんだ」という「希望」を語ることです。

また先生方と力を合わせて、子どもたちが自分の気持ちを堂々と表現し、仲間と力を合わせて達成感を感じることができる機会をたくさん作りたいと思います。たとえば地域で若い人たちを実行委員にする平和運動団体、組合、高校生では平和ゼミナールや社会科学研究会などなど。

子どもから希望を奪う安倍自公政権の政治に立ち向かい、深く、広く、若い人たちが希望を感じる場を広げていきたいと思っています。

18歳選挙権と教育の「政治的中立性」 ～教育現場に憲法の風を吹かせよう～

東京法律事務所 加藤 健次

●18歳選挙権の実施をめぐる対抗と「逆流」

2016年の参議院選挙から18歳選挙権が実施された。18歳選挙権は世界の趨勢であり、民主主義の拡大として歓迎すべきことである。

18歳選挙権をめぐって、生徒と教員の政治活動の自由が保障され、自由闊達な議論の中で主権者として成長していくのか、それとも、「教育の中立性」を口実とした管理統制という枠の中での「主権者」にとどまるのか、が鋭く問われている。

その中で実際には、政治活動の自由に対する「逆流」ともいうべき事態が起こっている。

第1に、文科省は高校生の政治活動を不当に制限しようとしている。

文部省（当時）は、18歳選挙権の実施にあたって、高校生の政治活動を全面的に禁止、制限する1969年の通知（「高等学校における政治的教養と政治的活動について」）を廃止し、2015年10月29日、新たな「通知」（「高等学校における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治活動等について」）を出した。

新しい通知は、生徒が有権者として「自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが重要」として、「主権者教育」の重要性を強調している。しかし、その一方で、新通知は、教育基本法14条2項の「政治的中立性」を理由に、生徒の政治活動を不当に禁止、制限することを提起し、かつ、教員の政治活動や政治的見解の表明を大きく制約するものとなっている。

第2に、自民党などが「教育の政治的中立性」を口実として、学校の教育内容や教職員の政治活動に対する不当な介入、干渉を強めている。

例えば、宮城県の県立高校での安保法案（戦争法案）に関するアンケートや北海道の道立高校での憲法の「出前授業」が、政治的「偏向」よばわりされ、介入を受けるという事態が起こっている。また、自民党は、教員の「政治的中立性」を維持するために、政治活動の禁止規定に罰則を設けることを主張している。昨年には、「教え子を再び戦場に送るな！」というスローガンを「政治的偏向」と決めつけ、教員の政治活動についての事例報告を求める、いわゆる「密告サイト」をホームページに掲載した。

このような情勢のもとで、「教育の政治的中立」を口実とした攻撃をはね返し、教育現場における政治活動の自由を確保するために努力することが特別に求められている。

●「教育の政治的中立」を侵しているのは誰か

教育基本法 14 条は、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」（第 1 項）とした上で、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」（第 2 項）と定める。

ここでいう「政治的中立」は、政治権力や教育行政、組織としての学校に対して求められているという点が、何よりもまず重要である。すなわち、戦前のように、天皇が絶対的な君主であって、それにいかに忠誠を誓うかということを教えこむというような教育を二度とさせないというのが日本国憲法の下での戦後教育の出発点である。したがって、「教育の中立性」は、生徒と教員の政治活動の自由を制限する根拠とはなり得ない。

この点で言えば、「教育の中立性」をもっとも踏みにじっているのは、今の安倍政権である。教科書に歴史学会の到達点を無視した政府見解を書き込ませるとか、憲法学会がこぞって反対する集団的自衛権容認の解釈改憲を生徒に教えろ、などという一連の教育政策こそ、教育基本法が禁じている「政治的中立性」の侵害にはかならない。

もちろん、教員が特定の政治的意見を生徒に押しつけることは許されない。しかし、このことは、教員が政治的意見を述べてはいけないということではない。教育実践における「政治的中立性」は、あくまでも言論を通じて教育的に解決されるべき問題である。

この点でいえば、教育行政は、学校に対する政治的介入を防止し、教育現場における自由な言論を保障することが最大の任務である。外部からの「通報」を契機として、学校内での政治活動について調査することは、教育行政が決して行ってはならないことであり、それ自体が「教育の政治的自由」を侵害することなのである。

●日常的に憲法と政治が語られる教育現場を

わが国では、「教育の中立性」を口実にして、教育公務員の政治活動に対して、不当な規制がなされてきた（教育公務員特例法による人事院規則 14－7 の適用など）。

この点に関し、社会保険庁職員（当時）の堀越明男さんが休日に政党機関紙を配布したとして起訴された事件で、最高裁第二小法廷は、「禁止の対象となる『政治的行為』とは、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが、観念的なものにとどまらず、現実的に起こりうるものとして実質的に認められるもの」というとして、堀越さんに無罪判決を言い渡した（平成 24 年 12 月 7 日判決）。最高裁判決の論理からすれば、少なくとも、教員の業務と関係のない政治活動を禁止する理由はない。そもそも、自らの政治的自由を制限された教員が、十分な「主権者教育」を行うことは期待できない。教員の政治活動に対する不当な規制は撤廃するのが筋である。

さらに、自由な政治的言論が行き交う教育現場をつくる実践が求められている。

そのためには、何よりもまず、教員と生徒が憲法と基本的人権の価値を実感し、日々実践できる条件づくりが大切である。全日本教職員組合（全教）は、職場レベルでの憲法学習を呼び

かけている。憲法の「学校カフェ」の取り組みも始まっている。私たちも、条件を生かして、このような活動に参加しよう。

若者と日本の未来のために、教育現場に憲法の風を吹かせよう！

武蔵村山五中「ミニブーツキャンプ」問題について

三多摩法律事務所 植木 則和

昨年7月2日、武蔵村山市の第5中学校において、横田基地の米兵が「ミニブーツキャンプ」と称して、生徒たちに実質的な新兵訓練を行っていたことが明らかになりました。

1 「ミニブーツキャンプ」の具体的内容

「ミニブーツキャンプ」は、地域との交流を図ることを目的とした「五中フェスティバル」のプログラムのひとつとして実施され、今年度は33名の3年生が参加しました。具体的には、行進、敬礼、ほふく前進など新兵訓練における典型的な内容の指導が行われ、それらの際に、生徒にフェイスペイントも施されています。「五中フェスティバル」では、地域の方々の指導でものづくりや演芸などを体験するものが多く、「ミニブーツキャンプ」は他のプログラムと比較して異質な内容です。

また、横田基地のホームページには、「ミニブーツキャンプ」について、本来米軍では1週間で行なう訓練内容を20分で行なったとの紹介がなされており、実施した主体である横田基地側としても、新兵訓練と同様の内容を実施したことを認めています。

なお、同プログラムは、同校の当時のPTAの方から提案があり、5年前から実施されていたとのことです。

2 ホームページへの顔写真・氏名の掲載

上記のように極めて問題のあるプログラムが実施されたことに加え、今年度の「ミニブーツキャンプ」の実施内容については、参加した生徒の顔や氏名がはっきりと明らかになる形で、横田基地のホームページに掲載されました。現時点では当該ページは削除されていますが、一定期間の掲載によって当該ページの内容は不特定多数に拡散することとなりました。

3 問題発覚からの対応

この問題が発覚し、「武蔵村山子どもの教育と文化を育てる会」が中心となって対応を検討しました。そして、「五中フェスティバル」に関する公文書の開示請求を行い（7月27日）、市教委に対して事実関係を明らかにするための質問書を提出しました（8月5日）。これに対し、市教委からの回答は（8月16日）、「ミニブーツキャンプは地域交流の目的で行われ、内容もトレーニングに主眼を置いたものであり、問題ない」とするものでした。

また、ホームページの掲載については、市教委は事前に把握していたうえで、各生徒へ確認していたとの記載もありました。もっとも、この点については事実関係が未だ不明瞭なため、今後も確認する必要があります。

これらの経緯を踏まえ、「武蔵村山子どもの教育と文化を育てる会」名義で、①来年度以降は五中フェスティバルにおいて「ミニブートキャンプ」プログラムを実施しないこと、②児童・生徒のプライバシー確保のためにより慎重な対応を求めることを趣旨とする要請書を市教委に提出しました（９月１２日）。併せて、五中に対しても同様の申し入れを行いました。

また、並行して９月の議会では、共産党市議団が事実関係の確認と責任の所在について追求しました。

上記の要請書では９月３０日までに市教委からの回答を求めましたが、この間に教育委員会が開催されていないとの理由で、期限までに回答は得られませんでした。もっとも、従前の東村山市教委の対応では、育てる会宛に発する文書について教育委員会で審議されたことはなかったことから、その旨を指摘したうえで、改めて早期の回答を求めました。その結果、武蔵村山市教委から１１月８日付けで、①次年度以降は名称・内容を変更し、文化・スポーツ交流を行う、②児童・生徒のプライバシー配慮にはより慎重に対応するとの回答を得ました。

このような回答書を踏まえて検討した結果、次年度以降はこれまでと同様の名称・内容で実施されることはないとの確約を市教委から得たこと、武蔵村山五中に要請に行った際に学校側は非常に恐縮しており、市教委と同旨の確約を得られたことから、運動体として最低限の成果を獲得できたことを確認しました。そして、今後も市教委とは柔軟に話し合いの機会を持てる良好な関係を維持すべきであるため、これ以上の運動は現時点では不要であるとの結論に至りました。そこで、１２月５日に、次年度以降の改善を念押しする内容の要請書を持参し、学校教育担当部長と面談のうえで上記回答書と同趣旨の説明を受け、最後の要請を終えました。

４ おわりに

このように、市教委と当該学校である東村山五中の双方から、今年度以降の改善を確約させることができ、一定の成果を上げることができました。

もっとも、議会での各教育委員や市長の発言を聞いていると、この問題の本質を理解したうえでの対応であったのか、疑義が残る部分もあります。担当部長との面談の際に確認したのですが、こちらから提出した質問書や各要請書は、教育委員会の開催直前に回覧資料として各委員の目に触れるのみであったとのことで、これも一因であると思われます。そこで、今後何らかの要請を行う場合には、各教育委員宛に個別に書面を送付・提出すべきであることを確認しました。

引き続き、武蔵村山市の教育現場の状況に細心の注意を払い対応していきますので、今後もみなさまからのご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

◇労働・貧困

安倍政権の労働法制改悪を許さない

旬報法律事務所 並木 陽介

1 はじめに

第2次安倍内閣発足直後の2013年1月の国会において、安倍首相は、「世界で一番企業が活躍しやすい国」を目指すと言明し、以後、雇用を「岩盤規制」と称し、「岩盤規制を打ち破る」などと述べて、労働者の生命や生活を保護するための労働規制を敵視し、破壊しようと挑み続けている。

2 派遣法改悪

2015年9月11日には、労働者派遣法の改悪を強行し、同年10月1日に施行される予定であった「違法派遣の場合の労働契約申し込みみなし制度」の適用を回避するため、みなし制度の施行直前の同年9月30日に施行された。この改悪は、ご存知のとおり、①有期雇用派遣労働者について、事業者単位では3年ごとに過半数労働組合もしくは過半数代表の意見を聴取しさえすれば、労働者派遣を永久に延長でき、②派遣先の組織（課等）単では個人の派遣労働者を3年ごとに入れ替えれば、組織（課等）単にでも永久に派遣労働者を使用することができる、③無期雇用派遣労働者については派遣期間制限は設けられていないなど、使用者にとっては労働者派遣の永続利用を可能にし、他方で派遣労働者の首切りを自由にするなど、多くの問題をはらむものであった。

3 過労死促進・残業代ゼロ法案

また、2015年の通常国会には、過労死促進・残業代ゼロ法案とも称される労働基準法「改正」案が提出され、現在に至るまで継続審議となっている。

この労基法「改正」案の内容は、高度プロフェッショナル制度の創設、企画業務型裁量労働制の拡大などを内容とするものである。

高度プロフェッショナル制度は、一定の要件を満たす労働者について、労基法第4章に定める労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定の適用をすべて除外するというものである。労働者の生命や健康を維持するために設けられたこれらの労働時間規定を「除外」するということは、労働時間に限界を設けることなく永遠に働かせる、休憩や休日を与えない、深夜割増を含む残業代を支払わない、ということを許容し、過労死・過労自殺を許容することに他ならない。

また、企画業務型裁量労働制の拡大は、その対象にはそもそも裁量性のない業務まで含まれて

いる上、あいまいかつ理解困難な規定がなされ、現在でも脱法的な裁量労働制の利用がはびこっている中、それがますます横行することとなりかねないものである。

このような労基法「改正」案の問題については、団本部意見書等（2015年4月24日付「過労死を激増させ、残業代をゼロにする労働基準法等「改正」案の廃案を要求する意見書」等）をはじめとして、さらなる長時間労働が促進され、不払い残業や過労死、メンタルヘルスの増加など様々な批判がなされている。

4 解雇の金銭解決、限定正社員

これら以外にも、安倍内閣は、「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」を設置し、金銭を支払いすれば自由に解雇できる道を開く解雇の金銭解決制度の導入を目論んでいる。また、不安定雇用や賃金格差といった非正規雇用の問題をごまかし、拡大しかねない「限定正社員」（多様な働き方）の推進も目指されている。

5 まやかしに惑わされないたたかいを！

他方で、安倍内閣は、昨年9月に「働き方改革実現会議」なるものを設置するなどして、「働き方改革」を打ち出している。その中では、同一労働同一賃金の実現や、時間外労働の上限規制などをうたい、前者については昨年12月20日にガイドライン案が発表されている。いずれも重要な課題であり、労働者の権利の向上のため、活用できるものは活用していくべきである。

しかしながら、「働き方改革実現会議」の構成は、メンバーが24人いるうち、経営側が7人いるのに対して、労働者側はわずか1名（連合会長）のみであり、極めて偏った構成である。これは、労働政策を公労使3者の合意を得て進める「3者構成原則」を骨抜きにし、労働者の意見を排除した労働政策が推し進められかねない。

また、長時間労働是正をうたいながら、先述のとおり長時間労働をますます拡大する労基法「改正」案を取り下げず、また四野党が共同提出した長時間労働規制法案を審議する様子も窺われない。

安倍政権のまやかしに惑わされず、労働者の立場に立った働くルールの確立に向けて、力を合わせて粘り強くたたかうことが重要である。

成長戦略を推進し、多様な社員を生み出す 安倍「働き方改革」

代々木総合法律事務所 鷺見 賢一郎

1 安倍内閣「最大のチャレンジは『働き方改革』」

(1) 新・3本の矢

安倍首相は、2015年9月、自民党総裁に再選された後の記者会見で、「アベノミクスは第2ステージに移る」と宣言し、一億総活躍社会をめざすとして、総活躍社会実現のために、「新・3本の矢」―「第1の矢・希望を生み出す強い経済＝GDP600兆円」、「第2の矢・夢をつむぐ子育て支援＝希望出生率1.8」、「第3の矢・安心につながる社会保障＝介護離職ゼロ」を放つと宣言しました。

(2) ニッポン一億総活躍プランと安倍「働き方改革」

安倍内閣は、2016年6月2日、ニッポン一億総活躍プラン（以下「プラン」といいます）を閣議決定しました。プランは、「一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題である働き方改革の方向」のタイトルの下に、「最大のチャレンジは働き方改革である。多様な働き方が可能となるよう、社会の発想や制度を大きく転換しなければならない。」として、①同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善、②長時間労働の是正、③高齢者の就労促進をあげています。

(3) 安倍首相の所信表明演説

―「『非正規』という言葉、この国から一掃する」

安倍首相は、2016年9月26日の所信表明演説で、「2020年、そしてその先の未来に向かって、誰もがその能力を存分に発揮できる社会を創る。一億総活躍の『未来』を皆さんと共に切り拓いてまいります。その大きな鍵は、働き方改革です。働く人の立場に立った改革。意欲ある皆さんに多様なチャンスを生み出す、労働制度の大胆な改革を進めます。子育て、介護など多様なライフスタイルと仕事とを両立させるためには、長時間労働の慣行を断ち切ることが必要です。同一労働同一賃金を実現します。不合理な待遇を是正するため、新たなガイドラインを年内を目途に策定します。必要な法改正に向けて、躊躇することなく準備を進めます。『非正規』という言葉、皆さん、この国から一掃しようではありませんか。定年引き上げに積極的な企業を支援します。意欲ある高齢者の皆さんに多様な就労機会を提供していきます。各般にわたる労働制度の改革プラン、『働き方改革実行計画』を、今年度内にまとめます。可能なものから速やかに実行し、一億総活躍の『未来』を切り拓いてまいります。」と演説しています。

2 いま何故安倍首相は「働き方改革」をとるのか

(1) 国民の不満と批判対策

いま、何故、安倍首相は、「同一労働同一賃金の実現」、「最低賃金の引上げ」、「長時間労働の是正」など、従来、労働者、労働組合が要求してきた課題を自らとなえるようになったのでしょうか。

アベノミクスの3年半の間に、大企業と富裕層に富が集中し、国民は貧困化し、貧富の格差が大きく広がっています。それは、「2012～2015年の4年間、資本金10億円以上の大企業の経常利益の合計額、毎年過去最高を更新」、「2011年度～2015年度の5年連続実質賃金前年割れ」、「2014年、年収200万円以下のワーキングプア、史上最多の1139万人」等々の事実をみれば一目瞭然です。

安倍首相は、このような事態に対する国民の不満と批判をそらし、2016年7月10日投票の参議院選挙などでこれらの争点をなくし、国民の支持を得るために「働き方改革」を提唱し、強調したのです。そのことは、安倍内閣が、日本再興戦略で「雇用制度改革」（＝「雇用改革」）の表現を「働き方改革」の表現に切り換えた経過をみても、とりわけ、参院選直前になって「同一労働同一賃金の実現」をとえだし、「最低賃金の引上げ」や「長時間労働の是正」を強調しだした経過をみても、明白です。

(2) 少子化・労働力不足対策

安倍政権が成長戦略を策定し、GDP600兆円をめざす上で、少子化・労働力不足対策は避けてとおることができません。いま、ワーキングプアの広がりの中で、経済的に結婚することが困難な若者が増大し、出生率が大幅に低下し、少子化傾向に拍車をかけています。

このような中で、安倍政権は、一方で、当面の労働力不足を女性、高齢者、外国人労働者でおぎない、他方で、少子化傾向＝人口減少傾向を何とか克服しようとしています。ですから、アベノミクスの第2ステージとして、「第2の矢・夢をつむぐ子育て支援＝希望出生率1.8」、「第3の矢・安心につながる社会保障＝介護離職ゼロ」をとえているのです。また、ニッポン一億総活躍プランは、「我が国の経済成長の隘路の根本には、少子高齢化という構造的な問題がある。」、「アベノミクスの第2ステージは、この少子高齢化の問題に真正面から立ち向かう。」などと述べ、同一労働同一賃金の実現、最低賃金の引上げ、長時間労働の是正、高齢者の就労促進などをとえているのです。

自民党政府は、今までに何回となく少子化対策を行っています。人口減少社会は、本来、財界にとっても何とかしなくてはいけない課題です。しかし、政府が少子化対策を計画し、実行しようという段階になると、財界・大企業は当面の利益に走り、政府の少子化対策に抵抗し、政府の少子化対策はいつも中途半端に終わり、失敗しています。今回も、経団連などの対応をみると、安倍政権の少子化対策の成功はおぼつかないと思います。

(3) 景気・デフレ脱却対策

国民の貧困化が進む中では、国内の需要の6割近くをしめる個人消費は冷え込み、デフレ不況は深刻化し、日本経済は衰退するばかりです。安倍首相は、景気を回復し、デフレから脱却するためにも、同一労働同一賃金の実現や最低賃金の引上げをとえざるを得な

いのです。

3 安倍「働き方改革」＝成長戦略を推進するインフラ（基盤的設備）

（１）成長戦略を推進するインフラ

プランは、「一億総活躍社会の意義」について、「一億総活躍社会は、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会である。これは単なる社会政策ではなく、究極の成長戦略である。」と述べています。次いで、プランは、「成長と分配の好循環の形成」について、「つまり、新・３本の矢は、３つすべてがそろっていないと意味がない。まさに３本あわせて究極の成長戦略となるものである。そして、こうした成長と分配の好循環を形作っていくためには、新・３本の矢に加えて、これら３本の矢を貫く横断的課題である働き方改革と生産性向上という重要課題に取り組んでいくことが重要である。」と述べています。

以上のとおり、プランは、一億総活躍社会及び一億総活躍社会を実現するための「新・３本の矢」はいずれも究極の成長戦略であるとし、働き方改革はこれらの成長戦略の横断的課題＝成長戦略を推進するインフラ（基盤的設備）であるとしているのです。

（２）「強い国家を支えられる強い経済を取り戻す」ことが眼目

この点について、浜矩子同志社大学大学院教授は、「重要なことは、安倍政権の土台である『富国強兵路線』は放棄しないことです。『働き方改革』を構成する個々の項目は全て『一億総活躍推進』に紐づいていくのであり、その狙いに変わりはありません。あくまでも『強い国家を支えられる強い経済を取り戻す』に眼目がある。女性や若者、非正規雇用者、高度人材外国人の力を徹底的に活用して生産性を上げ、競争力を強化し、闘える経済を作る。ものすごく効率が良く、生産性の上がる経済を作り出すための『働き方改革』です。実のところ、『働かせ改革』なのだ、と間違いなく言えるでしょう。」（サンデー毎日 2017 年 1 月 8 日・15 日号）と述べています。

（３）労働者の人権は無視

プランは、憲法 13 条の幸福追求権、25 条の生存権、27 条 2 項の適正労働条件法定主義等の労働者の人権には一言も触れていません。安倍「働き方改革」には、「働く人の立場に立った改革」との言葉とは裏腹に、労働者の人権を尊重する姿勢は微塵もありません。ですから、安倍政権は、「働き方改革」と言いながら、貧富の格差を拡大し、国民を貧困に追い込んで恬として恥じないのです。また、同一労働同一賃金実現の施策案に見られるように、経団連の反対に会うと、多少の改善策もただちに撤回するのです。

4 安倍「働き方改革」＝多様な社員を生み出すインフラ（基盤的設備）

（１）非正規労働者の増大を促進

プランは、「女性や若者などの多様で柔軟な働き方の選択を広げるためには、我が国の

労働者の約4割を占める非正規雇用労働者の待遇改善は、待ったなしの重要課題である。」と述べています。この記述に明らかなように、安倍政権は、非正規労働者の増大を促進しており、正社員を増大させ、非正規労働者を減少させようという姿勢はまったくありません。

(2) すべて多様な社員＝ほとんどすべて非正規労働者

厚生労働省の「同一労働同一賃金の実現に向けた検討会」は、2016年12月16日、中間報告を発表しました。中間報告は、その最後で、「『非正規』をなくす」として、「このような取り組みを通じて、正規・非正規という呼称格差を改め、すべて様々な雇用期間や労働時間の社員という考え方に整理されていく必要がある。今回のガイドライン作成は、そのための大きな一歩にしていくことが期待される。」と述べています。

上記から明らかなとおり、安倍政権は、労働者をすべて多様な社員にしようとしているのです。多様な社員は、一握りの無限定正社員を除いて、すべて、限定正社員（実質非正規労働者）、パート労働者、有期労働者、派遣労働者などからなる非正規労働者です。

安倍首相の「『非正規』という言葉を、この国から一掃する」との言明の下で、ほとんどすべての労働者が非正規労働者にされてしまうのです。経団連が2016年7月19日に発表した「同一労働同一賃金の実現に向けて」も、その最後で、「その結果として、正規従業員か非正規従業員かという二分論を超え、非正規従業員という言葉や概念のない社会の実現が期待できる。」と述べています。ここでも、安倍政権と財界の思惑は一致しているのです。

「すべて多様な社員」の下で、安倍政権はどのような雇用社会をつくろうとしているのでしょうか。これを、次に見てみます。

5 安倍政権はどのような雇用社会をつくろうとしているのか！？

(1) 正社員改革

安倍政権は、「正社員改革」として、従来の正社員を無限正社員と限定正社員の2種にはっきり分けようとしています。無限正社員は、職務、勤務地、労働時間の限定がなく、全国的な、さらにはグローバルな配転もあり、労働時間の限定なく働く正社員です。まさに、高度プロフェッショナル制度が適用になる正社員です。限定正社員は、職務、勤務地、労働時間の限定があり、その代わり、職務、勤務地がなくなったら解雇される、あるいは職務、勤務地、労働時間の限定があることを理由に低賃金に押さえ込まれる正社員です。限定正社員は、実質的には非正規労働者です。

いま、使用者は、多数の労働者を低賃金の解雇しやすい限定正社員にしようとしています。

(2) 非正規労働者の活用の拡大と多少の処遇改善

次いで、安倍政権は、非正規労働者、とりわけ派遣労働者の活用の拡大と多少の処遇改善をはかろうとしています。2013年3月28日の規制改革会議雇用ワーキンググルー

ブ第1回会合に、座長の鶴光太郎慶応大学教授は、「デフレ脱却と賃金上昇のために」と題して、「『失われた20年』のなかで、企業は雇用を巡る調整に関して『数量調整』よりもあまりに『価格調整』＝賃金の抑制・低下及び非正規雇用の活用に頼りすぎたのではないか?」、「今こそ『価格調整』に偏り過ぎた雇用を巡る調整のバランスを取り戻すべき時では? 賃金を上げるのであれば、雇用の柔軟性を高める政策を実行すべき」と、問題提起しています。

これは、人員削減をせずに賃金の抑制・低下及び非正規雇用の活用に頼りすぎた結果、非正規労働者を「日比谷派遣村」が必要になるような非常に悲惨な状況に追い込んだのではないのか?これからは、賃金を上げ、その代わり、雇用の柔軟性をさらに高める政策を実行すべきだという問題提起です。

上記の問題提起の実行の一つが、2015年9月の労働者派遣法の改悪です。私たちは、この派遣法改悪を「生涯派遣・正社員ゼロ」法だと批判しました。改悪派遣法の下では、直接雇用される道は狭くなりましたが、派遣労働者のままでいる限り、均衡待遇や雇用安定措置の強化など、前よりは処遇が改善されました。

このようにして、安倍政権の下で、非正規労働者、とりわけ派遣労働者の活用の拡大と多少の処遇改善がはかられています。しかし、非正規労働者が低賃金不安定雇用の下に置かれていることに変わりはありません。経営者は、景気が悪くなれば何時でもクビを切れる労働者として、非正規労働者を位置づけているのです。

(3) 安倍政権の下で予想される雇用社会

安倍政権の下で予想される雇用社会は、①全労働者の1割くらいの、年収1000万円を超える無限定正社員、②多数の、従来より大幅に低賃金の限定正社員(実質非正規労働者)、③多数の、従来より多少処遇が改善された非正規労働者という構図です。

ですから、同一労働同一賃金と言っても、限定正社員の賃金を大幅に下げ、非正規労働者の賃金を多少上げて同一労働同一賃金にすれば、労働者全体に対する総支払原資は少なくすることができます。経団連などは、そのように考えているのではないのでしょうか。

6 まやかしの安倍「働き方改革」

(1) 同一労働同一賃金の実現

プランは、同一労働同一賃金のガイドラインの策定を通じ、不合理な待遇差としては正すべきものを明らかにし、さらには、労働契約法、パートタイム労働法、労働者派遣法の一括改正をしようとしています。しかし、安倍政権の言う同一労働同一賃金には、①賃金の低位平準化の危険、②「人材活用の仕組み」の温存の危険、③立証責任を労働者に課す危険の3つの危険があります。

①の賃金の低位平準化の危険は、前述したように、限定正社員の賃金を大幅に下げ、非正規労働者の賃金を多少上げて同一労働同一賃金をはかり、労働者全体に対する総支払原資を少なくする危険です。

②の「人材活用の仕組み」の温存の危険は、現在従事している職務は同じでも、将来の配転や昇進等の可能性の有無によって賃金に差をつけることを認める危険です。政府の「働き方改革実現会議」が2016年12月20日に発表した「同一労働同一賃金ガイドライン案」は、「職務内容や勤務地変更」の有無によって基本給に差をつけることを認めています。これでは、同一労働同一賃金の実現の名の下に、正社員と非正規労働者の賃金格差が固定化されることになります。

正社員は、配転や昇進の可能性があります。しかし、非正規労働者は、配転や昇進の可能性はほぼゼロです。同じ仕事をしていても、配転や昇進の可能性の有無によって賃金が違ってよいという「人材活用の仕組み」を入れては、同一労働同一賃金の実現は絵に描いた餅になります。

③の立証責任を労働者に課す危険は、賃金格差が不合理であることの立証責任を労働者に課す危険です。使用者は、職場全体の労働者の職務の評価等に関する事実関係をよく知っており、労働者は、これらの事実関係をよく知らないのが通常です。そうであるのに、不合理であることの立証責任を労働者に課すとすれば、同一労働同一賃金の実現は極めて困難になります。

(2) 最低賃金の引上げ

プランは、「最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円になることを目指す。」と言っています。安倍首相は、全国加重平均時給1000円になるのは、2023年だと言っています。

しかし、時給1000円で法定内労働時間の上限の年間2085時間（1日8時間で260日）働いても、208万5000円にしかありません。これでは、貧困の固定化です。ただちに、全国一律で時給1000円にし、1500円をめざすべきです。

(3) 長時間労働の是正

プランは、「労働基準法については、労使で合意すれば上限なく時間外労働が認められる、いわゆる36（サブロク）協定における時間外労働規制の在り方について、再検討を開始する。」と言っています。安倍政権は、厚生労働省の「仕事と生活の調和のための時間外労働規制に関する検討会」で検討を進めていますが、時間外労働時間の上限が何時間になるのか、規制方法が通達程度にとどまるのか、法律や政令、省令にまでなるのか、現在のところ未知数です。

しかし、安倍政権がまずなすべきことは、現在国会に提出している、高度プロフェッショナル制度や裁量労働制の拡大などを定める労働基準法等「改正」案（「残業代ゼロ・過労死激増」法案）を撤回することです。そして、現在通達で定めている「1か月45時間、1年間360時間」などの時間外労働の限度時間を法律化することです。また、勤務間の休息時間（勤務間インターバル）11時間を法律で定めることです。

安倍政権の「長時間労働の是正」の取組は、本来求められている取組から大きく離れて

います。

(4) 高齢者の就労促進

低年金、無年金などの中で、日本の高齢者の就業率は、先進国の中で最も高くなっています。高齢者は、非正規労働者や自営業者として取り扱われたりして、低賃金不安定雇用の下で働かされています。安倍政権は、一方で、高齢者を働かなければ生活ができない状況に追い込み、他方で、劣悪な労働条件で働かせようとしているのです。

いま、安倍政権がなすべきことは、一方で、年金の支給金額のアップなど、高齢者の生活条件を改善し、他方で、高齢者の雇用と労働条件を改善する施策を行うことです。

(5) 労働政策審議会の変質・解体の動き

労働政策審議会の変質・解体の動きもあります。安倍内閣は、「働き方改革実現会議」を設置し、2016年度内を目途に「働き方改革実行計画」をまとめると言っていますが、実行計画の審議から労働政策審議会をはずし、実現会議で法案の大枠を決めてから、労働政策審議会を下請け的に法案審議をさせようとしています。

また、厚生労働省の「働き方に関する政策決定プロセス有識者会議」は、2016年12月14日、「働き方やそれに伴う課題が多様化する中、旧来の労使の枠組に当てはまらないような課題や就業構造に関する課題などの基本的課題については、必ずしも公労使同数の三者構成にとられない体制で議論を行った方がよいと考えられる。」などとする報告書をまとめています。

このような労働政策審議会の変質・解体の動きは、労働政策や労働立法の審議から労働者の意見を排除しようとする策動であり、とうてい認めることはできません。

7 働くルールの確立を要求し、攻勢的なたたかいを！！

「安倍『働き方改革』阻止！！」というスローガンは、国民の共感を得ないのではないかと思います。安倍政権は、言葉だけでは、同一労働同一賃金の実現、最低賃金の引上げ、長時間労働の是正など、よいことを言っているのです。安倍「働き方改革」のごまかしを具体的に明らかにしていかなければなりません。そういう点で、6の「まやかしの安倍『働き方改革』」で述べたことを参考にして下さい。

さらに、安倍政権が言葉ではよいことを言っているだけに、私たちも、安倍「働き方改革」の欺瞞性を暴きながら、あわせて、働くルール①男女差別や雇用形態による差別を許さない真の同一労働同一賃金の実現、②「どこでも誰でも今すぐ時給1000円にし、1500円をめざす」全国一律最低賃金制度の確立、③残業時間の上限規制や勤務間インターバルを定める野党4党の長時間労働規制法の成立、④正社員への道を切り開く労働者派遣法の抜本改正など一の確立を要求し、攻勢的なたたかいを組むことが重要です。このような実践によって、国民的な共感と納得を得ることができるのではないかと思います。

働くルールを確立するため、いま、大きく足を踏み出しましょう。

「不当解雇をはねかえしパティシエ復職」

東京法律事務所 平井 哲史

世田谷区の 障がい者自立支援施設の職員 2 名（勤続 5 年目の分会長と 10 年目の副分会長。いずれも 1 年単位の有期契約）の解雇・雇止め事件で、1 月 11 日、東京高裁で和解が成立しました。激しい争議でしたので、ちょっと紙幅をいただいて紹介をしておきます。

1 事件の経過

（１）組合発足～副分会長に対する労働契約取消通知

2014 年 9 月に全労連・全国一般東京地本に加盟する一般合同労働組合の分会が立ち上がると、法人の施設長を中心に公然化申し入れの初日から労働組合と敵対し、団交では代理人弁護士が組合側を挑発することを繰り返しました。そして同年 11 月 7 日、法人の監事も務める代理人弁護士の名で、パティシエの資格を持ち施設利用者とともにお菓子作りをしていた副分会長に対し、虚偽の事情を述べて時短の更新契約をさせたとして詐欺による労働契約の取消通知をおこなってきました。「労働契約の取消？」と疑問に思う向きもあるでしょう。母の介護が必要だからと嘘をついて、給与額はそのまま 1 日 1 時間の時短をした更新契約を法人に締結させたというのがその理由です。ですが、面談に立ち会った副施設長がつけていたメモには母の介護という記載は一切ないし、時短が必要であればその分給与額を減らせばよいわけでそれをしないのは法人側の判断であってどこに欺罔による意思表示で損失があったというのか理解できないものでした。

（２）労働審判申立と分会長に対する期間途中での解雇

この時点で私のところに組合から相談があり、11 月 19 日に、取消通知は無効だから職場に戻すよう求める通知をだしました。これと並行して組合が団交を申し入れたところ、法人側は「弁護士は、相手方に法令上の資格を有する代理人が選任されたときは、正当な理由なく、その代理人の承諾を得ないで直接相手方と交渉してはならない。」とする弁護士職務基本規程第 52 条を持ち出し代理人がいるからそちらと交渉するといって団交を拒みました。ですが労働組合との団体交渉は「直接交渉」にはあたりません。それでも法人側代理人が代理人交渉を主張するので、しかたなく私のほうから 11 月 27 日、28 日、12 月 1 日と繰り返し団交に応じるよう要請をおこないました、法人側代理人はこれには答えず、12 月 2 日付の F A X で、副分会長が法人側の主張をすべて認めて謝罪しない限り復帰はさせない旨通知してきました。

このため話し合いは無駄と判断し、12 月 16 日に地位確認を求める労働審判を申し立てました。すると法人は同月 25 日付で、今度は分会長に対し、前理事長に対して暴言をはき、同理事長を辞任に至らしめたなどとして期間途中での解雇を通知してきました。

（３）団交拒否～都労委・地裁への申立て

これに対し、2015年1月5日に組合が団交を申し入れたところ、法人は業務多忙を理由に団交を拒否し、副分会長の件については「デッドロック」と称して、これまた団交を拒否しました。この時点で法人から副分会長の契約の取消や、分会長の解雇の理由について詳細な説明はなされておらず、それでいながら2名の復職は考えていないと最初から拒否する構えを見せていたことから、1月9日に不当労働行為救済申し立てをおこないました。

次いで、同月13日には、分会長の地位確認等請求訴訟を提起しました。

(4) 労働審判とその翌日の雇止め通知

副分会長が申し立てた労働審判は、2015年2月25日に請求を認める審判が出されました。ところが法人側はその翌日に、審判に異議を申し立てることなく、今度はこの副分会長が過去に施設利用者に対して暴行をふるっていたなどと難癖をつけて雇い止めをおこなってきました。このため、副分会長は、先に地位確認請求訴訟を提起していた分会長に続いて2015年3月6日に提訴をすることになりました。また、法人が解雇理由と同じ理由をあげて分会長を年度末で雇止めにすると通知してきたため、本訴ではこれも争点となりました。

(5) 仮処分命令と雇止め理由の追加

副分会長の提訴と前後して、分会長の賃金仮払いを求める仮処分を3月4日に申し立てました。東京地裁民事第36部は6月24日、法人が暴言があったとする日の後に特に留保なく分会長との雇用契約を更新していたこと等を指摘して、分会長に対する解雇は理由がなく無効として賃金の仮払いを認める命令を出しました。

法人側はこれに異議を唱えませんでした。本裁判では自らの主張を繰り返し、本当にその主張をするのかと私が法廷で聞くと、逆に懲戒請求を示唆してくるなど好戦的な姿勢を崩しませんでした。

こうした法人側の姿勢を崩すには世論による包囲だと組合で意思統一をし、世田谷区労連の助けを借りながら、駅頭でのビラまきや世田谷区への陳情、さらには施設利用者のご家族への呼びかけなど、考えられる様々な訴えを組合はおこなっていきました。これを脅威と感じたのか、法人側は訴訟の途中から、組合が施設利用者の家族に対して事情を説明する手紙を送付したことを名誉毀損だなどと称して両名の解雇理由として加えてきました。このため、これも争点の一つとなり徒に訴訟が長引くことになりました。

2 相次ぐ勝利判決と勝利命令をテコに和解へ

文字通りなりふりかまわず理由をこじつけておこなった解雇・雇い止めでしたが、東京地裁民事第11部は、2016年8月9日、両名に対する解雇・雇い止めには客観的に合理的な理由はなく無効であるとして両名の請求を認容する判決を下しました。

次いで同月30日には、都労委が救済命令を交付しました。都労委の手続では、法人は団交はしているから救済の利益はないとして争いましたが、団交は別の議題でおこなっていたものだし、その中で組合が2名の雇止めについて要求・質問をしても、認識が違う、裁判で

やると繰り返し拒否しているだけでしたので、都労委はあっさりと法人側の主張を退けました。

法人側は、地裁判決に対しては控訴してきましたが、都労委命令は受け入れると表明してきました。なぜ一貫性のない態度をとったのか、推測の域を出ませんが、実はこの間に法人側の代理人に交代がありました。私と法廷で衝突して懲戒請求を示唆してきた代理人は地裁判決の前後で辞任をし、控訴状には新しい代理人の名が記されていました。

法人側に新しい代理人が就いたもとで新たな展開が起きました。それまでかたくなに原告らの復職を拒絶していた法人でしたが、高裁において副分会長の復職は応じると態度を変更させてきました。この変化を受けて、組合と原告も争議の早期解決のために和解に踏み切ることになりました。和解内容の詳細は控えますが、①副分会長は2017年4月から復職する。それまでは自宅待機とし、給料は支払われる、②分会長は合意退職することとする、③法人は両名に対して計1000万円を超える解決金を支払う、が主な内容です。解決金は、両名のバックペイの元利合計よりも多額になるもので、経済的損失をカバーするほかに慰謝の趣旨を含んだものと言えます。その代わりに、和解条項において謝罪文言は入りませんでした。

3 団結が勝利を呼び込む

今回の和解は、不当解雇をはねかえして副分会長の復職を勝ち取り、就業開始までの期間も給料を払わせ、かつバックペイ相当分を上回る解決金を得ることができました。単純に判決を求めただけでは得られないこの結果は、原告らと弁護士の頑張りだけでなく、原告らを支える職場の仲間がいて、さらにそれを取り囲む支援の輪が労働組合の単位を超えて広がり、地域の様々な方々からの応援の声が広がったことにより法人も決断をすることになったものと言えます（矢継ぎ早に対応し、次々と書面をつくらねばならなかったところはしんどかったです。）。私自身、何度も争議支援の集会や催しに参加させていただきましたが、やるたびに規模が大きくなっており、この争議は必ず勝つと確信しました。労働側の弁護士として貴重な、そして楽しい体験をさせていただきました。

ですが、争議はこれですべて終わったわけではなく、まだ労働委員会にかかっている事件があります。手綱を緩めず最後までしっかりやりきりたいと思います。弁護団は、地裁段階では私単独で、高裁からは裁判と労働委員会の手続の両方に長谷川悠美弁護士に入ってもらいました。

ブラック企業被害対策弁護団の取り組み (2016.11.4 実施・真夜中の労働ホットライン)

旬報法律事務所 大久保 修一

- 1 ブラック企業被害対策弁護団において、平成28年11月4日午後9時から翌5日午前2時まで、「命を、守る。真夜中の労働ホットライン」（以下「真夜中の労働ホットライン」という。）を東京と大阪において、実施した。
- 2 当弁護団において、真夜中の労働ホットラインを実施することにしたきっかけは、電通の新入社員・高橋まつりさんの過労自死事件であった。

平成28年10月7日、高橋まつりさんの自死事件について三田労働基準監督署が労災であると認定をしたことが大きく報道された。

同事件は、平成27年3月に大学を卒業して、4月に会社に入社し、10月に本採用になったところ、業務内容が増加し、時間外労働も倍以上に増加し、1か月あたりの時間外労働は、過労死ラインを大きく超える105時間となっていた（労基署の認定による。）という事案であった。また、高橋まつりさんは、上司から、自己申告の労働時間を36協定の限度時間内に抑える様に指示されており、また、上司から「髪ボサボサ、目が充血したまま出勤するな」「女子力がない」などの叱責を受けていたなどの事情もあった。

上記事件の報道を受けて、当弁護団では、同様の悲劇を繰り返さないために、また、他の企業においても、過酷な長時間労働や悪質なハラスメントによる被害が存在する社会実態を明らかにするために、真夜中の労働ホットラインを実施した。午後9時から翌日午前2時までの時間帯にホットラインを実施した趣旨は、長時間労働に晒され、日中に相談することができない労働者からも相談を受けられるようにするためであった。

- 3 厚労省が平成28年10月7日にまとめた「過労死白書」をみると、仕事の量・質やいじめ・ハラスメントなどの対人関係によって、強い心理的負荷を受けたと認定される件数が他の出来事に比べても突出して多く（36頁）、長時間労働やハラスメントの存在が疲労やストレスに影響を及ぼしていること（61～62頁）が明らかであり、同じく厚労省が同年6月24日に発表した「過労死等の労災補償状況」によれば、平成27年度の精神障害に係る労災請求件数1515件を年齢別で見た場合、10代から30代までの請求件数は718件（10代は18件、20代は281件、30代が419件）と、全体の半数近くにのぼることが判明していた。

このような調査結果や開催趣旨から、今回の真夜中のホットラインについては、長時間労働やいじめ・ハラスメントに関する相談、若年層からの相談が多くなることが予想された。

- 4 ホットライン当日は、東京・大阪ともに、3本の電話回線を開設した。すると、ホットライン開始直後から相談の電話は鳴り続け、対応した相談件数は73件（東京は35件、大阪

は38件)に及んだ。

長時間労働の相談は34件(東京は17件)、残業代不払いの相談は27件(東京は14件)あり、タイムカード・出退勤記録に実際の労働時間よりも過少に申告することを求めるケースや固定残業代制度と称して超過分の時間外労働に対する割増賃金の支払いをしないケースなど、悪質な労務管理の実態が複数件確認された。

長時間労働については、電話で聴き取った範囲でも過労死ラインを超えることが疑われるケースが23件(東京は7件)、そのうち、1か月当たりの時間外労働が120時間を超えることが疑われるケースは12件(東京は6件)もあり、過労自死が疑われるケースもあった。そして、深夜になっても、まだ帰ってこない本人の代わりに家族が心配して、相談の電話をかけてきたケースも相当数あった。また、いじめ・ハラスメントに関する相談も16件(東京は8件)寄せられており、陰湿な嫌がらせに悩む相談者もいた。

年齢別にみると、20代・30代の相談がほぼ半数にあたる35件(年齢不明が17件)であった。

- 5 真夜中のホットラインを実施して、概ねの相談傾向は、予想していたところと一致したが、相談内容の深刻さは、想像をはるかに超えたものが多かった。

特に、長時間労働に関する相談のうち3分の2以上が過労死ラインを超えることが疑われるものであり、深刻な長時間労働が日本社会全体に蔓延している事実を突きつけられたような思いがした。

- 6 平成29年1月20日、高橋まつりさんの事件について、電通と遺族は、電通が解決金を支払うとともに、労働時間の正確な把握や36協定で定めた上限時間の削減、新入社員の労働時間抑制など18項目の再発防止策を取ることで合意した。

これらの防止策が事前に取られていれば、高橋まつりさんのような悲劇は起きなかったであろうと考えると残念でならない。当弁護団においても、長時間労働の是正に向けて、社会・政府への働きかけを強めていきたい。

出向中の社員の過労自殺について、出向元の安全配慮義務違反を認めた東京地裁判決

(東京地裁平成28年3月16日判決・労判1141号・37頁)

旬報法律事務所 蟹江 鬼太郎

1 平成28年3月16日、東京地裁民事19部（伊藤由紀子裁判官）は、①出向元会社、②出向先会社、③両社の代表取締役は、原告らに対して、連帯して、約6000万円を支払うよう命じる判決を言い渡した。

2 本件の事案の概要は、以下のとおりである。

被災者（当時31歳・男性）は、大学卒業後の平成16年に出向元（N I C社）の正社員となり、以後、コールセンターのマネージャー等として稼働してきたが、平成23年10月1日に、突如として、関連会社（C J社）への出向を命じられ、デパート等におけるチョコレート販売事業に従事することとなった。

ところが、C J社は、平成22年に設立したばかりの会社で、在庫管理システム等も未完であり、在庫トラブル、配送トラブル等が相次ぎ、これらによって、被災者は、1か月で170時間を超える時間外労働を余儀なくされ、さらには、トラブル等に関して代表取締役らから叱責を受けるなどして、出向からわずか3か月後の同年12月28日に会社にて自死した。なお、渋谷労基署は、平成24年10月16日付で、本件について労災であると認定していた。

本件は、被災者の両親が原告となって、①出向元N I C社、②出向先C J社、③両社の代表取締役の3名を被告として損害賠償の支払を求めて提訴したものである。

3 上記のとおり本件は、長時間労働や業務の新規性・過重性の存在は比較的明らかな事案であり、本件の主要な争点は、「出向元」であるN I C社に、出向中の社員（被災者）に対する安全配慮義務違反が認められるかどうか、であった。

4 東京地裁は、出向元は「出向元における予見可能性及び回避可能性が肯定できる範囲で」安全配慮義務を負うとの一般論を提示した上で、本件では、出向元の人事部が被災者の勤務時間を集計していたこと、出向元と出向先は同じビルの同じフロアに存したこと等から、出向元は、「出向労働者の長時間の時間外労働を知り得るようにし、業務負担軽減の措置を取ることができる体制を整える義務があった」ものの、これを尽くしていないとして、出向元、出向先、両社の代表取締役に対して、連帯して損害賠償を支払うよう命じた。

5 これまでの出向中の社員の過労死・過労自殺事件における判決では、出向元は「出向先における長時間労働等の具体的問題」を「認識し、又は、認識し得た」とは言えないなどとして、安全配慮義務違反を否定していた（A鉄道（B工場C工場）事件・労判875号、J F Eスチール（J F Eシステムズ）事件・労判981号、植田酪農機工業・四国化工機（損害賠償請求）事件・労働判例ジャーナル47号等）。

本判決は、出向元であっても、「予見可能性及び回避可能性が肯定できる範囲で」安全配慮義務を負うとし、具体的なあてはめにおいても義務違反を肯定したものであって、本件の実態や原告の心情にも沿うものであり、また、過労死・過重労働防止をより前進させるものとして、評価できると考える。今後もこのような判決が得られるよう努力していきたいと思う。

6 なお、本件の弁護団は、当事務所の山内一浩弁護士、坪由美子弁護士、私である。

立川市就労指導違反保護廃止自殺事件に関する取り組み

三多摩法律事務所 田所 良平

1 事件概要

2015年12月10日、立川市内のアパートに居住していた男性（40代）が就労指導違反を理由とする生活保護廃止処分の翌日、自殺した。真相究明と市の責任追及を求める知人男性から匿名のFAXが、共産党市議団の控え室に届いたことで、事件が発覚した。

生活保護は最後の命綱であり、これが断ち切られることは衣食住の喪失に直結しホームレス状態へ追い込まれることは不可避である。その事実を突きつけられた者の絶望感は想像に難くない。

2 真相究明の必要性

(1) 厚労省は、指導指示（生活保護法27条）を行うに当たっては、必要に応じて、事前に調査、検診命令等を行い状況の把握に努めるとともに本人の能力、健康状態、世帯の事情、地域の慣行等について配慮し、指導指示が形式化することのないよう十分留意することを求めている（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知・第11、2(3)）。

男性にはホームレス経験があることが判明しており、知的障害や精神疾患、何らかの病気を抱えていた可能性が高い。就労指導の前提となる稼働能力の有無や程度の把握について、場合によっては医師の意見を求める等慎重さが求められる。福祉事務所がこれらについて適切に対応していたのか、事実関係が明らかにされなければならない。

(2) 就労指導の態様がいかなるものであったかという点や、「指導違反」という評価の根拠としてどのような事実があったのかについて、検証が必要である。

(3) 男性は、保護廃止処分（11月21日～）に先立つ保護停止処分（10月3日～）によって生活扶助費、住宅扶助費の支給が止まっていた。日々の食事すら事欠き、家賃滞納により

近い将来明渡しを求められる危険もあり、就労活動どころでない状態に追い込まれていたと考えられる。

停止後、そもそも就労活動ができる状況にあったのか、ということも事実解明が求められる。

(4) 保護廃止後は、当然のことながら生活困窮状態に追い込まれ、食事もままならず、家賃滞納によりアパート退去を迫られる等、男性の生存が脅かされる事態になり、必要に応じて職権で保護すべき事態が生じることも容易に予想できるところである。

福祉事務所が廃止後のフォローを行っていたのか、という点も明らかにされなければならない。

3 市の対応

上條彰一市議（共産党）が、事実関係について市議会等で問い質したものの、市は、男性の「個人情報」であること等を口実として、議会閉会中の文書質問や市議会での質問に一切回答しなかった。また、保護廃止と自殺との因果関係については、遺書がないことを理由にこれを否定するという、非常識と感じざるを得ない答弁で責任を逃れようとしている。

しかし他方で「私どもの対応の仕方云々について、瑕疵含めてあるというようなことであれば、それは十分留意しなければならないし、反省もし、今後の将来の再発防止ということに取り組んでいかなければならない」と市議会では答弁したことや、担当課長を別の部署へ配転したこと等からは、市が責任を自覚していることもみと取れる。

4 再発防止に向けた対策会議の取り組み

(1) 市が責任を否定し情報を隠しているため事実関係の殆どが明らかでなく、亡くなられた男性の遺族、知人等の関係者の所在もわからない状況である。真相究明と再発防止策を求めることは容易なことではないが、銚子市母子心中未遂事件の調査団活動にならって調査団の結成に向け、対策会議を重ねている。

対策会議には、自由法曹団本部貧困問題委員会及び東京支部団員から参加していただき、中央社保協、都生連、生活と健康を守る会、社会医療法人社団健生会、井上英夫金沢大学名誉教授、後藤道夫都留文科大学名誉教授、布川日佐史法政大学教授等が参加され、今後も幅広く参加を募り、時機を見て市に対して協議を求める予定である。

(2) 検討している問題点

① 就労支援による保護廃止目標

市は、「平成27年度 事務事業評価表」（2015年6月作成）において、平成26年度までの就労指導により保護廃止に至った「実績」の人数を掲載し（22年度以降、14名、32名、15名、19名、16名）、「平成27年度目標値」として「20名」を掲げていた。

就労指導は、一人ひとりの稼働能力の有無・程度、能力活用場の有無等に応じて行うべきものであり、就労を継続できるかどうかは就労先の労働条件や労働環境によっても左右される

ものであり、これらの条件が整った結果として保護脱却に至ることが可能となる。

ところが立川市では目標人数を掲げて、その達成に向けて、個別の事情を無視した機械的な就労指導が過度に行われていたことが窺われ、本件の就労指導との関係が疑われる。目標を掲げることは是正されなければならない。

② 稼働能力の有無・程度等の差異を無視した就労指導が行われている可能性

2015年の1年間で立川市福祉事務所が出した就労指導指示書を情報公開請求により取得したところ、つぎの2点が明らかとなった。

第一に、全く同じ文言の就労指導書が同日で3通出されていた。保護利用者の個別の事情を無視した一律機械的な就労指導が行われていることが疑われる。

第二に、1か月のうちに「ハローワークに行き、最低でも8件の仕事の紹介を受けることを指示します」という指導指示書も存在する。雇用保険の失業保険の受給要件とされる求職活動が4週間に2回以上とされていることと比較すると、過度な指導であることが浮き彫りとなる。

③ 指示違反による安易な停止・廃止を認める厚労省の通達

保護の目的達成のために適切な指導指示を遵守する必要があるとしても、停止・廃止処分は真にやむをえない場合でなければ許されない。

生活保護法62条3項は「保護の実施機関は、被保護者が前二項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」と定めているにすぎない。

ところが、厚労省の定める保護の実施要領（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知、第11-1）は、書面による指導指示違反に対しては「比較的軽微な場合」でない限り停止処分を行うこと、停止後も指導に従わない場合にはさらに書面による指導指示を行い、これにも従わない場合に原則として保護廃止処分を行うこととされている。要するに、実施要領は指導指示違反の一事に基づく安易な停止・廃止処分を許容する内容となっており、これが現場における安易な保護停止廃止を招いている側面は否定できない。

就労指導違反を理由とする保護廃止処分の取消しを認めた静岡エイプリルフル訴訟（平成27年7月30日東京高裁判決）、三重県四日市における就労指導違反を理由とする保護廃止処分の職権取消しを勝ち取った四日市インスリン事件（団通信1569号（8月11日））も、同根の問題と考えられる。

④ 本件でも安易な停止・廃止が行われたことが疑われる

情報公開請求を活用して判明した本件の書面による就労指導とその違反を理由とする停止・廃止の経過は次のとおりであるが、履行期限の翌日から直ちに停止・廃止処分が行われている点は問題となる可能性が高い。

本来、指導違反と評価すべき事実の有無、指導に従えない事情は何か、その解消のために何

をすべきか等の検討をケース会議等で組織的に行った上で、停止・廃止が真にやむをえない場合でない限り停止・廃止すべきでないが、そのような検討が行われたのか甚だ疑問である。

9月 2日、書面による就労指導、履行期限10月2日

10月 3日、就労指導違反を理由に保護停止（通知書は10月22日付）

10月23日、書面による就労指導、履行期限11月20日

11月21日、保護廃止決定（通知書は12月9日付）

12月10日 自殺

5 今後について

貧困問題に取り組む組織や個人を広く結集し、真相究明と再発防止策を求めていく。

全国的に同種問題が起こっているものと考えられ、情報収集も行っていく。

現在、参議院議員の山添拓団員にも協力を要請し、厚労省職員のレクを開催する方向で進めている。

首都圏建設アスベスト訴訟のたたかい

たちかわ共同法律事務所 小川 杏子

1 首都圏建設アスベスト訴訟の概要

日本は、約1000万トンもの石綿（アスベスト）を海外から輸入し、その7割以上が建材に使用された。しかし、石綿は発がん物質であり、建築現場で石綿粉じんに曝露した建築作業従事者が、長い潜伏期間を経て、石綿肺、肺ガン、中皮腫等の石綿関連疾患に罹患し、その被害が爆発的な拡がりをみせている。

そのような状況の中、2008年5月、全国ではじめて、石綿関連疾患に罹患した建築作業従事者とその遺族が原告となり（東京地裁312名、横浜地裁76名。患者単位）、国と石綿建材の製造・販売メーカー41社の責任を追及する訴訟に立ち上がった（第1陣訴訟。2010年4月にも追加提訴）。

提訴から約4年半のたたかいを経て、2012年12月、東京地裁において、横浜地裁の不当判決（同年5月）を乗り越え、国の規制権限不行使の違法を明確に認める判決を勝ち取った。しかし、東京地裁判決は、一人親方等に対する国の責任、企業の法的責任は否定するという、本件の被害と加害の構造を看過した不十分な面があった。現在、1陣訴訟は、東京

高裁第10民事部（東京地裁判決）及び同第5民事部（横浜地裁判決）でたたかいが続けられている。

また、第1陣訴訟の提訴後、道半ばで多数の原告らが亡くなるとともに、長い潜伏期間を経て新たに石綿関連疾患の労災認定を受けた者が多数に上っている。そこで、その被害救済はもちろん、建築産業におけるアスベスト被害の広がり東京高裁裁判官に示し、高裁のたたかいを押し上げるために、2014年5月、第2陣訴訟を提訴した（東京地裁115名、横浜地裁45名）。

2 全国各地での建設アスベスト訴訟提起と現状

(1) 全国各地での建設アスベスト訴訟提起

首都圏建設アスベスト訴訟に続き、全国各地で建設アスベスト訴訟が提起され、現在、以下のとおり全国5高裁、3地裁でたたかわれており、患者原告数も合計650名にのぼる。

- ①東京第1陣訴訟（東京地裁一審判決、現在東京高裁第10民事部）
- ②神奈川第1陣訴訟（横浜地裁一審判決、現在東京高裁第5民事部）
- ③九州訴訟（2014年11月7日福岡地裁一審判決、現在福岡高裁）
- ④大阪訴訟（2016年1月22日大阪地裁一審判決、現在大阪高裁）
- ⑤京都訴訟（2016年1月29日京都地裁一審判決、現在大阪高裁）
- ⑥北海道訴訟（札幌地裁、2017年2月14日判決予定）
- ⑦東京第2陣訴訟（東京地裁民事第1部）
- ⑧神奈川第2陣訴訟（横浜地裁第2民事部）

(2) 原告らの主張と各地のたたかいの到達点

ア 国の責任

国家賠償法1条1項に基づき、各規制権限の不行使の違法を主張している。

東京地裁、福岡地裁、大阪地裁、京都地裁が国の責任を認めたのみならず、違法事由、違法期間も拡大する方向で判断がなされており、国の責任を一層厳しく断罪している。

イ メーカーらの責任

原告らは、被告メーカーらが長年にわたって石綿含有建材を製造、販売し、流通に置く行為を継続してきたことについて共同不法行為責任を追及している。

この点、東京地裁判決は、メーカーらの注意義務違反は認めたものの共同不法行為責任を否定し（関連共同性を否定）、これを乗り越えることが重要な課題であった。そのような中、京都地裁が被告メーカーらの共同不法行為責任の成立を初めて認めた。責任が肯定された被告メーカーは、①ニチアス、②エーアンドエーマテリアル、③太平洋セメント、④新日鉄住金化学、⑤日東紡績、⑥エム・エム・ケイ（旧三菱マテリアル建材）、⑦ノザワ、

⑧ケイミュー、⑨大建工業の9社である。

		東京地裁	福岡地裁	大阪地裁	京都地裁
国	【規制権限不行使】				
	①防じんマスクの着用	○	○	○	○
	②警告表示	○	○	○	○
	③集じん機付電動工具	×	×	×	○
	④製造禁止	×	×	○	×
	【違法性が問われる時期】				
	①吹付け作業	1974年	—	—	1972年
	②吹付け作業以外の屋内作業	1981年	1975年	1975年	1974年
	③屋外作業	×	×	×	2002年
	【5%以下の吹付け材許容の違法】				
	①吹付け作業	○	—	—	○
	②全ての作業	×	○	○	○
企業	【一人親方】	×	×	×	×
	【過失】				
	①石綿不使用義務違反	×	×	×	×
	②警告表示義務違反	○	×	×	○
	【因果関係】				
	①共同不法行為	×	×	×	○
	②個別責任	—	—	—	—

3 首都圏建設アスベスト訴訟の審理の状況

(1) 首都圏建設アスベスト訴訟の審理の現状

原告団・弁護団は、現在4つの裁判（東京・神奈川の各1陣訴訟、東京・神奈川の各2陣訴訟）を統一的にたたかうという方針で進めている。

ア 国の責任

- ・建築現場の石綿粉じんの発生・曝露状況－専門家証人の尋問実施（神奈川1陣）
- ・集じん機付電動工具の工学的知見－専門家証人の尋問実施（東京2陣）
- ・一人親方に対する責任－労働者性について本人尋問を予定（東京1陣）

イ メーカーらの共同不法行為責任

京都地裁判決を踏まえて主張・反論を重ね、各職種の「主要曝露建材」による曝露実態立証のための原告本人尋問を申請、各職種の代表原告の尋問を実施している（東京・神奈川2陣訴訟）。

ウ 甚大な被害の立証－原告本人尋問

提訴時、すでに約半数が遺族原告であったが、提訴後、現時点までに1陣117名、2陣22名の原告らが壮絶な闘病生活の末に相次いで亡くなった。このような他に類例を見ない極めて深刻な被害状況と原告らの切実な思いを裁判所に受け止めてもらうべく、原告本人尋問を重ねている。

(2) 1 陣訴訟の現状と今後の動き

神奈川訴訟（東京高裁第 5 民事部）は、2016 年中に、各職種の「主要曝露建材」による曝露実態立証のための原告本人尋問を集中して実施し、本年 3 月に結審が予定されている。

他方、東京訴訟（東京高裁第 10 民事部）は、原告らが申請したメーカー責任に関する立証、一人親方についての尋問、被害立証全て不要であるとして、2016 年 3 月の結審を示唆する訴訟指揮をしていた。このような極めて不当な訴訟指揮に対し、弁護団は大部にわたる意見書を提出し、原告らは裁判官に手紙で訴え、法廷外の抗議行動を行うなど、法廷内外で結審を思い留めさせるための行動を実施した。加えて、2016 年 1 月の大阪地裁、京都地裁の連弾判決、これらの判決を踏まえた東京高裁 5 民の審理方針の変更という状況のもと、2016 年 3 月の結審は免れ、同年 10 月になってようやく証拠調べを実施するとの方針が示された。当該方針のもと、同年 12 月に被害立証のための原告本人尋問がなされ、2017 年 7 月までに 3 回の期日が指定されており、2017 年中の結審が見込まれる。

4 全国の勝利判決を梃子に被害救済に向けた判決を

上記のように、東京高裁の 2 つのたたかい（1 陣訴訟）が大きな山場を迎えており、2017 年 3 月結審予定の東京高裁第 5 民事部において、年内には全国で最初の高裁判断が示される見通しである。そして、東京高裁第 10 民事部の結審・判決がこれに続くことになる。また、東京 2 陣訴訟も集中証拠調べが予定されている。

2017 年から 2018 年にかけて建設アスベスト訴訟は大山場となる。原告団・弁護団は、これまでの全国の勝利判決を梃子に、法廷内外のたたかいを展開していく構えである。

皆様のご支援、よろしくお願いいたします。

首都圏青年ユニオン顧問弁護団の現在の活動

東京法律事務所 笹山 尚人

1 顧問弁護団を結成して 9 年が経過

どんな雇用形態でも、一人から参加できる。運営は青年自身が担い、自らたたかうことを基軸において、青年の一般労働組合。それが首都圏青年ユニオンである。

首都圏青年ユニオンの結成は、2000 年 12 月 1 日。数々の労働者の相談にのり、団体交渉や労働委員会などの場で、青年労働者の要求を実現する活動を行ってきた。2004 年 11 月からは、首都圏青年ユニオンを支える会の活動が開始され、同会の協力のもと、専従を配置し、さらに活動を発展させてきた。

組合の結成以降 7 年にわたり、私がただ 1 人の首都圏青年ユニオンの顧問として活動してきた。弁護士がかかわる事件も多くなり、また、ワーキングプア、貧困問題に取り組む運動

の更なる発展のために、弁護士を多数募って弁護団体制をつくろうと考えたのが弁護団結成の契機。

2007年12月6日、弁護団は13名で結成した。2017年を迎え、結成丸9年を経過したことになる。

結成以来、他県へ転出する弁護士などもあったが、参加を希望する弁護士も増え、現在弁護団は、67期を再若手として23名となっている。全員団員である（東京支部のほか埼玉支部のメンバーがいる）。

結成当初は、労働審判制度の開始ともあいまって、顧問弁護団の弁護士の多くに事件が配点される状況であったが、2008年のリーマン・ショック以降の時期から事件数が漸減した。首都圏青年ユニオンに相談のある事例が「派遣切り」に象徴される非正規雇用の事件、ワーキングプアの事件が増加したためと考えられる。請求金額が50万円に満たない賃金未払い事件では弁護団への配点が難しい。そうしたこともあり、現在弁護団が担当している事例は3件で、私は全事件に関与している。

弁護団の弁護士としては、組合からの依頼を受けた案件を勝利に導くよう、原告本人及び組合と共に奮闘していきたい。

2 2016年をふりかえって一目に見える大きな成果が3つ

(1) 2016年中は、カフェ・ベローチェ事件、サエキ薬品事件、美容室田谷事件、オーシャン事件、ニコン偽装請負事件、と従来から懸案だった事件を一挙に解決した。内容的には、それぞれであるが、いずれも組合員の権利の実現に貢献するものであった。とりわけアルバイトの雇止め事件であるカフェ・ベローチェ事件、実質的には派遣切りであったニコン偽装請負事件は、厳しいたたかいであるがゆえに、労働者の権利を実現する和解にこぎつけたことが大きな成果であった。

(2) この解決の中で、一定こだわって得られた成果として、「口外禁止条項」にたいする取り組みがある。労働事件の和解、調停解決にあたり、会社側が和解条項や場合によっては事件の経緯そのものに対する口外禁止を求める動きが一般化している。しかし、とりわけ労働組合が関与して社会問題化して取り組んだ事件の場合は、事件がいかなる解決を迎えたかについてもそれを広く社会に伝えることは重要である。そこで口外禁止条項には応じないということが要請されるが、それが和解や調停解決の障害になってもいけない。そこをどう調整するかが悩みとなる。

首都圏青年ユニオン顧問弁護団では、顧問弁護団会議においてその点を討議し、まずは断固として口外禁止条項に反対してこれを入れさせずに和解を実現する取り組みをしようということで意思統一した。本年の解決事例中2件では、労働審判の調停で、また労働審判で、口外禁止条項を入れさせない内容を実現してそれがそのまま解決となったため、成果を得られたといえる。

(3) もう一つ特徴的で成果が得られたのは、労働法講座である。これまでは、労働法講座は、ユニオンの担当弁護士が交替で、1カ月に1回、「解雇」とか「残業代」とかテーマを決め

て組合員に対し実例に基づく実践的な講義をするというのが定番で、これはこれで好評を博してきた。それが 2016 年は後半から、事例ごとの模擬団交に変更した。参加した組合員がある事例について団交を申し入れ、ユニオン専従が会社側、そして顧問弁護団は会社側弁護士として対応して団交を受ける、もう 1 名ユニオン顧問弁護団が参加してそれは模擬団交を見学し、模擬団交後講評を行う、というものである。これは模擬団交を通じ、その議題の権利とはどのような内容で、それを実現するにはいかなる要件が必要か、会社はそれをどのように抗弁してくるのか、話し合いの中でそれをどうやったら実現できるのか、ということを実践的に学ぶことができる。また私たち弁護団にしても、団体交渉そのものに対して豊かなイメージを持つことができるし、相手方が抗弁してくるポイント、そこから立証のポイントというのを十分に学ぶことができ、とても有益である。

この企画は参加した組合員にも好評であった。

3 2017 年の展望

(1) 弁護団は 2016 年 12 月に総会を開き、2016 年の上記 2 の活動の成果を踏まえ、2015 年 12 月の顧問弁護団総会での確認を引き継いでいくこと、さらに労働組合の組織化に十二分に組合が活動して弁護団はそこにも貢献していくことを確認した。私は引き続き事務局長を担当する。

2015 年 12 月総会では、弁護団は、首都圏青年ユニオンの活動について、「アンテナ機能が重要」「解決能力」と分析した。

まずは、労働組合の活動を体験していない若年労働者が多い中、彼らと呼び寄せ、労働組合を体験すること自体が重要。そのために、ユニオンの名前を売る、マスメディアに出る、ということで知らせていくことが大切。

次に、労働組合である以上、労働問題を「解決」しなければならない。

そして、解決できないときスピーディに弁護団を頼る。ユニオンと弁護団とはそのような関係を作っていく。

他方で、労働組合としての組織化の努力は各別に行うべきである。アンテナ機能と解決力があるのと、日本社会全体の中では埋もれてはせつかくの機能がもったいない。日本社会全体、そして労働運動における影響力は強めていきたい。それには人数が必要だからだ。

弁護団は、今後、事件活動やユニオンの活動を充実させていく。

(2) 首都圏青年ユニオンは、財政難から、従来の専従体制 3 名を 2 名にしている。2016 年は委員長人事に交替もあり、従来の質量を維持する活動自体困難な面がある。

2015 年の戦争法反対の世論と運動は、青年労働者が主権者として立ち上がる条件が成熟しつつあることを示した。首都圏青年ユニオンもこの情勢に切り込んでいく必要がある。ブラック企業による違法な仕打ちを許さないというキャンペーンとともに、「生活できる賃金を寄越せ」という内部留保を貯め続ける大企業を中心とした経済界に対する最低賃金引き上げの要求、電通事件で見られたような長時間労働を許さない「人として生きていける時間を寄越せ」というワークライフバランス実現の要求、といった取り組みが重要で、それをどんな

形で実現させていくかの工夫をしていくか、が考えどころではないかと思われる。

今年も、首都圏青年ユニオンの活動に貢献したい。

68期以降の若手の皆様を中心に、もし弁護団への参加希望があったらご一報願いたい。それほど多数の事件を配点できないかもしれないが、顧問弁護団会議や労働法講座への参加を通じ、勉強になることは請け合いである。また、配点の際は、熟練(?)の顧問弁護団事務局の弁護士を必ず共闘につけるので、その意味でも安心である。

日本IBMロックアウト解雇事件などについて

旬報法律事務所 並木 陽介

1 はじめに

日本アイ・ビー・エム(株) (以下「IBM」と言う。) は、2008年10月から組織的かつ大量に退職強要を行い (これについては後に労働者から損害賠償請求訴訟が提起された。) 、2012年になってさらに新たな手法によるリストラを始めた。

それが今回ご報告する日本IBMロックアウト解雇事件である。

なお、ここ数年本件報告を執筆させて頂いており、初めて読まれる方にもご理解いただけるよう概要 (2~4項) についてはほぼ内容変更がないため、概要を理解されている方は5項以降を読まれたい。

2 IBMのロックアウト解雇

IBMが新たに行ったロックアウト解雇の手法は次のとおりである。

IBMの所定終業時間が17時36分であるところ、17時ころになって、上司が当該労働者に対して面談を持ちかけ、会議室に呼び出す。当該労働者が会議室に行くと、上司と人事担当者が待っており、当該労働者が着席するや否や、人事担当者が解雇通知書を読み上げる。労働者があまりにも突然のことで驚き、「待つて欲しい。」と言っても、人事担当者は「後で渡すから。」と述べてそのまま読み進め、そのまま荷物をまとめて帰宅するよう指示し、以後の出勤を禁じるというものである。このような解雇の手法から、IBMが行う一連の普通解雇は「ロックアウト解雇」と称されている。

解雇言渡の際に読み上げられる解雇理由は、どの被解雇者に対してもほぼ一律に次のとおり記載されている。

「貴殿は、業績が低い状態が続いており、その間、会社は様々な改善機会の提供やその支援を試みたにもかかわらず業績の改善がなされず、会社は、もはやこの状態を放っておくことができないと判断しました。以上が貴殿を解雇する理由となります。これらの貴殿の状態は、就

業規則 5 3 条 2 項の解雇事由に該当します。」

なお、就業規則 5 3 条 2 項は、「技能または能率が極めて低く、かつ上達または回復の見込みが乏しいかもしくは他人の就業に支障を及ぼす等、現職または他の職務に就業させるに著しく適しないと認められるとき」に解雇する旨の規定である。

これらの記載以外に解雇理由についてはまったく触れられておらず、かかる解雇通知からは具体的な解雇理由が判然としない。労働者によって、解雇言渡の経緯は多少の違いはあるが、具体的な解雇理由について一切説明されないという点は共通している。

3 本件解雇の異常性

この解雇について、労働組合（以下「組合」と言う。）は、書面や団体交渉などで解雇理由を具体的に明らかにするよう何度も求めた。しかしながら、IBMは、既に伝えたとおりであるとの回答を繰り返し、決して解雇理由を明らかにしようとしていない。

また、IBMでは、能力不足を理由とする普通解雇は今まで行われていなかった。それにもかかわらず、2012年7月20日を皮切りに、わずか2か月あまりの間に立て続けに15名の労働者を能力不足を理由として普通解雇に踏み切り、現在までの被解雇者の数は組合が把握している限りで50名にも上っている。

本件解雇で特徴的な点は、解雇言い渡し日の1週間程度先に解雇日を設定して解雇を言い渡すと同時に、解雇言い渡しの日から2～3日以内に自ら退職の意思を表示した場合には解雇を撤回した上で自己都合退職として扱い、退職加算金を支給する旨を通知している点である（一人を除く。）。解雇を通告された従業員は、あまりに突然の事態に混乱し、具体的な解雇理由が分からず、そのために解雇の有効性が判断できないまま、自己都合退職するか否かの二者択一の選択をわずかな期間で判断するよう迫られることになる。そして、もし自己都合退職を選択した場合には、もはや業績不良の事実を争って解雇言渡の無効を主張し、雇用の継続を求めることはほぼ不可能となる。自己都合退職を選択せず、解雇の効力を裁判で争うとすると、いつ解決するか、復職できるか否かわからない不安定な状態に置かれることになる。いずれを選択しても、対象となった従業員は一度は会社を去らねばならない立場に確実に追い込まれるのである。このような状態に追い込まれた労働者が、訴訟等で争うことが事実上容易でないことはご存じのとおりである。

従来IBMは、低評価をつけることなどを脅し文句に退職強要を行っていた。このときは、自由な意思といえるか否かは別として、最終的には退職するか否かの決断は労働者に委ねられていた。この方法は、退職に誘導するために退職割増金もそれなりの額になり、また退職の決断をさせるまでにそれなりの人員と手間・時間を要した。しかしながら、今回の解雇の手法は、まず解雇を通告することによって労働者を確実に社外に放逐する条件を整えた上、自己都合退職すれば割増金を支給するという形で自己都合退職に誘導するというものであり、従来の退職強要のやり方を逆転させた解雇手法であると言える。しかも、まずは解雇を言い渡すことにより短期かつ確実に労働者を社外に放逐することが可能となり、しかも割増金の額は自己都合退

職の意思表示をするまで明らかにされないため、従来より低額であると考えられる。そして、自己都合退職を選択した場合には、ほぼ確実に解雇の意思表示を撤回させて復職することはできないのである。かかる解雇が横行するにつれ、解雇言渡には至らないまでも、これをちらつかせて退職勧奨を行うことが、労働者にとってかなりのプレッシャーとなることは想像に難くない。

4 本件訴訟の意義

I B Mは、2008年以降従業員の削減を繰り返してきた。

被告による一連の解雇の本質は、従業員の業績不良を名目として、被告の恣意的な人事評価に基づいて相対的に評価が悪いとされた者を狙い撃ちにすることで、大量の人員を自由に削減しようとする点にある。

I B Mは、従来このような能力不足を理由とする正社員に対する解雇を行ってこなかった。

ところが、リストラの「毒味役」を自認するI B Mは、ついに能力不足を名目として大量の人員削減を実施しようと動き出している。

しかも、本件解雇の大半は労働組合の組合員であり、組合に加入して長時間労働をさせないよう求め、併せて残業代の支払いを求めた矢先に解雇された者や、解雇に先立って上司が手でUを作って示した上、「活動やっているのか?」「これは良くない」などと言われていた者など、組合敵視の中でなされたものである。

本件解雇は、解雇権濫用法理に対する挑戦であり、解雇自由への道を開こうとするものである。解雇権濫用法理を従来どおり厳格に適用して労働者の権利・生活を擁護するのか、それとも緩和された解釈により大量の失業者を生み出すのか、本件訴訟では重要な司法判断が求められている。

5 訴訟の状況

I B Mの解雇に対して、2012年10月15日に労働者3名が解雇無効を主張して地位確認等請求訴訟を提起（1次訴訟）して以降、東京地裁に2次訴訟が2名、3次訴訟が4名、4次訴訟・5次訴訟が各1名の合計11名、大阪地裁に1名の事件が訴訟提起された。

I B Mは、訴訟に至ってようやく具体的な解雇理由を明らかにしているが、その内容は、業務拒否やジーンズのズボンやサンダルを着用していたこと、無断離席をしていたなど、当時全く問題とされていなかった点を縷々羅列するものである。

1次・2次訴訟については、2018年3月に全員について解雇無効判決を勝ち取り、仮執行も行った。

3次、4次訴訟については、本年3月に判決期日が指定されている。

5次訴訟については、3月に証人尋問が予定されており、今年半ばごろに判決が予想される。

6 関連事件

I B Mで行われている事件は、ロックアウト解雇事件のみではない。

I B Mは、就業規則を変更し、業績不良者に対して減給を行い始めた。4段階評価のうち、下から2つ目の評価を取った者は10%、最低評価（「P B C 4」）を取った者または下から2つ目の評価を2年連続で取った者については15%の減額というものである。

業績不良者と言っても、恣意的な評価がまかり通る曖昧な評価である上、I B Mでは相対評価である以上、常に業績不良者は存在するのである。

減額は期間限定ではなく永続するものであり、また回数に制限はなく、下限も設定されていないため、低評価が継続すると理論上は最低賃金まで下げられることにもなりかねない。I B Mの狙いは、会社が不要と判断した者を自主退職に導き、人員削減する点にある。

しかし、かかる手法は労働者の生活を脅かすものであり、上記就業規則の変更は労契法10条に違反し、また極めて高率の原告を実施するものであるから公序良俗に反する無効なものとして、労働者9名が平成25年9月に減額措置の有効性を争って訴訟を提起した。これについては、証人尋問終了後に和解が行われる中で、I B Mは突如として認諾し、訴訟が終了した。しかしながら、I B Mは、抜本的な改善をしようとしていないため、現在賃金減額2次訴訟が係属中である。

さらに、これらロックアウト解雇、減額措置について組合が団体交渉を求めたにもかかわらずこれに応じず、またロックアウト解雇の被解雇者の中に占める組合員の割合が異常に高率であるなど、これらの措置が組合差別として行われていることについても中労委、都労委で不当労働行為救済の申立事件が係属している。

いずれの事件も、現在安倍「雇用改革」で行われようとしてる正社員攻撃と軌を一にするものであり、負けられない闘いである。

多くのご支援をお願いしたい。

社会保険庁職員不当解雇撤回闘争の現在

東京法律事務所 中川 勝之

はじめに

2010年1月1日、日本年金機構が設立され、社会保険庁廃止に伴い、2009年12月31日付けで525名の社保庁職員が分限免職処分を受けた。これに対し、全厚生労働組合に結集する元社保庁職員39名が人事院に審査請求し、2013年に全厚生闘争団を含め合計71名の請求者全員について判定が出された。結果は処分取消が25名（全厚生闘争団10名）、処分承認が46名であり、請求者全員における処分取消の割合は35.2%であった（人事院判定の意義については2014年の特別報告集参照）。

(処分取消の)裁判については、判定前からの京都(15名、うち3名は損害賠償請求のみ)、北海道(1名、札幌地裁)のほか、秋田(4名)、東京(3名)、愛知(2名)、愛媛(3名)の被処分者が提訴し、地裁判決後、広島(1名)の被処分者が全厚生闘争団に加わった(合計29名)。

最初に提訴した京都の事件については、2015年3月25日に大阪地裁で敗訴判決が出され、2016年11月16日に大阪高裁でも控訴棄却となり、最高裁に係属している。広島の事件についても、2015年12月21日に広島地裁で敗訴判決が出され、愛媛の事件についても、2016年3月30日に高松地裁で敗訴判決が出され、それぞれ高裁に係属している。判決の結論はいずれも不当であるが、判断の内容は着実に前進している。

東京の事件は、北海道、愛知の事件に引き続き、2017年3月23日に結審となり、今年は社会保険庁職員不当解雇撤回闘争にとって非常に重要な年となる。

以下、社会保険庁職員不当解雇撤回闘争の現在について、愛媛の事件の高松地裁判決及び京都の事件の大阪高裁判決に触れた上で、東京の事件の審理状況を報告する(2010～2016年の特別報告集も参照されたい)。

第1 経過

2007年	7月 6日	日本年金機構法公布
2008年	7月29日	日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画(閣議決定)
2010年	1月18日	31名が審査請求(後の審査請求含め全厚生闘争団は39名)
2013年	11月14日	東京の全厚生闘争団2名(後に追加1名)が分限免職処分取消訴訟を東京地裁に提訴
2015年	3月25日	京都の事件、大阪地裁で敗訴判決
2015年	12月21日	広島の事件、広島地裁で敗訴判決
2016年	3月30日	愛媛の事件、高松地裁で敗訴判決
2016年	11月16日	京都の事件、大阪高裁で控訴棄却
2016年	11月24日	北海道の事件、結審(2017年3月14日判決予定)
2016年	12月 1日	東京の事件、原告側1名、被告側1名の証人尋問
2016年	12月19日	東京の事件、原告本人2名、被告側1名の証人尋問
2016年	12月21日	愛知の事件、結審(2017年3月16日判決予定)
2017年	1月18日	東京の事件、原告本人1名、原告側1名の証人尋問
2017年	3月23日	東京の事件、結審予定

第2 愛媛の事件の高松地裁判決及び京都の事件の大阪高裁判決

1 高松地裁判決—全体としては大阪地裁判決の判断よりは前進

分限免職回避努力義務の主体が形式的な各地の社会保険事務局長や社保庁長官にとどまるのか、厚労大臣、さらには政府全体に認められるかが争点となっているところ、大阪地裁判決

は厚労大臣の分限免職回避努力義務を法的にも認めていたが、やや曖昧な判示であった。

高松地裁判決は、「本件では、厚労省は、社保庁に対する指揮命令権限を有していたから、その在り方を見直すについても相応の責任があり、実際、厚労大臣が有識者会議を設置して検討していたところ、最終整理でも社保庁長官と並んで、分限回避のための努力を行うべきと指摘されている。また、分限免職回避のための主な手段は、機構への採用と厚労省への転任であるが、いずれも原告らの任命権者である社保庁長官等だけではいかんともしい難い事項であり、厚労大臣等の協力が不可欠である。これらによれば、厚労大臣等も、社保庁長官等の上記義務履行を補助する立場にあるといえ、法的にも分限免職回避努力義務を負うというべきである。」と判示し、厚労大臣の分限免職回避努力義務を法的にも明確に認めた。

しかし、高松地裁判決は、結局は、各府省ごとに人事権があることや基本計画に厚労省配転のみが明記され、他府省への大規模な配転は想定されていない等として、政府全体の分限免職回避努力義務を認めなかったが、厚労大臣の分限免職回避努力義務を認める前記根拠は、いずれも政府全体の分限免職回避努力義務を認める根拠ともなる。すなわち、政府全体（内閣）が社保庁に対する指揮命令権限を有しているし、特に分限免職回避のために政府全体の協力が必要であって、政府全体の分限免職回避努力義務を認めるべきである。

また、高松地裁判決は、分限免職回避努力義務違反を認めなかったが、歯切れの悪い判示が目立ち、特に、2010年3月までの残務整理の定員枠113名を活用しなかったことについて、「定員枠を獲得した理由が社保庁の廃止後に生じる職員の人事記録の移管等であったところ、実際には、上記残務の内容が具体化するにつれ、社保庁廃止時に残務を担当していた職員が、社保庁が廃止され厚労省職員又は機構職員となった後に引き続き行えばよいことが判明したというのであるから、にもかかわらずこれを活用するのははばかれるところである。」と判示した。機構設立時には厚労省職員からの出向者147人を入れてもなお324人の欠員が存在したのであるから、はばかれるどころか積極的に活用すべきであったのである（正規職員の追加募集をしないのであればなおさらである）。

高松地裁判決も、残念ながら社保庁バッシングが頭から離れなかったようである。

2 京都の事件の大阪高裁判決―間接的な政府全体の分限免職回避努力義務を認める

大阪高裁判決は、分限免職回避努力義務の主体について、「国家公務員法55条1項は、その任命権が及ぶ範囲をその部内の機関に属する官職に限られるものとすることを明らかにしたものに基づき、分限免職処分に係る裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無を、任命権者（処分権者）の行い得る活動の範囲内の問題のみに限る趣旨と解することはできない。」と国の主張を排斥した上で、次のとおり、間接的な政府全体の分限免職回避努力義務を認めた。「前提事実（4）によると、政府が機構法附則3条に基づいて閣議決定した本件基本計画は、不採用職員について、「退職勧奨、厚生労働省への配置転換、官民人材交流センターの活用など、分限免職処分回避にむけてできる限りの努力を行う」としているところ、本件基本計画は、再生会議が取りまとめた最終整理を踏まえて策定されたものであり、同最終整理においては、「厚生労働省及び任命権者である社会保険庁長官は、退職勧奨、厚生労働省への配置転換など、分

限免職処分回避に向けてできる限りの努力を行うべきである。また、官民人材交流センターの活用も図るべきである」とされていることが認められる。そうすると、本件基本計画は、任命権者である社保庁長官等のみならず、厚労大臣に対しても、厚労省への転任を含め、分限免職処分の回避に向けて努力することを求めている者と認めるのが相当であり、厚労大臣は、内閣の一員として、閣議決定された本件基本計画に基づき、上記努力をすべき義務（分限回避義務）を負っているものということができる。

また、前提事実（２）～（４）のとおり、社保庁の解体は、機構法とそれに基づく閣議決定によって決定されており、官職の廃止は、国策によるものであって、社保庁が行ったものではない。したがって、厚労大臣や社保庁長官等が分限回避措置を行う場合には、間接的に政府全体が分限回避措置に向けて努力をすべきものと解することができる。もっとも、分限回避義務を負っている主体は、すでに述べたとおり、厚労大臣及び社保庁長官等であって、政府（内閣）は、厚労大臣の働きかけによって間接的に努力すべきであるということとはできるものの、国家行政組織法上、省ごととの行政事務が行われることに照らすと、直接分限回避義務を負っているとまで解することはできない。このことは、内閣法８条の規定があるとしても左右されるものではない。

そうすると、控訴人らに対する任命権者である社保庁長官等において、厚労大臣及び社保庁長官等が上記分限回避義務を怠っているにもかかわらず、国公法７８条４号に基づく分限免職をした場合には、それが社保庁長官が左右し得ない事情であっても、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に関する判断を左右するものということができる。」

間接的でも政府全体の分限免職回避努力義務を認めるのであれば、事実経過からすれば、義務違反を認めてしかるべきである。しかし、国公法７８条各号要件を満たす場合には分限免職処分できるのが原則、裁量権の逸脱・濫用については当該処分が違法であると主張する当事者に主張立証責任がある等という問題のある判断もあったため、結論として義務違反と判断しなかったことは不当というほかない。ただ、ここまで判断させたことは大きな前進である。

第３ 東京の事件の審理状況

１ 求釈明から証人採用に至るまで

東京地裁でも、一通りの主張がなされ、弁護団は、薄井康紀日本年金機構元副理事長（分限免職処分当時、社会保険庁総務部長、機構設立事務局長）ら９名の証人と原告３名の尋問を申請していたが、裁判所は、①省庁間配転に関する法令の考え方について、国家公務員法の枠組みの中で行えるか、それとも、行革推進法のような特殊な法律の適用が必要なのか、②機構発足前に正規職員が欠員していたのに、なぜ正規職員を募集するよう、厚労省は機構に対し要請しなかったのか（准職員のみ追加募集のため）、について被告（国）側に釈明を求めた。

被告は、雇用調整本部による省庁間配転の枠組みについて、特別の法律は必ずしも必要ではないと回答したが、その後、社会保険庁職員に雇用調整本部の枠組みを活用することが法律的に不可能であったとも回答した。しかし、法律的に不可能であれば何度も活用を要請したこと

の説明が付かないし、また、行政文書開示により入手した「日本年金機構法案内閣法制局説明資料（本則関係）」にも、分限免職回避努力として、「国家公務員雇用調整本部を通じた他省庁への転任の受入の要請」が想定されており、社会保険庁職員に雇用調整本部の枠組みを活用することが法的に不可能であったとの主張には理由がない。

また、機構の欠員補充について、大幅な欠員が存在したのに、なぜ正規職員の追加採用を行わなかったのかについては、被告は、「基本計画における機構の必要人員数は暫定的な数字に過ぎない」と回答したが、それでは必要人員数の定めは無意味であり、現在でも欠員が存続しているのである。

結局、被告は被告側からの証人申請をしていなかったが、雇用調整本部への要請の趣旨を明らかにするために社会保険庁元職員の七五三充氏、日本年金機構の職員採用において正規職員の追加募集を行わなかったことについて明らかにするために機構設立委員会及び職員採用審査会の事務局であった社会保険庁元職員の佐藤功一氏の証人申請をしてきた。原告は厚労省、社保庁、機構の三者の関係を明らかにする必要がある、雇用調整本部活用なし、正規職員追加募集なし等の事実には争いが無い、問題は活用や追加募集等の要請をしなかった理由であり、そのためには薄井康紀氏の尋問が必要不可欠と主張した。しかし、裁判所は2名の尋問をしてから薄井康紀氏の尋問の採否を判断するということになり、ただ、弁護団は、裁判所が人事院元職員で国公労連の顧問でもある盛永雅則氏の証人尋問を行うという画期的成果を得た。

2 盛永証人並びに佐藤証人及び七五三証人の尋問

（1）盛永証人の尋問

盛永証人は、歴史的にみて、出血整理（分限免職）はしないというのが政府の方針であったこと、社保庁廃止の際、雇用調整本部の活用はできた、あるいは、活用しなければならなかったにもかかわらず、政府（雇用調整本部）がその判断を誤ったこと、その理由は、行革推進法に基づく人件費の削減の対象に社会保険庁も含まれているからであり、また、日本年金機構は非公務員型公法人であるからということ、雇用調整本部を活用した農林統計、北海道開発関係と社保庁の違いはなく、悪質な差別的取扱いと言えること、分限免職回避努力義務については、国公法上、分限免職回避努力義務規定は見当たらないが、分限免職回避努力義務は当然あり、その主体は政府自身であること、雇用調整本部を活用しなかった政府の義務違反は明らかだが、厚労大臣は業務の残務整理のための定員を活用せず新規採用も抑制しなかったことから不十分であり、内閣総理大臣は官民交流センターによる十分な援助を行っていないこと、社保庁にだけ分限免職処分が発令されたのは、与党・自民党によるパワハラであり、自民党は、「分限処分なくしては賛成できない」「裁判覚悟で分限免職をやってほしい」等の圧力を繰り返し、行政がそれに屈したこと等を明らかにした。

（2）佐藤証人

佐藤証人は、機構の設立委員会及び職員採用審査会の事務局であったが、懲戒処分歴のある者の不採用の決定、厚労省からの機構への出向、正規職員の欠員と追加募集等、重要な問題について関与していないばかりか、社保庁廃止に至る全体の動きも理解していなかった。事実経

過の理由どころか事実経過自体知らない部分が多かった。しかし、分限免職回避の条件はあったにもかかわらず、厚労省、社保庁、機構が対処しなかったという事実は明らかになった。

（３）七五三証人

七五三証人は、雇用調整本部へ要請に行った元職員であったが、折衝の記録はないこと、雇用調整本部からの「趣旨が違う」との回答について、明確な意味は不明であること、そのことについて上司への報告の記憶がないこと等を証言したが、雇用調整本部が活用できない理由は明らかにならなかった。

３ 原告ら３名の尋問に加えて川名健全厚生書記長の尋問が実現

弁護団としては、被告が主張する信頼回復論、すなわち、年金に対する国民の信頼回復には分限免職やむなしとでもいうような主張を排斥すべく、改めてこの十数年来の年金問題とは何であったかを明らかにするため、第１回証人尋問実施の際に、全厚生本部書記長である川名健氏の証人尋問を急ぎよ申請し、実現させた（その後、薄井証人は不採用）。

川名証人は、公的年金制度に対する国民の信頼を損なった真の原因は年金の歴史的・制度的問題にあり、被告の主張は責任転嫁の議論であること、当時の社会保険庁バッシングと職場の状況について、もともと人員不足であるのに、年金記録の相談対応等でいっそう深刻な事態になったこと、懲戒処分の「理由」とされた問題についての年金記録の「業務目的外閲覧」、国民年金保険料の「不適正免除」等の実態を明らかにし、さらに、機構発足後の職場の状況について、ベテラン職員の退職と欠員による業務の停滞、記録流出問題に見られる機構の問題点を述べて、涙ながらに、原告らを年金業務へ戻せと訴えた。

いすゞ自動車「非正規切り」事件の解決の報告

代々木総合法律事務所 酒井 健雄

１ ２００８年秋のリーマンショックに端を発するいすゞ自動車非正規切り事件は、２０１６年７月２８日の最高裁決定の後、同年１１月の労使協議により全面解決しました。

２ いすゞ自動車は、２００２年ころ、正規労働者の大規模なリストラを行い非正規労働者に置き換えることにより、経営の立て直しを図りました。いすゞは、非正規労働者への置き換え政策等により、連年のように最高益を更新するようになり、２００２年には債務超過に陥った財務状態は、２００７年には１９００億円以上もの内部留保を貯えるに至るまで好転しました。

その間、いすゞで働く非正規労働者は、請負工、派遣工、期間工、あるいは期間工から派遣工に戻される等と、雇用責任を可能な限り回避しようとするいすゞの都合によって、雇用形態を切り替えられながら、正規労働者と混在する形で、いすゞの栃木工場や藤沢工場（神奈川県）

で車両の生産に従事してきました。

しかし、いすゞは、リーマンショックが起こった2008年9月の段階では期間工、派遣工の契約を更新したものの、年末にかけて方針を一転させ、553名の期間工を中途解雇し、882名の派遣工の契約を途中で打ち切って派遣元からの解雇に追い込み、非正規労働者を一掃しました。期間工、派遣工の多くはいすゞや派遣元が提供する社員寮に住んでおり、解雇に伴い立ち退きを求められました。

もっとも、いすゞは、2009年2月の四半期決算の段階でも連結黒字を見込んでおり、このように性急な非正規労働者の切り捨てが必要な経営状況では、まったくありませんでした。にもかかわらず、非正規労働者たちは、年末になって突然、仕事も住居も奪われ、文字通り放り出されることになったのです。

3 これに対し、非正規労働者たちはJMIU（当時）いすゞ自動車支部に結集し、いすゞの非情な切り捨てに対抗しました。

弁護団は、年末に、いすゞを債務者とする期間工の解雇予告効力停止及び賃金仮払いの仮処分を申し立てました。その結果、いすゞは中途解雇の撤回を余儀なくされました。もっとも、いすゞは、退職に応じれば期間内賃金の100%を支払うが、退職に応じないと休業命令を出し期間内賃金の60%しか払わないという退職勧奨を行ったため、多くの期間工が泣く泣く退職に応じて組合からの脱退を余儀なくされました。この組合切り崩しを狙う賃金カットをめぐり、仮処分は続きましたが、賃金カット分全額の仮払いを命じる勝利決定を勝ち取りました。

また、弁護団は、派遣工に関し、派遣元を債務者とする地位保全及び賃金仮払いの仮処分も並行して申し立て、大きな成果を勝ち取りました。なかでも、プレミアラインを相手方とする仮処分では、①プレミアラインが解雇予告後に派遣工から徴収していた退職届について「債務者は、後日、債権者ら派遣労働者から、債務者による解雇の効力を争われることのないよう、任意の合意解約の体裁を整えて、…その意図を秘して、派遣労働者全員に対し、退職届を作成するよう、逐一、指示してこれを徴収するに至った…かような債務者（派遣会社）の解雇の手続は、労使間に要求される信義則に著しく反するものであり、明らかに不相当である」という踏み込んだ判断のうえで無効とし、また②派遣先・派遣元間の労働者派遣契約の中途解約により、中途解雇の「やむを得ない事由」があるとする派遣元の主張を排し、解雇を無効とする勝利決定を勝ち取りました。

4 2009年4月、弁護団は、いすゞを被告として、（1）雇止めされた4名の期間工の地位確認及び期間途中の休業命令による賃金カット分の賃金請求、（2）偽装請負→派遣工→期間工→派遣工として働いてきた派遣工3名の地位確認、（3）偽装請負・雇止め・派遣切りの損害賠償を求める本訴を、東京地裁に対し提訴しました。しかし、東京地裁は、（1）賃金カット分の賃金請求については、期間途中で賃金カットを行うにはより高度の合理性が必要である等として認容しましたが、その余の請求は棄却しました。控訴審も1審の結論を維持し、最高裁も上告及び上告受理申立を退けました。

しかし、これらの判決の、特に期間工の雇止めに関する判断は強引であり、大企業の雇用政策に肩入れする不当な判断と言わざるを得ません。

原判決が定立した「合理的期待の内容」＝「不況等の事情の変化による生産計画の変更に伴う要員計画に変更がない限り」との基準は、不況の場合には常に雇止めを有効とする＝非正規労働者を「雇用の調整弁」扱いするものにほかなりません。前記の正社員→非正規労働者への置き換えによりいすゞが経営を建て直した経緯に照らせば、なおさら不当です。

また、原判決は、いすゞの証人から「（原告らを雇止め等する）経営上の必要性はなかった」旨の証言や、いすゞが販売要求がほどなく回復すると予測し、その旨を社長が決算会見で述べていたこと（様々な経済指標や自動車統計が示す需要状況等に沿っており、いすゞは、ほぼ予測通りの推移で2010年3月期も連結黒字を確保した）につき、リーマンショックに端を発する世界同時不況の全般的な経済情勢を強調して「雇止めの必要性を否定する程に確実視」できなかったと強弁し雇止めを正当化しました。いすゞの実際の経営状況が無視するものであり、リーマンショックほどの不況であれば「雇用の調整弁」である非正規労働者は雇用を打ち切られても仕方ない、という結論先ありきの判断と言わざるを得ません。

5 以上のとおり、非正規労働者の期間途中の解雇、賃金カット等について相応の成果もありましたが、派遣先の責任という点では松下PDP最高裁判決を突破することはなりませんでした。しかし、いすゞ事件や他の「派遣切り」事件の、非正規労働者の労働実態の暴露が、その処遇を改善しなければならないという気運を生み出す大きな一助になったとも思います。

今、企業の労働政策により低賃金、不安定雇用の非正規労働者はますます増加し、今後の不況時に、いわゆる「派遣村」のような事態が繰り返される危険は、ますます大きくなっています。それに対する問題意識をまったく示さない（むしろ後押しする）いすゞ事件の一連の判決や安倍政権の労働法制改悪は、今後の取り組みのなかで、必ず打破しなければならないものです。ともに頑張りましょう。

特別報告・公務員賃下げ違憲訴訟の控訴審判決

つまこい法律事務所 佐久間 大輔

1 本訴訟の経過

2012年の通常国会において、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律が議員立法にて成立し、同年3月1日に施行された。これにより、国は、2011年の人事院勧告である平均0.23%の減額を超えて俸給月額を平均7.8%まで減額し、期末手当を約9.77%減額し、これを2012年度及び13年度の2年間にわたって継続した。

日本国家公務員労働組合連合会行政職部会とこれに所属する国家公務員らは、2012年5月

25 日、東京地方裁判所に、国を被告として、国家公務員個人については、減額給与(及び減額相当額の損害賠償)と慰謝料を、国公労連については、団体交渉権侵害に基づく損害賠償をそれぞれ請求する訴訟を提起した(これを「公務員賃下げ違憲訴訟」と呼称している。)

東京地裁民事第 19 部が 2014 年 10 月 30 日に原告らの請求を棄却したことから、国公労連と国家公務員らは、同年 11 月 13 日、東京高等裁判所に控訴した。

東京高裁第 17 民事部(裁判長裁判官川神裕、裁判官伊藤繁、裁判官飯畑勝之)は、2016 年 12 月 5 日、控訴人らの控訴を棄却した。

国公労連と国家公務員らは、同月 16 日、上告提起及び上告受理申立てを行った。

給与減額に至るまでの経過や一審訴訟の経過は既に他稿で紹介されており、憲法 28 条を中心に東京地裁判決の批判と射程範囲は昨年報告しているので、本稿では、国家公務員の勤務条件の引き下げについても、最高裁判例の採用する「就業規則による労働条件の不利益変更法理」と同等の法理が適用又は準用されるのかについて検討することとする。

なお、弁護団は、岡村親宜、小部正治、加藤健次、尾林芳匡、萩尾健太、三澤麻衣子、山添拓、筆者(以上東京)、野本夏生、佐渡島啓(以上埼玉)である。

2 憲法 28 条と「就業規則による労働条件の不利益変更法理」との関係

労働者は、憲法 28 条により労働組合を結成し、争議権を背景とした団体交渉をすることによって、憲法 25 条の生存権及び憲法 27 条の勤労権を守るため労働条件の維持・向上を図ることが保障されており、労使が対等の立場で交渉し、合意によって賃金等の労働条件を決定することが原則である。

これに対し、就業規則による労働条件の不利益変更は、本来、憲法 28 条から導かれる労働基準法 2 条及び労働組合法 1 条の労使対等決定の原則に反する。就業規則の変更の効力を無条件に認めることは、労働協約の一般的拘束力(労働組合法 17 条)すら凌駕する強大な権限を使用者に与えることとなり、労働者の団体交渉権を侵害し、憲法 28 条に違反するものである。

この点につき、秋北バス事件・最高裁判所大法廷昭和 43 年 12 月 25 日判決は、合理性を要件として使用者が作成・変更する就業規則に法的規範力を認める。なぜ就業規則の内容に合理性が認められる場合に法的規範力を有するといえるのか。

最高裁判所は、使用者にとって多数の労働者の労働条件を統一的かつ画一的に決定する必要性を勘案しつつ、必ずしも交渉力において使用者と対等でない労働者が労働条件の変更によって被る不利益との調整を図るために、就業規則による労働条件の不利益変更が合理性を有する場合に労働者に対して法的規範力を持つという「就業規則による労働条件の不利益変更法理」を確立してきたのであり、これにより憲法 28 条との調整を図った。労働契約法 9 条、10 条がこの判例法理を成文化しており、民間労働者においては、判例法理と立法によって、就業規則制度という労使対等決定の原則への制約に対する一定の解決が図られた。

とすれば、労使の交渉や合意がないのに合理性という要件を充足せずに就業規則の変更によって使用者が一方的に労働条件の不利益変更をすることは、労働者の生存権及び勤労権を侵害するがゆえに、労働者に労働基本権を保障することによって労使対等決定の原則を実現しよう

とした憲法 28 条に違反することになるのである。

3 人事院勧告に基づかない給与減額と労働基本権侵害

国家公務員にとって給与は生活の唯一の糧であり、この点において、民間労働者と何ら異なる点はない。また、憲法 28 条にいう「勤労者」には国家公務員も含まれることも同様である。

しかし、国家公務員法は、国家公務員の争議権を禁止するとともに、協約締結権を否定している。これは、労使対等決定の原則という憲法が想定する生存権及び勤労権を保障するための法理に反し、これを実現するために憲法 28 条が勤労者に保障した労働基本権に対する重大な制約である。

これに対し、最高裁判例は、人事院勧告制度という代償措置があることを根拠として、これらの制約を合憲と判断してきた。それは、国家公務員の勤務条件を変更する際には、労使合意に代替するものとして、中央人事行政機関として専門知識を有する人事院の客観的な調査に基づく勧告に基づくことにより、給与決定に関する担保が確保されているからである。

情勢適応の原則(民間準拠の原則)に則った人事院勧告に基づく国会が給与法の改定により国家公務員の給与を決定することが、憲法が生存権及び勤労権を保障した趣旨、労使対等決定の原則を実現するため国家公務員を含む勤労者に労働基本権を保障した憲法 28 条に適うのであり、国家公務員の給与に関しては労使対等決定の原則及び労働基本権への制約に対する唯一の代償措置となる。

それにもかかわらず、国会が人事院勧告によらないで国家公務員の給与を減額する場合は、憲法が想定する労使対等決定の原則の保障が及ばないこととなり、国家公務員の生存権、勤労権及び労働基本権が侵害されることとなる。

人事院勧告に基づかない給与減額立法が合憲と認められるためには、その正当化事由として労使合意によらないで労働者に不利益を被らせることを是認できるだけの「合理性」が要求される。そのように解しなければ、国家公務員には憲法 28 条が保障されないというに等しい結果となるのである。

4 「就業規則による労働条件の不利益変更法理」による合憲性判断

国会が国家公務員の勤務条件を立法により自由に不利益変更ができることになると、国家公務員の労働基本権を侵害することになるから、第一次に人事院勧告、第二次に立法内容の「合理性」という代償措置が必要なのであり、この点において立法裁量が内在的に制約されている。

そうであれば、立法府における多数決により少数者の人権が侵害されることを監視するため、司法府が厳格な合憲性審査をすべきである。

したがって、人事院勧告に基づかないで国家公務員の勤務条件を引き下げる際には、最高裁判例が採用する「就業規則による労働条件の不利益変更法理」と同等の法理を適用又は準用して、裁判所が厳格な合理性判断をするのが相当である。

そして、給与減額という勤務条件の不利益変更に合理性が認められない場合は、情勢適応の原則に則った人事院勧告に基づかない給与減額は内在的に制約された立法裁量を逸脱するのであるから、給与減額の立法は憲法 28 条に違反して無効になるというべきである。

5 控訴審判決

これに対し、東京高裁判決は、最高裁判例が採用する「就業規則による労働条件の不利益変更法理」と同等の法理を適用又は準用を否定しつつ、立法裁量を逸脱して憲法 28 条に違反する要件として、立法の必要性がないこと、又は人事院勧告制度がその本来の機能を果たすことができないと評価すべきほど著しく合理性を欠く立法がされたことを挙げた。

この判示は、何らの法的根拠もなく不合理性に「著しく」と要件を加重したことを除き、一審判決と同様であり、これに対する批判は昨年報告したところである。

その他の争点についても一審判決を踏襲しており、控訴審判決の射程範囲も昨年報告した内容に加えることはない。

6 上告審の決意

以上の次第で控訴審判決において発展性はなく、むしろ僅かながら後退したのであり、弁護団の一員として忸怩たる思いがある。

本件訴訟を提起・追行したことから、現政権下における国家公務員の給与減額継続を阻止したことは間違いない。運動論としては、このことを本件訴訟の意義であるとして宣伝することは有意であるが、法律家としてこれで満足するべきではない。

上告審においても、東京高裁判決を破棄し、国家公務員の給与減額立法を違憲無効にして、権利回復を実現するため奮闘する決意をするものである。

「専修大学労災患者解雇事件」再び最高裁へ

渋谷共同法律事務所 萩尾 健太

第1 事案の概要

Aさんは、1997年4月1日、専修大学との間で雇用契約を締結し、勤務していたが、5年間に及ぶVDT作業（コンピューター等を用いた作業）に従事した結果、2002年3月20日に、職業性疾病である頸肩腕症候群を発症し、翌2003年3月より、就業規則に基づく休業となった。Aさんは、2005年6月に、入学センターインフォメーション業務で復職したが、業務上疾病としての頸肩腕症候群に対する健康管理上必要な措置、配慮が全く行われず、その業務内容や環境が頸肩腕症候群の症状を悪化させるものであったことから、同年12月に再休業に追い込まれた。

再休業後、Aさんは、専修大学から解雇を仄めかされるなどし続けられた結果、ついに2007年3月に、専修大学からの提案により、覚書及び確認書を締結し、退職するに至った。

なお、Aさんは、2004年5月以降、労災申請を行おうとし、専修大学に協力を求めてきたが、専修大学により、雇用や復職と天秤にかけられるなどして妨害されてきたため、上記退職扱い

と引き替えにようやく労災申請をすることができたのである。

その後、2007年11月6日に労災認定がなされたことに伴い、専修大学は、ようやく翌2008年7月にAさんの退職を取消した。

しかし、専修大学は、退職取消と同時に、専修大学諸規程等に基づき解雇である旨を一貫して主張し続けた。

さらに、専修大学は、Aさんに対し、退職取消以降、勤務員災害補償規程に基づく労災補償等について、法定外補償については支払いを拒む、給与については、後付で一年分まとめて支払うなどの不当な対応を続けてきた。

ついに、専修大学は、2011年10月31日、業務上の傷病（頸肩腕症候群）による療養のために休業中であったAさんを、打切補償金を支払って解雇した。

さらに、専修大学は、Aさんに対して、労働契約上の地位の不存在確認の訴えを起こしたため、Aさんは、地位確認の反訴を起こすことになった。

東京地方裁判所に続き、東京高等裁判所第20民事部は、2013年7月10日、「労災保険法に基づく療養補償給付及び休業補償給付を受けている労働者が労働基準法81条にいう同法75条の規定によって補償を受ける労働者に該当するものと解することは困難である。」として、本件解雇は労働基準法19条1項に違反し無効と判示した。

しかし、最高裁判所は、2015年6月8日、「労災保険法の療養補償給付を受ける労働者も、労働基準法81条にいう同法75条の規定によって補償を受ける労働者に含まれるものとみるのが相当である」と判示して、上記高裁判決を破棄し、さらに、「本件解雇の有効性に関する労働契約法16条該当性の有無等について更に審理を尽くさせるため」として、差し戻した。

第2 本判決の概要

本判決は、「一般に、労働者の労務提供の不能や労働能力の喪失が認められる場合には、解雇には、客観的に合理的な理由が認められ、特段の事情がない限り、社会通念上も相当と認められるというべきである。業務上の疾病による労務不提供は自己の責めに帰すべき事由による債務不履行とはいえないことから、例外として解雇を制限するが、その場合であっても、労働基準法81条の要件を満たし、同条による打切補償がされたときは、解雇までの間において業務上の疾病の回復のための配慮を全く欠いていたというような特段の事情がない限り、当該解雇は社会通念上も相当と認められると解するのが相当である。」と判示した。

その上で、「本件においては、解雇までの間に業務上の疾病の回復のための配慮を全く欠いていたというような特段の事情はなく、したがって、本件解雇が社会通念上の相当性を欠くことはないというべきである。」と判示し、さらに、「上記認定判断を左右するに足りる的確な主張立証はないというべきである。」と判示した。

第3 本判決の問題点

1 復職配慮義務に照らした解雇の合理的理由および社会通念上の相当性（労働契約法16

条) についての解釈の誤り

上述の判示の一方で、本判決は、「労務の提供とは、生身の人間の労働力を離れては存在しないものであることから、使用者は、労働者の安全や健康に配慮し、健康を損なった労働者については、その回復・復職に向けた配慮をすべき信義則上の義務を負うものと解される」と判示している。

しかし、使用者に労働者の復職に配慮すべき義務があるならば、その義務を尽くさなければ解雇の合理的理由は認められないと言うべきである。

復職配慮義務の内容は、最高裁第一小法廷平成 10 年 4 月 9 日判決（労判 736 号 15 頁片山組事件）をはじめとして多数の裁判例で示されており、緒方桂子南山大学教授（以下「緒方教授」という）の整理によれば「使用者は労働者が復職を申し出た場合、当該労働者が現状において病気前の職務遂行能力を完全に回復していなくても、復職を可能とする一定の配慮をして復職させる義務を負う」というものである。

さらに、労働者災害補償保険法、労働安全衛生法および「障害者の雇用の促進等に関する法律」や「事業場における治療と職業生活両立支援のためのガイドライン」からすれば、復職配慮義務として部分就労やリハビリ就労の措置をとることは、社会通念となっている。

この点に関して、緒方教授は「一般的にいえば、①解雇時に、職務の遂行に耐えない状態が将来も引き続き存在することについての予測が存在すること、②職務の遂行に耐えない状態であることが企業利益に対する重大な支障となることが見込まれることが、労契法 16 条にいう「客観的に合理的な理由」及び「社会通念上の相当性」の検討にあたって中心に置かれるべきであると解される。そして、これらを中心に据えつつ、疾病の原因や罹患したことの帰責性、他の従業員に対する従来の取扱いといった要素が考慮される。また、使用者が復職配慮義務を尽くしたことと、①及び②に関わる事実の主張・立証とは相関の関係にある。つまり、使用者の復職配慮義務が尽くされれば尽くされるほど、①及び②に関する評価は使用者の側に有利に傾き、復職配慮義務が履行されなかったり、不適切あるいは不十分なものであれば、①及び②に関する評価は解雇を行う使用者に不利に傾く」との意見書を書いている。

また、本判決は、Aさんの要求していた職場復帰訓練や部分就労につき、「信義則を根拠として事情の如何を問わず一律に部分就労をさせるべき法的義務が発生するものとも解されない。」と判示した。

これは「事情の如何を問わず一律に」という極端な場合を持ち出して結局、部分就労をさせるべき法的義務を安易に否定するための判示である。

この点についても、緒方教授は、本件の様な頸肩腕症候群を含む過労性疾病については「主には、労働時間を制限し、通院やリハビリなどの療養の継続を容易にならしめるような配慮が求められる。」（量的配慮）と書いている。この量的配慮をなす場合には、使用者は賃金の引き下げをなすことが可能であるから、使用者に酷ではない。

それにも関わらず、一律に「労働者の労務提供の不能や労働能力の喪失が認められる場合には、解雇には、客観的に合理的な理由が認められ、特段の事情がない限り、社会通念上も相当

と認められるというべきである。」とし、業務上の災害による疾病の場合も「解雇までの間において業務上の疾病の回復のための配慮を全く欠いていたというような特段の事情がない限り、当該解雇は社会通念上も相当と認められると解するのが相当である。」とした本判決の判示は、復職配慮義務の解釈を誤り、解雇の合理的理由と社会通念上の相当性についての解釈を誤ったものである。

2 解雇の相当性（労働契約法 16 条）についての理由齟齬

上記の通り、本判決は、①「労務の提供とは、生身の人間の労働力を離れては存在しないものであることから、使用者は、労働者の安全や健康に配慮し、健康を損なった労働者については、その回復・復職に向けた配慮をすべき信義則上の義務を負うものと解される」と判示している。

他方で、②「一般に、労働者の労務提供の不能や労働能力の喪失が認められる場合には、解雇には、客観的に合理的な理由が認められ、特段の事情がない限り、社会通念上も相当と認められると言うべきである。」「業務上の疾病の回復のための配慮を全く欠いていたというような特段の事情がない限り、当該解雇は社会通念上も相当と認められるものと解するのが相当である」として、解雇の社会通念上の相当性を過度に推認し労働者に立証責任を負わせる判示をしている。

しかし、前述した①の復職配慮義務の位置づけ及び内容からすれば、①の判示と②の判示は矛盾しており、①から②の判示は論理的に導けない。

すなわち、労働契約法立法の経緯から、解雇を正当化する事実の主張立証責任は使用者側が負うと解されている。とりわけ「一般的には、解雇の事由が重大な程度に達しており、他に解雇回避の手段がなく、かつ、労働者の側に宥恕すべき事情が殆どない場合のみ解雇相当性を認めている。」とされている（菅野「労働法」10 版 358 頁）。つまり、解雇回避努力が解雇の社会的相当性の判断要素とされており、その立証責任は使用者側に負わされている。

そして、使用者に復職配慮義務がある以上、解雇の局面では、復職への配慮を尽くしていなければ、労務提供の不能を理由とする解雇を回避する努力をしたと言えない。

そもそも、義務を負っている方が義務を果たしたことを立証すべきというのが立証責任の分配法則である以上、この点について、「特段の事情がない限り」などとして解雇の相当性を推認するべきではない。

それゆえ、本判決の判示した解雇の客観的合理性と社会通念上の相当性に関する判示は、復職配慮義務についての判示と矛盾しており、理由齟齬の誤りがある。

3 審理不尽及び理由不備

頸肩腕症候群に罹患した労働者については、過重な状態をつくらないようにしながら元の仕事に慣れていくのが回復への道筋である。

ところが、上述したとおり、専修大学は、Aさんの休業中に一貫して解雇を主張し、Aさん

のリハビリ就労（職場復帰訓練）及び部分就労の申し出を拒否し続けたなど、Aさんの回復のための配慮を欠いた対応をしていたのである。

こうした専修大学の不当な対応や頸肩腕症候群の特性等について立証するために証人及びAさん本人を証拠請求したが、差戻審はこれらの採用を却下した。

なお、本件においては、上述したとおり、それまで事実認定のための主張、立証は尽くされないままに、主として労働基準法 81 条の解釈の判断に終始してきたのであり、そのために証拠請求がされてこなかったのである。

そして、最高裁判所が「本件解雇の有効性に関する労働契約法 16 条該当性の有無等について更に審理を尽くさせるため」として差戻したことにより、初めて、事実認定のための主張、立証が尽くされることになる予定だったのである。

それにもかかわらず、差戻審は、本件の事実認定のために必要な人証の申請を採用もせず、頸肩腕症候群の特性などについて理解しないまま、「業務上の疾病の回復のための配慮を全く欠いていたというような特段の事情はない」と不当に判断してしまったのである。

すなわち、最高裁判所が、「審理を尽くさせるため」に差戻したにもかかわらず、差戻審は、審理を尽くさずに結審し、本件の事案の本質を理解しないままに判決を下してしまったのであり、審理不尽の誤りを犯したものである。

また、唯一の証拠方法である人証を採用しなかった理由について本判決は記載していないことから、理由不備の誤りがある。

第4 最後に

本件の最高裁判決と相まって、本判決により、打切補償金さえ払えば、原則として解雇が有効になってしまうことになり、労災に罹患して休業している労働者、とくに休業期間が3年を超えている労働者に対する影響が大きい。

このような被災労働者の切り捨てを容易にする判決は、労働者の権利を保障した憲法 27 条の精神に著しく反するものである。

今後も闘いを続けていくため、2016 年 12 月現在、本判決に対して、上記の不当性を理由として、上告及び上告受理申立をしている。

当職と渡邊祐樹弁護士は、差戻審から代理人に就任したが、それ以前の代理人弁護士の訴訟活動が差戻審における訴訟活動の土台となっており、以前の代理人に感謝を申し上げる。

また、上告及び上告受理申立に当たり、自由法曹団などで呼びかけたところ、あらたに16人の弁護士に代理人に就任して頂いた。ご協力に感謝するとともに、引き続きの御支援をお願いするものである。

2月に出る中労委命令で明治乳業争議の解決を

東京法律事務所 金井 克仁

1 この2月に中労委命令がでる予定

明治乳業賃金等差別事件について、都労委は平成25年7月9日に差別の救済を否定した超不当命令（大量観察方式を採用しない等）を出した。これに対し争議団は《都労委命令の全面的見直し》と《全面解決への道筋を切開く》方針の下、11名の証人等で立証を行うなどしてたたかった。そして昨年5月19日の最終準備書面の提出（結審）、会社による和解拒否を経て、この2月いよいよ命令がでることになった。

2 最後の大企業賃金差別事件と言われる明治乳業争議とは

（1）昭和40年代の組合転覆からのたたかい

明治乳業争議は、昭和44年から定年退職まで及んでいた職分・賃金差別のたたかいである。その発端は労使代表で構成された生産合同委員会の昭和40年3月に答申された「大合理化」であり、会社は昭和41年頃からインフォーマル組織（市川工場の「明朋会」等）を作り育て申立人らが役員等をしていく組合支部を会社派の組合員に乗取らせ、その後申立人らたたかう労働者を執行部から排除し、申立人らに脱退工作をしかけたり見せしめに賃金差別をする等して、勢力の弱体化を図った。明治乳業争議は組合乗取りから始まった賃金差別事件として、典型的な組合攻撃事件の不当労働行為事件であった。

（2）都労委申立から32年になる長期のたたかい

こうした攻撃に対し、明治乳業の市川工場の労働者32名が昭和60年に都労委に不当労働行為の救済申立てをした（「市川工場事件」という）。そして全国9つの工場（根室・戸田・市川・静岡・愛知・石川・京都・大阪・福岡）の労働者32名も都労委に平成6年に救済申立をした（「全国事件」という）。

なお先行した市川工場事件は平成8年7月に都労委で救済されず、中労委・東京地裁・東京高裁と同様に争議団が敗訴した（平成21年2月の最高裁での上告不受理等で争議団の敗訴が確定）。その結果、後発の全国事件は、市川工場事件を引継いだたたかいであり、市川工場事件を乗り越えるいわばリベンジのたたかいになった。

（3）たたかう労働者の人生をかけたたたかい

以上のように明治乳業争議は2つの事件（申立人64名）でたたかわれた。しかし全員が会社（現在の社名は「明治」）を既に退職しており、多くが古稀を越えた（最古参は78歳）。12人が他界し、病床に伏している申立人も多い。こうしたこともあり、争議団・申立人らは「このままでは終わることができない」との思いで、人生をかけたたたかいを続けている。

3 異常な超不当命令の都労委命令（荒木尚志命令）

市川工場事件では、不当労働行為の構成の仕方、除斥期間、試験制度等の問題から、昭和

40年代からの不当労働行為について判断されず、争議団にとっては門前払いに等しかった。

そこで全国事件では不当労働行為の構成を変える等の工夫をしてたかった。しかし都労委はまたもや労働者の思いを踏みにじった超不当命令を出した。なおこの命令を書いた担当公益委員は当時の都労委会長の荒木尚志（労働法学者）であった。ところが命令は労働学者が書いた命令とは思えない極めて杜撰な論理で、「大量観察方式」を適用しなかったことや恣意的な判断で労働者を負かした。

4 勝利の中労委命令を得て争議の全面解決を

争議団及び支援共闘会議（中央及び10地域）は、この長期争議を何としても中労委において勝利解決させるべく奮闘してきた。会社包囲、親会社等への要請行動、社前座り込み行動、明治苑の「ちょっと一言」メッセージ運動などなど、いろいろ工夫してたたかってきた。争議を知ってもらうために「30年明乳争議に春を―最後の大企業差別事件―」と題したパンフを作成し、運動を広げてきた。

弁護団は2月に勝利命令を得ることに確信をもって、今年こそ争議を全面解決すべく奮闘する決意を固めている。

江戸川動物園で有期契約の飼育職員、 無期雇用契約転換を勝ち取る！

東京法律事務所 青龍 美和子

江戸川区には、無料で入場できる動物園がある。運営しているのは、区から指定管理を受けている「えどがわ環境財団」という公益財団法人。動物園には、レッサーパンダやクモザル、フラビーなど珍しい動物もいる。

この動物園で2011年、財団の不当な人権侵害等に抗して労働組合を結成したことから、2012年4月に2名が飼育職員から外され、事務職や他の園に不当配転され、裁判と労働委員会です連勝した結果、2名は2015年4月、元の職場に飼育職員として現職復帰したことについては、従前報告していたところである。

組合はいま、職員の雇用安定を目下の課題として取り組んでいる。

財団においては、飼育に携わる職員のほとんどが5年間の契約職員である。期間満了しても契約は更新されず、改めて「公募」（採用試験）に応じるように言われていた。

2016年3月31日が5年契約の終期であったことから、組合は「雇い止めの不安なく安

定して動物園で働きたい！正規の職員になりたい！」と、「Zookeeper」というパンフレットを作り、ビラを配りながら、団体交渉等を重ねた。労働委員会も活用し、その結果、継続希望者全員が事実上契約更新されて、今年4月から新たに5年契約を締結した。

さらに、組合は、5年を越えて契約更新を繰り返した場合の無期転換の申込権を保障した労働契約法18条を根拠に、契約職員で希望する者全員を無期雇用にするよう要求し続けた。その結果、2016年8月31日、財団は「一般契約職員は法令に則り、当該職員の希望に応じて無期雇用に転換していく」と回答したのである。このため、2016年4月以降に5年契約をした有期職員は、いずれ無期契約に転換されることが確実となった。

飼育の契約職員は正規職員と全く同じ仕事をし、引けを取らない知識経験を有しており、動物園で飼育されている動物もさぞ大喜びであろう。

組合の粘り強い取り組みが不可能を可能にしたといえる。この経験を、多くの非正規労働者に活用してもらえれば幸いである。

引き続き正規職員化や賃上げなどの実現のために弁護団も支えていく所存である。この事件は、私と中川勝之弁護士、小部正治弁護士が担当した。

メトロコマース労働契約法20条裁判、 いよいよ判決へ！

～安倍「働き方改革」（「同一労働同一賃金」 ガイドライン案）との関係は？～

東京法律事務所 青龍 美和子

1 メトロコマース事件の概要

みなさまご存じのとおり、東京メトロ（地下鉄）の駅構内には売店があります（最近はローソンと提携しています）。本件は、そこで販売員として働く非正規労働者が、正規労働者との格差是正を求めている裁判です。この売店を管理運営しているのは、東京メトロの100%子会社であるメトロコマース株式会社です。東京メトロは、国と東京都が約半分ずつ株式を保有しているので、いわば公営企業といえます。

そんなメトロコマースの売店販売員のうち、正社員と契約社員Bの労働条件の相違は次の表のとおりです。下記の差額を請求しているのが本件です。

	正社員	契約社員B（原告ら）
契約期間	無期	1年（通算約10年更新）
所定労働時間	1日7時間50分	1日8時間（土曜勤務の場合、平日7

	1 週 39 時間 10 分	時間、土曜 5 時間）、1 週 40 時間
基本給	月給制（職務給〔資格・号俸〕と年齢給から構成）	時給制（1000 円から毎年 10 円昇給、1100 円で頭打ち）
住宅手当	扶養家族ありの場合 15,000 円、 扶養家族なしの場合 9,200 円	なし
家族手当	扶養家族 1 人で 8000 円、 2 人目以降は 1 人につき 4000 円	なし
早出残業手当	最初の 2 時間は 27%増、 2 時間を超える部分は 35%増	何時間残業しても 25%増
深夜労働手当	35%増	25%増
賞与	夏季 2 か月分+17 万円（+ α ） 冬季 2 か月分+17 万円（+ α ） 期末 10 万円	夏季 12 万円 冬季 12 万円 期末 約 2 万円
褒賞	勤続 10 年時 表彰状と 3 万円 勤続 15 年時 表彰状と 6 万円 勤続 30 年時 表彰状と 12 万円 勤続 40 年時 表彰状と 15 万円 定年退職時 感謝状と 5 万円相当の記念品	なし
退職金	勤続 10 年定年退職で約 242 万円	なし

2 メトロコマース事件から「安倍ガイドライン案」を見る

（１）「安倍ガイドライン案」の概要

2016 年 12 月 20 日、安倍政権「働き方改革」の目玉である「同一労働同一賃金」を実現するとして、設置された検討会が、無期雇用労働者と有期雇用労働者との労働条件の相違が不合理か否かを判断するためのガイドライン案を発表しました。

「ガイドライン案」は、基本給、賞与、各種手当（ただし住宅手当、家族手当には言及なし）、福利厚生などの労働条件について、どういう場合に「問題となる」のか「問題とならないのか」という事例を挙げています。現行の労働契約法 20 条について政府が解釈基準を示したものと いえます。本裁判にも少なからず影響を与えるのではないかと注目していました。

（２）「ガイドライン案」と本件との関係

ア まず、「ガイドライン案」は、対象となる個々の給付の趣旨・性格に照らして判断するという判断方法です。しかし、メトロコマース事件では、それだけでは不十分です。

上記の表のように個々の賃金に差はありますが、たとえば基本給だけ比べると契約社員 B は正社員の約 8 割になります。しかし、本件では正社員の賞与は年収の約 3 分の 1 の割

合を占めるため、年収を比較すると約 6 割と差が開きます。さらに、契約社員には退職金は支給されないの、さらに差は開き、生涯賃金（在職期間が同じ場合）は正社員の約 5 割となるのです。

個々の給付ごとだけではなく、賃金体系全体を比較しなければ、格差の実態は把握できません。正規労働者と非正規労働者の格差を是正する目的であれば、賃金体系全体を比較するのが当然です。

イ 次に、立証責任を使用者が負うとしなければ、労働者にとって闘うことが圧倒的に不利になります。

というのも、メトロコマース事件の場合、最初は、同じ仕事をしている正社員と契約社員という違いがあること、賃金の差があることすらわかりませんでした。

格差の存在が判明した後でも、どれくらい差があるのかはわかりません。資料は全部会社が持っているにもかかわらず、団体交渉で何度も正社員の就業規則等の労働条件を明示するよう求めても、一向に開示せず、裁判になっても出してくれませんでした。裁判所からの求釈明があつて初めて提出したのです。その後も、正社員の賃金実態については明らかにならず、配置変更の状況についても、「記録を残していない」の一言のみ。これでは、格差是正を求めて非正規労働者が立ち上がることはできません。

労働条件の相違が合理的であるという立証を使用者がしない限り、相違は不合理となるという制度にしなければ、正規労働者と非正規労働者の格差是正はできません。

ウ 基本給について、「ガイドライン案」は、①職業経験・能力、②業績・成果、③勤続年数に応じて同一の支給（相違に応じた支給）をしなければならないと言います。そして、①の職業経験・能力は、「職業能力の向上のための特殊なキャリアコース」の有無で比較しています。

メトロコマース事件の場合、正社員の中には、配転・出向もなく、販売業務にのみ従事し、エリアマネージャー（役職付）も経験せずに定年退職していく者が存在し、そうした正社員にも正社員の就業規則・賃金規程が適用されています。販売業務に従事する契約社員 B と職務内容、職務内容及び配置の変更の範囲は全く同一です。すべての正社員がキャリアコースに乗って責任の重い職（役職）に就くわけではないのです。形式的に制度が違うからというだけではなく、実態がどうなっているかを観なければなりません。

この点について、「ガイドライン案」は、「『無期雇用フルタイム労働者と有期雇用労働者又はパートタイム労働者は将来の役割期待が異なるため、賃金の決定基準・ルールが異なる』という主観的・抽象的説明では足りず、・・・客観的・具体的な実態に照らして不合理なものであってはならない」とも述べています。会社は、正社員と契約社員 B の賃金の格差の理由について「制度が違うから」としか主張しませんでした。「ガイドライン案」が客観的・具体的な実態に照らして判断すべきとしているのは、まさに私たちが裁判で主張し続けてきたことです。そういう意味では、本件のような裁判には使える内容になっています。

エ その他、基本給や賞与について、不合理として格差が是正される対象となることが明示されたことは積極的にとらえられます。

また、残業手当についても、割増率に差があってはならないと明確に述べられているので、これは直ちに本件裁判に使える解釈です。

オ 以上のとおり、個々の判断方法等には問題点も多々ありますが、あくまで現行の労働契約法 20 条の解釈基準として位置づければ、裁判では労働者に有利に使える面もあるのです。

3 真の同一（価値）労働同一賃金を実現するために

そもそも「ガイドライン案」の目的は、「どのような雇用形態を選択しても納得が得られる処遇を受けられ、多様な働き方を自由に選択できるようにし、我が国から『非正規』という言葉を一掃することを目指す」とされています（前文）。いま貧困に苦しんでいる非正規労働者の労働条件を向上させ、誰もが健康で文化的な生活を営める社会にしようとするというものではありません。本来の同一（価値）労働同一賃金の原則の趣旨とも異なります。そういう観点からは、全面的に批判されるべきだと思います。

メトロコマース事件は 2016 年 12 月 15 日に結審し、2017 年 3 月 23 日に東京地裁で判決を迎えます。政府の「ガイドライン案」ですら、基本給や賞与を対象にし、格差や労働の実態を重視すると言っている中で、裁判所がどのような判断をするのか注目されます。判決が言い渡されるまでできる限りのことをしようと、ダブルワークしながらも署名を集めたり、支援を訴えたり、原告たちも頑張っています。少しでも前進した判決を勝ち取って、2000 万人いる非正規労働者に少しでも希望の光を照らしたいと思います。

ベローチェ争議 和解成立の報告

代々木総合法律事務所 三浦 佑哉

1 はじめに

本件は、コーヒーチェーン大手「カフェ・ベローチェ」千葉店に勤務していた原告（当時 29 歳女性）が不当な雇止めを受けたことから、運営会社である株式会社シャノアールに対して、雇止め無効による地位確認、未払賃金、精神的慰謝料の支払を求めて、2013 年 7 月 23 日、東京地裁に提訴した事案である。

2 訴訟における原告の主張

（1）労働契約法 19 条 1 号又は 2 号に該当する

雇止めされるまで、3 ヶ月間の労働契約を 19 回更新し、4 年 11 ヶ月もの間働いてき

たこと、店舗で唯一の正社員である店長が不在の場合には、「時間帯責任者」として店長に代わって店舗を管理しており、その業務は店舗の根幹かつ恒常的であること、契約更新手続きが形骸化していたこと、組合と会社間で原告については上限なく契約更新することの合意がなされたこと等から、労契法19条1号又は2号に該当する。

(2) 改正労働契約法の悪用は明らか

店長が会社からの通達に基づき原告に雇止め予告をした2012年3月23日は、「無期転換ルール」が盛り込まれた労契法の改正案が国会に提出された日であった。

会社側は、当初店長や部長が、法律の改正に伴う措置である旨述べて以降、一貫して、4年の上限導入と労契法改正との関係を否定している。しかし、上限を導入したタイミング、店長や部長の発言、会社が当該措置の合理的な理由を説明できていないこと等からすれば、会社の真の理由が「無期転換ルール」の適用を回避するためであることは明白である。そして、かかる理由による上限導入及びそれに基づく雇止めが、「有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図る」という労契法18条の趣旨を没却し、無効と解されるべきことは当然である。

(3) 「鮮度が落ちる」発言による人格権侵害

会社は、団体交渉を行うごとに上限導入の理由を変遷させており、それらが苦し紛れの後付け理由であることは明らかである。

もっとも、2(3)で触れた「鮮度が落ちる」という趣旨の発言は、シャノアールの「本音」としか考えようがない。

原告は、記者会見で、「大好きなお店だから働き続けてきました。なのに、やめさせる理由として『鮮度』という言葉を使って、魚や野菜のようにモノ扱いされ、人としての価値まで奪われました・・・。」と涙ながらに話した。また、「ただ4年で人を使い捨てにするだけではなく、女性をモノ扱いし、年齢を重ねた女は、必要ないと言われたことが、私に裁判を決意させる決め手となりました。」とも語っている。

3 極めて不当な地裁判決

東京地裁19部(吉田光寿裁判官)は、原告の雇用期間・契約更新回数、業務内容の恒常性については原告の主張を認めたものの、正社員との同一性を認めず、かつ、契約更新手続の厳格さ、雇用継続を期待させる言動について原告が主張するところを認めず、労働契約法第19条1号及び2号の適用を否定し、本件雇止めは有効であるとした。また、被告の交渉担当者による「鮮度」発言についても、相当性を欠くきらいはあるとはするものの、交渉の際の一部の言動をとらえて不法行為の成否を判断すべきではない、人格を傷つける意図があったことを認めるに足る証拠がないなどとして、違法な発言とまでは評価できないと不法行為責任を否定した。

本判決が、労働契約法第19条1号・2号の適用を否定した理由に、原告の少ない勤務日数を挙げていることからして(一番では全く争点になっていなかったにもかかわらずである)、吉田光寿裁判官が、学生アルバイト等のアルバイト従業員の雇用を法的に保護する必

要性は乏しいとの価値観を大前提に、本件判決をしたことは明らかである。形式的には労働契約法第19条1号・2号の要件の検討をした形を整えつつも、そのような独自の価値観に立って、自らが考える結論に適合的な証拠のみを引用し、それと抵触する事実と証拠については一切無視して、同条号の適用を否定したのである。

また、被告の交渉担当者による「鮮度」発言や雇用継続の合意の反故につき不法行為責任を否定した点についても、文脈や経緯はどうであれ、原告の人格や存在そのものを侮蔑するものであり、法的に違法とまでは評価できないとの判断は、著しく公平さを欠く判断と言わざるを得ない。

本判決は、被告の組織的かつ脱法的な雇止めを容認し、原告の権利を踏みにじるものであり、極めて不当な判決であった。

4 高裁での勝利的和解の成立

原告は控訴し、たたかいの場は控訴審に移った。2回の口頭弁論期日を経て結審なされたものの、その後の和解協議の場で高裁の裁判官から、「原審が労契法19条2号該当性を否定したことには問題があると考えている」旨の発言が飛び出した。そして、高裁の裁判官から和解の提案がなされ、その提案を元にした和解が2016年2月16日に成立した。

その和解の内容は、口外禁止条項との関係で、支援者や支援団体への口頭での報告を除き、①本件紛争が円満に解決したことを相互に確認し、以後相互に相手方を非難する言動及び相手側の社会的信用を損なう行動を行わないことを確認する、②労働契約は平成25年6月15日の満了を持って終了していることを相互に確認する、③被控訴人は、控訴人に対して、解決金を支払う、という限りでしか公表できないため、ご了承いただきたい。

もともと、会社の女性に対する一定の解決金の支払いは、雇止め及び「鮮度発言」について会社が責任を認めたも同然であり、また、女性も「尊厳が回復されたと感じている。勝利に近い和解だった。」と語っており、この和解は勝利的和解と十分評価できるものである。2016年4月1日の行われた勝利報告集会も大いに盛り上がり、大成功に終わった。

昨今の雇用環境の悪化、格差と貧困の拡大に伴い、学生にとってのアルバイトは生活と学業を維持するために不可欠なものであり、雇用継続を望む労働者を保護すべき必要性が大きいことはフルタイム労働者と同様である。今後、残念ながらこのような紛争がますます増えてくるものと思われる。本件の解決が今後のそのような紛争に生かされることを望むとともに、非正規労働者、アルバイト労働者の権利と尊厳を守るため、これからも全力で頑張っていきたい。

実働弁護団は、東京法律の笹山団員、あかしあの大久保団員、旬報の佐々木団員、東京東部の西田団員、私でした。

「都立職業能力開発センター 非常勤講師解雇事件」

東京東部法律事務所 山添 健之

1 はじめに

本事件は、都立職業能力開発センターCAD 製図科の非常勤講師たちが、「民間委託」の名のもとに、21 年から 41 年にわたって継続的に雇用されてきたにもかかわらず、突然解雇された事件である。弁護団は、いわゆる「任用論」にもとづき、非常勤公務員を自由に解雇できるかのような東京都の主張（および近時の裁判例の流れ）を打破するとともに、原告らが中心的に活動してきた東京公務公共一般労組に対して打撃を与えようとする東京都の不当労働行為意思が事件の背景にあることを明らかにし、原告らの雇用を回復することを目指している。

2 事件の概要

都立職業能力開発センターは、東京都が設置・運営する公共職業訓練機関であり、過去には職業訓練校などと呼ばれた機関である。現在、都内には、12 のセンター及び校舎がおかれているが、センターで授業を担当する講師は、「東京都講師」という特別職非常勤職員により担われている。

その中に、CAD 製図科という科目がある。CAD は、機械機器製造や建築等に必須である製図を、コンピューターを用いて行うものである。CAD 製図科は、他の科目と比較しても高い就職率を誇る人気科目であった。

しかしながら、都は、職業能力開発センター江戸川校、府中校、大田校、足立校に設置されていた CAD 製図科（定員計 120 名）を、2015 年 4 月から「TAC」および「ヒューマンアカデミー」に民間委託することを突如決定し、2014 年 10 月下旬にいたって、CAD 製図科の講師 31 名に対して「解雇通告」を行ったのである。講師にはそれまで、民間委託の計画等、一切伝えられていなかった。

解雇通告をされた講師の中には、東京公務公共一般労働組合の、中嶋祥子中央執行委員長を初めとする 6 名の組合員が含まれていた。

中嶋委員長は、1974 年に東京都講師として採用されて以来、実に 41 年にわたって継続して雇用され、2014 年度には年間 400 時限の授業を受け持っていた。都の「任用」は 1 年ごとのものであったが、講師が継続を希望する限り、過去の実績を考慮して、同等の条件で再度「任用」されることが通例となっていた。

過去には、校舎の廃校や科目の廃止により、再度の「任用」を拒否されたり、受け持ち授業時間数が大幅に削減されようとした講師もいたが、その都度、公務公共一般が解雇・授業時間数削減撤回のたたかいを繰り広げ、これまでに 50 名に上る組合員を救援し、雇用を継続させ

てきた実績があった。

当然、CAD 製図科講師の解雇についても直ちに団交を申し入れ、民間委託及び解雇の撤回、類似科目での再度の任用や民間委託先への斡旋を求め続けたが、都は、「1 年ごとの任用の期間満了に過ぎず、解雇ではない」との態度をとり続け、結局都は、中嶋委員長について、新設する「ジョブセレクト科」において名目的に年間 40 時限（前年度の 10 分の 1）の発令を行ったのみで、ほか 3 名の組合員については「任用」を拒絶した。

そのため、中嶋委員長を含む計 3 名の組合員（以下「原告ら」という。）が、訴訟提起及び都労委に対する救済申立を行うことを決意し、2015 年 5 月に提訴・申立を行った。訴訟においては主位的に民事上の地位確認と未払賃金請求、予備的には行政訴訟としての任用の義務付け、全体に対する予備的請求として期待権侵害による損害賠償を求め、不当労働行為事件においては組合員 3 名を現職相当職で任用したものとして取り扱うこと、未払賃金の支払い等の救済命令を求めている。

3 事件の背景 ①公共職業訓練の役割の軽視による不当な民間委託

そもそも公共職業訓練は、労働者の能力を高め、労働市場における価値を向上させることにより、持続的かつ安定的な雇用を達成させることを目的として行われるものであり、国・地方自治体により責任をもって行われることが求められる重要な雇用政策の一つである。

しかしながら、東京都はこれまで、必要性及び効果について十分に検討を行わないまま、訓練の民間委託を進めてきた。具体的には、2006 年度に一科目（定員 80 名）の訓練の民間委託を開始したのを皮切りに、2014 年度には 18 科目（定員計 1520 名）の訓練を民間委託している。

東京都は、東京都職業能力開発計画（第 8 次および第 9 次）に基づき公共職業訓練の民間委託を進めていると主張するが、同開発計画に書かれていることは、「都が実施する訓練科目は、民間分野との競合を避け、既存科目についても民間と競合し、実施の必要性に乏しいものは廃止します。」（第 8 次）等、いわば「民間委託ありき」の内容に過ぎないのである。

そして、2014 年 4 月から「TAC 池袋校」および「ヒューマンアカデミー立川校」に民間委託された CAD 製図科の状況について、最近になって各種のデータが公表されてきているが、これによると、民間委託により、CAD 製図科の募集定員が半減していること、そして、生徒の応募数も減少し、修了生の就職人数も、民間委託前の約 3 分の 1 にまで激減していることがあきらかとなった。

ニーズのない訓練科目であれば、募集定員を減少させることにも合理性は認められようが、民間委託直前の平成 26 年度において、CAD 製図科は募集定員以上の応募者がいたのである。このようなニーズのある訓練科目について、定員を減らして訓練規模を減少させたこと自体が問題であることは明らかである。

加えて、応募者数が激減していることは、民間委託後の「CAD 製図科」が、求職者のニーズにできていない、「魅力のない」科目になってしまったことの反映であることは明らかである。

以上のとおり、CAD 製図科の民間委託は、民間委託前の段階から、就職率の向上や予算削減等の効果が期待されないものであったが、民間委託後の訓練実施状況の検証により、応募者も就職者も激減し、求職者にとって魅力のない科目となってしまったことがあきらかとなっているのである。

4 事件の背景 ②民間委託に名を借りた「組合潰し」

本事件のより大きな問題は、今回の東京都による CAD 製図科の民間委託及び講師解雇の「動機」が、東京公務公共一般の組合活動を嫌悪し、「組合潰し」を狙ったものであると考えられることである。

東京公務公共一般は、労働基準法、労働組合法が全面適用される特別職非常勤職員により構成される組合として、結成以来非常勤職員の権利擁護のために団交の申し入れ、ストライキなどのたたかいを繰り広げてきたが、東京都側は団交拒否を繰り返してきた。

2007年には都が当時導入しようとしていた専務的非常勤職員の5年有期雇用制度等について団交申し入れをした東京公務公共一般に対して団交を拒否したため、2008年に都労委に救済申し立てをし、都労委は団交拒否を不当労働行為として認定した。東京都側は最高裁まで争ったものの、2014年2月7日に最高裁は東京都の上告を棄却して救済命令が確定した。同事件の2013年4月24日付東京高裁判決は、「地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項であっても職員の勤務条件に関する事項であれば交渉の対象とすることができる」と判断したのである。

このことに危機感を募らせた東京都・総務省は、2014年7月4日付でいわゆる総務省7・4通知を発し、「非常勤職員のあるべき形は特別職ではなくて、本来一般職化するのが望ましいから、短時間職員制度などの一般職へ移行させるべきである」との内容を各都道府県に通知した。

これに呼応して東京都は、特別職非常勤職員の相当数を「一般職化」する計画を打ち出し、2015年4月1日付で強行したのである。

しかし一方で、「一般職化」後も、特別職非常勤職員のままである職員も多数おり、東京公務公共一般・職業訓練ユニオンの組合員もそうであった。そして、職業訓練ユニオンの中核で活動していたのが、中嶋委員長ほかCAD 製図科の組合員だったのである。

そして東京都は、「一般職化」と平行して、CAD 製図科を民間委託して講師を解雇することにより、公務公共一般の弱体化を企図したのである。このことは、CAD 製図科の民間委託について、財政面からも訓練生の就職率向上という成果の面からも何ら優位性が認められないこと、民間委託の計画について、組合員らに秘匿されたまますすめられていたこと、組合員以外のCAD 製図科講師についてのみ、他科目での再任用や、委託先への斡旋等が行われていることから明らかである。

5 訴訟の経過

訴訟提起及び都労委への救済申し立ては2015年5月に行われ、これまでに約10回の口頭弁論期日・調査期日がもたれた。

両手続とも、主張のやりとりはほぼ終わり、今後は争点整理・証人尋問手続に進むこととなる。本事件についてのさらなるご支援・ご指導をお願いしたい。

(本事件は、平和元(弁護団長)、後藤寛、萩尾健太、三澤麻衣子、青龍美和子、私が弁護団員として活動している。)

NHK地域スタッフ不当労働行為事件

代々木総合法律事務所 三浦 佑哉

1 事件の概要

全日本放送受信料労働組合(全受労)の名古屋駅前支部副委員長Xは、日本放送協会(NHK)と業務委託契約を締結し、放送受信契約の取次業務や、放送受信料の集金業務等を行う地域スタッフとして、NHKの名古屋放送局名古屋駅前営業センターに所属していた。

Xは、新しく名古屋駅前営業センターに就任したYセンター長から、平成22年1月21日、「A君(組合員)も、あんなところで書記長をやっているのどうするんだろう。」と言われた。これはXとYが旧知の親しい間柄であったことから飛び出した発言であった。続く11月1日、Yは、当時70歳に達したXに対し、「70歳以上は、委託契約の更新できません。」と、平成23年1月21日にも、「新しい会社が近いうちにできるけど、あんなところにおいては、A君もB君(組合員)も推薦できないよ。」と言われた。

1月21日、Xは、同センター長Yから組合蔑視の差別発言を受けたと組合に報告した。

6月13日、支部は、中央執行委員も加わった支部交渉をNHKに申し入れたが、NHKは、中央執行委員の出席を理由に交渉を拒否し、団体交渉は行われなかった。7月12日の支部交渉では、NHKが再び中央執行委員の出席を拒否したため、中央執行委員は出席しないまま団体交渉が行われた。

そこで、組合は、センター長Yの発言が不利益取扱いであること、中央執行委員の出席を理由とする団体交渉拒否や、中央執行員の団体交渉への出席拒否が正当な理由なき団体交渉拒否にあたることなどを理由として、2011年11月11日、東京都労働委員会に不当労働行為救済申し立てを行った。

2 争点

本件の大きな争点は、①地域スタッフは労働組合法上の労働者といえるか、②センター長Yの発言があったか、③中央執行委員の出席を理由とする団体交渉拒否や中央執行委員の団

体交渉への出席拒否が正当な理由のない団体交渉拒否にあたるかであった。

3 都労委の命令

2015年8月25日、都労委は、次のように判断した。

争点①については、近時の最高裁判例の各判断要素に照らし、㊦受信料はNHKを運営するためのほぼ唯一の財源であり、地域スタッフはその受信料の支払いを受けるべく取次業務や収納業務等に従事していること、取次件数の約半数は地域スタッフが担っていること、地域スタッフ制度は長年維持されてきた恒常的なものであること等から、「事業組織への組み入れ」を認め、㊧委託契約書が全国共通の定型のものであること、全国共通のマニュアルで具体的な仕事の方法を示していること、報酬や業績不振者に対する特別指導の措置も全国統一の基準であること等から、「契約内容の一方的・定形的決定」を認め、㊨当月の外務業務に従事さえすれば原則として運営基本額が支払われること、報奨金が賞与に類似する性質を有していること、各種福利厚生、所得補償給付ともいえる制度等はおよそ仕事の完成に対する対価とは評価できないこと等から、「報酬の労務対価性」を認め、㊩受持地区や業務従事地域をNHKが定めていること、業務の進捗状況を把握し一定の目標を達成するために助言・指導を行っていること、目標達成の見通しが立たない場合は特別指導が行われ、それでも改善されない場合には契約が解約されること等から、「業務の依頼に応ずべき関係」を認め、㊪一日の業務終了後に顧客の対応履歴等をNHKに送信等することでNHKは地域スタッフの業務遂行時間や場所についてある程度把握していたこと、目標等定めた業務計画表の提出、中間連絡・随時の連絡、定期的な報告等を求めていること等から、「指揮監督及び時間的・場所的拘束性」を認め、地域スタッフが労組法上の労働者に該当すると判断した。

争点②については、当時の状況や、XとYの証言を併せ考えれば、そのような発言があったことを認めることはできないと判断した。

争点③については、NHKは中央執行委員の出席を拒否した理由について、昭和57年に別組合とNHKが合意した事項（上部役員の下部交渉への出席は協会と組合の双方了解の上で行なう等を定めている）を組合が承継していることを主張しているが、合意事項が労使間の断行ルールとして機能していたものとみることはできず、中央執行委員の出席を拒否する正当な理由とはならないと判断した。

4 中労委の命令

2016年11月16日、中労委命令が出たが、都労委命令とほぼ同様の内容で、地域スタッフの労働者性を認めた。

5 今後について

争点②につき、Yセンター長の発言を否定した認定は極めて不当であるが、争点①と争点③につき、組合側の主張を認める判断を行ったことは十分に評価できる。とりわけ、労組法

上の労働者性を認めた判断は、地域スタッフの業務実態を踏まえてなされたものとして妥当である。近時、地域スタッフの労組法上の労働者性を認める裁判所の判決が言い渡されているほか、中央労働委員会は約20年前にも労組法上の労働者性を認め、本件命令後である2015年11月4日にも労組法上の労働者性を認める判断を下した。

にもかかわらず、NHKは、一貫して地域スタッフを労働組合法上の労働者として認めず、現に行われている団体交渉を「事業者団体との交渉」と位置付けている。不誠実極まりない対応と言わざるを得ない。

現在、双方が再審査申し立てをし、中央労働委員会で調査が行われているが、我々は、争点①③の判断を維持するとともに、争点②の判断を覆すべくたたかっている。

弁護団は、鷺見団員、戸館団員、私の3名です。

裁判したら雇止め！？

～国際自動車事件 仮処分勝利決定～

東京法律事務所 江夏 大樹

1 事案の概要

皆さんは、タクシーを使うとき、「kmタクシー」に見覚えはないでしょうか？

本件は、そのkmタクシー（会社名は、国際自動車株式会社）で起こった集团的雇止め事件です。

まずは、団体交渉の会話を紹介します。

（会話内容）

社長：会社を提訴する様な人とは再雇用契約するつもりは一切ありません。

組合：社長、今、社長の言葉で会社を提訴する裁判に名を連ねた人は再雇用しないという言質を頂いて良いんですね。

社長：いいですよ。会社にとっては問題ですから。

組合：会社は、今回、このことを理由にした訳ですね。これは重大なことですよ。

組合：会社は裁判を起こした人は全員クビにするということですね。

社長：クビではないですよ。再雇用とか期間契約の人に関しては契約満了時に契約しないということです。

この会話を見れば一目瞭然、本件は、社長が後述する「未払残業代裁判」を起こした社員

らをバッタバッタと雇止めにする暴挙に出たのみならず、その意図を隠さなかった（普通、隠すだろ！笑！ちなみに、東京都労働委員会の場合でも公言）事件なのです

2 雇止めの理由（未払残業代裁判）

まずは、雇止めの理由となった未払残業代裁判について、説明をします。

これまたとっても面白い事件なのですが、多くのタクシー労働者は残業代が支払われない仕組みになっていることを皆さんご存知でしょうか？

タクシー乗務員の賃金は、（基本給+歩合給）で構成されるのが通例です。

そして、もし時間外労働をした場合は、（基本給+歩合給）に対して割増賃金を支払いなさいというのが労働基準法の定めるところです。

ところが、国際自動車グループでは、歩合給の計算式に、割増賃金部分を控除する規定をくみこむという姑息な規定を作りました。

（残業した場合の計算式）

基本給+歩合給 {=歩合給-残業代} +残業代

もし、このような規定が有効だとすると、時間外労働を何時間したとしても割増賃金が増えた分と同じだけ歩合給から割増賃金相当額が控除されてしまうので、使用者の負担はいっこうに増えません。「定額で働かせ放題」というわけです。これでは割増賃金を支払わせることにより長時間労働を抑止しようという労働基準法の趣旨が果たされません。

そこで、従業員らは、「残業代が未払いだ！」として裁判を起こしたわけです。

*最高裁係属中（東京地裁 36 部と 19 部で結論が二分しています）

3 仮処分の申立→勝利決定

未払残業代を見て焦った会社の社長は、「65 歳以降の従業員については、有期契約社員だから、契約締結を餌に裁判を取り下げて貰えばいいんだ！！」と思いついてしまったようで、上記のような雇止めに至ったのです。

そして、僕を山登りに連れって行ってくれる我が東京法律事務所のアルピニスト小部正治弁護士が、この事件を担当することになり、光栄にも私を事件に誘ってくれ、即座に地位確認等仮処分の申立てを行いました。

社長は、休み無く、65 歳以上の従業員を、順次雇止めにしていくなので、仮処分の申立は、第 1 陣～第 4 陣まで提起し、そのうち、本執筆時点において、第 1 陣～第 3 陣まで、勝利決定がそれぞれ出されました。

4 仮処分決定の意義について

ここまで、話して「この事案は、雇止め理由もはっきりしているし、楽勝だな！」と思われるかもしれませんが、実は以下の 2 点については、激しい攻防があったのです。

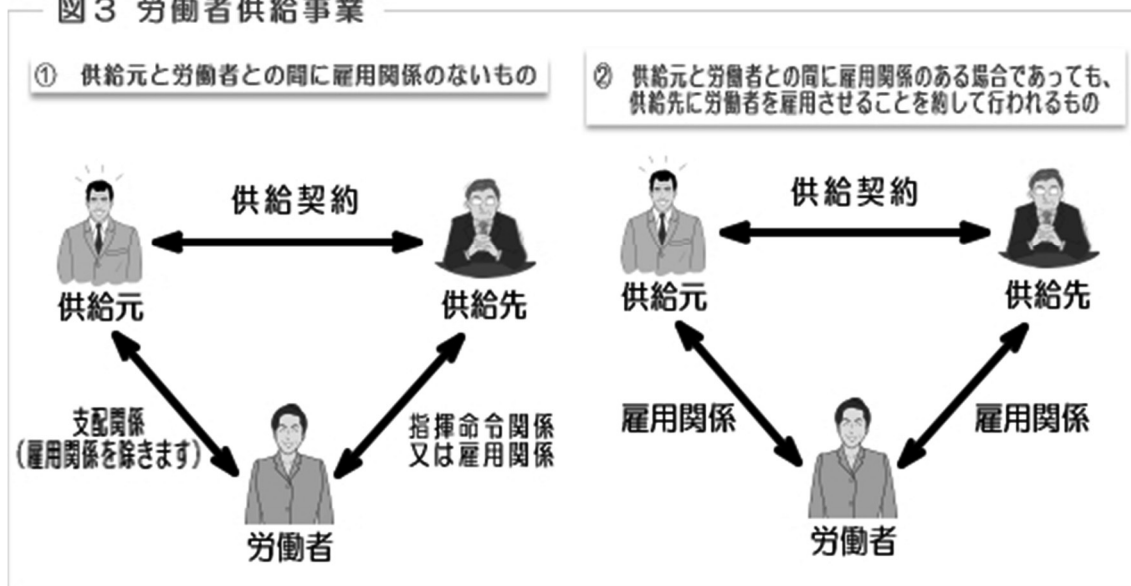
①組合による労働者供給事業について

この会社は、65 歳定年を超えた従業員の雇用について、労働組合による「労働者供給」という方式を採用していました。（「労働者供給」なんて耳慣れないもの・・・）

労働者供給は、労働者派遣と似てるものと理解すればさしあたりは OK と思います（本

当は違うのですが。正確なことをお知りになりたい方は、日本労働弁護団の『派遣労働相談マニュアル』を参照）。

図3 労働者供給事業



このような労働者供給事業のもとで行われる有期労働契約においても、労働契約法 19 条の適用があるのか？が大論点となりましたが、完勝しました。もう一人の代理人である東京法律事務所の brain-菅俊治弁護士のおかげです

② 65 歳以上の高齢者に雇用継続の合理的期待があるのか？

65 歳以降の労働者について、労働契約法 19 条で勝利している裁判例は、極めて少ないです。しかし、本件では、70 歳以上の人たちも勝利し、完勝しました。

5 会社は雇止めを撤回し、復職させよ

第 1 陣・2 陣の勝利決定が出た後、会社は、雇止めを断念しました。

そして、平成 28 年 10 月 7 日、総勢 11 名で意気揚々と本裁判を提起し、仮処分同様、私たちは、勝利を勝ち取ることでしょう。

小部弁護士は「年内解決だ！しっかりと未払賃金と復職はもちろん、損害賠償も勝ち取るぞ！」と申し立てをしまして、僕もいざというときに、矢面に立ってくれる小部先生がいれば、安心して事件に取り組めます。

事件報告・日本商業新聞社 マタニティ・ハラスメント事件

東京法律事務所 長谷川 悠美

1 事案の概要

(1) はじめに

この事件は、化粧品・トイレタリーの業界紙を発行している日本商業新聞社で、記者として働いていた女性が、育児休業期間満了時に、終業時間を従前の 17 時から 18 時 30 分に延長することに同意を迫られ、保育園のお迎えの時間に間に合わないため同意できない旨を伝えると、同意しなければ辞めてもらうしかないとして退職勧奨を受け、約 1 年半におよぶ自宅待機を強いられた事件である。この自宅待機期間中、会社は給与額の 6 割弱しか支払わなかったため、賃金差額及び慰謝料等を求め、労働審判を申し立てた。弁護団は、今野久子団員、今泉義竜団員、当職である。

(2) 時系列

申立人は、2013 年 8 月 19 日に産前休暇に入り、同年 10 月 9 日、出産した。2014 年 10 月 8 日まで育児休業を取得したところ、2014 年 9 月 8 日、会社にて復帰前の面談が行われた。このとき、社長や他の従業員から、終業時間を従前の 17 時から 18 時 30 分に延長する旨を告げられた。申立人は「終業時間が 18 時 30 分だと保育園の迎えができない」旨述べたが、社長らから「家族で検討して同意書にサインしてほしい」と言われた。

2014 年 9 月 17 日、申立人から社長に電話をして、終業時間を延長するのであれば時短制度を利用したい旨申し入れるが、それは難しいとの回答を受けた。

2014 年 9 月 20 日、申立人は社長及び他の従業員と面談し、社長らから「終業時間の延長に同意できないのであれば、会社を辞めてもらわざるを得ない」等、退職勧奨を受けた。

2014 年 10 月 1 日、申立人から社長に電話し、育休が終了するので復帰したい旨述べると、終業時間変更に同意をする期限は 9 月 30 日までであり、同意書がなければ話にならないと言われた。申立人は、東京労働局に指導を求める文書を送付するとともに、同意書に署名押印して会社へ送付した。以後、申立人は、東京労働局を介して会社と交渉を開始した。

労働局を介しての交渉中に、会社は、時短制度を利用した場合には、終業時間が早まるのではなく、始業時間が遅くなる（9 時 30 分始業のところを 11 時 30 分始業となる）と回答した。申立人は、せめて終業時間を 18 時にしてほしい（所定終業時間を 18 時にすることが無理なのであれば、時短制度を利用した場合には 11 時始業 18 時終業としてほしい）旨申し入れたが、会社はこれを拒否した。

2014年10月8日が育児休業満了日であったが、このときになっても申立人は復職できず、自宅待機となった。以後復職までの間、会社は申立人に対し、給与の6割弱のみを支払った。

2014年10月24日、申立人は、新聞通信合同ユニオンに加入し、団体交渉を申し入れた。以後、計4回の団体交渉を行ったものの、会社側はまったく態度を変えなかった。

2015年4月28日、申立人は、代理人を通じて、従前の労働条件での復職、自宅待機期間中の賃金差額の支払い等を求め、交渉を申し入れた。会社は復職を拒否したため、約9ヶ月間にわたり交渉を継続し、2016年2月1日、申立人は従前の終業時間（17時）で職場復帰することとなった。

復帰当初は週1日出社とされ、週5日出社の通常勤務となるのは2016年4月1日からとされた。また、自宅待機期間中の賃金差額は支払われず、継続交渉事項となった。

なお、申立人が復帰したことにより判明したことだが、他の従業員の終業時間は、（申立人が終業時間変更の同意を迫られた）18時30分ではなく、17時30分となっていた。

復職後、申立人は社長から、中退共掛金の減額への同意を迫られたため、減額の必要性について説明を求めたところ、同意を拒否したとして、週5日出社の通常勤務開始日を一方的に延期される等、様々な嫌がらせを受けた。申立人は強い不安とストレスを受け、やむを得ず退職することとし、2016年6月に退職届を提出し、2016年8月23日付で退職した。

2 労働審判申立

2016年8月18日、労働審判を申し立てた。請求内容は、①自宅待機期間中の賃金差額、②自宅待機期間中の賞与、③復職後の在宅勤務中の残業代、④慰謝料である。

①は、育児休業期間満了後、復職までの間に、会社が申立人に対して支給していた賃金（約6割）と賃金全額との差額請求である。

会社は、終業時間延長の理由として、夜の取材が増加したという業務上の必要性を主張していたが、上述のとおり他の従業員の終業時間も18時30分に延長されていなかった。また、申立人は復職後、夜の取材がある場合には残業すると会社に伝えていたが、保育園の迎えに間に合わない残業はほとんどなかった。

会社は、保育園の迎え事情を知った上で、申立人が終業時間の延長に同意できないことを理由に、執拗に退職勧奨を行った。その上、申立人が退職を避けるためにやむなく同意書に署名しても、会社は申立人を復職させることなく、1年以上もの長期にわたり自宅待機を命じ、給与の一部しか支払わなかった。

そのため、会社のかかる自宅待機命令は、産休・育休取得を理由とした不利益取り扱いであり（雇用機会均等法9条3項、育児・介護休業法10条、平成26年10月23日最高裁判決、厚労省通達平成27年1月23日雇児発0123第1号等参照）、会社に民法第536条2項の帰責性があるとして、賃金全額との差額を主張した。

②は、育児休業期間満了後、復職までの間、会社は申立人に対して賞与を支給していな

かったので、その請求である。ただし、会社には賞与支給基準の規定はなく、申立人に対する支給実績はその時々によって異なり、他の従業員に対する支給実績も明らかでなかった。

③は、申立人は、復職当初、週1日出社・週4日在宅勤務とされたところ、その在宅勤務中の残業代請求である。在宅勤務中、申立人は、業務開始時及び終了時に社長にメールを送信していたため、それに基づき労働時間を算出した。

④は、育児休業期間満了後の復職拒否を主とする一連のマタニティ・ハラスメント行為に対する慰謝料請求である。

3 調停成立

労働審判委員会（民事第19部・西村康一郎裁判官）は、本件が雇用機会均等法9条3項に違反するマタニティ・ハラスメントにあたることを認め、会社が賃金差額（①、差額全額で約200万円）及び慰謝料（④）として300万円の解決金を支払う内容で調停が成立した。

賞与請求（②）及び残業代請求（③）は、上記のような事情の下では認められることが困難であることが当初から見込まれており、その旨は申立人も了承済みであったため、申立人、組合、弁護士ともに、勝利的な調停が成立したと評価している。

産休・育休取得を契機とした不利益取り扱い、いわゆるマタニティ・ハラスメントは明白な違法行為である。しかし、そのことが十分に企業経営者や従業員に認識されず、本件のようなマタニティ・ハラスメントが横行しているのが日本の現状である。申立人及び組合は、本件のようなマタニティ・ハラスメントを根絶し、子どもを産み育てながら安心して働き続けることができる社会を作るため、本件調停成立後に、記者会見を行い、本件を公表した。

一方的な退職手当の減額は無効 都留文科大学事件判決の意義

三多摩法律事務所 田所 良平

1 事件の概要と最高裁決定

公立大学法人都留文科大学が一方的に切り下げた退職手当に関して、後藤道夫元教授など元教員6名が支払いを求めた事件で、2016年6月28日、最高裁が大学当局の上告棄却・上告不受理を決定し、原告らの請求を認める勝利判決が確定した。

本件は、大学当局が、公務員の退職手当引下げに呼応して、教職員の退職手当の調整率を「1

00分の104」から「100分の87」へ段階的に引き下げようとしたものである。大学当局は、先行して引き下げが実施された都留市職員にならって引き下げを行うべく、「規程に定めないことは都留市条例を準用する」旨の条項を勝手に挿入し、2013年3月15日、突如、同月29日付でこれを適用することを教職員に一方的に通告した。退職手当を減額されないためには3月28日までに自己都合退職するか、それとも、3日後の年度末・31日まで勤務を全うし退職手当の減額を甘受するかという、全く理不尽で不本意な二者択一を迫るものであった。そして、31日まで勤務を全うして退職した教員らの退職手当を一方的に減額した。一人最大で約180万円もの減額である。

2013年8月29日、退職教員6名が、原告となり、退職手当の減額分の支払いと慰謝料の支払いを求めて、大学当局を被告として、東京地裁立川支部に提訴したのが本件訴訟である。2015年4月16日、東京地裁立川支部は、退職手当の減額分全額の支払いに加えて、慰謝料の支払いを命じる判決を言い渡した。全く理不尽で不本意な二者択一を迫られたことに対する当局の責任を明確にしたのである。同年10月28日の高裁判決では、慰謝料の支払いは命じなかったものの、大学当局の一連の不誠実な対応を明らかにしたうえ、退職手当の減額分全額を支払うよう命じた。

今回の最高裁の決定は、この東京高裁判決に対する当局側の不服申立を退けたものである。

2 本件訴訟の争点と勝利の意味

本件では、独立法人化した大学において退職手当の減額という労働条件の不利益変更が認められるかどうか争われ、これが「都留市の職員に準ずる」という規定により可能とされてしまうかどうか問題となった。

高裁判決は、このような規定は労働者の団体交渉の機会が制約され、労働者に与える不利益は小さくないと的確に指摘した。そのうえで、大学が退職手当規程に市条例の準用規定を勝手に挿入したことは適正手続きを欠き違法、無効であると明確に断じたのである。適正手続きを欠くことをもって就業規則の不利益変更を無効と判断した点は画期的である。

また、国立ないし公立の大学が独立法人化されたもとで、国から支給される運営費交付金の減額、そして国からの要請により、賃金や退職金の減額、不利益変更がされる事例が後を絶たず、残念ながら不利益変更を容認する裁判所の判決が続いている。しかし、これでは独立法人化したにもかかわらず、労使対等の立場から交渉にもとづき労働条件が決定されるという基本原則が無視され、事実上公務員と同様な枠組みのもとで行政の動向により労働条件が左右されめこととなる。本件でも「市の職員に準ずる」という規定により、同様の問題が生ずるおそれがあるのであるが、裁判所は、そのような規定により安易な労働条件の不利益変更は許されないという明確な歯止めをかけたといえる。地独法57条を根拠に公立大学法人の教員の労働条件は国家・地方公務員と同様の労働条件とするのが相当であるとした大学の主張を高裁判決は排斥し、「団体交渉の機会が制約される不利益は決して小さくない」として、公立大学法人でも団体交渉を経て労働条件が決定されることが重要であることを指摘している点でも、大変意義

がある。

また、「同月 28 日までに自己都合退職するか、退職手当の減額の不利益を受けるかを迫った」ことについて、地裁判決では不法行為の成立が認められたが、残念ながら高裁判決では認められなかった。

3 続く山梨県労働委員会でのたたかい

大学当局は、2015 年 2 月、退職手当規程の準用規程を削除し「調整率 100 分の 87」とすることを規程に明記する等、退職手当規程のさらなる変更を通告し、本訴訟の一審判決が言い渡される直前、2015 年 3 月 21 日、都留文科大学教職員組合の反対を押し切ってこれを強行し、その後も組合の団交要求に応じなかった。同組合は、2016 年 3 月、このような大学の不誠実な団体交渉が不当労働行為であるとして、山梨県労働委員会に救済の申立を行い、現在も労働委員会で続いている。

（弁護団は、吉田健一団員、河村文団員と田所。）

サクラ印ハチミツ争議物語

東京法律事務所 平井 哲史

執行部よりいただいたテーマは、都労委命令をもらった事件についてでしたが、この争議事件は単発のものではなく、組合結成後、次々と起こるものの全体が一つの争議事件を形成しているものです。そこで全体について時系列で物語風に書いてみることにします。

はじめに

「サクラ印ハチミツ」は株式会社加藤美蜂園本舗が用いているブランドの名称である。同社は戦後にできた会社で、ハチミツ原料を輸入し、国内で精製して販売をおこなっている。全国に 7 支店、関連会社 4 つを有し、従業員数は 200 名超、年商 100 億円を超える企業である。

個人企業から出発したこの会社は、戦後日本の経済成長と歩調を合わせるように成長した。ところが創業者が死去した後、相続人間で経営をめぐる対立が深まり、2012 年 7 月、それまで経営を担っていた兄を社長から追い落とし、弟が社長に座ってから急に社内がざわつきだした。それというのも、兄弟間の確執は社内でも有名になっており、前社長の兄のもとでつくられてきた体制がひっくり返されてしまうのではないかとの不安からであった。社長交代以前は、経営会議と称する取締役も従業員も一緒にテーブルについた経営の諸問題を討議する会議がおこなわれ、ここにおいて事業計画のほか、各季の賞与の支給総原資や部門別の支給倍率も決めていた。従業員の側からすれば、経営方針や処遇について、一部ではあ

るが自身の意見を反映させることができる場があった。これがひっくり返され、従業員には何も知らされず、代表者の一存ですべて決められ、気に入られない者は肅清を受けるのではないかとの懸念が一気に社内に広がった。

この危機感から、創業から 65 年間、労働組合がなかった会社内に従業員の過半数を組織するサクラハチミツ労働組合が立ち上がった。そして同労組は、ほぼ全員が労働組合活動の経験がなかったことから全労連・全国一般労働組合に相談し、全員が全国一般の一般合同労組に加入しなおすこととなった。そして公然化をしたところ、組合＝兄の手先の連中ととらえた社長が次々と不当労働行為等をおこない、争議が勃発した。

1 第一次不当労働行為救済申し立て

組合は 2012 年 9 月に公然化通告をおこなったが、これに対し、新社長は、事業所間の連絡をおこなう会議の場で組合員を「不良分子」呼ばわりし、さらに複数の従業員を呼び出して、兄ではなく自分の側に付け、お前は組合員なのか、と詰問し、組合員であれば不利益を被ることをにおわせる発言を繰り返した。また、自分が嫌っている組合員には会社にはいられなくする旨申し向けるなど従業員を威圧して回った。これを組合攻撃と受け止めた組合は、2012 年 12 月 17 日、不当労働行為救済命令申立を都労委におこなった。

しかし、社長は、申立にひるむことなく、社内に監視カメラを設置し、組合員のあぶり出しや都労委の手續に傍聴参加した組合員を呼び出して手續に出るなど恫喝するなど組合を敵視した行動をとり続け、さらには多くの組合員がいた横浜工場において工場長をしていた組合員に転居を伴う遠隔地配転をおこなった。このため、組合は 2013 年 7 月 22 日に追加申立をおこなった。

2 賞与差別の提訴と配転攻撃による一部取り下げ

それでも社長の行動は止まらず、同年 11 月には総務部長の職にあった組合員の解職を、同年 12 月には東北支店支店長の職にあった組合員を降格のうえ北海道に配転をした。また、この間にあった 2012 年冬季賞与と 2013 年夏季賞与において、部門の長の立場にあった一部の組合員について、賞与の支給倍率を他の従業員よりも大幅に引き下げた賞与の差別支給をおこなっていたことが発覚した。このため、差別支給を受けた組合員らは 2014 年 1 月、東京地裁に差額賃金等の請求訴訟を提起した。

これに対し、社長は、原告となっていた組合員に対し、処分や転居を伴う遠隔地配転をちらつかせ、1 名について実際に配転をおこなった。こうした攻撃に耐えかねて、先に北海道に配転を受けていた組合員と合わせ 2 名が裁判を取り下げて組合を脱退する事態になった。

3 さらに配転攻撃

2 名の訴え取り下げに気をよくしたのかは不明だが、社長は、2014 年 4 月に、大阪特販支店支店長の職にあった原告 1 名と大阪支店支店長の職にあった別の組合員について、過去の経費について不正請求があったとして追及をおこなうとともに、原告の組合員を自宅待機にし、もう 1 名に対しては鹿児島営業所へと転居を伴う遠隔地配転を命じた。これに対し、組合は急遽団交申し入れをしたが、会社は人事だから交渉事項ではないとして団交を拒否し

た。そこで組合は4月18日に、労働委員会によるあっせんを申請した。しかし、5月30日にひらかれたあっせんで、会社が各措置の理由も具体的に示さず、是正をはかることも拒否したためあっせんは1回で打ち切りとなった。

6月9日、第一次不当労働行為事件の審問がおこなわれた後、労働委員会より和解の打診があり、双方和解の用意があると回答したことから、7月7日の調査期日において、労働委員会より和解条項が双方に示された。こうして労働委員会の働きかけにより紛争解決の展望が出てきたが、会社は2名の原告に対する自宅待機と遠隔地配転を解除しようとはせず、かえって7月30日には自宅待機中であった原告について大阪から前橋へとまたもや遠隔地配転を命じてきた。そして、組合がこの配転に関し団交を申し入れても団交議題ではないと突っ張り、団交を拒否した。

4 第一次不当労働行為事件の和解

次々と組合員に対する攻撃を重ねる一方で、会社は、不当労働行為救済命令申立事件については、労働委員会の説得を受け、8月21日に今後不当労働行為の疑いを招くような行為はしないことを柱とする和解に応じた。

5 第二次不当労働行為救済申し立て

通常であれば、円満な労使関係を築くべく都労委で和解をしたのであるから、直接和解をした事項以外の議題についても誠実に話し合い、解決をはかっていくものであろうが、この会社はそうではなかった。

和解直後の2014年8月27日、大阪にいた組合員2名の遠隔地配転の問題での労働委員会あっせんがおこなわれたが、会社はなんら具体的な打開策の提示を行わなかった。このため労働委員会から自主的交渉を進めるよう双方に指導が行われた。これを受けて組合は9月9日に、2名の配転問題と、この間に降格処分を受けた東京特販支店支店長の職にあった組合員の降格問題について団交を申し入れた。また、従前の人事措置は団交議題ではないと突っぱねてきた会社の態度からして団交によって解決しないことも十分想定できたことから、組合は、すでに原告となっている2名の組合員の処遇については裁判にもかけておくことを決め、10月6日に請求の追加をおこなった。

そうしたところ、10月7日に開かれた団交において、会社は、請求を追加したことを理由に団交を拒否する旨書面で回答してきた。このため、組合は、11月14日、団交拒否にターゲットを絞って第二次不当労働行為救済命令申立を都労委におこなった。

6 都労委命令、そして中労委へ

その後は、地裁と都労委において双方の主張が乱れ飛んだ。

地裁における争点は、①原告らに対する賞与の差別支給があったか、②降格と配転が権利濫用にあたるかであり、会社の措置が裁量権を濫用したものかどうかをめぐり主張の応酬が続いた。会社の主張の骨格は、①賞与は前社長のもとで不公平にお手盛り支給されていたものを是正しただけである、②降格は、前社長の意を受けて組合活動を装って現社長に敵対した、あるいは経費使用が不適切で支店長にふさわしくない、配転は長野方面での販路開拓の

ため、というものであった。

だが、原告らに対する賞与の支給倍率はその所属する部門の従業員の平均支給倍率を大きく下回るものであったから、会社の主張は事実反する詭弁に過ぎない。また、②については、組合結成の当初、会社側の主張を裏付けそうな表現をしているメールのやりとりがされてはいたが、組合活動はあくまで労働者としての地位向上と労働条件を守るためにおこなっているものであり、それを何か社内の権力争いにおいて片方に加担するための偽装であるなどにとらえるのは邪推以外のなにものでもない。そして、東京から新幹線で1時間半余りで出かけられる長野方面の販路を開拓するのに誰もいないし設備も整っていない前橋の事務所に一人でいさせる理由はどこにもない。このため、会社に裁量権がある以上、降格に関しては予断を許さないが、賞与の差別支給と遠隔地配転については勝つであろうと見込んでいる（ただし現在、和解協議中である。）。

他方、都労委のほうは、会社は書面で団交を拒否していたから、争点としては、それが正当な理由によるかどうかだけであった。そして、拒否の理由は団交議題となっている事項について裁判を起こしたからというものであったから、命令例や裁判例に照らしおよそ通用するものではないことは明白であった。

それでも、審問はせざるをえず、都労委命令が交付されたのは2016年1月6日となった。正当な理由のない団交拒否であることは会社が組合に交付した回答書から明らかであったが、会社は中労委に再審査申立てをおこない、現在、係属中である。

7 第三次不当労働行為救済命令申立

こうして会社の横暴な振る舞いに対しようやく救済命令が出たものの、会社の態度は改まらなかった。

社長交代劇の後、業績を悪化させて賞与の支給原資を減らす一方であったにもかかわらず、会社は2015年に富士市内に新工場を建設する計画をたて、その資金を多額のシンジケートローンにより調達しようとした。このシンジケートローンにより生じる利息や手数料を会社の財務状況で支払い続けることができるのか？工場の規模や生産体制、人員はどうするのか？など疑問は次から次へと沸いて出てきたが、社内での正確かつ詳しい説明はなされないうでいた。このため組合は、結成してほどなくの頃に会社と締結した事前協議協定に基づき、2015年9月以降、詳細な説明を求めて団交を申し入れ、新工場に赴任する従業員の処遇や手続等については組合と会社との間でいくつかの合意が交わされていた。

だが、これがわずらわしい、組合が邪魔と思ったのであろう、会社は、都労委命令が出たすぐ後の2016年1月18日、なんの前触れもなく、いきなり組合に対して事前協議協定を破棄する旨通知してきた。そして組合が同月27日に破棄通知の撤回を求めても、同年2月10日に撤回はしないと回答してきた。このため組合は同年4月4日、この破棄通知が支配介入にあたるとして第三次不当労働行為救済申立を都労委におこなった。

そうしたところ、会社は、再び命令を受けることを避けるためか、破棄通知を撤回してきた。そして現在都労委では、破棄通知を撤回したから救済の利益はないとして争っている。

だが、破棄通知を撤回しても、会社は事前協議協定を順守せず、新工場への機能移転や、同工場における稼働計画等々、組合が従業員の労働条件にかかわるとしていろいろと質問をしても、経営意向である、取締役会で決めたことなどとして説明・協議にまともに応じようとしないでいる。

8 まとめ

以上みてきたように、加藤美蜂園本舗においては、組合結成以降、次々と労使紛争が起こっており、労働委員会や裁判所を利用してなんとか一つ解決しようとしてもまたすぐ新しい問題が起きるという「モグラたたき」状態となっている。この経過の中で、あるいは会社の将来に展望を失い、あるいは紛争に嫌気がさし、あるいは嫌がらせや報復を恐れて、会社を辞めたり組合を脱退する人が出てきてしまっている。

他方、会社のほうもここへきて少し息切れしてきており、現在、地裁、中労委、都労委の3つのテーブルで現在ある紛争を包括的に解決をはかろうと模索中である。

この会社における紛争は、会社が真摯に話し合いのテーブルにつくことで解決に至るものである。そういう姿勢を会社に持たせるために、やられっぱなしにせず、攻撃を受けたら跳ね返す措置をとり、いくつもの場を開いてきたし、職場への訪問・説明もおこなってきた。が、もう一段頑張りが必要である。会社を変えるのは労働者であり、その労働者に勇気と展望を持ってもらえるよう弁護団（平井哲史、今泉義竜）としても奮闘する決意である。

郵政 65 歳解雇訴訟、上告審へ

渋谷共同法律事務所 萩尾 健太

1 事案の概要

有期雇用の更新限度を65歳とする条項が、2007年10月の郵政民営化時に、郵政各社の期間雇用社員に対して期間雇用社員就業規則10条2項（「上限規則」）と労働協約91条によって導入された。そして、2011年10月、退職金も無く年金も乏しい弱い立場である郵政の期間雇用社員に適用され、約1万4000人が「雇止め」とされ、生活の糧を奪われた。

その結果、郵便物の滞留が多発するなど、郵便事業の公共的機能も大いに侵害された。

「雇止め」とされた殆どの者が、その経済的困窮故に提訴もできず、泣き寝入りを強いられた。地位確認と損害賠償請求を求めて提訴したのは、郵政ユニオンに所属する本件訴訟の原告ら9名のみであった。原告らは、そうした多くの仲間のためにも、高齢と非正規の二重の差別を許さず、生存権を確保するため、本件訴訟を遂行してきた。

2 一審判決と控訴審

一審は、2015年2月4日に結審し、同年7月17日に判決が言い渡された。判決内容としては、原告らが業務に熟練していたことを認め、職を奪われた無念は察するに余りある、などのリップサービスが記載され、労働協約締結時の労使交渉が不誠実であり、郵政ユニオンは錯誤に陥っていた、と認定された。しかし、結論としては、原告らの請求を全て棄却する不当判決であった。

原告らは全員控訴し、2015年11月に控訴理由書を提出した。東京高等裁判所23民事部（水野邦夫裁判長）では弁論を重ねて2016年8月3日に郵政ユニオン役員の証人尋問を行い、結審した。

3 控訴審判決の問題点

2016年10月5日、高裁は、控訴人9名全員に対して控訴棄却という極めて不当な判決をなした。

許せないのは、一審判決と同様の「コスト論」である。判決は、仮に上限規則を設けず更新拒絶の合理性・相当性があるときのみに更新拒絶が可能との制度枠組みにした場合、紛議が発生し日本郵便のコストとなるため、それを避ける制度を設ける必要性・合理性があるとする。しかし、日本郵便は、自らの利潤を追求するために控訴人ら期間雇用社員を雇用し、実際に利潤をあげているのであるから、「雇止め」の際にかかるコストは日本郵便が当然に負担すべきである。期間雇用社員が65歳以降の雇止めにより生活が困窮することを認定しつつ、それとの比較においてなお日本郵便が紛議のコストを避ける必要性の方が重要であると判示した。これはまさに労働者の勤労の権利と生存権を無視した不法な判決である。

また、判決は、旧公社時代は日々任用であり、65歳を超えても任用更新されるという事実上の期待は法的に保証されたものではないため、上限規則によりその期待を奪われたとしても、控訴人ら期間雇用社員の受ける不利益は非常に大きいとは評価し得ないとした。しかし、国家公務員について、日々任用であっても突然「雇止め」された事例は聞いたことがない。むしろ民間の労働者よりも雇用が安定していたのが実態である。判決は、かかる実態を無視し、日々任用の形式面を殊更にあげつらっており、極めて不当である。

控訴人ら期間雇用社員は老後の生活保障がなく、自ら働き続ける他ないのであり、かかる判決が是認されてしまえば、非正規労働者が増え続ける現代において、生存権が侵害される者がさらに拡大してしまう。

4 異例の付言

他方、裁判官は法廷において、期間雇用社員の生活保障や高齢者の労働力確保が必要となる社会情勢から、65歳を更新期間の上限としている政策は再検討の余地があり、関係者の努力を求める旨述べるという異例の付言をなした。その旨は、判決文にも記載されている。

訴訟団と郵政ユニオンは、本判決の不当性を強く主張するとともに、日本郵便が、この付言も踏まえて一刻も早く上限規則を撤廃するよう要求する。

5 上告審へ

我々は、闘いの矛はおさめない。日本郵便による不当解雇の責任を追及し、年齢に関係なく働ける社会をめざして上告し、12月14日には上告理由書および上告受理申立理由書を提出した。

年功で賃金が上昇しない有期雇用労働者に定年制を導入することは、秋北バス最高裁判決の判示に反し憲法27条に違反して公序良俗異変であること、憲法27条に由来する解雇権濫用法理を潜脱することになる上限規則の解釈は違憲・違法であること、上限規則は、秋北バス最高裁判決でいう「定年解雇」と解すべきこと、その場合、解雇権濫用法理の適用による判断を行わなかったことは理由不備・審理不尽であること、などを上告理由・上告受理申立理由として主張している。

これまでの皆さんの御支援に感謝するとともに、引き続き御支援をいただきたい。

大学の一方的措置に待ったをかける（尚美学園事件）

東京法律事務所 平井 哲史

音楽専門学校がスタートだった尚美学園大学（川崎市）相手の地位確認請求訴訟で、2016年11月30日に全面勝訴判決を得ましたので報告します。

【事案】

原告は有名な声楽家で、昔はイタリアでも活躍していたところ、日本に帰ってきた後、後進を育てるために大学で教えるようになりました。2012年に65歳で定年した後に、教授会参加資格はあるけれども1年有期となる特別専任教員として再雇用となり（上限は70歳まで）、契約を1回更新した後、2013年11月になっていきなり年齢を理由に次の特別専任教員としての更新はしないが、非常勤講師として勤務してもらいたいとの打診を受けました。それで、もともと大学に入るときに希望すれば70歳までできると聞いていたし、現に70歳前に辞めさせられた人はいないから自分もやりたいと申し出ましたが、聞き入れてもらえず、結局、2014年4月から、非常勤講師の扱いとなりました。その後、個人で交渉していてもらちがあかず日本音楽家ユニオンに加入して団体交渉を求めましたが、それでも大学側は動かなかった。同ユニオンの顧問弁護士である故永盛敦郎団員のところに相談が持ち込まれ、私がともに受任し、特別専任教員としての契約を更新しなかったことは客観的に合理的理由を欠き、無効であるとして提訴しました。提訴直後に、今度は大学側が非常勤講師としても解雇すると通知してきましたので、予備的請求でこの解雇の効力も争いました。

【裁判における争点と判決のポイント】

裁判で、大学側は、①特別専任教員としての契約を終了し、非常勤講師となることについて合意ができていた、②特別専任教員としての契約更新を期待することについて合理的な理由はない、③入学者が減ってきているもとので教員数も減らす必要があり、また個人的な業績で問題があったから、契約不更新としたことには合理的な理由がある、として争いました。

しかし、非常勤講師扱いをされる前から特別専任教員のままでいさせてもらいたい旨の手紙を本人が学長に出しており、平成26年4月以降も交渉が継続していましたから、合意があったとはとても言えない状況でした。このため、判決でもあっさりと合意ができていないことは明らかとして大学側の主張をあっさり退けました。

次に、②の契約更新への期待に合理的な理由があるかについては、裁判官が訴訟の間ずっと悩んでいました。というのも、大学の非常勤講師は有期契約で、かつ、毎年のカリキュラムにより授業を担当するかどうか（契約を継続するかどうか）が決まり、そのカリキュラムを決めるのは大学の裁量的事項であるため、10年以上ずっと講師を務めていても合理的な理由があるとは言えないとされる裁判例が多いため、本件でも、原告に合理的な理由があるかどうかで悩んでいたようです。しかし、本件では、教授会参加資格もある特別専任教員であり、毎年毎年授業の担当をするかどうかが決まるものではなく、70歳までは契約更新の可能性があることが就業規則上明示されているため、非常勤講師とは自ずと違うことを主張しました。また、大学が発行している次年度の新入生募集のパンフレットに原告を教授として紹介していたから、大学としても契約を更新するつもりであったと考えられることも証拠をあげて指摘しました。判決では、こちらの主張したこのポイントには触れず、元学長がもともと特別専任教員は特別な事情でもない限り70歳までやっていただくことを予定したものであったとする陳述書を出しており、かつ、実際にも辞職するか更新を希望しないとした人以外は70歳まで務めていたことなどをとりあげて、契約更新への期待は合理的と判断しました。

そして、③契約不更新については、入学者が減ってきているとは言え、定員割れを起こしていないし、原告の代わりに新たに後任の教員を採用しているから合理的な理由はないとこれまた大学側の措置を断罪しました。また、個人的な業績をとりあげる大学側の主張に対しては、その内容が具体性を欠くし、雇用を継続することでどのような支障が生じるのか、前回更新したときと異なる取扱をする必要性、理由はあるのかといったことについて検討した形跡もないとして退けました。

全体として、判決は、大学が十分な検討も説明もしないまま単純に大学運営上の都合で年齢の比較的高い教員を辞めさせようとしたことに対して痛烈な批判をしたものと言えます。また、安易に個人的業績をとりあげて解雇等をする使用者もありますが、それに対して、具体的な根拠が必要であり、かつ、雇用を継続できないかどうかについて具体的な検討が必要であると警鐘を鳴らしたものと言えます。学校教育法が変えられ、大学運営において教授会自治が形骸化しトップダウンで物事が決められるようになってきていますが、そうした風潮に釘を刺すことになるものと期待しています。その後、大学は控訴をしましたが、高裁で再び完全勝訴を勝ち取り、永盛団員に勝利の報告をする予定です。

日本ヒューレット・パッカード事件

東京東部法律事務所 鹿島 裕輔

1 事案の概要

原告は、2002年から被告日本ヒューレット・パカード株式会社（以下「被告ヒューレット」という。）に直接雇用されていた従業員であったが、2004年、被告ヒューレットの指示で、被告マンパワーグループ株式会社（以下「被告マンパワー」という。）が原告を雇用して、被告ヒューレットに派遣する形式をとるようになった。

その後も、原告は、被告ヒューレットの使用従属下で従来と同様の業務に従事し、雇用契約は11年間で36回も更新された。

しかし、2015年4月、突如解雇（雇止め）を通告された。

そこで、2016年3月31日、東京地裁に地位確認請求等を提訴した。

2 原告の主張のポイント

(1) 被告ヒューレットとの期間の定めのない労働契約が継続

原告は、2004年に被告マンパワーから被告ヒューレットに派遣される形式となった以降も、被告ヒューレットに直接雇用されていたときと同一の業務内容に従事していた。

そして、原告は、被告ヒューレットの社員による指揮命令に服しており、原告の賃金額、業務内容等は被告ヒューレットが決定していた。

このような勤務実態のもとでは、原告と被告ヒューレットとの労働契約は、仮装派遣が開始された2004年11月以降も継続していることは明らかである。

(2) 被告マンパワーとの派遣労働契約の無効

ア 本件労働者派遣は労働者供給であること

本件では、派遣先である被告ヒューレットが自社の社員である原告に派遣労働者となるように指示し、派遣元である被告マンパワーに指示して原告を雇用させ、被告ヒューレットや訴外KSKに派遣させている。

そして、被告ヒューレットは、業務内容から賃金に至るまですべて従前どおりに原告を雇用している。

さらに、賃金額を被告ヒューレットが決定しているのみならず、派遣先さえも被告ヒューレットが決定している。

以上のことからすれば、本件労働者派遣は、労働者派遣の形式をとっているが、それは被告ヒューレットに雇用責任を免れさせるための仮装のものであり、その実質は職業安定法44条に違反する労働者供給である。

イ 本件派遣労働者契約は公序良俗に反し無効であること

本件派遣労働契約は、被告ヒューレットに原告に対する雇用責任を免れさせ、被告マンパ

ワーにその対価を与える（＝中間搾取を認めること）を目的とする契約である。また、本件派遣労働契約は、専門業務派遣を偽装することによって、派遣期間制限を定める労働者派遣法40条の2の第2項を潜脱して、永続的に原告を労働者供給しようとする契約である。

以上の諸事実からすると、職業安定法44条に違反する労働者供給が行われた本件では、パナソニックプラズマディスプレイ（パスコ）事件最高裁第二小法廷平成21年12月18日判決のいう「特段の事情」があるものとして、本件派遣労働契約は、公序良俗に反する契約として、無効である。

(3) 被告ヒューレットによる解雇は無効であること

本件の解雇理由は、被告ヒューレットの分社化と内製化という原告に責任のない整理解雇であるが、整理解雇の要件を満たさないことは明らかであるため、本件解雇は無効である。

3 さいごに

本件の原告は、13年間にわたって被告ヒューレットのもとで正社員と同じように働いてきたにもかかわらず、最後は「正社員じゃない」と言われて切られてしまったことについて強い憤りを感じており、正社員でなくても正社員と同じように生活できる社会になってほしいという思いで本件訴訟を提訴した。現在までに4回の口頭弁論期日が行われているが、私たち弁護団は原告の思いを実現させるべく、法廷内でのたたかいに邁進するとともに、法廷外においても、組合等の支援者と連携し、被告ヒューレット本社前にて宣伝行動を行うなどの運動を展開している次第である。

マタニティハラスメントと労働組合のカー 日本航空マタニティハラスメント訴訟から

東京南部法律事務所 竹村 和也

1 日本航空マタニティハラスメント訴訟

(1) 訴訟の現状

日本航空マタニティハラスメント訴訟は、日本航空の客室乗務員である原告が、妊娠を確認したため乗務できなくなったところ、地上勤務を希望したにもかかわらず、無給の休職命令（本件休職命令）が発令された、という事案です。2015年6月、本件休職命令が無効であるとして、その無効確認と未払賃金、及び慰謝料等を求めて訴訟を提起しました。訴訟提起から約1年半、原告と被告日本航空との間で主張を闘わせてきましたが、本年1月20日、尋問を実施し、4月に結審予定です。

この裁判を通じて、客室乗務員に対するマタニティハラスメントの実態が明らかになりましたが、それに立ち向かい是正させる労働組合の力も見ることができました。職場内でのマタニティハラスメントを根絶させるためには、何よりも労働組合の取り組みが重要であることが分かります。

(2) 客室乗務員の産前地上勤務制度

前提として、日本航空の産前地上勤務制度を説明します。日本航空では、客室乗務員の妊娠が確認されると乗務資格が停止されます。航空機に乗務できなくなるのです。乗務資格が停止された客室乗務員は、産前休職か産前地上勤務を選択することになります。これを産前地上勤務制度といいます。産前地上勤務では、妊娠期間中に地上勤務に就くことになります。対して、産前休職となると当該休職期間は無給となり、賞与の対象外にもなります。さらには勤続年数に参入されないため退職金にも影響し、その他会社厚生制度でも不利益を負うことになります。社員寮に入っている客室乗務員は寮も出ていかなければなりません。無給休職となるにもかかわらず、アルバイトも一律的に禁じられます。

日本航空では、2007年までは希望する者全員が産前地上勤務に就くことができる制度になっていました。これは、当時の客乗組合（現在のCCU）が要求し、1980年に実現させたものです。

しかし、日本航空は、2008年の制度改訂により、「会社が認める場合」のみ産前地上勤務が認められる制度に変えました。結果、多くの妊娠を確認した客室乗務員が、産前地上勤務を希望しているにもかかわらず、産前休職を発令されることになりました。妊娠する客室乗務員には、それぞれ様々な事情があります。経済的余裕がない方も多くいます（産前休職を発令されれば出産にあたって約200万円の蓄えが必要とされています）。その彼女達にとって産前地上勤務は、出産するための経済的条件を支えるための必要不可欠なものです。しかし、日本航空では、産前地上勤務を拒否され、産前休職を発令される客室乗務員が続出しています。

(3) 本件における事実経過

原告は、2014年8月25日に妊娠を確認し、直ちに産前地上勤務を希望しました。しかし、後日、日本航空は、原告の申請を拒否し、産前休職命令を発令しました。理由は「ポストがない」というものであり、それ以上の詳しい説明はありませんでした。その後、原告は、労働基準監督署や均等室、さらには団体交渉をとおして日本航空に解決を求めましたが、日本航空が原告の救済等に応じることはありませんでした。労働組合が、産前地上勤務の配置先となっている部署名、配置先数、妊娠している客室乗務員の数、産前地上勤務の希望者数等を明らかにするように求めても、明らかにすることはありません。

以上のような経緯を経て、原告はやむなく本訴訟の提起に至りました。

(4) 本訴訟における請求と主張

本訴訟において、原告は主位的に①本件休職発令の無効確認、②未払賃金の支払い、③慰謝料の支払いを請求しています（予備的に労基法26条の休業手当も請求しています）。請求原因は、本件産前地上勤務制度自体が均等法9条3項及び労基法65条3項に違反しているとい

う主張、仮に制度自体が法に反していないとしても本件休職発令は均等法 9 条 3 項、労基法 6 5 条 3 項に違反しているという主張によって構成されています。

2 本件訴訟で明らかになったこと

(1) 妊娠したら無給が当たり前であるとの日本航空の主張

この裁判での日本航空の主張は、客室乗務員の労働契約上の業務は、乗務（飛行機に乗ってする仕事）であるところ、妊娠して乗務できなくなった以上、それは労働者側の事由による労務不能であって、ノーワークノーペイの原則によって無給となるのは当たり前である、というものです。産前地上勤務制度は法律とは関係のない恩恵的なものに過ぎない、というのです。この日本航空の主張によれば、客室乗務員には、均等法 9 条 3 項や労基法 6 5 条 3 項といった法律は無意味化してしまいます。

(2) 労働組合の力によって作られた産前地上勤務制度

CCUの調査によって、日本航空の産前地上勤務制度は、前身である客乗組合が労基法 6 5 条 3 項に基づいて要求し、作られたものであることが当時の組合ニュース等の文書で分かりました。労基法 6 5 条 3 項を制度化するための規定を労働組合の力で勝ち取っていたのです。日本航空は、それを「会社が認める場合のみ」就かせる制度と改悪したのです。恩恵的との会社主張は誤りであることが分かります。

(3) 経験者の声

CCUは、この裁判にあたって、多くの聞き取りを行いました。希望どおり産前地上勤務に就けた組合員には、どのような業務を遂行していたのか、産前地上勤務によるメリットは何か、などを聞き取りました。それによれば、日本航空は既にある業務を客室乗務員に行わしていたものであり、わざわざ業務を作り出したりしていたわけではないことが分かりました。希望に反して無給の休職発令を受けた組合員にも聞き取りをし、その不利益性を深掘りさせました。ある組合員は、夫が専業主夫であったところ、自分が無給休職となったことで家族の収入が途絶え、食事やお風呂等も制限せざるを得ない状況に陥ったそうです。

(4) 提訴後に拡大した産前地上勤務の配置先数

同じくCCUの調査で明らかになったことは、原告が提訴して以降、日本航空が産前地上勤務の配置先を増やしていた、ということです。それまで数年間、全く配置先を増やさず、申請があっても何の努力もしてなかった日本航空が、この提訴を境に配置先を一定数増やしたのです。逆に言えば、日本航空は、原告の妊娠時にもそのような措置を採ることは可能だったのです。

(5) マタニティハラスメントをなくすための労働組合の奮闘

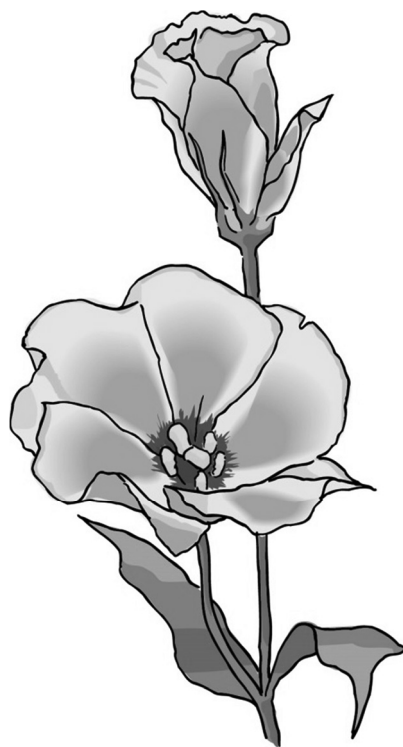
この裁判では、妊娠した客室乗務員が働き続けることのできる産前地上勤務制度は労働組合が法律に基づいて実現させたものであること、無給休職とされた客室乗務員の不利益は甚大であることが分かりました。また、訴訟上でも重要な争点となっている産前地上勤務の配置先、業務内容について、日本航空は全く明らかにしないものの、CCUの調査で一定程度明らかに

なりました。会社内でマタニティハラスメントを根絶し、妊娠しても働き続けることのできる会社にさせたいという労働組合の力を実感します。労働組合の機能の一つに会社内の違法行為の是正があります。まさに、CCUは、それを実践しているのです。

3 尋問と今後

1月20日に行われた尋問でも以上のことを明らかにしました。また、日本航空側が産前地上勤務の申請に対して全くの努力をしていないことも明らかになりました。裁判長も日本航空側証人に対して、「客室乗務員が、妊娠するというのは、当然の社会的現象ですよね。それが、強制的に無給休職になって、アルバイトも禁止され、社宅も追い出されて、どうやって生活していけというのですか。」、「妊娠したら辞めろという制度設計になっているように思えるので言っています。どういう制度設計なののでしょうか。」というような補充尋問を行いました。日本航空の制度・運用の本質を突いた尋問だと思います。

4月に結審となりますが、これまで獲得した事実をもとに、勝訴に向けて弁護団も頑張っていくきます。



◇都政・市民・環境

リニア新幹線計画を中止に追い込む 訴訟提起と課題

弁護団共同代表 関島 保雄

1 ストップ・リニア訴訟の提起

2016年5月20日、東京・神奈川・山梨・静岡・長野・岐阜・愛知を中心としたリニア中央新幹線沿線住民738名は、国を被告にして、2014年10月17日に国土交通大臣が行ったJR東海に対するリニア中央新幹線の東京名古屋間の工事実施計画の認可取り消しを求める行政訴訟を東京地裁に提訴した。

リニア中央新幹線計画が、営業の健全性、輸送の安全性、工事の安全性、環境保全の対策等がいずれも不十分であるにも拘わらず、工事計画を認可したことは、全国新幹線鉄道整備法及び鉄道事業法並びに環境影響評価法に違反しているとして、その取り消しを求めるものである。

2 違法な工事計画の認可

(1) 全国新幹線鉄道整備法（全幹法という）違反・鉄道事業法違反

全幹法は鉄道事業法の特別法として、基本的には国（現在は鉄道建設・運輸施設整備支援機構）が新幹線施設を建設してJR各社に新幹線施設を貸す方式で全国の中核都市をネットワークで結ぶ新幹線を建設する為の法律である。ところが、リニア中央新幹線は、JR東海という民間会社が建設も運営も単独で行うという異例の方式を採用したこと、軌道式でないため鉄道のネットワークを形成できないことから本来は鉄道事業法による鉄道建設及び営業許可の手続きを行うべきであった。また鉄道事業として乗客の安全性が確保されていないなど全幹法や鉄道事業法に違反するものである。以下全幹法及び鉄道事業法違反を整理する。

①ネットワーク性の欠如

リニア方式は軌道式でないため既存の新幹線と相互の乗り入れが出来ず、全国の鉄道のネットワークを形成できない点で全幹法の対象とすべきではない。

② JR東海の経営の危機を招く危険性が高い。

リニア中央新幹線の工事費の増大と乗客の需要予測の過大が経営危機を招く。

工事期間が東京大阪間完成は30年先と長期で全体の工事費約9兆円が倍増することは必至である。人口減少で乗客需要が伸びない中で工事費の為の莫大な借金は経営を圧迫し、JR東海は経営危機を招く危険性が高い。すでに、安倍政権は、このことを

予測して、名古屋大阪間を8年前倒で工事着工する名目で法改正まで行って超低金利の政府財政投融资3兆円（2016年1兆5000億円、2017年1兆5000億円）をJR東海に貸し付けることを決定した。税金の投入であるにもかかわらずまたも国会の審議も経ていない非民主的なやり方である。本来国（鉄道建設・運輸施設整備支援機構）が建設主体で税金が投入されれば、リニア新幹線の必要性、採算性が国会で慎重に議論されるが、JR東海の資金で建設することからこれらの議論がされていない。

③ 乗客の安全性の欠如

中央新幹線は東京名古屋間の86%がトンネル構造である。トンネル内で事故が起きた場合の乗客の安全対策が確立していない。特に南アルプスは中央構造線及び糸魚川静岡を結ぶ中央地溝帯が交差し、地震の巣となる断層が多数存在する。直下型地震が起きれば、中央新幹線は走行不能となるし、乗客の安全も確保できない。

（２） 環境影響評価法違反

環境影響評価が環境保全への適切な配慮を欠くにもかかわらず、国土交通大臣がリニア新幹線工事計画を認可したのは環境影響評価法違反である。

① 残土処分が不確定で環境破壊を招く

中央新幹線は東京名古屋間の86%がトンネル構造である。トンネル掘削に伴う6358万トンもの大量の発生土を、どこに運ぶのか環境影響評価書はほとんど明らかにしていない。南アルプスの大井川源流の河川敷に360万m³の残土を捨てる計画を明らかにしたが、自然豊かなユネスコエコパークに登録された南アルプスと両立しない計画である。神奈川県内ではトンネル発生土1140万m³の内360万m³を使って相模原市緑区鳥屋に縦約2km、幅400mの巨大な車両基地が作られる。住民の立ち退きやコミュニティの分断等地域の生活の破壊が深刻である。このように残土処分による沿線各地での2次的環境破壊が予想される。

② 地下水の破壊

トンネル掘削による沿線各地での河川の水枯れ等地下水への影響は深刻である。大井川源流では毎秒2トンがトンネル内に流失する。流量が減った河川の水生動物への悪影響が予測される。リニア新幹線工事による地下水脈への悪影響は、十分予測されるが、環境影響評価書は、生物への影響は小さいとしてその保全を確保する姿勢を示していない。

③ 工事車両による騒音、振動、排気ガス、交通安全の阻害など生活環境の破壊

工事に伴う大量の工事車両の運行は、沿線各地で交通渋滞や騒音振動排気ガスの増大等の生活被害を起こす。長野県大鹿村では1日1736台（1分間に3台以上）もの大量の車両が5年間狭い峡谷の道を運行されることが予測され、車両の騒音や交通事故の危険性など沿線住民の平穏な生活が害される。大鹿村以外の工事沿線地域も多量の運行車両が予定されており、沿線住民の平穏な生活環境が害される。

④ 電磁波、放射線被害など

リニアによる電磁波の乗客や沿線住民への健康影響や、岐阜でのウラン鉱脈のトンネル

工事による放射能汚染も心配されている。これに対し環境影響評価書は心配いらないレベルだとか、ウラン鉱脈は通過しないと一方的に決めつけている。しかし、安全が確保されているわけではない。

3 訴訟の現状と今後の展望

J R 東海も被告国の補助参加人として参加した。被告らは原告に行訴法 9 条の原告適格が無いとの主張や行訴法 10 条の主張制限（原告の法律上の権利や利益に関係ない違法性の主張を認めない）を主張している。

（１）原告適格の壁との闘い

行政訴訟では原告適格が狭い。リニア中央新幹線計画が原告の法律上の利益や権利を侵害しているかが争点となる。

原告全員は、リニア新幹線の乗客としての安全を要求する権利及び南アルプスの自然環境保全を要求する利益が侵害されると主張しているが、この利益が国民一般の利益だけではなく個人としての利益と言えるのかが争点となる。

その他に 184 名は山梨県内の車両基地予定土地に立木トラストを行い、車両基地用地に地上権設定者 9 人、山梨県内路線予定地所有者 22 名が物権の権利者となっている。

また 654 名は新幹線の騒音、工事車両による騒音・排気ガス・交通の危険性増大等生活利益が侵害されるという主張を行っているが、この原告が沿線住民のどの範囲までが認められるかも争点である。

（２）運動としての課題

東京・神奈川・山梨・静岡・長野・岐阜・愛知の 1 都 6 県の沿線住民が、リニア沿線住民ネットワークを作って今回の訴訟を立ち上げた。原告以外に訴訟を援助するサポーター（年会費 2000 円）も募集し、原告数を上回る約 1000 名で訴訟を支援している。

工事はまだ具体的に着工指定しているところは少ない。工事着工が具体化するに従って環境被害が住民の目に見えてくる。提訴後、朝日等新聞の社説はリニア新幹線計画に慎重な対応を求める等マスコミの対応に変化がみられる。今後裁判を通じて、不利な情報を隠している JR 東海から、環境に影響を与える様々な情報を引き出し、沿線地域の発展に役立つという幻想を打破し、リニア新幹線に反対する地域住民の多数派を形成することでリニア中央新幹線計画の白紙化を実現することが目標である。

築地市場移転問題の現在

東京法律事務所 中川 勝之

2016年正月、築地市場での初セリは今年が最後等とのテレビ報道があった。もうそんな年が来たかと思っていたが、その後、マスコミに多数出演することとなる中澤誠東京中央市場労働組合委員長は、数年前から豊洲新市場は開場しないとずっと言っていた。

都政変革のチャンスとなった都知事選の結果には残念と思っていたところ、盛り土がない等と報道され始め、築地市場移転問題が急展開を見せたことはご承知のとおりである。

東京都が使いものにならない東京ガス跡地を購入してやり、ゼネコンに奉仕してきたという構図が広く明らかになってきたのではない。しかし、問題はそれだけではない。

現在、東京中央卸売市場の「築地市場の移転整備 疑問解消BOOK なぜ移転が必要なの？」（2009年2月発行）のパンフレット（PDF）をネットで見ると、土壤汚染対策についての3か所の内容が、「調査中 内容が確定し次第、正確な情報を掲載します。」と付箋のように貼せられている（幸い、当時ダウンロードしていて、貼せられていないPDFを保存していた）。

下記2010年の特別報告集の主張があてはまるのでそのまま紹介したい。

東京都中央卸売市場の「築地市場の移転整備」（2009年6月発行）のパンフレットによれば、目次で築地市場移転派の論理が分かる。すなわち、「①築地市場は深刻な問題を抱えています」としてその改革の必要性を示し、しかし、「②過去に再整備に取り組みましたが、業界調整が難航し中断しました」として改革の抵抗勢力として業界を描き、「③現在地での再整備はできません」として移転先にありきと決め付ける。その上で、「④移転先は豊洲しかありません」として移転先も決め付けながら、豊洲の土壤汚染問題が明らかになっていることから「⑤万全な土壤汚染対策を実施します」として、根拠もなく安全・安心を押し付けようとする。そして、移転がバラ色であるかのように、「⑥豊洲新市場は時代のニーズに応えていきます」、「⑦さらに市場の魅力を高めていきます」として「⑧新市場整備の今後の予定」を示し締めくくっている。

しかし、築地市場の取扱数量が年々減少しているのは市場外取引の増加や漁獲高の減少等様々な要因によるものであり、施設の老朽・狭隘だけが原因ではない。そして、施設の老朽・狭隘だけが問題であれば現在地再整備で足りるはずである。しかし、現在地再整備は無理で移転しかない、しかも移転先は豊洲しかないというのである。この論理は無理を承知していたのか、同じく東京都中央卸売市場の「築地市場の移転整備 疑問解消BOOK なぜ移転が必要なの？」（2009年2月発行）のパンフレットには、現在地再整備は無理で移転しかないことについて8頁、移転先は豊洲しかないことについて6頁も割いている。

築地市場移転派の狙いは、移転を奇貨として、現在でも減少を続ける卸売業者、仲卸業者等を一層減少させることを含めて大手スーパーに奉仕する流通センターとして市場を「改革」す

ること、合わせて超一等地である跡地を再開発用地とすることにある。土壤汚染対策は重要であるがそれが完璧であっても移転に賛成することはできない。築地市場移転問題は国政では破綻が明らかになった新自由主義＝構造改革路線の一政策なのである。業界が消費者の利益を奪っているかのように描くのは規制改革論者の常套手段である。2009年4月に発足した全国中央市場水産卸協会の諮問機関である「卸売市場のあり方研究会」は、同年10月の中間取りまとめで卸売市場法の廃止による大幅な規制緩和を求めた。同研究会の委員長は元農水相事務次官であり、スーパー代表も入っている。括弧付き業界団体は築地市場移転に賛成しているが、現場の業者は違う。都民の食生活を守るため、築地市場移転に反対し、現在地再整備を求める次第である。

補助26号事件の取り組み

城北法律事務所 船尾 遼

1 事案の概要

1946（昭和21）年4月25日付で、都市計画決定が行われた。これは、東京都品川区東大井一丁目を起点として板橋区氷川町を終点とする全長2万2350メートルの都市計画道路の決定である。この都市計画決定は、1966（昭和41）年に都市計画変更決定がなされて、2015（平成27）年2月24日、この道路のうち板橋区大山町内の道375メートルが事業認可（以下「本件事業認可」という。）がなされ具体的な事業が着手された。

本訴訟は、本件事業認可の取り消しを争う訴訟である。

2 訴訟に至る経緯と運動体の形成

本件事業認可により都市計画が具体化される地域は、大山ハッピーロードという関東でも有数の商店街がある区域である。大山ハッピーロードは、数百メートルにわたって小売店が立ち並び、雨の日でも手ぶらで買い物を楽しめるモールに覆われ、一日に訪れる買い物客は3万人は下らないと言われている板橋でもっとも栄えている区域である。

本件事業認可により、この大山ハッピーロードは大きく分断されてしまい、商店街は無くなってしまう予定である。

本件事業認可に先立つ都市計画決定は極めて古いものであり、現在に至るまでに何度も事業認可がなされようとしてきた。しかし、そのたびに地域住民の強い反対運動によって、事業認可はなされてこなかった。今回、本件事業認可がなされてしまったのは、大山ハッピーロード商店街の店主らが高齢化してしまったことと、チェーン店が増えてしまい大きな反対運動が起きなかったからである。

しかし、現実に事業認可がなされた後は、地域住民、商店街の店主らが遅まきながら反対運動を開始し、審査請求を行った方達もいる。また、商店街に住居を持たない地域住民にとっては寝耳に水の話であり、多くの方が反対運動に立ち上がった。

このような経緯をうけて、地域の方から相談をうけ、城北法律事務所では、本件事業認可の取り消し訴訟を提訴することとし、100名近くの原告と共に2015（平成27）年8月15日に、東京地方裁判所に提訴をした。原告らも世話人を設け、一人ひとり地主の家を訪ねて原告団に加わるよう説得して回った。弁護団もこれに同行して訴訟の意義を説き、大きな運動体が形成された。

3 訴訟上の課題

まず訴訟では、原告らの原告適格が問題となった。審査請求を申し立てて事業地に住まう者が非常に少ないため、本来的な原告適格を有する者が少ないからである。もっとも、原告適格について明らかに有している者がいる以上、分離して審理すべきではなく、実体審理を行うべきとの主張を行い、裁判所もこれを受けてそのまま審理を行っている。東京地裁の103号法廷を毎期日埋めていることから、裁判所も形式的な訴訟指揮を行うことができない結果であり、運動体の努力の成果である。

本案の違法主張であるが、原告側は、昭和21年の都市計画決定に必要である、主務大臣の決定と内閣の認可がないことを主張している。これに対して、被告国は、臨時特例という戦争中の勅令によるといずれも不要である旨主張している。この点について、原告らは、勅令の効力は戦争終了時に失われた旨反論している。

また、昭和42年変更決定は、交通量の増加に伴う変更と思われるが、本件事業認可は不燃化特区をつくるための計画であるとして、その目的を変更している。このような目的の変更がある場合には、新たに都市計画決定をなすべきと原告らは主張している。

これらの法的論点について、当面訴訟上は争うことになる予定である。

4 全都的な運動に

本件事業認可が行われたのは、都市計画決定のうちのわずかな部分である。

他にも、品川区、北区、下北沢などで同様の道路が事業認可されて争いとなっている。

本件の本質は、オリンピックに乗じて、東京都を世界一企業が動きやすい都市にするための一環であり、どのような街をつくるか、どのように税金を使用するかという点にある。住民本位の街づくり、住民の意思を反映した地方自治が行われるよう争うことに本件の意義がある。今後は、全都的な運動にして都市計画決定自体を撤回させるためにたたかう必要がある。

マイナンバー違憲訴訟について

東京合同法律事務所 瀬川 宏貴

1 マイナンバーの利用とその拡大

昨年1月から、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（「マイナンバー法」）に定める12桁の個人番号（「マイナンバー」）の利用が開始された。

マイナンバーの利用範囲は、現在、「社会保障」と「税」、「災害対策」の3分野であり、すでに様々な場面で、国民・外国人住民がマイナンバーの提供を求められている。例えば、勤務先、契約先（顧問先、講演等の主催企業等）、証券会社、銀行（証券取引をする場合や海外送金をする場合）、地方公共団体（保育所の申し込み、母子手帳の交付要求、介護認定の申請等）などである。

さらに、法改正により利用範囲が拡大され、金融分野、医療分野においてもマイナンバーの提供を求められることになる。具体的には、2016年からメタボ健診や予防接種の記録もマイナンバーと結びつけられることになり、2018年から、銀行で口座を開設する際にマイナンバーの提供を求められることになった。この改正では、マイナンバーを金融機関に伝えるかどうかは個人の任意となっているが、国は「2021年以降に義務化の検討もありうる」としている。

2 個人番号カードの利用促進

また、国は、「個人番号カード」の利用を促進している（現在、申請は任意）。同カードは、マイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別が記載され、顔写真のついた、ICチップ入りのカードであり、国により、マイナンバーの提供の際に用いる他に、様々な機能を持たせることが計画されている。例えば、国は、個人番号カードと健康保険証の一体化を2018年から段階的に運用開始するとしている。

3 マイナンバーの危険性

（1）共通番号という性質

マイナンバーは、様々な分野で使われる共通番号である。共通番号とは、分野別番号と対になる概念である。マイナンバーの導入により、現在、年金番号など分野別番号で管理されている個人情報、税金、社会福祉、（改正法施行後は）金融分野の個人情報と紐づけられることになる。

したがって、社会保障や税金、金融といった分野において、行政機関のみならず民間においても、膨大な数のマイナンバー付きの個人情報データベースが作成されることになる。

（2）漏洩の危険性

このように民間企業において膨大なマイナンバー付き個人情報のデータベースが作成されることになる。民間企業においては、管理が不十分なところも当然あり、コンピューターウイルス等による漏洩が起きることは必然と言える。現に従業員の通知カードを紛失した企

業があると報道されている。また、名簿業者等に対する故意の漏洩の危険性も否定できない。個人番号カードの利用が広がり、カードの取得が事実上強制されるようになればカード紛失等を理由とする漏洩の危険性もある。

また、昨年の日本年金機構からの情報漏洩事件のように、行政機関からの漏洩の可能性も否定できない。

このように、官民において、マイナンバー付き個人情報の漏洩が起きる危険性がある。マイナンバーにより管理される情報は秘匿性の高い機微な情報であり、それがいったん漏洩してしまえば、情報がデジタル化され、ネットワークの発達した現代の高度情報化社会においては、個人情報を抹消し、元の状態に回復することが事実上不可能であるから、その危険性は深刻である。

(3) 名寄せ・突合・成りすましの危険性

ア 一旦漏れた個人情報は、マイナンバーにより、名寄せ・突合（データマッチング）することが可能となる。漏えいした個人情報の名寄せにより、本人の関与しないところで、その意に反した個人像が勝手に作られることになり、かつ、場合によっては、成りすましによる被害が生じることになる。

例えば、行政機関Aから漏れた個人情報ファイルAと、民間企業B、Cから漏れた個人情報ファイルB、Cを、マイナンバーを用いることにより、他人の個人情報と混同することなく、確実に名寄せ・突合（データマッチング）し、A、B、Cの個人情報を一つの情報にすることができる。様々な漏洩情報をマッチングさせていけば個人のあらゆる情報が丸裸にされる事態が生じうる。

イ また、行政機関の職員が、情報提供ネットワークシステム（行政機関が他の行政機関が保管している個人方法の提供を受けるためのシステム）において、情報要求の目的を偽るなどして情報の提供を受けるという危険性がある。情報提供ネットワークシステムにおいては即座に情報提供を得ることができるため、行政機関の職員が著名人や知人等の個人情報を違法に収集する可能性を否定できない。違法な収集には罰則があり、また、情報提供を受けた記録がシステム上残るとされているが、それで完全に違法な収集を防げるかは疑問である。

ウ さらに、警察など捜査機関は、「刑事事件の捜査」のためとすれば、情報提供ネットワークシステムを使わずに、マイナンバー付き個人情報を収集できる。

情報提供ネットワークシステムを使わないため、個人情報を提供された記録が残ることではなく、第三者機関である個人情報保護委員会のチェックを受けることもない。行政による国民の監視にマイナンバーが利用される可能性がある。

4 違憲訴訟の提起

一昨年の12月から、全国で、プライバシー権（自己情報コントロール権）、人格権を侵害されたことを理由として、マイナンバーの利用等の差し止めを求める違憲訴訟を提起している。現在、仙台、新潟、東京、金沢、横浜、名古屋、大阪、福岡の8地裁に係属しており、

原告数は４８５名である。

マイナンバー制度は、複数の広範な分野に跨る制度であり、法律、政令省令は、極めて分かりにくく規定されている上、システム自体も未だ検討中、開発中のものが多い。現在、訴訟で被告に求釈明を行うなどしているが、今後、様々な制度の問題点が明らかになってくると思われる。今後も皆さまのご支援をお願いしたい。

「外環の２」道路都市計画訴訟

東京合同法律事務所 久保田 明人

第１ 「外環の２」武蔵野

１ 訴訟「外環の２」計画と武蔵野訴訟の概要

「外環の２」は、１９６６年、「外環本線」とともに都市計画決定された。「外環本線」は、高架式高速道路計画（幅員２２メートル）として計画され、「外環の２」は高速道路の橋脚部分の敷地を提供するとともに高架下の土地に街路を建設するとして、外環本線を包摂する幅員４０メートルの道路として計画された。しかし、この道路計画は、成熟した住宅地をなぎ倒すものであったことから、地元住民を中心に広範な反対運動がおり、外環本線・「外環の２」計画はともに長期間にわたり凍結された。

その後２００７年、外環本線は、沿線地域での移転や地域分断への影響をできるだけ小さくするとして、大深度地下方式に計画変更された。外環本線が地上からなくなった以上、高架式高速道路の存在を前提とした計画を維持することに正当性は認められないし、「外環の２」計画は、地上部への影響を小さくするという外環本線地下化の目的にも整合しない。そもそも人口減少社会のなかで、新たな道路を整備する必要性・合理性は認めがたい。

そこで、計画地上に自宅を所有していた故上田誠吉団員は、自ら原告となって、「外環の２」計画の違法を主張し、①「外環の２」計画の違法・無効等の確認、②東京都が計画廃止の手続きを取ることの義務付け、③東京都が計画廃止をしない違法を理由とする国家賠償請求（慰謝料）、④都市計画制限等による損失の補償を求めた。その後、ご遺族が手続きを承継していた。

２ 判決の特徴

２０１５年１１月１７日に第一審判決があり、原告の請求をいずれも認めなかった。

まず、①②については、行政処分性が認められないなどとして、請求を却下した。従前、都市計画には、行政処分性が認められなかったが、行政訴訟手続法の改正や、市町村が都市計画決定を行えるようになったことに鑑みれば、都市計画に対する司法審査の必要性は高まっている。そして、「外環の２」計画が４０年以上にもわたって計画が凍結されてき

たことや、現在の計画内容を維持することが不合理であることが明らかとなっているという、本件の特殊性に鑑みれば、都市計画決定の行政処分性が肯定され、司法審査が行われてしかるべきであった。

次に、③については、「外環の2」を廃止すべきことが明確に義務付けられたとはいえないとして、請求を棄却した。「外環の2」が幅員40メートルの道路計画が高架式高速道路の存在を前提としたものであることは明らかであり、このような道路計画を維持することが、地上部への影響を極力小さくするという「外環本線」の計画変更目的に反することも明らかであるが、判決は、計画当初は何ら検討されていない「外環の2」における交通上及び防災上の必要性など東京都の主張を鵜呑みにして「外環の2」計画に違法性はないと判断した。

さらに、本件判決は、将来の収容の可能性に鑑みての建築の躊躇や価格の下落は、都市計画区域内の所有権に伴う当然の内在的制約であるなどとして、受忍すべき限度を超えた特別の犠牲は存しないなどとして、④の請求を棄却した。

司法消極主義の判決というほかないし、裁判所の判断は、結局「外環の2」（青梅街道以南）の解決を先送りしたものである。

3 道路計画・都市計画と民主主義

「外環の2」では、民主主義の在り方が問われている。

地域における道路の在り方、街づくりの在り方を検討し、実施していくには、地域住民の意見が重視される必要がある。地域住民は、地域の専門家であり、また、街づくりの担い手だからである。

東京都は、地上部に道路をつくらないかの姿勢を示して「外環本線」計画をすすめながら、その事業化にめどがつくや手のひらを反して、「外環の2」の存続を図るかの姿勢を示し、その一部については事業化を行い、幅員を縮小した計画への変更を行った。地域住民には、東京都は二枚舌を使って住民をだましたとの思いが強い。東京都の進め方は、情報提供あり方、住民意見の反映の在り方において、問題があると言わざるを得ない。本件判決は、こうした問題を黙認するものでもある。

4 武蔵野訴訟の控訴・上告

控訴審は、2016年4月28日に原審判決を認める判決を下し、原告は上告したものの、最高裁は2017年1月10日に上告棄却及び上告受理申立不受理決定を下した。

裁判所が行政に広い裁量を与え、行政判断に対する消極的な態度に終始したことは誠に遺憾であるが、今後は裁判外の取り組みにより引き続き「外環の2」計画の実施阻止に向けて尽力していくものである。

第2 「外環の2」練馬訴訟

1 練馬訴訟の概要

武蔵野訴訟が係属している最中の2012年9月27日、東京都は、「外環本線」地下工事の着工に併せ、突如として「外環の2」計画の北側1km区間（練馬区）につき事業認可申請を行い、

国はこれを認可した。

これに対して、2013年3月26日、練馬区の沿線住民の原告が、一部事業認可につき、新たに事業認可取消訴訟を提起した。

練馬訴訟の提起後2013年11月には、東京都は、「外環本線」について、大深度地下使用認可申請及び都市計画事業の承認・認可の申請を行い、国はこれを認可・承認した。このように「外環本線」については着々と地下化を進める傍ら、東京都は、「外環の2」の北側3km区間について、これまでは廃止案も含めて検討するとしていた態度を一転させ、現状「外環の2」で持たせる予定の機能（交通渋滞の解消、延焼防止など）を代替させて「外環の2」を廃止することは困難なので、廃止案は検討しないことを2014年1月に表明し、同年11月28日、当初計画の道路幅40メートルを22メートルに縮小して計画の変更決定を行った。廃止もありうるとの態度を見せ、住民からも廃止の声が意見聴取プロセスでも数多く上がっていたにもかかわらず、東京都は全く無視し、「外環の2」は廃止せず、道路を造ることを一方的に突きつけたのである。

また、訴訟において、国は事業認可をするに際して、認可申請のあった都市計画事業が都市計画に適合しているかのみ判断すればよく、都市計画に合理性があるかを判断する必要はないと述べている。国が何ら計画の合理性を判断しないことにより、多くの住民に立ち退きを強い、成熟した住宅街をつぶすことが黙認され、また、計画地の南端部分に大きな緑地・歩道ができるという不合理な事業内容が素通りしてしまっている。国は、事業認可にあたって今後事業を進めてよいかどうかの判断をするのであるから、認可段階における都市計画の合理性を判断すべきであり、任務放棄は許されない。

2016年8月には、1km区間を中心とした「外環の2」計画地で現地見分（進行協議期日）を実施し、担当裁判官に閑静な住宅街をなぎ倒して作られる「外環の2」計画の不合理性を確認させる機会を持った。

第一審は、2016年12月21日に結審し、本年3月22日に判決予定である。

この横暴な国及び東京都を断罪すべく、引き続き尽力していく。

ノーモア・ミナマタ訴訟、判決へ

さいとう法律事務所 齊藤 園生

1 公式発見から60年を超えて

熊本、新潟、大阪、東京の全国4カ所の地裁で、ノーモア・ミナマタ第2次国賠訴訟が闘われている。新潟をのぞいた各地の原告総計は1300人に迫り、未だに原告に名乗りを上げる人が増えている。昨年2016年は公式発見から60年目にあたった。人間でいえば「還暦」といわ

れるほどの時間が経過しても、多くの健康被害を訴える被害者が、未だに救済されず放置されている。その背後には、おそらくこの数十倍の被害者が存在しているのではないか。

2 判決で広範な被害者救済を

被告国は、現在の原告らの訴えに対しても、救済に動く気配はない。裁判での国の主張の主な論点は、四肢抹消優位の感覚障害があるとする原告側の診断に疑いがあるとした上、たとえ四肢抹消優位の感覚障害があったとしても、それがメチル水銀由来のものとはいえないというのである。

確かに、現在の被害者の症状は、以前の劇症といわれる患者の症状からすれば、比較的軽症で、一見すると健常者と変わらない。しかし、手足の感覚がなく、怪我をしても気がつかず、出血をみてようやく気がつくという話や、味や臭いがよくわからない、という訴えをよく聞く。水俣近郊出身者に一様に認められるこのような感覚障害は、当時多食していた魚介類に蓄積したメチル水銀が原因であるとし、説明がつかない。この点、今回の訴訟では今までの水俣訴訟では成功してこなかった疫学に重点を置き、因果関係の立証を手厚く行い、今まで救済対象とされなかった対象地域外出身者、対象年代外の出生者など、広範な被害者の救済を目指したいと考えている。

4 訴訟団は、熊本を先頭に、裁判所に判決を求め、勝訴判決を得ることで、全面解決につなげる方針を確認している。まずは熊本を先頭に、判決は平成 31 年春頃を目指している。東京でも熊本判決のあと、あまり時間をおかない時期に判決を迎えなければならない。主張・立証の期限はおよそ 2 年。今年から来年が正念場となる。

3 「加害者が被害者を決める」という矛盾

水俣病の救済が 60 年たっても果たされない最大の原因は、加害者である国が、被害者の範囲を決めてきたことにある。国は、昭和 52 年判断条件で、被害者救済の基準を厳格化し、被害者を切り捨てることで、被害者への賠償金支払いの減額を実現してきた。つい先日チッソ社内資料からこの経過を示すメモが見つかったことも報じられた。この図式を根本的に崩さなければ、水俣病の解決はあり得ない。

そして、このことは福島などの原発被害者救済にもつながる。現在の原発被害者救済の枠組みも、加害側である国が被害者の範囲と被害内容を決めているのであり、この図式は水俣病と全く同じである。この図式を許していれば、被害者の救済は果たされない。

加害者が被害者の範囲を決めるという図式を根本的に改め、すべての被害者救済を実現したいと思う。

国の救済制度を求める東京大気のたたかい

渋谷共同法律事務所 原 希世巳

1 全国の被害者アンケート

昨年の特報では全国の公害患者会として、全国の被害者アンケートに取り組み、国に被害救済制度の創設を求めるたたかいを準備していることを報告した。

この被害者アンケートは2015年6月に尾崎寛直東経大準教授により解析論文が公表された。このアンケートは初めて全国のぜん息・慢性気管支炎・肺気腫（以下「ぜん息等」という）の患者3005人から回収された。そこでは現在ぜん息医療費の救済制度がある東京都と川崎市以外の患者（以下「未救済患者」という）の一月当たりの医療費自己負担額は平均4561円、その内比較的重症（この一年間に救急受診があった者。全体の約2割）の負担額は月10,042円に上昇している。そしてぜん息等の病気が原因の悩みや不安の筆頭は「医療費のこと」（50.72%）であり、月の医療費負担額が6000円以上の患者にフォーカスしてみると、「我慢して病院に行く回数を減らしたことがある」者が37%、「薬を医師の指示通りに飲まずに節約したことがある」者が30.3%、「仕事に悪影響があり、収入が減った」者が27.2%、「人生設計が狂った」者が22.4%等という結果であった。

未救済患者の相当の部分が今でも「受診抑制」「薬の節約」をしており、結果として〈症状悪化→収入減→さらなる「受診抑制」〉という「悪循環」が続いていることが明らかにされた。

これに対し、東京都の医療費助成制度は、早期の受診と適切な治療を促し、症状を安定させること（東京都の条例認定患者へのアンケートでは毎回5割以上の患者が「症状が改善した」と答えている）から、結果的に医療費等の社会的費用を抑えることができることが明らかにされた。

2 国に対する医療費助成制度創設を求める運動はじまる

このような深刻な事態をふまえて、全国の公害患者連合会は昨年9月、連合会として国に対する医療費救済制度創設を求めるたたかいに本格的に取り組むことを決めた。私たちとしては東京都のぜん息医療費助成制度に一部負担が導入される2018年4月までに、国の医療費助成制度創設を実現することを目指している。そのためには今年の秋の臨時国会での制度化を目指すこと、そのため2017年度は国会議員対策、請願署名、環境省交渉などの総合的、全面的な運動を展開していく必要があり、そのために全力を尽くす意思統一をして臨んでいる。

東京大気弁護団としても、昨年10月から始まった請願署名に取り組むと共に、患者会と共に、昨年11月には国会議員要請に参加し、また自民党、公明党、民主党などの有力議員に個別に接触して、国会内に目に見える運動を作っていくため奮闘している。

3 いくつかの論点

私たちが国会議員と懇談するとしばしば次のような反応が現れます。

①「どうしてぜん息等だけ特別な救済制度を作らなくてはならないのですか？」

これはぜん息等が公害病であることが未だ十分理解されていないことを示すものである。「アレルギー対策としては分かるけど・・・」という反応も同じである。

確かにぜん息はアレルギー因子が発症に関与しているケースも多く、発症の機序は医学的に未解明の部分もある。しかし成人発症ではアレルギー素因を有さない人が約半分を占め、また大気汚染がアレルギー反応を増強していることも 1990 年代には解明されている。また大気汚染がぜん息等の症状を増悪させることは医学的には常識となっている。

一般的な難病とは異なり、大気汚染という人為的・社会的な要因が発症・増悪に深く関与していることは、これまでの大気汚染公害訴訟の中でも繰り返し明らかにされてきたことである。

大気汚染をまき散らした責任者は、東京大気裁判で被告となった、国・自治体・自動車メーカーなどが中心だが、長年にわたって欧米諸国より不純物を遙かに多く混入した軽油を販売してきた石油業界や、ディーゼル車を大量に使用してきた運輸業界、スーパー・コンビニ・宅配便などの業界も無視し得ない。我々は新しい救済制度では、これらの業界も含めて財源を負担していくことを提案している。

②「大気汚染は改善されたので、制度の必要性はないのでは？」

この数年間、環境大臣はこのように言い続けている。確かに NO₂ や SPM はかつてより大幅に改善された。そのこと自体、患者らをはじめとする国民的な運動の成果というべきものであるが、現実には安心できるような状況とはなっていない。特に SPM は医学的に安全な基準には届いていない。のみならず近年注目を浴びている最悪の大気汚染物質 PM_{2.5} は今でも都市部の多くで環境基準を超過している。今でも患者は増え続けているのである。

社会的な救済の必要性を裏付けるもう一つの大きな理由は、現在ぜん息等に苦しんでいる患者の相当部分は 20 年以上前に発病していることである。2009 年に東京の患者会が東京保険医協会、東京民医連の協力で実施した患者アンケートでは、ぜん息の診断を受けた時期は年齢とは関係なく平均 1990 年前後であること、近時（7 年以内）の発症者は 24.1% にとどまり、現在ぜん息の治療を受けている患者の多くは 20 年～30 年にわたって闘病生活を送っていることが明らかにされた。

また立川相互病院の草島健一医師の報告でも、同医師が担当しているぜん息患者の発症年齢の平均は 39.2 歳、平均罹患年数は 26.7 年とされている。

ぜん息等は慢性化すると一生の付き合いとなる。しかし近年「ゾレア」や「ヌーカラ」という治療薬が開発され、何十年も苦しめられてきた症状が消えたという患者が増えている。しかしこれらの新薬を使うには毎月十数万円、3 割負担で 5～6 万円という医療費を負担し続けなくてはならない。東京都内は医療費無料だからこそ使えたのである。

一刻も早い医療費救済制度の創設が必要なのである。

HPVワクチン薬害訴訟

三多摩法律事務所 水口 真寿美

1 全国一斉提訴

2016年7月、HPVワクチン（子宮頸がん）ワクチンの副作用被害者は、国と製薬企業2社を被告にする損害賠償請求訴訟を、東京、名古屋、大阪、福岡に一斉に提訴した。

12月に一斉二次提訴を行い、現在までの全国の原告数は119名である。

2 子宮頸がんワクチンをめぐる経緯

HPVワクチンは、HPV（ヒトパピローマウイルス）の感染によって起こる子宮頸がんの予防を目的とするワクチンである。2009年にサーバリックス（GSK社）、2011年にガーダシル（MSD社）が承認された。2010年には公費助成の対象となり、2013年の4月から定期接種の対象となった。接種対象は中学生、高校生である。しかし、副反応報告が相次ぎ、同年の6月14日、厚労省は積極的な接種勧奨を一時中止し、現在に至っている。その結果、一時は80%を越えていた接種率は、現在1%を切っている。

3 副反応と深刻な被害

ハンマーで殴られたような激しい頭痛、関節痛、しびれ、不随意運動、歩行失調、脱力、睡眠障害、光過敏、視野欠損、嗅覚や味覚の障害、全身倦怠、無月経、そして、学習障害、記憶障害など、多様な症状が被害者を苦しめている。遅発性のものもあり、一人の被害者が複数の症状をもち、多くの場合これが時間とともに変化する。治療法は確立していない。

原告らは、人生の中で最も輝いているはずの青春の時期を苦痛の中で過ごし、進路の変更を余儀なくされ、将来の見通しが立たず、人生が一変した。同様の被害は海外でも報告されている。

4 有効性は不確実で限定的有効性

原告らはこのワクチンを接種すれば一生子宮頸がんにならないと信じてワクチンを接種した。しかし、有効性は限定的である。子宮頸がん自体の発生を予防する効果は証明されておらず、前がん状態である異形成抑制のデータがあるのみである。また、子宮頸がんの原因となるハイリスクのウイルスのうち16型と18型にしか効果なく、これは全体の半数程度である。要するにこのワクチンの有効性は不確実かつ限定的である。

5 リスクとベネフィットのバランスは崩れている

子宮頸がんは、早期発見による予後のよい癌であり、検診という有効な予防手段がある。そもそも、HPVに感染してもその多くは自然消失し、がんに進展するのは、その極一部である。要するにワクチンを接種しなくても将来子宮頸がんになるリスクは極めて低いのである。そのような感染症に対し、検診という安全で確実な予防手段があるにもかかわらず、健康な女性の人生を一変させてしまうような深刻な副作用のリスクを冒してまで、

有効性が限定的で不確実なワクチンを接種する合理性は見いせず、このワクチンには有用性が認められない。

6 被害の発生と拡大の背景

このような限界をもつワクチンの承認と接種の拡大の背景には、専門家と企業との深刻な利益相反問題がある。そのひとつが、「子宮頸がん征圧をめざす専門家会議（以下、「専門家会議」という）をめぐる問題である。専門家会議は、HPVワクチンの承認審査中の2008年11月に設立され、検診の受診率の向上や、HPVワクチンの早期承認と公費負担の実現、HPVワクチンの接種率向上等を目的に掲げて活動し、立法・行政・メディアにも大きな影響を与えた。しかし、その後の調査によって、専門家会議はHPVワクチンのメーカーから多額の寄付を得て活動を行っており、専門家会議の事務局はサーバリックス販売開始の8ヶ月前までGSKの元マーケティング部長だった人物であったことが判明している。この専門家で組織された啓発団体の活動は、ワクチンメーカーの偽装プロモーションであるという他はない。

7 訴訟の意義

訴訟では、国に対しては国家賠償責任と損失補償責任、被告企業に対しては製造物責任、不法行為責任に基づく賠償金の支払いを求めている。しかし、訴訟の目的は賠償金の獲得にとどまるものではない。被害者の願いは、将来にわたって医療や生活全般にわたって安心して生きていけるようにすること、また、真相を明らかにして被害をくりかえさないようにすることである。訴訟により国と企業の法的責任を明確にし、それを基盤に真の救済と再発防止を実現していきたいと考えている。

第 2 次 新 横 田 基 地 公 害 訴 訟 ～静かな空を求めて～

三多摩法律事務所 佐藤 宙

1 横田基地の概要と訴訟の歴史

横田基地は、総面積7平方キロメートル以上、福生市や昭島市などの5市町村にまたがる巨大な米軍基地である。横田基地は、在日米軍及び米第5空軍の司令部のある中枢基地であり、2012年には自衛隊航空総隊司令部も設置され日米一体の軍事活動を展開する拠点となっている。また、輸送中継の機能を有する基地とされ、多くの輸送機、ヘリコプター等が在駐している。最近では降下訓練が繰り返され、戦闘機の離発着が頻繁に行われているほか、2017年からはオスプレイの移駐が予定されるなど、攻撃的な役割も強化されるようとしている。

軍用機の離発着や旋回訓練飛行の際に発せられる騒音はすさまじく、住民らは長年この飛行騒音に苦しんできた。住民らは、1976年に、国を被告として、軍用機の飛行差止めや、騒音に対する損害賠償を求める裁判を日本で始めて提起した。以降、最高裁判所も含め、全ての裁判で米軍機の騒音が違法であるとして、損害賠償を認める判断が下されている。にもかかわらず、横田基地からの激しい騒音が止むことは無かった。

そこで、2013年3月、1000名を超える地域住民が原告となり、国を相手に、飛行差止めや損害賠償を求める訴訟を提起した。これが、第2次新横田基地公害訴訟である。

2 第2次新横田基地公害訴訟について

(1) 請求内容

この訴訟における請求内容は、米軍機及び自衛隊機などにより住民が被っている騒音被害に対する①損害賠償（将来請求を含む）、②午後7時ないし午前5時までの軍用機の飛行等の差止めである。

この訴訟における請求の特徴は大きく2点ある。まず1点は、夜間時間帯のみならず、夕方（午後7時）以降の時間帯の飛行差止めを求めたことである。多くの住民にとって、夕方の時間帯は家族団らんや休息のための時間帯であり、夜間時間帯と同様、特に静穏が確保されなければならない。にもかかわらず、横田基地周辺では、夕方時間帯も多く航空機騒音が発生しており、地域住民の団らん・休息が著しく害されている。そこで、この訴訟では、団らん・休息時間の静穏を実現するために、夜間時間帯に加え夕方時間帯の飛行差止めを求めたものである。

2点目としては、告示コンター外に居住する住民も原告としたことである。告示コンターとは、国が住宅防音工事等の施策を行う対象地域を画する線であり、これまでの横田基地訴訟では、コンター内に居住する住民を原告としてきた。裁判所も、コンター内に居住する住民に対しては、受忍限度を超える航空機騒音が発生しているとして、その請求を認めてきた。しかし、国は、2005年にコンターの「見直し」を実施し、コンター地域が大きく縮小されてしまった。これにより、従前のコンター内に居住していた多数の住民が、コンターから外されてしまうこととなった。しかし、コンターから外されてしまった地域においても苛烈な騒音が生じており、受忍限度を超える騒音が発生していることに変わりはない。そこで、この訴訟では、コンター「見直し」によりコンター地域から外されてしまった住民についても、代表者5名を原告として損害賠償を求めることしたのである。

(2) 深刻な被害実態を明らかにするための主張・立証

この訴訟は、2017年3月の結審予定である。この間、原告らは、横田基地周辺において苛烈な飛行騒音が生じていること、それにより睡眠の妨害や、会話・電話妨害、テレビ等の視聴妨害、健康上の被害等をはじめとする様々な被害が生じており、住民らが受忍限度を超える深刻な騒音被害を被っていることを明らかにしてきた。

被害実態を裁判所に訴えかけるのは、何よりも原告本人の声である。この訴訟では、原告ら全世帯について陳述書を提出したほか、合計16名の原告の本人尋問を行った。陳述書や尋問においては、騒音の激しさ、それにより平穏な生活を切り裂かれることの苦しみを、いかにリアルに伝えるかを重視した。中でも、コンター外に居住する原告らについては、コンター内の地域と同様に受忍限度を超える騒音被害が生じていること明らかにするため、追加の陳述書を提出したり、同原告ら5名の尋問を行うことで、被害実態をより具体的に立証した。

また、基地の危険性や、被害実態を裁判官に体感してもらうために、2度に亘り現地見分を実施した。現地見分では、横田基地や被害地域の広大さや、住民が危険と隣り合わせの生活を強いられていること、閑静な住宅地の静穏が航空機騒音により妨害される恐怖を、裁判所に身を以て実感してもらうことを最大の目的とした。この見分において、大型輸送機が基地の滑走路に着陸していく様や、離着陸ルート直下にある小学校の真上すれすれを飛行していく様子を見分してもらうことができ、裁判所にとっては、まさに「百聞は一見にしかず」という体験であったのではないかと思う。

以上に対し、被告国は、横田基地が国民の幸福追求権を実現する重要な役割を果たしているなど高度の公共性を有するとして原告らに対して航空機騒音による被害を甘受するよう求めている（いわゆる軍事公共性の理論）。また、被害地域に転居してきた原告らについては、基地騒音を認識していたはずだとして、みずから危険源に接近したのであるから、その分騒音被害を甘受しなければならない（いわゆる危険への接近法理）など、著しく不当な反論を行っている。これらは、過去の裁判で排斥されている決着済みの争点であり、不当な蒸し返しにほかならない。

加えて、被告国は、横田基地周辺における騒音被害が軽減している旨の主張をしている。しかし、日米同盟の深化のもとに戦争する国づくりを進める安倍政権の下、横田基地の機能はいつそう強化され、現に最近の騒音発生回数は増加している。さらに、地域住民の反対を無視して、欠陥機オスプレイの配備も強行されようとしている。騒音被害は深刻化こそすれ、軽減される兆しは一切ない。

被告国の主張は、いずれも不当なものであり、認められる余地はない。

(3) 根本的な被害救済のために ～飛行差止めと将来請求～

飛行差止めは、言うまでも無く被害救済のための最も根本的な手段である。しかし、裁判所は、米軍機の飛行は、第三者である米国の行為であり、日本国がその差止めをする権限を有しないとして、米軍機の飛行差止めを求める訴え全てを排斥してきた（いわゆる第三者行為論）。裁判所がこの不当な立場を変えない限り、司法による被害の根本的救済への道は閉ざされることになる。

他方で、第4次厚木基地訴訟における最高裁判所判決(2016年12月)は、自衛隊機の夜間差止め及び一定期間の将来の損害賠償請求を認めた地裁及び高裁判決を覆し、原告らの差止請求及び損害賠償の将来請求を排斥する不当な判断を行なった。

飛行の差止めも将来請求も否定する最高裁の立場は、違法な騒音にさらされている住民らに、繰り返しの提訴を強いるものであり、その不当性は明らかである。このような最高裁判所の不当な判断を覆し(打ち破り)、飛行差止め、将来請求を勝ち取るべく、最後まで尽力する所存である。

3 最後に

このような判決を勝ち取るためには、裁判所が被害に向き合い、被害救済のために、裁判所としてどのような判決をすべきであるか正面から検討するよう求める提起が必要である。原告団及び弁護団は、一丸となりそのための主張立証を尽くしてきた。

安倍政権のもと、戦争する国づくりが強行されている。その中で、横田基地をはじめとする国内の軍用基地では、いっそうの機能強化が行われ、地域住民の被害はさらに深刻化している。沖縄の辺野古では、住民の意思を踏みにじって基地建設を強行しようとする暴挙が今も行われている。このような安倍政権の暴走を止めるためにも、必ずや良い結果を勝ち取りたいと思う。

上原元国立市長に対する求償請求事件

弁護団員 日野市民法律事務所 窪田 之喜

上告棄却による最高裁の判断回避

誠に残念な報告となりますが、本事件は昨年12月13日付最高裁決定により上告棄却・上告不受理となりました。各方面からのご支援をいただき、昨年12月21日付にて3本の補充書も提出すべく事前に最高裁にも伝え準備もほぼ完了し、今春中にも原判決破棄の判決を得られるものと考えていた矢先のことでしたので残念でなりません。

憲法の地方自治の本旨・住民自治の解釈、憲法29条2項の「公共の福祉」による財産権制限、13条と25条による景観権、景観条例や地区計画条例など自治立法権による財産権の制約と首長権限、住民自治と住民運動及び首長の役割、それらを踏まえた上原市長の行為の適法性、議会の債権放棄議決と1年半もの後新しい選挙で選ばれた市議会による債権行使決議の効力の関係、明和地所から同額の寄付がなされたことによる損害の補填、報道されていない議会発言を「報道されて」顧客に影響を与えたと主張立証のない事実を認定した高裁判決の審理不尽等多岐にわたる論点について、最高裁は判断を回避してしまいました。

以下は、昨年12月末に出した報告と訴え文です。

「ご報告と願い」 上原さんと弁護団の判決直後の訴え

歳末のお忙しい毎日をお過ごしのことと存じます。

本日は、誠に残念なお知らせをしなければならない事態となりました。

私どもは、皆さまから大きなご支援をいただき、国立市が明和地所に支払った2500万円の損害金を当時の市長であった上原に求償請求する裁判に対し、上原の諸行為は大学通りの景観保持のためにたたかった住民自治を実現する自治体首長の適法行為であり、議会が債権放棄議決をしていること、同額が直ちに明和地所から寄付されて市財政の損害は補填されているなどを主張してたたかってまいりました。

一審勝訴、二審敗訴の後、上告審（最高裁判所平成28年（オ）第580号、平成28年（受）第734号事件）では、市議会での放棄議決とその1年6か月後の新市議会での行使決議の効力の関係（行使決議に放棄議決の効力を否定する力はないこと）を研究者の意見書を踏まえて論じた補充書（1）、明和マンションが違法であると指摘した高裁判決を引用してなされた議会答弁について、その答弁が「報道されて顧客が知り、営業損害及び信用棄損が生じた」とする高裁判決認定が両当事者の主張・立証もない「報道」認定した誤りが明白な審理不尽の違法であることを指摘した補充書（2）を提出していました。

さらに、地方自治に係る専門誌に緊急発表された研究者の高裁判決批判の論文をふまえた違法性と責任に関する補充書と、自治体首長経験者・現職8名の方から寄せられた意見書を踏まえた上告理由補充書、本人名による補充書の3本の補充書をほぼ完成させ、提出日を12月21日とすることも最高裁に予告して、最後の校正をすすめているところでした。

にもかかわらず、最高裁は、12月13日、「上告を棄却」、「上告審として受理しない」との決定を出し、それは翌14日昼、送付されてきました。全く思いもかけない事態でした。

この結論は、国立の大学通りの景観保護をめぐる努力してきた国立市民と国立市、当時の市長上原の「オール国立」というべき住民自治の営みについて、これを憲法92条の地方自治の本旨・住民自治の観点から理解することを避け、債権放棄議決に対する最高裁判所判例に照らした判断も回避し、結果として日本の地方自治における自治体首長の役割を軽視し委縮させる、承服しがたい決定であると言わざるを得ません。

国立大学通りの明和地所マンションをめぐる事件の核心は、国立住民自治がつくり上げてきた大学通りの景観保護の歴史をふまえ、明和地所マンション周辺の地権者が自らの土地利用に高さ制限を付す地区計画を提案し、これを受けた国立市議会がこれを条例化し、当時の上原市長がこれを実行した、全国的にもまれな市民の自治力による景観保護運動の前進にありました。その後のいくつもの訴訟を手段とする住民運動や、景観審議会からの明和地所に対する高さ制限勧告・公表などもこの地区計画条例にまで到達した住民自治の前進を反映したものでした。一審判決が上原の行為を「景観保護の理念」に基づくものと核心をとらえ、多くの研究者の論文でも住民自治による地方自治の前進、景観保護行政の前進として評価してきたものでした。

これを見ずして、市長上原の集会での発言や、都行政に対する要請などを悪意をもって企業の利益や信用を棄損する違法行為呼ばわりすることは、およそ地方自治の本旨と現実を理解しない企業利益擁護に立った偏見でしかありません。高裁判決はその最たるものというべき判決でした。

最高裁決定は、その高裁判決をすべて事実認定の問題として最高裁の判断の及ばないこととしてしまい、憲法上の住民自治や地方自治法の解釈適用及び最高裁の債権放棄議決に対する判例等に照らした検討を回避してしまったものです。

一連の国立景観裁判で「景観利益」を法的保護に値する利益として認めた最高裁判所までが、このような乱暴な高裁判決を認めて自らの判断を回避したことに、司法の危機、とりわけ地方自治に対する憲法的な位置づけを欠いた軽視を感じざるを得ません。

私たちは、この司法の回答を深い悲しみをもって受け止め、心の内に燃え上がる白い炎をもって焼き尽くす決意で向き合うこととしました。

弁護団と国立住民運動の責任ある市民は直ちに会合し、「市民自治に投げ返された」課題として受け止め、住民自治の運動としてけじめをつける決意を固めました。

全国の首長や首長経験者、研究者など地方自治の本旨に基づいて、景観・まちづくりに努力してこられた方々のお力を借りて、国立事件で問われた価値を問い直し、司法のこの結論で委縮するのではなく逆にそれをばねにして地方自治の飛躍をはかる意気込みで前進したいと考えます。研究者の皆さんには是非研究対象として改めてとりあげ深めていただきたいと思います。シンポジウムの開催や出版などによって地方自治からの反撃の契機にしていきたいと存じます。

また、現実の賠償金については「上原個人に1円たりとも負担を課さない」、との決意で向き合うことといたしました。司法の無理解が「損害賠償金」と烙印を押したその金額について、私たちは、住民自治に課せられた負担として受け止め、逆に住民自治・景観行政を前進させる基金として位置づけ、国立市民と全国の屈しない住民自治の仲間の皆さんに募金をお願いすることといたしました。これまで多大なご支援をいただいていたことに加えてのお願いで大変恐縮ですが、どうぞ、この決意をお受け止めいただきたく心よりお訴えさせていただきます。

「くにたち上原景観基金1万人の会」運動の提起

くにたち大学通り景観市民の会と弁護団は、1月18日、上原さん、山内敏弘先生外駆けつけてくれた方々と会議をもち、以下の決定をしました。

①総括と判決批判の論文寄稿や本の出版などの活動、②「上原個人に1円たりとも払わせない」ために「くにたち上原景観基金1万人の会」を立ち上げ半年を目途に5000万円（現在約4500万円の賠償額）を募る。

既に、年始から募金が寄せられ350万円を超えています。この運動を住民自治の運動として完結したいと考えます。

自由法曹団員のみなさまにも是非この「1万人の会」運動へのご支援ご参加をお願い申し上げます。

◇刑事・弾圧

「一般人」と「犯罪集団」のレッテルを貼り分けて監視密告社会をつくるツール～共謀罪（テロ等準備罪）創設の改正法案を阻止します

第一法律事務所 三澤 麻衣子

はじめに

今回、字数制限がなかったので、今の私が話せるすべてのことを、この原稿に盛り込みたいと思います。どなたでも、団員でも、団員でなくても、この原稿（＋団の意見書）で使えるところがあったら、学習会でも、街頭宣伝でも、ご自身の原稿でも、自由に使っていただいて構いません。

当然、共謀罪賛成の立場の方の使用はお断りですが。

皆さんの力で、共謀罪を絶対に阻止します。

1 共謀罪ふたたび

3度の廃案にも関わらず、政府・与党は、共謀罪を創設しようとしています。

発端は2016年8月、突然、「組織犯罪準備罪」なる名称の法案の骨子らしきものがマスコミにリークされました（以下「リーク法案」と言います）。出所は不明。骨子を見てみると、過去の共謀罪に対する批判を多少受け入れ、構成要件が限定的で問題がないかのように、かつ、東京オリンピック・パラリンピックのテロ対策を前面に押し出していました。要するに、今度は、「本気」で通そうとしている気配を感じました。あらかじめリークしたのも、それで世間の反応、法案の弱いところを探ろうとしたのだと思います。

そんな思惑は分かっている、当然、団としては、徹底的に反対し、潰すために、治安警察問題委員会を中心に2016年11月、リーク法案の問題点を指摘した意見書（以下「団意見書」と言います）を作成しました。

2016年秋の臨時国会での法案提出はありませんでしたが、あきらめた訳ではなく、他の法案審議との関係や、公明党との意見調整のためであり、絶対に出てくることは分かりました。他の法律家団体、市民団体と協力体制をとり、2016年のうちに、集会、学習会の動きを開始しました。

案の定、2017年1月16日、菅官房長官が、共謀罪創設法案を、今通常国会で提出するとの記者会見をしました。

菅官房長官は「従来の共謀罪とは違う」として、さらにリーク法案での「組織犯罪準備罪」とも名称を変えて「テロ等準備罪」とし、法案新設ではなく組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益

の規制等に関する法律（以下「組織犯罪処罰法」と言います）の「改正案」という形をとることを発表しました。団意見書や2016年の各地での集会等の動きを「監視」し、対策を練ってきたのだと思いますが、共謀罪の本質は全く変わらないことは明らかです。

政府・与党の中には、もしかしたらそのことが分かっていない人もいるかもしれません。分かって推し進めようとしている人とは徹底的に闘い、分かってない人には分かってもらい、政府・与党の中からも疑問の声をあげていただきたいと思います。

2 団意見書

以下、各項目ごとに、団意見書の該当箇所を記載しておきます。この原稿の体裁は、団員向けであるので、法律家として、団員として分かる部分は省略することもあります。不明のところがありましたら、団意見書の該当箇所を読んでいただけたら分かるのではないかと、思います。

3 「共謀罪」の仕組み

2017年1月19日の院内集會でお話しをさせていただいたときに、会場から、弁護士は「共謀罪」の仕組みについて当然のことだと思っているので、法律家以外の人の疑問を理解していない、と指摘をしていただきました。

つまり、例えば秘密保護法にも「共謀罪」の規定がありますが、法律家以外の人は、今回の共謀罪も、各法律に規定されるのか、各法律との関係はどうなるのか、というのが分からないということです。なるほど、そうですね。法律家以外を対象に学習会をするときには、この点を説明しなければいけないと思います。

まず、各犯罪の構成要件（定義）は、刑法やその他の特別法の条文で、各々規定されています。各犯罪の構成要件に当たれば、その各犯罪の規定されている法律の条文に書かれた処罰（懲役とか罰金など）がなされます。

しかし、共謀罪は、各々の犯罪を規定した法律で処罰されるものではありません。政府が目論んでいる形式に合わせて解説すると、組織犯罪処罰法という法律の中に「共謀罪（テロ等準備罪）」という新たな犯罪の規定を作るのです。その「共謀罪（テロ等準備罪）」の構成要件が、

- ① 組織的犯罪集団が
 - ② 長期4年以上の懲役刑（または禁錮刑）が定められている特定の犯罪について
 - ③ 「共謀（2人以上で計画）」し、そのうち誰か1人が共謀した犯罪行為を実行するための「準備行為」を行う
- ことと定義されています。

この①～③に当てはまれば、②で対象となっている「特定の犯罪」ではなく、組織犯罪処罰法の「共謀罪（テロ等準備罪）」の規定で処罰されるのです。

例えば、その指摘をしていただいた方は、お仕事が道路交通法に関係するとのことでした。そして道路交通法115条には、「みだりに信号機を操作し、…道路における交通の危険を生じさせた者は、5年以下の懲役…」との規定があります。この規定によると一番長期の刑は5年です。だから、上記②で言う「長期4年以上の懲役刑」に当たり、この犯罪は共謀罪の「対

象犯罪」になります。そして、この犯罪（信号機を操作する）を共謀して、その中の誰か1人が道具を買うなどして「準備行為」をすれば、組織犯罪処罰法の「共謀罪」規定により処罰されるのです。もともとの犯罪を規定した道路交通法115条で処罰されるものではありません。要するに、本来なら、実際に信号機を操作しない限り、処罰されないのに、共謀と準備行為らしき行動があれば、処罰すること（警察が捜査すること）が可能になるのが共謀罪です。その方は、そう説明をしてもらえれば分かりやすいと、言っていました。

その方からは、今後は、聞いている人たちに馴染みのある法律を使って説明を行うとよい、とアドバイスまでいただきました。素晴らしいです。例えば、国家公務員の学習会なら国家公務員法違反、広く一般市民向けの学習会や街頭宣伝なら分かりやすい刑法でしょうか。

4 近代刑法原則に反する共謀罪～条約違反

（団意見書「1」～「2（1）」：3～7頁）

日本の近代刑法は、原則として犯罪行為の既遂結果を処罰する行為主義（行為原理）をとっています。例外的に未遂、さらに特別な場合に予備罪が処罰されます。予備罪は、爆弾の材料を用意する、偽札を製造する機械を作るなど、それ自体危険な行為である場合です。

そして、政府が共謀罪創設の根拠としている国際組織犯罪防止条約は第34条1項で「締結国は、この条約に定める義務の履行を確保するため、自国の国内法の基本原則に従って、必要な措置（立法上及び行政上の措置を含む）をとる。」と規定されています。

人が具体的な犯罪の行動をしてないのに、共謀しただけで処罰することは、日本の近代刑法の原則に反するのです。

この点、2016年のリーク法案や、菅官房長官が記者会見で語った、これから提出しようとしている改正法案では「準備行為」という客観的な（具体的な）行動があつてはじめて処罰されるから、行為主義には反しない、としたいようです。

しかし、後述するように、本質は全く変わらず、行為主義に反することは明らかです。

5 共謀罪は憲法違反でもある

先ほどの院内集会で他の方から出たお話しですが、治安維持法、特高警察による思想弾圧により第二次大戦に突入した日本だからこそ、憲法で明確に思想・良心の自由が規定されているのだ、と。そうです、共謀罪は、人の内心を処罰するものであり、憲法違反でもあるのです。

6 構成要件の修正が意味のないこと

（団意見書「3」：8～14頁）

従来の共謀罪法案とリーク法案とでは、「犯罪主体」と処罰の「対象行為」の構成要件が形式的には違っていて、限定されているかのように見えます（団意見書8頁に対照表があります）。菅官房長官の前述の記者会見では、提出法案は、さらに限定を検討しているようです。しかし、何度も言いますが、本質は変えようがありません。

（1）「準備行為」要件の現実

（団意見書「3（1）」：9～11頁）

ア 結局は内心で判断される

菅官房長官は「テロなどの準備行為があつて初めて罰する法案であり、従来の『共謀罪』とは全く違う」と会見で言いました。前述したように共謀罪の「対象行為」は「共謀」だけでなく、「準備行為」という具体的行為があつたときに処罰するから、内心を処罰するわけではなく、行為主義には反しない、と言いたいのでしょう。

しかし、沖縄の高江ヘリパッド建設反対の座り込みの相談をした2人以上の人がいたとします。その内の1人が、2～3日後にゴザを買ったとします。ゴザを買う行為は、ごくごく日常的な行為です。沖縄の人ですから、海に遊びに行くために買ったのかもしれませんが、しかし、この座り込みを阻止したい政府、政府の意のままに動く警察が、座り込みを組織的威力業務妨害罪（組織犯罪処罰法3条1項12号で5年以下の懲役なので要件を満たします）に該当すると決めつけば、「座り込みの相談」＝「組織的威力業務妨害罪の共謀」になり、共謀罪で捜査が可能になります。そして、「ゴザを買った行為」＝「準備行為」として、ゴザを買った人だけでなく、座り込みの相談をした人全員を共謀罪で逮捕・起訴できるのです。

しかし、ゴザを買った行為は、座り込みのためか、海に遊びに行くためか区別はつきません。それなのに逮捕できるのは、捜査機関が、買った人の内心を座り込みのためと決めつけるからです。

イ 監視のための武器

そもそも座り込みを犯罪とすることも極めて恣意的で問題ですが、今の政府、警察、特に公安ならやります。その政府、警察に、さらなる武器を与えるのが共謀罪です。

公安警察は、常に政府に反対する活動家、団体を監視しています。しかし、この監視は、当然違法です。2016年7月の参議院選挙において大分県警別府警察署が労働組合事務所をカメラを設置して盗撮していたことが明るみになりました。このとき、実行者の警察官は建造物侵入罪で処罰されましたが、警察官は「組合事務所に入出入りする労働者が公職選挙法違反の行為を行う可能性があつた」と言い訳しています。このとき、共謀罪があつたら、どうでしょう？ 長期4年以上の公職選挙法違反の共謀をしていたという情報が入つたので「捜査」していた、と言えば適法捜査になってしまいます。公安警察の執拗さは、私が弁護団に入っていた国公法弾圧堀越事件での盗撮ビデオを見れば明らかです。延べ171人の公安警察官が、29日間毎日、多い時は11人体制で、堀越さん1人を尾行し、報告書を作り、一覧表にまでしました。そして、堀越さんが政治的ビラを撒きそうだと、公安警察官が考えたときは、何台ものビデオカメラを、徒歩の警察官の鞆の中から、あるいは尾行した覆面車両の中から回して盗撮していたのです。ご存知のとおり、堀越さんは無罪になりました。この公安警察官たちにお給料を払っているのかと思うと、本当に税金の無駄。

この間の院内集会でも言いましたが、国民を監視したり、集会に潜り込む公安警察や政府関係者の方たちは、自分のやっている仕事が楽しいのでしょうか？

ウ 「テロなど」とは？

菅官房長官は「テロなど」の準備行為に限定しているかのように言います。テロなどの準備行為かどうか、どう判断するのでしょうか？ 結局は、警察が「テロ」の危険があると決めつけ

ればOKなのでしょう。そもそもテロなどの「など」ってなんですか？なんでも入りますよね。

極めて非現実的ですが、仮に「テロ」行為だけに限定できたとしても、後述するように、この法案はテロ対策とは無関係であるし、テロ対策は他で十分手当されているか、あるいは他で手当すべきなのです。

（２）「組織的犯罪集団」の定義の問題点

（団意見書「３（２）」：１２～１３頁）

ア 組織的犯罪集団は誰でもなれる

従来の共謀罪では犯罪主体を「団体」としていましたが、リーク法案では「組織的犯罪集団」と定義されていました。しかし、共謀の時点で犯罪実行の共同の目的があればよく、「組織」としての体をなす必要は全くありません。同窓会で久しぶりに集まって飲んでいるとき、盛り上がりすぎてしまい「昔気に入らなかった奴が店をやっているから、その店のシャッターにカラースプレーで悪戯しよう」と相談したら、組織的威力業務妨害罪という犯罪の共謀をした「組織的犯罪集団」に該当します。リーク法案のままなら、当然に誰でも共謀罪の対象となるのです。

この点、菅官房長官は、法案提出に向けて「犯罪の主体を限定するなど一般の方々が対象になることはありえないことが明確になるよう最終的な詰めを行っている状況」と言っています。どのような「詰め」なのかわかりませんが、どんなに犯罪主体を限定しても、対象犯罪が広汎過ぎる以上、一般人は入らざるを得ないはずです。

イ そもそも「一般人」とは？

———政府・警察が決める

国民のほとんどは自分を「一般人」だと思っています。テレビで、組織犯罪処罰法である会社が摘発されたとします。テレビを見た国民はどう思うでしょうか？「あの会社の人たちは、私たち一般人とは違う犯罪集団なんだ」と思う人がほとんどです。

政府は、共謀罪を組織犯罪処罰法の「改正案」として共謀罪（テロ等準備罪）を新設すると言っています。そもそも、新法ではなく、もともとある法律の改正という形式をとること自体、国民の抵抗感を低くしようとしているとしか思えません。そして、組織犯罪処罰法は、当初は暴力団対策が目的でした。しかし、赤旗新聞の記者の方から聞いた話では、組織犯罪処罰法の今の運用は、普通の投資会社が赤字で採算がとれなくなっているにも関わらず、投資資金を集めたような場合に組織的詐欺罪で摘発するのがメインになっているとのことです。もともと合法的な会社で、下の方の営業社員は、自分の会社が赤字になっていることも知らずに投資を勧誘している場合もあるでしょうし、経営陣も今は赤字でも乗り越えられると思っていて、自身の会社の勧誘は合法だと思っていた場合もあると思います。それでも下の社員含めて、犯罪集団として摘発しているというのが、今の組織犯罪処罰法の「メインの運用」なのです。この組織犯罪処罰法の改正で「付け加わる」共謀罪の運用が一般人に及ばないわけがありません。

それよりも簡単なことは「一般人」か「組織的犯罪集団」か決めるのは警察、あるいは、その背後にいる政府です。

菅官房長官の言う「一般の方々が対象となることはありえない」というのは、「政府や警察

の方針に逆らわない方々には『一般人』のレッテルを貼ってあげるので、共謀罪の対象となることはありえない」ということです。

(3) テロと無関係に広汎すぎる対象犯罪

(団意見書「3 (3)」：13～14頁)

菅官房長官は、対象犯罪を減らす余地があり、676から300以下の可能性があるとも言っていますが、テロに限定なら300以下でも多いし、いずれにしてもテロ対策としての共謀罪は不要です。

例えば、先ほどの例のように、同窓会で盛り上がってカラスプレーで悪戯しようと話したとき、その人たちは冗談で言ったのに、近くで飲んでいた人が、本気にして警察に通報したらどうでしょうか？同窓会にいた人たちは、警察の捜査対象となる可能性があります。警察もどこまで本気になるかわかりませんが、たまたま見回りの警察官に誰かが報告し、その警察官が見ているときに、同窓会の1人が、近くのコンビニに行って、たまたま買おうと思っていたマジックを買ったらどうでしょう？カラスプレーの代わりにマジックで悪戯するための「準備行為」だと警察官が誤解したら、同窓会の全員が逮捕まで行かなくても任意同行を求められる可能性があります。酔っぱらっているのだから、抵抗して誤解が大きくなって、公務執行妨害罪で逮捕される人も出てくるかもしれません。翌日には「組織的犯罪集団が警察に抵抗し逮捕」との記事が載るかもしれません。会社も首になるかもしれません。

私は、共謀罪は、一般国民同士の中でも過剰な監視密告社会の雰囲気を作りだす危険があると思っています。

対象犯罪を300以下にしても、一般人へ弊害が及ぶ危険、政府・警察の国民監視の口実に使われる危険は同様です。

7 立法事実の不存在

(1) 国際組織犯罪防止条約の締結のためは嘘～そもそもテロ防止条約でない

(団意見書「2」：5～7頁)

政府は「テロ等準備罪」と言って誤魔化していますが、そもそも、その根拠条約である国際組織犯罪防止条約（政府は、この条約を締結するために共謀罪が必要だと言っている）は、9・11の同時多発テロより前に制定されています。同条約は、テロ防止目的でなく、単なる国際的なマフィア対策だったのです。

そして、外務省のホームページでは、「国連その他の国際機関では、これまで13本のテロ防止関連諸条約が作成され…我が国は、2015年8月現在、下記の13条約の締結を完了しました。」と記載されているのです。そして、これらの条約に基づく国内法も整備されており、テロ防止とは目的の異なる本条約を根拠としてテロ対策の共謀罪を成立させる必要は全くないのです。

(2) 東京オリンピック・パラリンピックは無関係

(団意見書「2 (2)」：7～8頁)

政府は、東京オリンピック・パラリンピックのためのテロ対策といえば、国民が騙されて納

得しているのです。

そもそも、日本をテロの対象とされうるような危険にさらそうとしているのは、戦争法を押し進めた安倍政権に他ならないのに。

8 戦争法案を維持するための監視・密告社会づくり～戦争する国づくり

(団意見書「4」：14～17頁)

2015年に戦争法を強行採決した政府は、この戦争法を維持する監視体制を整えるために、2016年刑訴法を改正して盗聴法拡大、司法取引導入を行いました。

なお、当初、刑訴法改正の目的であった冤罪防止のための取調可視化は一部のみになり、自白後の取調べしか録画しません。その結果、むしろ冤罪の危険を大きくしています。その最たる弊害の現れが、本来なら、自白映像は「自白の任意性」（本心から自白したか、捜査機関に強制されたか等の判断）の判断のみに使用されるはずが、「自白の信用性」（本当に犯罪をやったかどうか）の判断に使用され、裁判所に有罪の心証が形成され、有罪判決となった今市事件一審判決です。今、団員が弁護団に加わり、控訴審を争っています。

そして、今、共謀罪で政府は監視体制の仕上げをしようとしています。

共謀罪が創設されれば、監視が見つかって言い訳ができることは前述のとおりですが、さらに、監視方法も拡大しています。要件が緩和され対象犯罪が拡大した盗聴法により、ありとあらゆる通信手段を監視することができるのです。それも合法的に。

さらに、公安警察の常とう手段、協力者や潜入者を作り、弾圧したい団体で、適当な犯罪の共謀にあたるような話をさせます。そして、その人に準備行為にあたるようなことをさせた上で、自首させるのです。その協力者や潜入者は、司法取引により無罪放免。他の団体構成員は根こそぎ組織的犯罪集団で摘発できます。

監視密告社会のできあがり、戦争へ通じる道です。

治安維持法の勉強をしている弁護士から、当時の背景が今と似ているとの報告があり、ぞっとしました。

9 監視密告社会ではなく心のケアのできる社会を

今年のある労働組合の旗開きで、自民党の区議会議員が「自民党は戦争をしたがっていると思われるが違います。平和を愛しています。」と話していました。

おそらく彼らは、本当にそう思っている人もいると思います。でも、方法が間違っています。

また私は、今年のお正月に映画スターウォーズの最新作を見ました。ネタバレになってしまっていますが、私は、映画の前半は、何回も涙が出ました。銀河系を暴力と恐怖で支配しようとしている帝国軍が大量破壊兵器を開発するのですが、平和を望み、それを人生かけて阻止しようとしている人がいて、その人の意志を継ぐ人たちが立ち上がって、兵器の阻止（破壊）のための行動をとろうと決意するのです。でも私が、涙したのは、そこまでです。兵器を阻止しようとして、結局戦争して、敵も味方も大勢死んでしまいます。所詮、アメリカの作った映画なのではないでしょうか。

世界ではまだ戦争している国があります。戦争を終わらせたいなら、戦争で傷ついて逃げて

きた人を受け入れる法律を作ればいいのではと思います。そして、家族を失い、自分も傷ついた人が報復の行動をしないよう、あなたを大事に思ってくれる人は沢山いるんだよ、と教えてあげられる社会を作ればよいと思います。必要なら法律も。

ものすごく大変なことだとは思いますが、戦争をなくすのは、誰かが報復をストップすることです。

戦争法は戦争することが前提で、報復の連鎖を止めることはできません。だから、戦争法はいらないし、それを維持するための監視密告社会をつくる共謀罪は絶対にいらないのです。

必要なのは、戦争で傷ついた人の心をケアできる社会と法律だと、思います。

そんな社会と法律が、世界の半分の国でできたら、戦争はなくなるんじゃないか、と思います。

10 今後の運動

院内集会で、街頭宣伝で3分で訴えるにはどうしたらよいか？と質問されました。

街頭宣伝は、問題意識を持っていない、しかも政府から監視されているなどとも思っていない「一般人」が対象です。だから、私は、以下の3つの流れで話をしようと思っています。

- ① 「自分は一般人だから関係ないと思っていませんか？」と呼びかけ、一般人かどうかは警察が決めると話をして、上記6（2）イの話、誰でも組織的犯罪集団になりうることを話します。
- ② さらに、政府の監視対象になるなんて思っていない人たちですから、上記6（3）の同窓会の話をして、誤解から、一般人も巻き込まれうるという話をします。
- ③ 最後に、では、どうしてこんな問題のある共謀罪を政府は作ろうとしているのか？そこで、戦争法維持のための監視密告社会を作ろうとしている、今の流れは、治安維持法、特高警察の時代と同じだ、と訴えます。

11 絶対に阻止できます

今、左翼も右翼も関係なく、法曹関係者でもない知人からも共謀罪への反対や疑問の声をいくつか聞くようになっていきます。また、全く疑問を持っていなかった人でも、飲み会の席などで話をすると、問題意識を持ってくれます。

共謀罪＝治安維持法、公安＝特高、戦争法＝第三次世界大戦ということが、本当の意味で「一般の」日本国民の中でも、現実的に想像できる流れが来ていると思います。

共謀罪を阻止し、ひいては、戦争法も廃止させ、戦争しない日本、平和な世界が訪れることを確信して、運動に取り組んでいきたいと思っています。

刑訴法等「改悪」一括法案反対の闘いを振り返って

たんぽぽ法律事務所 弓仲 忠昭

1 はじめに

2016年5月24日、冤罪被害者や多数の市民、法律家団体、共産党・社民党などの反対を押し切り、盗聴拡大を含む刑事訴訟法等「改悪」一括法案が可決成立した。

この法は、取調べ事件の1%にもならないごくごく限られた事件につき、抜け穴だらけの「取調べの録音・録画」「可視化」の導入（他事件で起訴後勾留下の取調べには録画義務なし・可視化の対象にはならないとの政府答弁。検察官の任意性立証のみならず、今市事件のように罪体立証に使われる可能性。「ニセ可視化」である。）と引き替えに、憲法違反の盗聴拡大、他人を引っ張り込む密告奨励の捜査公判協力型「司法取引」（冤罪の温床となることは明らか。）、証人保護の名の下で弁護人にも氏名・住所等を秘匿でき得る措置等の毒まんじゅうを種々仕込んだものである。

2 今般の「刑事司法改革」の問題点

足利事件、布川事件、氷見事件の再審無罪の確定、志布志冤罪事件、厚労省村木局長の冤罪事件と同事件における検察官の証拠改ざん事件などを受け、冤罪防止を実現できる「刑事司法改革」を求める声が巻き起こった。そういうなかで、民主党政権下の「検察の在り方検討会議」で提言がまとめられ、その提言を受けた江田五月法務大臣の諮問につき調査審議するために、2011年6月6日、「法制審議会」に「新時代の刑事司法制度特別部会」が設置された。

そもそも、冤罪を克服するための改革のはずが、法務官僚の思惑が反映されたと思われる江田法相の諮問事項に「取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査……の見直し」とあることを悪用して「供述に頼らない刑事司法実現」すなわち「捜査権限の拡大」（盗聴の拡大や司法取引などの導入に道を開くものであった。）を図り得ることになった。また、その議論の場を警察・検察・法務省に圧倒的有利な委員構成の法制審の特別部会に委ねたために、特別部会を経た法制審の答申に基づき提出された法案は、上記のごとく冤罪防止とは無縁の悪法となった。

3 日弁連執行部の裏切り

上記特別部会の答申案を取り纏める過程で、多数の会員弁護士の反対意見や冤罪被害者・支援する市民の大きな反対の声が巻き起こっていたにもかかわらず、日弁連執行部はその反対の声を踏みにじり答申案に賛成した。それだけではなく、日弁連執行部は、法案の早期成立を推進する会長声明をみたび出すに至ったが、これは冤罪被害者を先頭とする法案廃案運動への大きな裏切りであり、法案成立への大きな力となったものである。

4 衆議院での法案審議過程

2015年の第189回通常国会では、同年3月の衆議院への法案提出後、共産、生活、社会、無所属（糸数氏）の超党派国会議員と市民との院内勉強会が繰り返し開かれ、盗聴拡大や司法取引の危険性が超党派国会議員を含む勉強会参加者の共通の認識となった。

衆議院法務委員会では、野党議員の奮闘もあって、①取調べ「可視化」、②司法取引、③裁量保釈・証拠開示等、④通信傍受（盗聴）の4つのテーマ毎に参考人質疑を行うなど徹底審議が行われた。民主・維新・共産の野党3党は委員会審議に結束して臨み、法案の問題点を徹底的に暴き出し、徹底抗戦の上俣に衆議院で強行採決されたとしても参議院段階での廃案も展望できるところまでできていた。

ところが、8月4日夜には、民主・維新両党がくずれ、従前の主張が骨抜きとなる修正案（実質的には政府案と変わらないもの）で合意するに至り、結局、衆議院での修正案可決となった。民主、維新の現場の担当法務委員のそれまでの奮闘ぶりとは裏腹な対応には、両党上層部からの強い圧力があったと思われる。さらに、その背後には、法案提出以来の、共産党を除く、与野党各会派への日弁連執行部からの法案成立へ向けた強力なロビー活動があったことが判明している。

5 参議院での法案審議過程

参議院では、2015年8月21日、本会議で上川陽子法務大臣から法案の趣旨説明が行われた。これに対する質疑では、衆議院での採決で法案に反対した共産党の仁比聡平議員のみならず、所属政党が衆議院で与党と修正合意のうえ採決で賛成した民主党の小川敏夫議員や維新の党の真山勇一議員らまでが、いずれも法案の問題点を鋭く指摘して大臣を追及した。参議院法務委員会での徹底審議を求める姿勢を示したのである。結局、参議院法務委員会では、本法案の実質審議に入れないまま、戦争法案強行の混乱のなかで会期末を迎え、本法案の成立を阻止して継続審議となった。

2016年の第190回通常国会では、参議院法務委員会での法案の実質審議が4月から始まった。布川事件の桜井昌司氏、小池真一郎弁護士、浜田寿美夫奈良女子大名誉教授、淵野貴生立命館大教授、原田宏二元北海道警察警視長、豊崎七重九州大教授らが、法案反対の立場から参考人として意見陳述し、本法案の問題点を鋭く指摘した。結局、本法案は、5月19日の参議院法務委員会、5月20日午前の参議院本会議、同日午後の衆議院法務委員会で各可決のうえ、5月24日衆議院本会議で可決成立した。

参議院法務委員会の採決では、民進党も賛成に回り、共産党の仁比聡平議員のみ反対したが、自民党の三宅伸吾議員、民進党の小川議員の各賛成討論は、私たちが提起し続けた法案の問題点を縷々列挙するなど、あたかも反対討論のごとき討論ぶりで、反対論の正当であることが裏付けられた。

6 運動の広がり

盗聴・密告・冤罪NO！実行委員会、盗聴法廃止ネットワークなどの市民の闘いととも、2016年3月には、自由法曹団、青年法律家協会、日本民主法律家協会、社会文化法律センター、日本国際法律家協会の法律家5団体が共同行動を申し合わせ、廃案を求める共同声明、記者会見、日弁連会長への面談、申し入れ、共同の集会・デモなど運動をくり広げた。

4月8日の宇都宮地裁の今市事件有罪判決では、法案を先取りしたかのように実施された取調べの部分録画につき、その録画の一部が証拠採用され、有罪認定の実質証拠とされたことは衝撃であった。部分録画が悪用されればどのように使われるかを如実に示した今市判決は、裁判員の「物証がない本件では、録画がなければ有罪にできなかった」との発言と相まって、反対運動の広がりに大きく「貢献」した。

法律家5団体と前述の2市民団体に加え、刑事法研究者の会を加えた8団体の共同行動も実現し、反対の声をマスコミ、日弁連、民進党などに届け続けた。

8団体の共同行動の広がりの中で開かれた「5・10刑訴法等改悪を許さない緊急院内集会」は参加300名を超える盛況となった。今市事件弁護人一木明氏は、別件逮捕中の最初の自白場面の録画はなく、その後の取り調べの自白場面の録画が有罪証拠とされたことを批判、法案が可決されれば、このように部分録画は検察側に都合よく使われることが常態化すると警鐘を鳴らした。東住吉事件の青木恵子さんは、娘を助けられなかったのは殺したも同然だと刑事から執拗に迫られ、嘘の自白に至った経緯を詳細に報告、密室の取り調べは全て録音録画されるべきで弁護人の立会も必要と涙ながらに訴えた。布川事件の桜井昌司さんも、新たな冤罪を生み出す法案に日弁連が賛成しているのが信じられないと述べた。日弁連宇都宮健児元会長も、部分可視化ではなく全過程可視化しなければ意味がない、日弁連がなぜ賛同するのか分からないと批判。

参議院法務委員会での採決予定が迫る中、日弁連刑事法制委員会は、別件起訴後勾留中の本件取調べには録画義務なしとの政府答弁に対し、起訴後勾留中も録画義務があることを明確にする修正案を出すべきとする意見を日弁連会長に上げた。しかし、日弁連執行部は、政府解釈が間違っているとするだけでその意見を無視し、法案修正を求めることはなかった。

8団体は、それぞれ、民進党や日弁連へ、法案推進の方針変更を迫る要請を続けた。マスコミへも法案の問題点を指摘し続けた。民進党やマスコミとの接触のなかで異口同音に語られた。「しかし、日弁連が賛成・推進しているのでしょ?!」と。

参議院法務委員会筆頭理事（自民・民進）同士で合意したとされるヘイトスピーチ法案成立と刑訴法等採決容認の流れを止め得ないまま、残念ながら、8団体に結集した法案成立阻止の熱い思いは実現せず、法案の成立を許した。

しかし、改悪法の悪用阻止への闘いなどにむけ、ともに闘いぬいた8団体の共同の枠組みを緩やかに維持し連携していく歩みも始まった。共謀罪反対の運動への連携も始まっている。

7 反省点

自由法曹団としては、4次にわたる反対意見書を作成・配布するなどし、積極的に反対運動の重要な一翼を担ったが、法制審の「新時代の刑事司法制度特別部会」が設置された際、法務大臣の諮問事項に「取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査……の見直し」として「捜査権限の拡大」が議論されようとし始めた際に機敏に反応できず、全力傾注に遅れを来した点は反省材料である。また、法制審特別部会での議論の過程で、日弁連主流や執行部が、政府法務省との妥協路線に走り、警察・検察の「権限拡大」を許しても「可視化さえとれば」と後退していく状況下で、警戒感が不足し、団をあげての闘いが十分ではなかったのではなかろうか。後藤昭教授など法案推進派の学者らに対する批判的積極的論争も十分にできたとはいえない。

また、本法案の賛否についての日弁連執行部内の団員や理事である団員との率直な徹底した議論が不十分であったことも反省点である。執行部・理事になったのだから仕方ないとの論が克服できなかった。今後の課題である。

8 今後の闘いの展望

8団体の共同行動の広がりの中で、私たちは新しい仲間との新たな連帯を深めることができたのは大きな成果といえよう。

今後の課題としては、改悪盗聴法・改悪刑訴法の悪用阻止のため、「改悪盗聴法による運用」の監視と悪用の阻止、「取り調べ過程の録画」の実質証拠化の阻止、「司法取引」を使わせない刑事弁護の実践などが求められる。加えて、「改正」法による規則制定への監視、見直し時期に向けて「改正」法の冤罪防止・人権擁護のための見直し案の提起などがあげられる。冤罪絶滅への闘いを基本に据えた「民間法制審」運動への連帯も重要である。法案を推進した日弁連執行部の誤りを指摘しつつも、会員弁護士として将来に向けての協力関係を構築する努力も必要であろう。

今、法案提出が準備されている共謀罪創設法（テロ等組織犯罪準備罪新設法）案では、日弁連に対策本部があり、日弁連とともに闘い得る条件はあるが、一部に共謀罪容認論も出てきていることに警戒は必要であろう。

盗聴拡大・司法取引導入下での「共謀罪」は、戦争する国づくりの総仕上げに踏み出すもので、密告・監視社会への道に連なる。これを阻止するために、刑訴法等「改悪」反対運動での成果を大いに生かすとともに、さらに連帯の輪を広げよう。

倉敷民商弾圧事件について

第一法律事務所 鶴見 祐策

1 弾圧事件と裁判の現状

事件は2つ。①事務局長と次長に対する税理士法違反（小原・須増事件）と②事務局の禰屋さんに対する法人税法（遁脱幫助）と税理士法違反の事件（禰屋事件）である。①は、有罪判決の取消しを求める上告審が最高裁の第3小法廷に係属している。地元岡山支部の団員8名と全国から参加した団員33名による総括的な上告趣意書と東京支部の団員4名の各趣意書および補充書が提出されている。②は、昨年12月14日に検察の論告求刑と弁護団と本人の意見陳述が行われた。検察官の求刑は懲役2年。弁護側は公訴棄却と罪体の無罪を主張した。裁判所は3月3日の判決期日を指定。全国的な支援により毎回の法廷は傍聴者が溢れている。

2 税理士法違反の口実

税理士法は、税理士業務を「税務代理」「税務書類の作成」「税務相談」と規定（2条）し、無資格者の業務を罰則で禁止している（52条・59条）。

全商連・民商は「自主計算」「自主記帳」「自主申告」を運動の基本としてきた。そのため民商（事務局員又は役員）は、会員による自主申告の実践に必要な助力を行っている。倉敷民商も例に漏れない。事務所に備付けの税務ソフトとパソコンがあり、会員持参の会計資料により数値を打ち込むと自動的に用紙が印刷され、会員の署名捺印（又は記名押印）により申告書を作成できる。税務ソフトの共用であり、この実態に争いはない。事務局の関与は「代書」域を出るものではない。「代書」が「作成」に当たらないことは国税当局の通達も認めている。裁判所も申告内容の適正を肯定している。にもかかわらず、有罪判決は、その結果を事務局が「是」と「判断」したから他人の「税務書類の作成」に該当すると言う。まさに詭弁である。

歴史を辿ると太平洋戦争に突入の東条内閣が膨張する戦費の調達に収税官吏経験者の動員を図った「税務代理士法」に始まっている。戦後、民主化の国際公約の履行を迫られた政府は、国民主権の新憲法の施行にともない賦課課税を廃して申告納税制度を導入したが、それに適合する制度改革が意図的に怠られた問題がある。納税者の権利を守るべき税理士像とは無縁の逆に課税権力の協力者（下請け）の役割をほぼ無傷で引き継いで最初の「税理士法」が誕生した。その位置付けが業務独占の保障と不離の関係に立つ。

弁護団は、事件の本質が税務権力と公安警察の連携による民商の結社権の侵害を目指した弾圧にあることを指摘した。そして歪んだ税度的な沿革や権力的な税務行政の実態、納税者の権利に関わる比較法的な検討なども織り込みながら、税理士法の規定の違憲性と可罰的な違法性の欠如などを主要な柱として弁論を展開した。

3 遁脱幫助の口実

禰屋事件では、法人税法違反が比重を占める。当該の建設会社は、購入の土地と住宅の建売

を営んできたが、平成23年から3年間の法人税で疑われた過少申告が「偽りその他不正」に当たるとして槍玉にあげられた。そして「その情を知りながら」それら申告書の作成に関わり同社の社長と常務の犯行を容易ならしめたのが「通脱幫助」に当たるとの口実で禰屋さんが逮捕され、民商事務所が搜索され、パソコンをはじめ大量の資料が根こそぎに持ち去られた。別件の税理士法違反の「摘発」に利用された。

いっぽう「主犯」で起訴された同社の社長と常務は身柄の拘束もされなかった。国税局の言うまま修正申告に応じた上たった1回の開廷で争うことなく執行猶予の判決を受けた。彼らが公安と検察による責任転嫁の策動にも曝されたことは推測するに難くない。

常務が提供する情報しか接し得ない禰屋さんが「知情」を否認するのは当然である。裁判所は、それを口実とする検察の要求に従って保釈しなかった。身柄拘束は1年2カ月に及んだ。弁護活動も深刻な制約を余儀なくされた。

禰屋さんは、保釈後の4開廷に及ぶ証言で真実を明らかにした。会社に出向いたのは年間で決算後の数日に過ぎないこと、会社の会計ソフト（「建設大臣」）が旧式で不具合が続いたこと、もっぱら常務が提供する情報とデーターに依拠し、民商に常備のソフト（「会計王」）とパソコンに頼るほかなかったことなどである。しかも同社には「偽り不正」に通例とされる「資産隠し（着服）」の事実がない。検察官は「売り上げ除外など」というが、余剰の資産が法人外に流失した事実も把握できない。もとより禰屋さんに「知情」の余地がない。

最終段階で立証の不足を覚った検察官は明らかに狼狽した。事件告発の国税査察官名義の「報告書」で補強を試みたが、弁護側の不同意で挫折した段階で裁判所の介在が疑われる。弁護団の抗議を排して裁判所は強引に「鑑定」（刑訴法321条4項）として採用したのである。手続違反は明白であり、忌避申立は当然であった。

4 裁判所の不公正

総じて弾圧に加担する裁判所の姿勢が顕著である。非常識な長期の身柄拘束、傍聴人への過度な干渉と制約、検察立証の野放図な許容と弁護側立証の極端な側限など枚挙にいとまがない。大衆的な裁判闘争のいっそうの強化が求められる。

今市事件について

東京合同法律事務所 横山 雅

今市事件は、2005年12月に栃木県今市で発生した少女誘拐殺害事件である。

商標法違反という別件で逮捕勾留され起訴されていた勝又拓哉氏は、起訴後勾留下での取調べによる自白を経て、裁判員裁判により無期懲役の有罪判決をうけ、現在、東京高等裁判所第

5 刑事部に控訴審が係属している。

当初、控訴審も国選弁護人による弁護団体制で臨んでいたが、昨年9月より、私選弁護団に体制を変更し、東京支部の団員3名を含む合計6名の弁護団体制である。

弁護団は、控訴趣意書提出期限の昨年末の12月28日、控訴趣意書を提出した。現在、進行中の事件ということもあり、詳細を述べることは控えさせていただくことをご容赦願いたい。

- 一審判決の構造 -

一審は、取調べの録音・録画の一部を公判廷で再生し取調べたうえで、勝又氏の自白（検面調書3通）を採用し、有罪とした。

原判決が認定した勝又氏と犯行を結び付ける客観的証拠は、事件発生日の翌日未明に勝又氏の使用していた車両が宇都宮市東部から東方へ向かって走行し、約四時間後に戻って来たというNシステムの記録と、被害者の遺体に付着していた獣毛と被害者の飼い猫のミトコンドリアDNAが一致したこと等である。なお、一審判決は、客観的証拠のみでは、勝又氏を犯人とすることはできないと認定している。

以上より、一審判決の構造は、自白を脆弱な客観的証拠が補強しているという構造である。

- 控訴趣意書の概要と今後の取り組み -

控訴審では、勝又氏の自白が客観的事実（遺体の状況、犯行現場の状況）と異なることを立証するため、新たな法医学鑑定を東京医科大学の吉田謙一教授に行ってもらった。同鑑定は、遺体の状況と自白による殺害状況が異なること、一審では犯行現場とされた死体遺棄現場が犯行現場とは言えないこと等を明らかにしている。控訴審での調査により、犯行現場の枯草、枯葉は、血液が存在しなくても、ルミノール反応を示すということが明らかになった（一審判決は、遺体発見直後のルミノール実験をもとに、犯行現場や遺体遺棄の状況が被告人の自白と符合すると認定していた。）。

また、奈良女子大学の浜田寿美男名誉教授に、供述心理学鑑定を行ってもらった。同鑑定は、膨大な時間をかけて約80時間に及ぶ取調べの録音・録画を全て反訳し、同反訳に基づき、被告人が犯行に関する知識を持っていないことを明らかにしている。400頁を超える大作の鑑定意見書である。

控訴趣意書では、以上の2つの鑑定をメインに、自白が客観的事実と異なること、自白が捜査機関の誘導により創られたものであることを明らかにし、原判決が認定した客観的証拠に対する反論（Nシステムで犯人性を推認することはできないこと、ネコのミトコンドリアDNAの問題点の論証等）を行い、最後に新たに開示させたDNAのエレクトロフェログラム（被害者の遺体に付着していた粘着テープより採取したDNA）の分析により、被告人が犯人であるとはいえないことを明らかにしている。

今後、DNAのエレクトロフェログラムを分析した鑑定意見書、ネコのミトコンドリアDNAの鑑定意見書を新たに作成してもらい、控訴趣意補充書を提出する予定である。

なお、本稿執筆時点においては、まだ第1回公判期日は決まっていない。

築地公務執行妨害でっち上げ国賠事件、 高裁でも勝訴し確定

東京法律事務所 今泉 義竜

1 事案の概要

本件は、神楽坂で鮎店「吟遊」を経営する二本松進さんが、2007年10月11日、中央区築地市場路上において仕入中、築地警察署交通課の婦人警官二名から、不当な「駐車違反」の取締りを受け反論したところ、突然「公務執行妨害、傷害」をでっち上げられて逮捕され、一九日間にわたって勾留された事件である（事件自体は不起訴処分で終了）。

二本松進さんは、妻月恵さんとともに、不当逮捕と長期の勾留で被った精神的苦痛等について、国、東京都を相手に国家賠償裁判を2009年10月に東京地裁に提訴した。当初は本人訴訟で、提訴後に国民救援会を通じて小部弁護士と私が受任することとなったものである。

2 訴訟における争点

本件における最大の争点は、二本松進さんが警察官らの「公務」の執行を妨害する「暴行」を振るったのかどうかという点であった。捜査資料と二人の警察官の証言の矛盾を徹底的に突いた結果、2016年3月18日の東京地裁判決は、「暴行のいずれについても、明確さに欠ける部分のほか、看過することのできない変遷または齟齬があったり、仮にその証拠関係のとおりであったとすればそれ自体が不自然であったり疑問が生じる部分を多く含んでいる」などとして、警察官らの証言の信用性を否定し、東京都に対し、二本松進氏に240万円を支払うよう命じた。

3 控訴審

東京都は地裁判決を不服として控訴した。控訴審では、東京都は警察官らの供述の矛盾や変遷は大きなものではないとの主張をするだけで、特段の立証の追加はしなかった。勝っていても攻め続けるのが大事との方針のもと、こちらが改めて一審で却下されていた目撃証人四人の取り調べなどを請求したのに対し、東京都は「必要ない」と述べ、裁判所が「反対尋問をする必要がないということか」と水を向けても、必要はないという立場を変えず、結審となった。この裁判所の発言で、一審判決が維持されることが見込まれた。目撃証人を尋問して信用性をつぶす、という気概までは東京都の指定代理人にはなかったようだ。

2016年11月1日、東京高裁は、地裁判決を基本的に維持した上、警察官が暴行を受けた部位について「胸」から「切符かばんや腕」に供述を変遷させたことについて、不自然で信用できないと改めて判断するとともに、暴行がなかった旨の目撃者の陳述の信用性を肯定し、東京都に改めて金240万円の賠償を命じた。法廷でのやり取りを踏まえて、目撃者の陳述書の信用性を明白に肯定したのは地裁よりも進んだ判断であった。一方、妻である二本松月恵さんの精神的苦痛に対する慰謝料、二本松進さんの経営する会社の被った損害についてまでは認

めさせることはできなかった。

4 教訓など

東京都は上告を断念し、判決は確定した。東京都は100万円を超える遅延損害金とともに賠償金を支払った。

事件を振り返って勝因として挙げられるのは、①逮捕直後に月恵さんが現場で目撃者を必死に捜して三人の目撃証人を見つけることができ、またその後弁護士が現場検証している時にたまたま通りかかり声をかけてきた目撃者も合わせて四人の目撃者を確保することができたこと、②国民救援会が粘り強く傍聴支援を続け、また弁護士も不当な訴訟指揮には毅然と対応し、裁判官に緊張感をもって審理させることができたこと、③文書提出命令により捜査記録を出させて分析し、警察官らの供述の変遷・矛盾を徹底的に拾い上げたこと、④当事者である二本松さん夫妻自身が不当なことは絶対に許さないという執念を事件から九年もの長きにわたって維持し続けて闘い抜いたこと、といったことであろうか。あきらめずに執念を持ってやり続ければ、勝つこともある、ということを学んだ事件であった。

給費制運動の到達点と今後の課題

東京合同法律事務所 緒方 蘭

1 給費制運動の到達点

2011年11月に修習を開始した新第65期の代から司法修習生の給費制が廃止され、司法修習生らは給費を一切受けられない状態での修習を強いられることになった。すでに新第65期から第70期まで6期にわたり、給費制廃止下での修習が実施されている。

給費制が廃止された代わりに、国から金銭を借りる貸与制が開始されたが、従前の給費制における支給額と同程度の貸与（毎月23万円程度）を受ければ、修習を終える段階で新たに約300万円の借金を負うことになり、大きな負担になっている。給費制の廃止による弊害として、①経済的負担の増大による法曹志願者の減少、②受益者負担論や経済的負担による公益活動の減少、③修習に専念することの困難さなどが問題視されている。

そのような状況下で、2016年12月19日、法務省は、71期司法修習生から新たな給付制度を創設する方針を発表し、同月22日、同方針に基づく予算を含む平成29年度予算が閣議決定された。

法務省が発表した新制度は、基本給付として毎月一律13万5000円、住居給付として最高で月額3万5000円を給付するというものである。このほかに、移転給付として、旅費法に準じた移転料が支給される。従前の貸与制も併用する形になり、不足する分は国からの貸与を受ける。

この制度創設は、ビギナーズ・ネット、日弁連などの給費制運動の担い手が粘り強く取り組みを継続した成果である。2011年に給費制が廃止された後も、ビギナーズ・ネット、日弁連が中心となって、議員要請や、院内集会、各地での市民集会を途切れることなく継続して実施してきた。また、2015年以降は、国会議員から司法修習生の経済的支援を求めるメッセージを獲得する運動も実施しており、既に衆参あわせて450名を超える国会議員のメッセージが集まっている。このほか、法務省などの関係省庁や最高裁判所との協議も行い、司法修習生や司法試験受験生、法科大学院生の置かれている現状を伝え、給費制の必要性を強く訴えてきた。このように諦めずに現場の声を訴える姿勢が、新制度の創設に大きな影響を与えている。

また、法曹志願者が激減している現状も影響している。法科大学院全体の志願者は、2005年度入試では4万1756名であったが、2016年入試では8274人にまで減少しており、8割以上も減少しており、減少に歯止めをかけるために、給付型の制度が創設されることになったと考えられる。

2 今後の課題

新第65期以降、無給で修習を受けることを強いられてきたのに比べれば、新制度の創設は大きな前進である。

しかしながら、新制度も不十分な点がある。

新制度は、基本給付として毎月一律13万5000円、住居給付として最高で月額3万5000円が与えられるが、従前の給費制の基本給付は月額23万円であり、大きな差がある。この新制度の金額は、日弁連が給費制廃止後の司法修習生に対して実施した生活実態アンケートの月額支出の平均額を参考にして決めていると思われる。しかし、同アンケートによれば、住居費負担のある司法修習生の月額支出の平均額は21万円を超えており、新制度において住居給付を最高額の3万5000円まで受けたとしても、明らかに不足し、多くの修習生が国から貸与を受けざるをえず、借金を強制されることになる。

また、法務省は、既に給費制廃止下で修習を受けた新65期から69期までや、現在給費制廃止下で修習を受けている70期に対する遡及適用について、一切言及していない。

3 給費制廃止違憲訴訟の役割

給費制廃止下で無給で修習を受けざるをえなかった世代への遡及適用を求める手段として、給費制廃止違憲訴訟がある。

新第65期の修習生らは2013年8月、給費制廃止違憲訴訟を全国4地裁（東京、名古屋、広島、福岡）で一斉に提起した。また、2014年秋には、第66期が全国3地裁（札幌、東京、熊本）で提訴した。2015年8月には、第67期が大分地裁で提訴している。

この訴訟では、給費制の目的の主眼は、国家が責任をもって市民のために法曹を養成する点（法曹の公益性）にあるとし、広く国民の理解を求める方向を打ち出しており、新第65期、66期東京訴訟ではその考えに共感する市民らが期日の傍聴に来ている。

65期訴訟では2017年2月までに全国4地裁全てで尋問を終え、判決が出る予定であ

る。66期訴訟と67期訴訟は、現在、原告が主張を展開している段階である。

4 最後に

自由法曹団東京支部は、若手団員をはじめとする若手弁護士の現状をとらえ、経済的理由で法曹を諦める者が生じず、弁護士が安心して公益活動に励むことのできるように、さらに充実した制度の創設を求めている。



◇原発・震災

福島原発避難者訴訟のご報告

渋谷共同法律事務所 高橋 右京

1 はじめに

2011年3月11日に発生した福島第一原子力発電所の事故により、近隣地域は多量の放射性物質に汚染され、避難区域の内外を問わず、多くの住民がふるさとからの避難を余儀なくされた。そして、事故発生からおよそ6年が経過した現在においても、損害は日々拡大し続けている。

私が所属している「福島原発被害弁護団」（通称「浜通り弁護団」）は、同年10月16日に結成され、主に「原発避難者訴訟」と「いわき市民訴訟」の2つの大型訴訟を手掛けている。いずれも、係属する裁判所は、福島第一原発にもっとも近接する裁判所である、福島地裁いわき支部である。またこれらの訴訟とは別に、個別訴訟や川俣町山木屋地区や小綱木地区の住民のADRなども手掛けている。

本稿では、上記のうち、福島原発避難者訴訟（以下「避難者訴訟」という。）について、簡単にこれまでの経緯を説明した上で、現状をご報告する。

2 訴訟の概要

避難者訴訟の原告は、原発事故の発生後、国の避難指示により強制的にふるさとからの避難を余儀なくされた、福島第一原発の近隣に居住していた住民である。原告らの事故前の居住地は、現在も立ち入りが厳しく制限されている「帰還困難区域」（双葉町など）から、事故後既に避難指示事態は解除されている地域（広野町、楡葉町など）まで、広範囲に及ぶ。

2012年12月3日に、福島地裁いわき支部において第1次提訴が行われて以来、現在までに5次提訴まで行われ、原告は合計586人に及んでいる。

主な請求内容は、以下のとおりである。

- ①避難生活を強いられていることによる慰謝料（避難慰謝料）（1人月額50万円）
- ②ふるさとを喪失したことによる慰謝料（ふるさと喪失慰謝料）（1人2000万円）
- ③居住用不動産の損害賠償
- ④家財の賠償

とりわけ本訴訟において特徴的なのは、ふるさと喪失慰謝料である。避難者たちは、現在も過酷な避難生活を強いられているが、それだけでなく、「ふるさと」そのものをまるごと奪われるという前例のない損害を被った。都市部とは異なり、原発の近隣の地域では、住民どうしのつながりや、住民の生活・職業と自然とのかかわりが極めて密接で、地域コミュニテ

ィ・地域の自然環境と住民の生活が密接不可分の関係にあった。そのようなつながりが、原発事故によってある日突然、まるごと奪われたのである。

このような損害は日本のこれまでの公害事件においても前例がないが、かかる損害についての正当な評価・賠償がなされない限り、決して原発事故の被害の回復はかなわないのである。

3 訴訟の進捗状況、今後の見通し

上記のような被害の実相は、最低限、被害が生じた現地の見分と、一人でも多くの原告本人の尋問なしでは、到底把握しきれるものではない。そこで、2012年の第1次提訴以来、原告団・弁護団は、早期の現地検証と原告本人尋問の実施を強く求めてきた。

当初、裁判所の訴訟指揮は非常に消極的であり、第1次提訴から2年以上が経過した2015年になって、ようやく原告本人尋問が開始された。

しかし、2016年の裁判長の交代を契機に、それまで2か月に1回の期日に3～4名程度しか行われなかった原告本人尋問が、受命裁判官により2つの法廷で同時並行で行われるようになる（従前から弁護団が再三要求してきた方法である。）など、裁判所の態度が積極的な方向に転換した。

さらに、2016年7月、9月、11月の3度にわたり、現地検証が実施された。

7月の第1回検証は、現在は避難指示が解除されている広野町、楡葉町や、原告が今も生活するいわき市内の仮設住宅などを見分した。9月の第2回検証は、今も避難指示が続く双葉町、浪江町等で行われた。そして、11月に行われた第3回検証は、第2陣（第3次以降）の原告の半数以上の避難元である、川俣町山木屋地区で行われた。現在も立ち入りが厳しく制限され除染も行われていない帰還困難区域と、すでに避難指示が解除され、あるいは近く解除が予定され、ある程度除染も行われている地域とでは、現地の状況は異なるが、元のふるさとの姿は失われ、現実には復興も困難で、原告たちの今後の生活の見通しが立たない状況にあることは共通している。各検証では、事故前の現地の写真を示すなどしながら、被害地の現実、過酷な避難生活の現実を、裁判官に実感させることができたものと確信している。

4 今後について

本年3月には、環境経済学の専門家である、除本理史・大阪市立大学教授の証人尋問が行われる。また前述のとおり、本年中には第1陣原告の原告本人尋問が終了する予定で、第2陣原告について弁論を分離した上、第1陣については結審する見通しである。

本件訴訟のみならず、各地で提起されている原発被害者の訴訟も、多くは今年から来年にかけて結審・判決が予定されており、原発被害の救済は、今年から来年にかけていよいよ正念場を迎える。

当弁護団も、原発被害の完全賠償に向けて、引き続き全力で取り組む所存である。

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故 被害弁護団の取り組み

東京合同法律事務所 馬奈木 巖太郎

弁護団の取り組みは、大きな柱としては、以下のとおりであった。

1. 集団訴訟の現状

2013年3月11日、第一次原告800名は、国と東電を被告とし、原状回復と慰謝料を求め、福島地方裁判所に提訴した。被害者に共通する想いを込めて、「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟と称されるが、今回の事故について、国の法的責任を明らかにさせるとともに、損害賠償のみならず原状回復を求める、全国で唯一の集団訴訟である。2014年9月10日の第四次提訴までを経て、約4000名という全国最大の原告団となっている。

原告は、事故時に、福島、宮城、山形、栃木、茨城の各県に居住していた者で、そのまま居住地にとどまっている者（滞在者）と、事故時の居住地から避難した者（避難者）が、1つの原告団を構成している。属性も農業、事業者、会社員、主婦、年金生活者、教員、漁業関係者など多様である。

私たちは、今回の事故を“公害”と位置づけ、国と東電の責任を追及しつつ、被害者の根本的な要求である原状回復と被害の全体救済のための制度化を求めている。したがって、この訴訟も、このような取り組みを実現させるための一環として位置づけられている。

《責任をめぐって》

提訴以来、私たちは国と東電の責任をめぐる議論に全力を尽くしてきた。

国と東電は、想定外の津波であり、事前に予測することは困難だったとの主張に対し、私たちは、原発の敷地高さを超える津波に襲われた場合には、全交流電源喪失に至りうることを国と東電は認識していたのであるから、今回襲来した津波そのものを事前に予測できている必要はなく、「敷地高さであるO. P. + 10メートルを超える津波が到来し、全交流電源喪失に至る可能性」を認識していればよいと主張している。

予見可能性については、2002年の「長期評価」の信頼性が大きな争点となっており、国は「長期評価」には重大な誤りがあり、これに信頼性を認めることはできないとしている。

結果回避可能性については、国が事故以前の工学的知見に照らして、国の結果回避義務を導き出すことはできず、仮に結果回避措置を講じても本件原発事故を回避することはできなかったとするのに対して、原告らは、「長期評価」に基づく津波防護措置により本件原発事故が回避可能であったこと、水密化等の津波対策義務の履行により本件原発事故の回避が可能であったことなどを主張している。回避義務をめぐっては、タービン建屋自体の防護措置及びタービ

ン建屋内の重要な安全機能を有する設備の部屋の防護措置といった非常用電源設備の津波対策が大きな争点となっている。

《被害をめぐって》

責任とならぶ重要な論点として、被害をめぐる議論がある。

私たちは人格権侵害を主張しているが、原状回復請求を基礎づける被侵害利益としては、生命・身体に直結する平穏生活権、すなわち“健康に影響を及ぼす放射性物質によって汚染されていない環境で生活する権利”としての人格権、慰謝料請求を基礎づける被侵害利益としては、“包括的生活利益”としての人格権をそれぞれ主張している。

私たちの主張に対し、国や東電は、人格権侵害とは評価できないとして反論している。とくに東電は、私たちが求める原状回復については、「仮に技術的に可能であっても費用がかかりすぎるので一企業のみで負担するのは困難」などと述べ、被害が広範に及び被害が大きければ大きいほど、あたかも責任がなくなるかのような主張をしている。

また、東電は、「年間20ミリシーベルト以下の放射線被ばくは、喫煙、肥満、野菜不足などに比べても、がんになるなどの健康リスクは低いとするのが“科学的知見”であり、それを下回る放射線を受けたとしても、権利侵害にはあたらない」、「中間指針は相当で合理的な内容を定めている」といった主張もし、“20ミリ以下は我慢せよ”という開き直った姿勢を示している。

私たちは、専門家証人、検証、原告本人尋問などを通じて、被害立証に全力を尽くすとともに、中間指針等の限界を指摘し、これを乗り越える判決が出されなければならないことを訴えている。

なお、検証と原告本人尋問については、大住団員による別稿が予定されている。

2. その他の取り組み

弁護団では、上記集団訴訟のほか、県内・県外避難者、農家、建設や製造、バス会社、漁業にかかわる事業者などの損害について、個別事件として受任し、対応してきた。

内容としては、自死案件のほか、営業損害、土壌被害（腐葉土等）、機具など営業損害に関するもの、避難費用、慰謝料など個人としての損害に関するものなど、昨年に続き多様であった。

また、弁護団は、各地での相談活動や請求支援、国や東電との要求実現に関する交渉などにも積極的に参加し、被害者支援に取り組んだ。とくに、“20mSv 受忍論”の押しつけに反対する取り組みは、原告団において最大の取り組みとなっており、弁護団としても全力を尽くしているところである。

国と東電は、2015年6月以降、いよいよ原発事故の被害を切り捨てる姿勢を明確にし、帰還後の手当も健康管理の仕組みも十分に用意されないままでの避難指示解除、将来損害を含む一括払いでの賠償打ち切り、避難者に帰還を強制しかねない住宅無償支援の廃止など、矢継

ぎ早に方針が具体化されている。そして、これら一連の方針は、「解除・打ち切り・廃止」という3つのキーワードで表せるものであり、要するに、もう被害は終わったとして、救済を「店じまい」しようとするものといえる。

国や東電のこうした方針の根底には、「20 mSv 以下は我慢せよ」「20 mSv 以下は被害とは扱わない、みなさない」という考え方が存する。“20 mSv”という数字には、①国際放射線防護委員会（ICRP）勧告をふまえて国や東電が主張するところの安全か否かという「安全」の基準、②避難指示を解除するかどうかという「解除」の基準、③被害の有無を区別する「被害」の基準という3つの役割が与えられており、“20 mSv”以下であれば「安全」であるから、避難指示も「解除」して帰還を促し、「被害」として扱わなければならないものはもはや存在しないという考え方なのである。この“20 mSv 受忍論”の押しつけに対し声を挙げていく取り組みは、引き続き2016年においても極めて重要なものである。

3. 2017年の動向

2016年12月12日、生業訴訟は、約300名の原告をもって第二陣を提起し、これにより第一陣と合わせて約4200名の原告団となった。

2017年3月には、第一陣の結審が予定されており、年内には判決が出される見込みである。

“人の命や健康よりも企業の経済活動を優先するような社会を変えたい！”、“原発再稼働に反対して原発ゼロの社会をつくりたい！”、“誰も責任を取らない誰も謝らないなんておかしい！”——そうした声を集めて、大きな流れにしていくためにも、弁護団は本年も全力で奮闘する決意である。引き続きご支援を心からお願い申し上げます。

【ホームページ：<http://www.nariwaisoshou.jp/>】

【フェイスブック：<https://www.facebook.com/nariwaikaese>】

生業を返せ、地域を返せ！福島原発被害訴訟 における検証と本人尋問

東京南部法律事務所 大住 広太

1 生業訴訟の概要

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発被害訴訟（通称「生業訴訟」）は、2013年3月11日に第1次提訴を行い、2016年12月12日に2次提訴を行ったこ

とで、原告数は4000名を超えた。生業訴訟は、福島県外、県内への避難者と、福島県の滞在者を原告としている。避難をした原告は、故郷を失い、過酷な避難生活で多大な損害を被り、他方、様々な理由から避難をすることができない原告も、原発事故によって多大な被害を被っているのである。

この被害の実情を裁判所に認識してもらうためには、本人尋問はもちろんのこと、失われたふるさとの現状、豊かであったふるさとの暮らしを奪われ窮屈な避難生活を強いられることの苦痛、放射線への恐怖とその影響の中での暮らしを裁判官が直に見る検証は不可欠であった。

2 検証の実施

(1) 検証の採用・実施に至るまで

生業訴訟では、訴訟提起当初から検証の申立を行う予定である旨裁判所に示しており、2014年7月には検証の申立てを行い、以降、裁判所に繰り返し検証の実施を訴え続けた。検証採用に至るまで、弁護団は、何度も現地に足を運び、どの場所をどのように見せるか検討した。私も、修習生の頃にも現地調査に同行させていただいた。

弁護団は、検証のシミュレーションを繰り返し、警戒区域に立ち入る際のゲート通過方法、防護服の着用の手順、マスク対応など、検証を行う上での障害をできるだけ減らすとともに、検証を行うことの必要性を強く訴えてきた。

これらの綿密な準備の甲斐もあり、2016（平成28）年1月26日の第16回口頭弁論で浜通りの検証（同年3月17日実施）が、同年5月17日の第17回口頭弁論で中通りの検証（同年6月28日実施）が正式に採用されることとなった。

検証が採用されてからは、裁判所とも密に連絡を取りながら、より詳細なスケジュールを作成し、確定させた。検証実施に当たっては、検証場所ごとに担当者を決め、現場指示説明書を作成した。それぞれ、事故前、事故後の写真を添付し、どのような被害を被っているのかをできる限り分かりやすく、明らかにした。

検証実施前には、検証担当者以外の弁護団員を裁判官に見立て、本番と同じスケジュールでリハーサルを行い、どのように指示説明を行えば効果的に裁判官に訴えることができるのか、研究を重ねた。

(2) 浜通り検証の実施

浜通り検証は、浪江町で畜産業を営んでいた原告の牛舎と自宅、帰還困難区域である双葉町の原告の自宅、同じく期間困難区域である富岡町の原告の自宅の3か所を対象に行われた。浪江町では、原告が生きがいを持って取り組んでいた生業が事故によって失われていることを、双葉町では丁寧に手入れをしているにもかかわらず傷んでいく原告宅の様子や、その周辺の無人となった住宅街や駅前商店街の様子を、富岡町では道路一本隔てて進入すらできなくなるという国による線引きの不条理さを、それぞれの検証に位置付け、本番に臨んだ。

私は、浪江町の原告の検証を担当した。代々受け継いできた土地で、親の代では養蚕業を営んできたが、牛の畜産業に切り替え、家族や地域の人々と協力し、様々な工夫をしながら生業を築いてきた原告である。原告の自宅から現場指示を始め、玄関や窓が野生動物によって破壊され、自宅内が荒れ放題になっている様子を説明した。床が腐って落ちてしまい、動物の寝床となっていた。検証の準備をしていた際は、ガラスに動物の血が付着している様子が見て取れたが、時間の経過によって薄くなってしまっていた。時間の関係で、自宅内への立ち入りはできなかったものの、裁判官は交互に玄関から自宅内の様子を見まわしていた。

次に、仔牛を飼育していた自宅裏と、原告の自宅から道路を隔てて農道を少し進んだところにある牛舎を検証した。仔牛は、1頭ずつカウハッチという小屋で飼育されていた。原告は、原発事故前は、毎日ミルクを作り、仔牛に飲ませていた。経済動物ではあるものの、その姿は愛らしく、何物にも代えがたい喜びを与えるものであった。生後1か月ほどになった牛は牛舎に移動させ、生後6か月になるまで飼育し、出荷していた。原告は、自身で様々な工夫をし、肉付きの良い、良質な肉牛を育てると評価されていた。

しかし、原発事故によって家族ともども避難しなければならないことになり、牛たちを置いていかざるを得なかった。1か月後、一時帰宅をした原告が見たものは、骨と皮だけの状態になり、息絶えているたくさんの牛たち、かろうじて生きているものの、脱水と栄養失調で立つこともままならない牛たち、牛舎から逃げ出したものの、水を求めて水路にはまり、溺死してしまった牛たちであった。

このような壮絶な体験を強いられた原告の無念さ、悔しさを少しでも裁判官に伝えるため、検証では、大きなパネルを使って原発事故前の様子や、牛たちが死んでいる様子を示し、原発事故の凄惨さ、地域や生業の変容を裁判所に示すよう努力した。

当然、被告である国、東京電力の代理人も検証には同行したが、反対指示説明がなされることはなかった。

いずれの検証場所でも、ふるさとが失われている状況、大切にしていた地域とのつながりや生業が失われている状況を、裁判所の目に映すことができたのではないかと考える。

(3) 中通り検証の実施

中通り検証は、浜通り検証も行った浪江町の原告が居住している仮設住宅、保育園、果樹農家で行った。いずれも福島市内である。仮設住宅では、故郷での暮らしとの差異を、保育園では被ばくをさけるための取り組みや努力を、農家では放射性物質を浴びながら果樹農家を続けていく不安を、それぞれの要素に位置付け検証を行った。

私は仮設住宅の検証を担当した。密集した仮設住宅では、壁も薄く、隣家や向か

いの住宅の生活音も聞こえてしまい、互いによく知らない相手同氏、気を遣い合いながら生活することを強られる。また、広い自宅とは異なり、荷物を置く場所もほとんどなく、狭いスペースで生活をしなければならない。自宅では、大勢の親戚や地域の人たちが集まって宴会を開たりしていたが、仮設住宅では家族がそろって食卓を囲うことすらままならない。原告にとって、仮設住宅での生活のストレスはあまりにも大きいのである。原告は、いつか畜産業をもう一度やりたいと考えているが、かといって、故郷を見捨て、新たな地で畜産業を始めることも難しい。原告が、震災から5年が経過しても、仮設住宅での暮らしを続けるのは、このような葛藤を持っていることも、その理由の一つであると感じられた。

果樹農家では、雨が滴る中、雨合羽をかぶっての検証となったが、裁判長は、「指示説明が聞こえないといけないので」とフードを外し、熱心に代理人による指示説明と、原告本人からの説明に耳を傾けていた。

(4) 検証実施後

検証が実施された後、現場指示説明書を元に、検証当日の写真を添付して検証結果報告書を弁護団が作成し、裁判所の調書に添付するという事になった。国や東京電力は、現場指示説明書や検証当日の現場指示にはほとんど意見を出さなかったにもかかわらず、検証調書に対し異議申し立てを行い、報告書に検証の結果ではない部分が含まれていると主張した。

最終的には一部修正があったものの、弁護団が作成した報告書が検証調書として添付された。

3 本人尋問

生業訴訟では、6期日にわたり、合計35人の原告本人尋問が行われた。生業訴訟の原告は、強制避難区域に居住していた方、県外への避難者、県内滞在者など、多岐にわたり、かつその人数も4000名弱（1次提訴のみ）と多い。しかし、原告個々の被害は、多種多様である。そのため、代表立証として、様々な属性の原告を選定し、尋問を行った。

私は、福島市内に住み原発事故直後に出産し子育てを行ってきた原告、上記検証も行った浪江町の畜産農家、事故当時に自宅建築中で自宅から高い放射線量が計測されてしまった原告の3人を担当した。

母親の原告は、被曝の恐怖から避難したいと思っても、県外に頼ることのできる親族もおらず、経済的事情からも避難することができなかった。原発事故直後に出産し、子を育てたが、母乳やミルクから放射性物質が検出されたとのニュースを聞き、自身が子を被曝させていると感じて不安になり、母乳を飲む子を引きはがしてしまったこともある。一時子らを連れて避難したものの、慣れない土地で、夫と離ればなれで、幼い子らを抱える生活は、大きな負担を伴った。夫ともすれ違いが生じ、何度もけんかをしてしまったし、会いに来てくれる夫が福島に戻るとき、別れたくないと泣き叫

ぶ子を無理やり夫から引きはがすのは、耐え難いことであった。

浪江町の原告は、畜産業を営む生きがいと、無残に原発事故によって殺された牛たちの様子を目の当たりにした時の無念さ、現在の仮設住宅での窮屈な暮らし、失われた地域の人々や家族との交流を話してくださった。

原発事故当時、自宅を建築中であった原告は、基礎に放射性物質が降り注いだ状態で建物を建築したために、自宅から高い放射線が検出されるようになってしまった。結婚した息子と、安心できる自宅で暮らすはずであったのに、常に被曝に対する不安を抱えながら生活をしなければならなかった。また、地元有名企業に就職した次男は、被曝を避けるため、九州に避難し、全く戻って来なくなった。地元の友人からは、「福島を捨てた裏切り者」と言われ、慣れない土地で、助けてくれる家族もなく生活しなければならず、精神的に不安定になってしまった。未だに次男は帰って来ず、家族は分断されたままである。

このように、原告はみな、それぞれ深刻な被害を受け、福島での平穏な生活を奪われた。35名の原告が、自らその被害を語るにより、裁判所にその重大性を訴えたのである。被害の現れ方としては様々な形があるものの、その根底にあるのは同じものであり、原発事故によってもたらされる被害の大きさを明らかにすることができた。

4 生業訴訟における検証と本人尋問の意義

生業訴訟では、放射線被ばくによる健康被害そのものだけを被害としてとらえるのではなく、避難指示によって避難生活を余儀なくされたことや、放射線被曝への恐怖により自ら避難せざるを得なかったり、放射線被曝の恐怖の中、それまで当たり前のようにできていたこと（自然とのふれあい、地域の人々との交流、生業、趣味など）ができなくなったことを、平穏生活権の侵害という形の被害として主張している。

生業訴訟の原告は、上記の通り多岐、多数に渉り、それぞれ深刻な被害を被っている。原告全員の被害を全て裁判所に直接見てもらうことは不可能であるが、上記35名の原告の本人尋問と、浜通り、中通りの検証の実施によって、全ての原告に共通して生じている、日常生活の中での恐怖による損害、避難による損害、故郷を失ったことによる損害などを、裁判所に訴えることができたのではないか。原告本人尋問によって法廷に顕出された被害は、個別に被害事実として主張書面にまとめ、全ての原告に敷衍できることを示している。これは、生業訴訟が、原告のみならず福島県全域における原発事故被害の救済を目的とすることともつながるものである。

原告らの被った被害は、甚大なものである。このような被害に対し、国や東京電力という加害者が、一律に線引きをし、損害額を定め、さらには被害を終わらせることは断じてあってはならない。訴訟における活動はもちろんのこと、訴訟外において、被害を認めさせ、回復を求める活動を継続する必要性も大きいといえる。

福島原発被害首都圏弁護団の活動

渋谷共同法律事務所 吉田 悌一郎

1 福島原発事故と弁護団の結成まで

福島原発被害首都圏弁護団は、2011（平成23）年9月に結成され、現在関東の弁護士約30数名が弁護団員として活動している。

この弁護団の中心メンバーは、もともと東京災害支援ネット（とすねっと）のメンバーとして、福島原発事故後に福島県から関東に避難してきた人たちの支援活動を行っていた。そうした活動の中で、原発事故被害者の賠償問題が置き去りにされていることに危機感を持ち、裁判を前提にした弁護団が結成された。

2 集団提訴と訴訟の進行状況

その後、当弁護団は、関東圏にいる避難者等を対象に、都内で複数回提訴に向けた被害者説明会を開催してきた。

そして、原発事故から2年が経過した2013（平成25）年3月11日に3世帯9名が提訴（第1次提訴）、その後同年7月26日に14世帯40名が追加提訴（第2次提訴）、さらに、2014（平成26）年3月10日に73世帯234名が追加提訴（第3次提訴）を行った。いずれの訴訟も、東京電力と国の両方を被告としている。

裁判所の係属部はいずれも東京地裁民事第50部であり、福島原発被害東京訴訟と呼ばれている。

裁判は、これまで21回の口頭弁論期日が開かれている。

昨年11月9日の第20回期日より原告本人尋問が始まり、3月1日の第22回期日まで行われる予定である。

そして、その後は原告側が申請した専門家証人として、吉岡律夫（元東芝の原発技術者で、現在（株）日本システム安全研究所代表取締役で失敗学会の理事・責任論の専門家）及び辻内琢也氏（早稲田大学人間科学学術院教授で医師・損害論の専門家）の証人尋問が行われる予定である。

3 原告らの被害の類型

この裁判では、以下で見るとおり、福島県から関東に避難している避難者、福島県内外の放射能汚染地域に滞在している滞在者が原告となっている。そして、避難者は、政府による避難指示等の対象区域からの区域内避難者と、そうした避難指示区域以外の地域からの区域外避難者がいる。また、滞在者には、福島県内のいわゆる自主的避難等対象地域における滞在者と、同対象地域外の滞在者（福島県外）が原告となっておる。

（1）避難者

ア 区域内避難者

旧警戒区域や計画的避難区域などの、いわゆる政府による避難指示等の対象区域からの避難者である。区域内避難者は、原子力損害賠償紛争審査会の策定した中間指針に基づき、一定範囲の賠償を受けているが、その内容は極めて不十分なものであり、到底被害者らの受けた損害の完全賠償にはほど遠い。

なお、この類型の原告の中には、現役の東電の社員が1名いる。

イ 区域外避難者

福島県の福島市、郡山市、いわき市など、避難指示の対象区域ではないが、放射能汚染地域から避難している避難者である。区域外避難者にも、中間指針追補に基づく賠償がなされてはいるが、その内容は、到底賠償の名に値しないいわゆるお見舞い金程度のものであり、また、上記区域内避難者との間の露骨な差別的取扱いがなされている。

区域内避難者は、地元に残して、母親が子どもを連れて避難する母子避難がその典型例である（もちろん一家で避難しているケースもあるが）。いわゆる二重生活になって生活費が余計にかかり、また父親が週末に母子に会いに来るための交通費などの費用も嵩む。しかし、東電から支払われる賠償が極めて低額であるため、経済的な困窮が問題となっている。

そして、上記の区域内避難者と比較して様々な点で差別的に扱われており、無理解な世間の人間からは、避難する必要もないのに勝手に避難しているとか、エセ避難者であるといった心ないレッテル貼りをされることもある。

(2) 放射能汚染地域の滞在者

ア 中間指針で言うところの「自主的避難等対象地域」

次に、滞在者であるが、まず、福島市、田村市、いわき市等の放射能汚染地域に滞在して生活している原告である。これらの地域は、中間指針追補で言うところのいわゆる「自主的避難等対象地域」であり、上記の区域外避難者と同水準の賠償はなされているが、その金額は極めて低額である。

これら放射能汚染地域に居住する原告は、常に放射能汚染を意識しながら生活することを強いられている。特に幼い子どもなどのいる家庭では健康不安などが深刻であり、洗濯物を外に干せない、育ち盛りの子どもを屋外で遊ばせられない、地産地消の学校給食を食べさせることができない、水や野菜等を購入する費用が余計にかかるなど、目には見えにくい様々な被害に苦しみながら生活している。

また、田村市の原告は、すぐ隣の地域が旧緊急時避難準備区域に指定されており、同じ集落の中で露骨な被害者の線引きが行われたことに憤っている。

イ 「自主的避難等対象地域」以外の地域

具体的には、栃木県県北地域に居住する原告らである。この地域も実は放射能汚染が深刻であり、放射線量の高いホットスポットが各所に存在している。そのため、上記アの滞在者と同じ被害を受けている。しかし、この地域は「自主的避難等対象地域」にす

ら指定されていないため、中間指針では、賠償の対象地域とされていない。その上、災害救助法の適用もないため、避難したくてもできない（避難先の自治体でみなし仮設住宅の無償供与などの支援を受けることができない）という深刻な問題を抱えている。

4 訴訟の目的

この裁判の目的は、他の原発被害の裁判の多くが同じ目的であろうが、まず第一は被害者の被った損害の完全賠償を勝ち取ることである。そして、その上で、裁判を梃子として、原発被害者を救済する様々な施策を作らせることである。

その際、上記のように、地域によって被害者の線引きを行い、被害者の分断を図るような政策を決して許してはならない。水俣病の未認定患者問題の二の舞になってはならない。

5 今後の予定

今後は、裁判の第22回期日が3月1日（水）午前10時から行われる予定で、この日は上記のとおり原告本人尋問の第3回目が行われる予定である。さらに、第23回期日が5月17日（水）、第24回期日が7月5日（水）に行われる予定である（時間未定）・この23回期日及び24回期日は、上記吉岡律夫氏及び辻内琢也氏の専門家証人の尋問が行われる予定である。

場所はいずれも東京地裁103号法廷である。是非とも傍聴をお願いしたい。

「原発と人権」ネットワーク活動報告 特に 福島原発事故被害の回復に関する政策提言

「原発と人権」全国研究交流集会実行委員会 柿沼 真利

はじめに

今回は、「原発と人権」ネットワークの活動、特に、現在準備中の、福島原発事故被害の回復に関する政策提言について、報告いたします。

1 東電福島第一原発事故と第1回～第3回「原発と人権」全国研究交流集会 in 福島

2011年3月11日、あの大地震、大津波、そして、東京電力福島第一原発の爆発、放射性物質漏れ事故……。この原発事故による被害は未曾有のものとなり、今なお、多くの方々が（現在もなお約8万人の方々）、故郷に帰ることができず、従来の生活環境、生活基盤など奪われ、苦境に立たされています。また、今後どのような健康被害などが生じるかも

未知数です。

「原発と人権」全国研究・交流集会は、反核法律家協会、国際法律家協会、自由法曹団、青法協、日民協などの各法律家団体、日本科学者会議、日本ジャーナリスト会議、などが参加団体となり、2012年4月7日（土）、8日（日）の2日間、福島大学キャンパス内で、第1回目が、開催されました。その名の通り、「原発と人権」は両立しないという観点から、多様なテーマを取り上げ、原発問題に取り組む法律家、科学者、ジャーナリストなどが学習交流を行うものでした。

初日全体会の基調講演では、長年、原発関係訴訟（高速増殖炉「もんじゅ」訴訟、浜岡原発運転差止訴訟など）に携わってきた海渡雄一弁護士に、「福島第一原発事故の原因と責任」と題して、今回の東京電力原発事故の被害実態、原子力発電の持つ危険性、従来の原発関係訴訟における裁判所の誤り、そして、今後あるべき、被害者救済、脱原発の道などをお話しいただきました。

次に、「現地首長は訴える」と題して、今回の原発事故で、全村避難となった福島県飯舘村の菅野村長をお招きし、全村被害によって、村の住民の方々が分散し（同じ家族でも分散せざるをえなくなった現状）、村が分断されてしまった状況などについてお話しいただきました。また、東電福島第一原発立地自治体である双葉町の井戸川町長（当時）からは、「国と東電の説明を信じて来たことを悔いている、お詫びを申しあげたい」旨お話しいただきました。

二日目分科会では、以下の通り、6つの分科会が行われました。

第1分科会「放射能の影響とどう向き合うか」

第2分科会「傷つき、破壊されたコミュニティの回復のために」

第3分科会「被災者救済のための『完全被害回復』・『完全賠償』を」

第4分科会「脱原発の司法判断を求めて」

第5分科会「原水爆被爆者の運動に学ぶ—広島・長崎から福島へ—」

第6分科会「原発報道を考える」

このような多様な観点からの分科会が行われ、結果、500人の方々にご参加いただき、大成功の内に終了致しました。

その後、2014年4月5日（土）、7日（日）の2日間、同じく福島大学キャンパス内で、第2回目が行われました。内容は以下のとおりです。

初日全体会

基調講演：柳田邦男（ジャーナリスト）

報告：真木實彦（福島大学名誉教授）

被害者・市民の訴え

現地首長の訴え

特別講演：ミシェル・プリウール（リモージュ大学名誉教授）

総括報告：丹波史紀（福島大学准教授）

二日目分科会

第1分科会：「被害者訴訟原告団・みんなで交流～私たちが求めるもの、私たちが目指すもの～」

第2分科会：「原発事故被害の賠償－損害と責任」

第3分科会：「脱原発を実現するために」

第4分科会：「原発事故報道3年－伝えたこと・伝えなかったこと」

第5分科会：「人権は核と共存できない～脱原発と核兵器廃絶・国際ネットワーク」

さらに、本年3月19日（土）、20日（日）に、第1回、及び、第2回と同じく、福島大学キャンパスにて、「第3回『原発と人権』全国研究集会 in 福島」が開催されました。内容は以下のとおり。

初日全体会

報告「福島第一原発は今どうなっているのか」

「最新の映像で見る福島第一原発の現状」

山川剛史さん（東京新聞・原発取材班キャップ）

「福島第一原発…原子炉の状況と廃炉の技術的展望」

筒井哲郎さん（原子力市民委員会・プラント技術者の会）

被災当事者・訴訟原告達は訴える

脱原発原告団全国連絡会から 大石光伸さん

原発被害者訴訟原告団全国連絡会から 早川篤雄さん

区域外避難者（住宅支援打ち切りに悩む） 森松明希子さん

区域内避難者（避難指示解除と支援の打ち切りに直面する） 金井直子さん

区域内の線引きに悩む被災者 清野賢一さん

廃村・棄民政策に直面する被災者 今野秀則さん

報告

「現在の復興政策の問題点とあるべき復興政策」

鈴木浩さん（福島大学名誉教授・元福島県復興計画策定委員会委員長）

報告

「この5年間の原発関連訴訟の到達点と問題点」

井戸謙一さん（元裁判官・弁護士）

特別緊急報告

「裁判所による現地検証手続の報告」 渡辺登代美さん（弁護士・生業弁護団）

「東電社長等の刑事訴追の報告」 河合弘之さん（弁護士）

報告

「原発被害を権利の面からどう捉えられるか。法的責任論をどう構築するか」

淡路剛久さん（日本環境会議名誉理事長・立教大学名誉教授）

二日目分科会

第1分科会：「原発事故の救済と差止め」

第2分科会：「原発ゼロ社会に向けて」

第3分科会：「核兵器と原発」

第4分科会：「現場の取材と報道－課題と問題点」

第5分科会：「政府の帰還政策を問う」

第6分科会：「原発被害者・支援交流集会」

これらの集会の様子などについては、「原発と人権」のHPを参照してください。

→ <http://genpatsu-jinken.net/09event/index.html#2016>

2 現安倍内閣による「帰還政策」と同ネットワークによる政策提言

そんな中、現安倍内閣は、本年の3月末日をもって避難指示を解除し帰還を強制しようとの政策を明確にしております。しかしながら、被災市民が従前居住していた「ふるさと」は、山林の除染が手付かずであることや避難指示の解除後の住民の帰還が放射能に対する不安からほとんど期待できないことなど、憂いなく帰還する環境は全く整備されておられません。この段階での先の政府の帰還政策は被災住民の不安や希望を無視した帰還の強制と経済援助の打ち切りを強行するものに過ぎません（なお、現内閣は、昨年12月20日付で、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」とする閣議決定を行っています。この内容についても、慎重な検討が必要です。閣議決定は、下記のとおり。）。

→ http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu/pdf/2016/1220_01.pdf

このような政府の人権無視の政策をただ傍観しておくことは許されるものではありません。そこで、「原発と人権」ネットワークとして、「原発問題に関する政策提言PT」を起ち上げ、これまで被災市民の生活と人権の回復のために真摯に活動されてきている貴団体と連帯して被災市民の側に立つ政策提言を緊急に打ち出すことを考えています。このような動機からPTではすでに何度か議論を重ねて政策提言に関する文書を作成中であります。

今後、本年2月中に、政策提言の内容を作成の後、翌3月中に、記者会見、院内集会、要請行動を予定しています。



発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014

東京都文京区関口 1-8-6 202

電話 03(5227)8255

FAX 03(5227)8257

URL <http://www.jlaf-tokyo.jp/>